柏市地域防災計画

資料編

令和９年３月
修正

柏市地域防災計画

資　料　編

資料編目次

共通編　第１章　総則 1

資料１　柏市防災会議条例 2
資料２　市の社会条件 4
資料３　市の概況（河川・沼） 5
資料４　災害履歴（地震） 8
資料５　土砂災害発生の恐れがある箇所 9
資料６　雨の強さと降り方の目安 15
資料７　災害履歴（水害） 16

共通編　第２章　予防計画 39

資料８　非常持出品リスト 40
資料９　自主防災組織の活動内容の一例と活動資機材の一例 41
資料 10　災害ボランティア活動の一例 42
資料 11　上下水道施設の整備（詳細） 43
資料 12　指定緊急避難場所・指定避難所一覧 44
資料 13　指定緊急避難場所・指定避難所の指定箇所数 54
資料 14　避難所の施設整備時の留意点 55
資料 15　指定電話・連絡責任者一覧 56
資料 16　柏市災害対策本部条例 58
資料 17　応援協定締結自治体 59
資料 18　災害時に関する各種協定締結一覧表 60
資料 19　柏市防災行政無線（固定系）屋外子局設置場所一覧 70
資料 20　柏市防災行政無線（固定系）個別受信機設置場所一覧 73
資料 21　災害用 IP 無線配布場所一覧 74
資料 22　情報通信設備 82
資料 23　千葉県防災行政無線 83
資料 24　柏市防災行政無線（固定系） 85
資料 25　地区災害対策本部 86
資料 26　主な備蓄品の目標と実績 87
資料 27　コミュニティエリア別防災資源一覧 88
資料 28　主な防災備蓄品一覧 91
資料 29　応急給水所について 92
資料 30　給水施設一覧 93
資料 31　応急給水優先病院一覧 95

資料 32　県指定の緊急輸送道路 96
資料 33　ヘリコプター臨時離発着場一覧 98
資料 34　避難所運営組織の役割と構成 99
資料 35　避難行動要支援者名簿に掲載する対象者の範囲 100
資料 36　避難行動要支援者の現況 101
資料 37　浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内　要配慮者利用施設一覧 102
資料 38　要配慮者の特徴と配慮 104
資料 39　水防の責任 105
資料 40　指定水防管理団体の水防事務 107
資料 41　水防活動等における安全配慮 108
資料 42　危険度評定基準（千葉県管理河川） 109
資料 43　重要水防箇所評定基準（国土交通省管理河川） 110
資料 44　水防倉庫設置場所 111
資料 45　水防資器材整備基準 112
資料 46　竜巻などの激しい突風に関する気象情報について 113
資料 47　火山情報 114
資料 48　危険物対策（詳細） 117
資料 49　放射性物質事故対策（詳細） 118

震災編　第１章　応急対策計画 120

資料 50　職員配備体制 121
資料 51　警戒本部の構成と協議事項 122
資料 52　災害対策本部の組織図 123
資料 53　柏市災害対策本部の事務分掌 124
資料 54　代替本部 142
資料 55　本部長不在時の職務代行 143
資料 56　内部活動報告 144
資料 57　関係機関通知先 145
資料 58　地区災害対策本部の連携（イメージ） 146
資料 59　通信統制 147
資料 60　市内部の通信手段 148
資料 61　市外部（防災関係機関）との通信手段 149
資料 62　地震発生時に直ちに収集すべき情報（全体像の早期把握） 150
資料 63　情報収集の手段（現地調査からの情報収集） 151
資料 64　県の報告様式 152
資料 65　伝達手段 173
資料 66　市による災害時広報の内容 174
資料 67　被害の認定基準 175
資料 68　関係機関による災害時広報の内容 179

資料 69　報道要請 181
資料 70　消防初動活動体制 182
資料 71　消防団の災害活動 183
資料 72　柏市の消防体制 184
資料 73　交通規制道路 185
資料 74　初動医療救護体制 186
資料 75　医療提供方針 187
資料 76　災害発生後の時間経過と医療救護活動の変化 188
資料 77　救護本部の活動内容 189
資料 78　トリアージ・タッグ 190
資料 79　災害拠点病院・災害医療協力病院 191
資料 80　医薬品・医療材料の供給 192
資料 81　災害時における医薬品等の確保体制 193
資料 82　救護活動 194
資料 83　緊急応援要請 195
資料 84　自衛隊の災害派遣を要請できる範囲 197
資料 85　自衛隊県内部隊連絡先 198
資料 86　千葉県緊急消防援助隊受援計画における活動拠点及び県救助部隊・消火部隊拠点 199
資料 87　自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼） 200
資料 88　避難情報について 201
資料 89　避難者カード 202
資料 90　避難所日誌の書式 203
資料 91　避難所入所記録簿の書式 204
資料 92　輸送道路の確保をするための作業 205
資料 93　緊急輸送（通行）車両確認証明書等 206
資料 94　緊急輸送関係の様式 209
資料 95　物品の受け払い簿の書式 213
資料 96　遺体収容から引き渡しまでの流れ 214
資料 97　安否不明者の氏名情報等の公表 215
資料 98　安否不明・遺体対応の手続きフロー 216
資料 99　安否不明者の捜索受付から火・埋葬までの各様式 218
資料 100　火葬場の所在地 228
資料 101　河川施設管理体制 229
資料 102　応急仮設住宅建設候補地一覧 230
資料 103　ごみ処理施設の現況・仮置き場の選定 231
資料 104　仮設トイレの設置 232
資料 105　収集・処理の応援要請 233
資料 106　応急教育の実施 234
資料 107　災害救助法の適用基準 235

資料 108　災害救助法による救助の程度、方法及び期間……236
資料 109　南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ・発表後の対応期間……241

震災編　第２章　復旧・復興計画……242

資料 110　罹災証明・被災届出証明の発行……243
資料 111　住家被害程度の認定基準……244
資料 112　家屋被害調査票……246
資料 113　罹災証明申請……247
資料 114　被災者支援事業一覧……248
資料 115　支援金の支給・貸付……249
資料 116　被災者生活再建支援金の支給の手続き……250
資料 117　義援金品受入・配分……251
資料 118　義援金品領収書の書式……252
資料 119　激甚災害指定の手続き……253
資料 120　激甚災害指定基準……254
資料 121　局地激甚災害指定基準……256
資料 122　災害復旧事業計画・震災復興事業……258

風水害編　第１章　応急対策計画……259

資料 123　配備基準（風水害等）……260
資料 124　配備検討の流れ図……264
資料 125　配備検討会議の構成等……265
資料 126　警戒本部の組織……266
資料 127　水防本部　組織図【水防】……267
資料 128　水防本部　事務分掌【水防】……268
資料 129　水防配備体制と活動内容【水防】……269
資料 130　水防本部職員動員計画【水防】……271
資料 131　水防本部　消防機関の出動体制【水防】……272
資料 132　水防報告（緊急報告事項）【水防】……273
資料 133　水防報告（水防顛末報告事項）【水防】……274
資料 134　気象情報の種類と発表基準……275
資料 135　水防警報の種類、内容及び発表基準……277
資料 136　直轄河川重要水防箇所一覧表……278
資料 137　警報等の種類・発表基準【水防】……287
資料 138　基準水位観測所……298
資料 139　情報の伝達目安、手段と内容……299
資料 140　異常現象発見時の通報……300
資料 141　水防活動における情報伝達……303
資料 142　警戒区域が設定される場合……307

資料 143　浸水想定区域における避難情報の発令基準 308
資料 144　避難指示等の発令の判断基準の整理 313
資料 145　避難指示等の発令の判断基準の整理 314
資料 146　水防活動書類様式 316
資料 147　市内の樋管設置場所 322
資料 148　交通量による除雪目標と内容の一般基準 323

大規模事故編　第１章　応急・復旧・復興対策計画 324

資料 149　事故警戒本部 325
資料 150　危険物災害対策計画における応急対策 326
資料 151　危険物施設設置状況 327
資料 152　高圧ガス災害対策における応急対策 328
資料 153　火薬類災害対策における応急対策事項 329
資料 154　火薬類取扱事業所 330
資料 155　毒物劇物災害対策における応急対策事項 331
資料 156　航空機災害対策における応急対策事項 332
資料 157　航空機災害（民間等航空機の場合）の情報伝達系統図 334
資料 158　航空機災害（自衛隊機の場合）の情報伝達系統図 335
資料 159　鉄道災害対策における応急対策事項 336
資料 160　鉄道災害時の情報伝達系統図 337
資料 161　鉄道事業者による応急・復旧対策の概要 338
資料 162　道路災害対策における応急対策事項 341
資料 163　水道水質事故対策における応急対策事項 343
資料 164　富士山等の噴火に伴う降灰対策の配備体制 344
資料 165　富士山等の噴火に伴う降灰対策事項 345
資料 166　放射性物質事故の応急対策事項 350
資料 167　OILと防護措置について 352
資料 168　食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準 353

共通編

第１章　総則

資料１　柏市防災会議条例

柏市防災会議条例

昭和 37 年 9 月 28 日
条例第 32 号

（趣旨）

第 1 条　この条例は，災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定により，柏市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条　防災会議は，次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 柏市地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。

(2) 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。

(3) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(4) 前号に規定する重要事項に関し，市長に意見を述べること。

(5) 前各号に掲げるもののほか，法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条　防災会議は，会長及び委員をもって組織する。

2　会長は，市長をもって充てる。

3　会長は，会務を総理する。

4　会長に事故があるときは，あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5　委員は次に掲げる者をもって充て，その定数は 45 人以内とする。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(2) 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者

(3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(5) 教育長

(6) 消防局長及び消防団長

(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

(9) その他市長が必要と認め委嘱する者

6　前項第 7 号から第 9 号までの委員の任期は，2 年とする。ただし，補欠の委員の任期は，その前任者の残任期間とする。

7　前項の委員は，再任されることができる。

（専門委員）

第 4 条　防災会議に，専門の事項を調査させるため，専門委員を置くことができる。

2　専門委員は，関係地方行政機関の職員，千葉県の職員，本市の職員，関係指定公共機関の職員,関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから，市長が委嘱又は指名する。

3　専門委員は，当該専門の事項に関する調査が終了したときは，解任されるものとする。

（議事等）

第 5 条　前各条に定めるもののほか，防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は，会長が防災会議に諮つて定める。

附　則（省略）

資料２　市の社会条件

１　交通

⑴ 道路

柏市域を東西に国道 6 号、南北に国道 16 号が市を 4 分割するように通っている。また、常磐自動車道が市北部を通り国道 16 号と交差する場所に柏インターチェンジが設置されている。これらの間を県道、市道が縦横に配置されている。国道、県道の舗装率は約 100%、市道は 87.3%（令和 8 年 3 月 31 日時点）となっている。

災害時には、県指定の常磐自動車道、国道 6 号、国道 16 号、国道 464 号等が緊急輸送道路となる。

⑵ 鉄道

柏駅を中心に東西に東日本旅客鉄道㈱（常磐線）、南北に東武鉄道㈱（東武アーバンパークライン）が通っており、駅はそれぞれ 3 駅、6 駅の合計 9 駅が設置されている。また、市北部に首都圏新都市鉄道㈱（つくばエクスプレス）が通っており、2 駅が設置されている。この他、市南端に北総鉄道㈱（北総線）が通っているが、駅は無い。

中でも柏駅は、東日本旅客鉄道㈱（常磐線）と東武鉄道㈱（東武野田線）が交差したターミナル駅となっている。

２　産業経済

⑴ 商業

柏市には市街地に加え、幹線道路沿いにも多様な商業施設が数多く集積し、周辺市からの購買力も吸引するなど商業機能が充実している。しかし近年、柏駅周辺地区の商業施設の勢いがやや頭打ちとなっていることなどを背景に、年間商品販売額はわずかながら減少傾向にある。今後も年間商品販売額は高水準を維持するものの、全国的な人口減少や都市間競争の激化などを背景に緩やかな減少基調で推移することが想定される。

⑵ 工業

本市には十余二工業団地など 9 つの工業団地が立地しているが、その多くが昭和 40 年代に形成されたもので、老朽化が進んでいる。また、近年の市内からの工場移転の動きなども背景に、本市の製造業は、従業者数、製造品出荷額等ともに減少傾向にある。

⑶ 農業

本市は、有数の野菜産地として都市農業が盛んである一方、農業従事者の高齢化や後継者不足による農地の耕作放棄地化などの問題が深刻化している。

資料３　市の概況（河川・沼）

１　河川・沼及び風水害の危険

利根川や下水道等の整備により、大きな浸水被害は減少している。しかし、一方で土地利用や都市化の進展により、出水の危険が増大する面もある。

柏市に影響のある主な河川･沼及び柏市の市域にかかわる水害の危険性を､以下に概説する。特に注意を必要とする区域及び場所については「資料 136　直轄河川重要水防箇所一覧」に示すとおりである。

(1) 利根川

利根川は直轄河川として国が直接改修工事を行っているが、柏市の場合その中流部にあたり、治水利水とも重要な河川で、上流は野田市境より、下流は我孫子市境までの右岸堤防約 8.2km の延長にわたっている。

利根川は国の直轄河川であり、柏市船戸山高野地先から我孫子市青山地先に至る右岸堤防が水害の影響区間である。この堤防の一部、我孫子市青山地先に越流堤があり、堤防の上端を上回る水位の時は越流させることにより一時、田中調節池に遊水させ、洪水の調整を図っている。したがって、柏区間に 8.2km の囲繞堤と 10.0km の周囲堤があり、その中が調節池として使用されている。平時はこの調節池を農地として活用しているが近年、台風や集中豪雨等で利根川上流地域に大雨が降った際には、利根川が増水して越流堤を超えやすい現況であり、その都度農産物に被害が及んでいる。

(2) 利根運河

利根運河は利根川と江戸川を結ぶ運河で、利根川から江戸川に向けて右岸を野田市、左岸を柏市、流山市を通り延長は約 8.0km（柏市にかかる箇所は約 3.7km）にわたっている。

利根運河は、利根川と江戸川を結ぶ運河として 1890 年(明治 23 年)6 月に完成した。水運の要所として多くの船が行き交ったが、鉄道や車の発達により徐々に衰退、昭和 16 年 12 月の大洪水で水堰橋が破壊、利根河口が閉鎖される。昭和 50 年 6 月利根河口に 5 基の水中ポンプを設けて利根川からの利水を目的に導水を開始。平成 12 年 4 月北千葉導水路の完成により、ポンプ 3 基を撤去し、環境用水として導水が行われており、現在でも利根川の洪水を受入れる分派河川として重要な役割を担っている。

(3) 手賀沼及び手賀川

手賀沼は利根川水系に属し、その周辺は 16.7km にわたり東に印西市、西に柏市、北に我孫子市、南に白井市と 4 市にわたっており、柏市が占める周長は、約 9.0km になる。

手賀川は手賀沼（片山新田地先）から利根川（印西市六軒地先）に至る延長約 7.7km(柏市にかかる箇所は約 4.3km)にわたっている。

手賀川は手賀沼（片山新田地先）から利根川（印西市六軒地先）に至り、手賀沼の水を利根川に排水するための重要な河川である。

手賀沼は昭和 13 年と昭和 16 年の沼水位 YP+5.4mに達した時、柏市（当時柏町）も沼周辺の耕地は壊滅的な水害を被っているが、その後、昭和 31 年 11 月 16 日に農林省により、手賀川と利根川の合流部に 400ＫＷのモーターと横軸斜流ポンプ 6 台が装備された手賀排水機場

が印西市（当時木下町）に設置竣工され、更に昭和 42 年 2 月には、柏市（当時沼南町）片山地先の手賀沼から手賀川への流入箇所に利根川のローラーゲートの主水門 3 連と、舟通し門 2 門を装備した手賀沼調節水門が完成した。この水門により沼の湛水を調節、また、洪水前には予備放流等で調節し、更に利根川が洪水時で沼より水位が高くなっていても、排水ポンプの可動により利根川に放流することができ、また、北千葉導水事業においても新たに排水機場を整備し、利根川に放流することができるようにしている。しかし、都市化の進展により農地での湛水被害が発生する傾向があるため、手賀排水機場の機能増強が早急に必要となっている。

⑷ 大堀川

大堀川は源を柏市大青田新田地先の洪積台地に発し、途中、水田地帯を湿し、呼塚地先にて支川と合流して、根戸新田地先で手賀沼に至っている。流路の全延長は約 6.9km、流域面積は 3,097ha である。この大堀川は昭和 44 年 4 月に、一級河川に編入され、左岸は柏市高田字西前田から、右岸は柏市篠籠田字寺前から手賀沼合流点に至る 5.47km である。

大堀川及び大津川とも手賀沼に流入する河川であり、大堀川は、時間降雨量 50㎜ の河道計画に対し、30㎜ 規模で整備されている。また、大津川は、河口部から約 4.7km の区間で時間降雨量概ね 50㎜ 規模で整備されている。

両河川において、未改修部分や計画規模を超える降雨時には、周辺農地への溢水、排水不良等が考えられる。また、急速な市街地化に伴って各所で宅地開発工事等が進行しているので、早期に河川敷の計画、入手、改修が望まれている。

⑸ 大津川

大津川は源を鎌ケ谷市中部に発し、高柳地先から柏市に入り、手賀沼土地改良区内の水田地帯を通り、途中準用河川上大津川と合流して、戸張新田地先で手賀沼に至っている。流路の全延長は約 7.9km、流域面積 3,589ha で、大堀川と同じく昭和 40 年 4 月に一級河川に編入されている。高柳字上砂地先から手賀沼合流点に至る 7.1km である。

利根川水系にある利根土地改良区内用排水路には、利根川増水時に越流堤から水が流入する。

２　河川の管理

柏市に影響のある主な河川及び沼の管理者は、次のとおりである。

表　河川の管理者等

管理者	管理河川等
国土交通大臣	利根川、利根運河、手賀川
千葉県知事	大堀川、大津川、手賀沼、下手賀沼、下手賀川、亀成川、浦部川、和泉川、鹿黒川、大森川、古新田川
市長	諏訪下川、上大津川、上大津川支川

資料４　災害履歴（地震）

江戸時代以降、柏市に影響を及ぼしたと推定される主な地震は、次のとおりである。

発生日：西暦（日本歴）	震源域・規模	被害状況
1703 年 12 月 31 日 （元禄 16 年）	房総沖 M7.9～8.2	（元禄地震） 関東地方の南部の広い範囲で震度 6 相当の揺れがあり、房総半島や相模湾の沿岸部に津波が襲来する。全体として、死者 10，000 人以上の被害となる。
1707 年 10 月 4 日 （宝永 4 年）	紀伊半島沖 M8.4～8.7	（宝永地震） 東海地方沿岸部から四国にかけての広い範囲で震度 6 以上の揺れがあり、太平洋沿岸部を中心に大津波が襲来する。少なくとも、死者 20，000 人以上と言われる。東葛飾郡誌には「この地方一帯大地震、暴風と重なる」と記述がある。49 日後には富士山が噴火し、船橋で 3～4 寸の降灰があった。
1855 年 11 月 11 日 （安政 2 年）	東京湾北部 M7.2	（安政江戸地震） 東京都東部、千葉県北西部、埼玉県東部などで震度 6 相当の揺れが生じ、各所で火災、液状化が起きる。全体として死者 7，000 人以上の被害となる。
1923 年 9 月 1 日 （大正 12 年）	相模湾 M7.9	（関東大震災） 関東地方の南部を中心に広い範囲で震度 6 を観測。地震直後に発生した火災が被害を大きくし、東京、神奈川を中心に 10 万人以上の死者を出した。千葉県内の死者は 1，335 人。 【柏市史による被害の記述】 ○根戸下・呼塚中間地点で貨車が脱線し東京との往来途絶、流言蜚語流れ人心動揺す ○地割し、噴水、堤防の亀裂、陥落、石碑の倒壊、屋根瓦の落下、家屋の損傷実に甚し、幸い人畜に死傷なかりし ○土村に於ける震災被害程度は､建物に僅に毀損せしのみにして人畜其他に被害なかりき ○運河堤塘大亀裂、堤塘復旧に着手して五千数百の人夫を費す
1987 年 12 月 17 日 （昭和 62 年）	九十九里浜付近 M6.7	（千葉県東方沖地震） 山武、長生郡市を中心に、崖崩れ、道路の亀裂、陥没、堤防の沈下、液状化現象等が多数発生した。千葉県全体で死者 2 人
2011 年 3 月 11 日 （平成 23 年）	三陸沖 M9.0	（東日本大震災） 東北沿岸部に大津波が襲来。東京湾沿岸部等で液状化。 （全体被害） 千葉県内の死者は 22 人（行方不明 2 人）。柏市では震度 5 強を記録し、鉄道の運行停止により多くの帰宅困難者が発生。 ○　人的被害　死者 1 人　中等症 6 人　軽症 16 人 ○　建物被害　全壊 1 棟、半壊 16 棟、一部破損 4，750 棟 ○　道路損壊　143 件 ○　水道被害　28 件 （令和 3 年 8 月 6 日時点）

資料５　土砂災害発生の恐れがある箇所

令和８年 10 月時点

箇所番号	箇所名	所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定
Ⅰ-041K2001	あかね町１	あかね町	○
Ⅱ-041K2002	あけぼの１	あけぼの３丁目	○
Ⅱ-1049	大井２	大井	○
Ⅰ-031K2061	小金１	酒井根	○
Ⅰ-031K2069	小金原３	酒井根	○
Ⅰ-031K2072	小金原６	酒井根、西山１丁目、西山２丁目	○
Ⅰ-041K2003	しいの木台１	しいの木台１丁目、高柳	○
Ⅰ-041K2078	中新宿３	中新宿１丁目	○
Ⅰ-041K2079	中新宿４	中新宿３丁目、松戸市根木内	○
Ⅰ-033K2016	中新宿６	中新宿１丁目	○
Ⅰ-041K2035	根戸２	根戸	○
Ⅱ-033K2044	野々下１	野々下２丁目、豊四季	○
Ⅱ-041K2129	野々下４	流山市野々下２丁目、柏市豊四季	○
Ⅱ-041K2130	野々下５	流山市野々下２丁目、柏市豊四季	○
Ⅰ-041K2004	永楽台１	永楽台２丁目、新柏３丁目	○
Ⅰ-041K2005	加賀１	加賀３丁目	○
Ⅱ-1007	花野井１	花野井台ノ山	○
Ⅱ-041K2008	花野井 10	花野井	○
Ⅱ-041K2009	花野井 11	花野井	○
Ⅱ-041K2010	花野井 12	花野井、新利根	○
Ⅱ-1008	花野井２	花野井古谷前	○
Ⅱ-1009	花野井３	花野井葉能台	○
Ⅱ-1011	花野井４	花野井三畝割	○
Ⅰ-041K2007	花野井５	花野井、布施	○
Ⅰ-041K2011	花野井６	花野井、大室	○
Ⅰ-041K2012	花野井７	花野井	○
Ⅰ-041K2013	花野井８	花野井	○
Ⅱ-041K2006	花野井９	花野井	○
Ⅰ-041K2014	関場町１	関場町、名戸ケ谷	○
Ⅰ-041K2016	岩井１	岩井、岩井新田、手賀の杜２丁目	○

Ⅱ-041K2015	岩井２	岩井	○
Ⅱ-1019	逆井１	逆井、藤ノ台、北ノ台	○
Ⅱ-7028	逆井２	逆井小山	○
Ⅱ-7029	逆井３	逆井小山	○
Ⅱ-041K2018	逆井４	逆井	○
Ⅱ-1071	金山１	金山、北谷津口	○
Ⅱ-1072	金山２	金山、北谷津口	○
Ⅱ-041K2019	金山３	金山	○
Ⅱ-041K2021	金山４	金山	○
Ⅱ-041K2022	金山５	金山、泉	○
Ⅰ-0239	戸張	東柏２丁目	○
Ⅰ-041K2024	戸張１	戸張	○
Ⅰ-041K2025	戸張２	戸張	○
Ⅰ-041K2026	戸張３	戸張、柏	○
Ⅰ-041K2027	戸張４	戸張	○
Ⅱ-041K2028	高田１	高田	○
Ⅱ-1078	高柳１	高柳	○
Ⅰ-041K2030	高柳２	高柳、しいの木台１丁目、高柳新田	○
Ⅱ-041K2031	高柳３	高柳	○
Ⅱ-041K2032	高柳４	高柳	○
Ⅱ-041K2033	高柳５	高柳	○
Ⅱ-041K2034	高柳６	高柳	○
Ⅰ-1279	腰巻	布瀬腰巻	○
Ⅱ-031K2178	根木内１１	中新宿３丁目	○
Ⅰ-031K2047	根木内４	中新宿３丁目	○
Ⅱ-031K2043	根木内６	光ケ丘２丁目	○
Ⅰ-041K2037	篠籠田１	篠籠田	○
Ⅱ-041K2038	若白毛１	若白毛	○
Ⅱ-1063	手賀１	手賀	○
Ⅱ-1064	手賀２	手賀	○
Ⅱ-1065	手賀３	手賀太田	○
Ⅱ-1066	手賀４	手賀太田	○
Ⅱ-1067	手賀５	手賀太田	○
Ⅱ-1068	手賀６	手賀船戸	○
Ⅱ-041K2039	手賀７	手賀	○
Ⅱ-041K2042	手賀８	手賀	○

Ⅱ-041K2043	手賀９	手賀	○
Ⅰ-041K2045	酒井根１	酒井根６丁目	○
Ⅰ-041K2046	酒井根２	酒井根６丁目、東山１丁目、西山１丁目	○
Ⅱ-041K2044	酒井根３	酒井根	○
Ⅰ-0240	松ヶ崎１	松ヶ崎腰巻	○
Ⅱ-1012	松ヶ崎２	松ヶ崎須賀	○
Ⅱ-1013	松ヶ崎３	松ヶ崎須賀	○
Ⅰ-041K2050	松ケ崎４	松ケ崎	○
Ⅰ-041K2051	松ケ崎５	松ケ崎	○
Ⅱ-041K2047	松ケ崎６	松ケ崎	○
Ⅱ-041K2048	松ケ崎７	松ケ崎	○
Ⅱ-041K2049	松ケ崎８	松ケ崎	○
Ⅱ-041K2052	松ケ崎９	松ケ崎	○
Ⅰ-0255	上柳戸	柳戸	○
Ⅰ-2018	新逆井１	新逆井１丁目	○
Ⅱ-1056	泉１	泉	○
Ⅱ-041K2060	泉１０	泉、片山	○
Ⅱ-1057	泉２	泉山中	○
Ⅱ-1058	泉３	泉山中	○
Ⅱ-1059	泉４	泉山中	○
Ⅱ-041K2054	泉５	泉	○
Ⅱ-041K2055	泉６	泉、柳戸	○
Ⅱ-041K2056	泉７	泉	○
Ⅱ-041K2057	泉８	泉、泉村新田	○
Ⅱ-041K2058	泉９	泉、泉村新田	○
Ⅰ-041K2062	船戸山高野１	船戸山高野、船戸	○
Ⅰ-041K2065	増尾１	増尾１丁目、増尾２丁目	○
Ⅱ-041K2063	増尾２	増尾、増尾８丁目	○
Ⅱ-041K2064	増尾３	増尾	○
Ⅰ-041K2067	増尾台１	増尾台２丁目	○
Ⅱ-041K2071	大井１０	大井	○
Ⅱ-041K2072	大井１１	大井、大井新田	○
Ⅱ-1050	大井３	大井、中ノ橋	○
Ⅱ-1066	大井４	大井	○
Ⅰ-050002	大井５	大井	○
Ⅰ-050003	大井６	大井	○

Ⅱ-041K2068	大井７	大井	○
Ⅱ-041K2069	大井８	大井	○
Ⅱ-041K2070	大井９	大井	○
Ⅰ-041K2073	大室１	大室	○
Ⅰ-041K2074	大室２	大室	○
Ⅰ-041K2075	大室３	大室	○
Ⅱ-1016	中新宿１	中新宿１丁目	○
Ⅰ-041K2077	中新宿２	中新宿１丁目	○
Ⅰ-041K2080	中新宿５	中新宿３丁目	○
Ⅱ-1070	塚崎１	塚崎	○
Ⅱ-041K2082	塚崎２	塚崎、高柳	○
Ⅱ-041K2083	塚崎３	塚崎	○
Ⅱ-1017	東山１	東山２丁目	○
Ⅰ-041K2086	東山２	東山２丁目、酒井根	○
Ⅰ-041K2087	東山３	東山２丁目	○
Ⅱ-041K2023	東柏１	東柏１丁目、戸張	○
Ⅱ-1075	藤ヶ谷１	藤ヶ谷、大作	○
Ⅱ-1077	藤ヶ谷３	藤ヶ谷、馬場	○
Ⅱ-041K2089	藤ケ谷４	藤ケ谷	○
Ⅱ-041K2091	藤ケ谷５	藤ケ谷	○
Ⅱ-041K2092	藤ケ谷新田１	藤ケ谷新田、藤ケ谷	○
Ⅰ-041K2094	藤心１	藤心１丁目	○
Ⅱ-041K2093	藤心２	藤心	○
Ⅰ-0254	納屋	布瀬納屋	○
Ⅱ-7027	柏１	柏大穴	○
Ⅰ-041K2106	柏１０	柏７丁目、桜台、柏	○
Ⅱ-041K2095	柏１１	柏	○
Ⅱ-041K2096	柏１２	柏	○
Ⅰ-041K2099	柏２	柏、柏下	○
Ⅰ-041K2100	柏３	柏、柏下	○
Ⅰ-041K2101	柏４	柏	○
Ⅰ-041K2102	柏５	柏、柏下	○
Ⅰ-041K2103	柏６	柏、柏下	○
Ⅱ-041K2105	柏７	柏	○
Ⅰ-041K2097	柏８	柏	○
Ⅰ-041K2098	柏９	柏	○
Ⅰ-0256	品川根	高柳品川根	○

Ⅱ-1010	布施１	布施東	○
Ⅰ-041K2109	布施２	布施	○
Ⅱ-041K2108	布施３	布施	○
Ⅱ-041K2110	布施４	布施、布施下	○
Ⅱ-041K2111	布施５	布施、布施下	○
Ⅰ-041K2112	布施新町１	布施新町４丁目、布施新町３丁目	○
Ⅰ-041K2113	布施新町２	布施新町４丁目	○
Ⅱ-041K2118	布瀬１０	布瀬	○
Ⅱ-041K2119	布瀬１１	布瀬	○
Ⅱ-041K2120	布瀬１２	布瀬	○
Ⅱ-041K2121	布瀬１３	布瀬	○
Ⅱ-041K2122	布瀬１４	布瀬	○
Ⅱ-1069	布瀬４	布瀬宮前	○
Ⅱ-1073	布瀬５	布瀬腰巻	○
Ⅱ-1074	布瀬６	布瀬木崎	○
Ⅱ-041K2114	布瀬７	布瀬	○
Ⅱ-041K2115	布瀬８	布瀬	○
Ⅱ-041K2117	布瀬９	布瀬	○
Ⅱ-1060	片山１	片山北ノ作	○
Ⅱ-1062	片山３	片山述内	○
Ⅲ-1068	片山４	片山	○
Ⅱ-041K2124	片山５	片山	○
Ⅱ-041K2125	片山６	片山	○
Ⅱ-041K2139	片山７	片山、柳戸	○
Ⅱ-1015	豊四季１	豊四季笹原	○
Ⅰ-041K2127	豊四季２	豊四季	○
Ⅰ-041K2128	豊四季３	豊四季	○
Ⅰ-055001	箕輪３	箕輪	○
Ⅰ-055002	箕輪４	箕輪	○
Ⅰ-050001	箕輪５	箕輪	○
Ⅰ-050004	箕輪６	箕輪	○
Ⅰ-041K2131	箕輪７	箕輪	○
Ⅰ-041K2133	箕輪８	箕輪	○
Ⅱ-041K2132	箕輪９	箕輪	○
Ⅱ-041K2134	箕輪新田１	箕輪新田	○
Ⅰ-0257	木崎	布瀬木崎	○
Ⅰ-041K2135	弥生町１	弥生町	○

資料５ 土砂災害発生の恐れがある箇所

Ⅰ-041K2137	弥生町２	弥生町、東台本町	○
Ⅱ-041K2136	弥生町３	弥生町	○
Ⅱ-041K2138	柳戸１	柳戸	○
Ⅱ-1053	鷲野谷１	鷲野谷	○
Ⅱ-1054	鷲野谷２	鷲野谷	○
Ⅱ-1055	鷲野谷３	鷲野谷	○
Ⅰ-041K2142	鷲野谷４	鷲野谷	○
Ⅱ-041K2140	鷲野谷５	鷲野谷	○
Ⅱ-041K2141	鷲野谷６	鷲野谷	○
Ⅱ-041K2143	鷲野谷７	鷲野谷	○
Ⅱ-041K2144	鷲野谷８	鷲野谷	○
Ⅱ-041K2145	鷲野谷９	鷲野谷	○
		指定数	188

※急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ

傾斜度 30 度以上、高さ 5 メートル以上の急傾斜地で、1 戸以上の人家（人家がなくても官公署、学校、病院等の公共的な施設等のある場所を含む。）に被害を及ぼすおそれのある箇所をいう。

上記の急傾斜地が被害を及ぼす可能性のある人家戸数が

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	５戸以上等
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	１～４戸
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ	被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内や人口が増加している市町村等で住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

資料６　雨の強さと降り方の目安

（気象庁：平成 12 年 8 月作成、平成 29 年 9 月一部改正）

<table>
<tr><th>1 時間雨量
(mm)</th><th>予報用語</th><th>人の受ける
イメージ</th><th>人への影響</th><th>屋内(木造住宅を想定)</th><th>屋外の様子</th><th>車に乗っていて</th></tr>
<tr><td>10 以上～
20 未満</td><td>やや強い雨</td><td>ザーザーと降る</td><td>地面からの跳ね返りで足元がぬれる</td><td>雨の音で話し声が良く聞き取れない</td><td rowspan="2">地面一面に水たまりができる</td><td></td></tr>
<tr><td>20 以上～
30 未満</td><td>強い雨</td><td>どしゃ降り</td><td rowspan="2">傘をさしていてもぬれる</td><td rowspan="3">寝ている人の半数くらいが雨に気がつく</td><td>ワイパーを速くしても見づらい</td></tr>
<tr><td>30 以上～
50 未満</td><td>激しい雨</td><td>バケツをひっくり返したように降る</td><td>道路が川のようになる</td><td>高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）</td></tr>
<tr><td>50 以上～
80 未満</td><td>非常に
激しい雨</td><td>滝のように降る（ゴーゴーと降り続く）</td><td rowspan="2">傘は全く役に立たなくなる</td><td rowspan="2">水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる</td><td rowspan="2">車の運転は危険</td></tr>
<tr><td>80 以上～</td><td>猛烈な雨</td><td>息苦しくなるような圧迫感がある
恐怖を感ずる</td></tr>
</table>

資料７　災害履歴（水害）

昭和 54 年以降の水害（旧沼南町については未計上）

年・月・日	昭和 54・10.19	昭和 55・11.25	昭和 56・8.23	昭和 56・10.22	昭和 57・4.15	昭和 57・6.19	昭和 57・6.20	昭和 57・8.1	昭和 57・9.12	昭和 57・9.25	昭和 57・11.30	昭和 58・6.9
原　　因	台風 20 号	雷　雨	台風 15 号	台風 24 号	低気圧	雷　雨	雷　雨	台風 10 号	台風 18 号	秋雨前線	低気圧	雷　雨
床上浸水		3		273		1			23		97	
床下浸水	13	7		432	8	20	39	―	50	6	446	1
降雨量（mm）	92.6	24.5	48.0	188.0	43.0	33.5	17.5	37.5	166.0	46.5	57.5	15.0
主な被害地域	花野井、増尾、根戸、柏七丁目	東台本町		増尾、加賀、酒井根、東中新宿、つくしが丘、逆井、高田、松ケ崎、豊四季、豊上町、永楽台、名戸ケ谷一丁目、根戸	逆井、加賀	高田、十余二、東中新宿	豊四季、十余二		高田、篠籠田、松ケ崎、逆井、酒井根、つくしが丘、東中新宿	逆井	増尾、加賀、東中新宿、つくしが丘、逆井、永楽台、名戸ヶ谷一丁目、東台本町、根戸	あけぼの二丁目
その他	風による屋根破損（高田・酒井根）		田中調節池冠水	※災害救助法適用				田中調節池冠水	田中調節池冠水			

年・月・日	昭和 58・6.26	昭和 58・7.27	昭和 58・7.28	昭和 58・8.15～17	昭和 58・8.22	昭和 58・9.1	昭和 59・7.11	昭和 59・7.15	昭和 60・4.23	昭和 60・6.20	昭和 60・6.30	昭和 60・8.10
原　因	集中豪雨	雷　雨	集中豪雨	台風5・6号	集中豪雨	雷　雨	雷　雨	低気圧	低気圧	低気圧	台風6号	雷　雨
床上浸水		1	1	1		4	79			2	2	
床下浸水	4	25	9	34	3	53	298	5	4	2	38	3
降雨量(mm)	3.0	68.0	17.5	132.0	17.0	15.0	50.0	14.0	51.0	105.0	145.5	52.0
主な被害地域	逆井	逆井、増尾、根戸、布施	逆井、東中新宿	逆井、東中新宿、つくしが丘、加賀	東中新宿、加賀	逆井、増尾、加賀、酒井根、東中新宿、つくしが丘	豊四季、豊町、増尾、つくしが丘、逆井、名戸ケ谷、加賀、逆井、東中新宿、酒井根	逆井	逆井、篠籠田	逆井、篠籠田	篠籠田、十余二、高田、豊四季、逆井	根戸
その他										道路冠水3 道路陥没1		道路冠水1

資料７ 災害履歴(水害)

年・月・日	昭和 62・8.18	昭和 63・6.18	昭和 63・8.11	昭和 63・9.25	平成元・8.6	平成元・9.20	平成 2・5.8	平成 3・8.1	平成 3・8.12	平成 3・8.21	平成 3・8.30	平成 3・9.8
原　因	雷　雨	雷　雨	長　雨	集中豪雨	台風 13 号	台風 22 号	集中豪雨	雷　雨	雷　雨	利根川増　水	台風 14 号	台風 15 号
床上浸水		1			1	1						
床下浸水	2	14		4	17	11		4	1			15
降雨量(mm)	88.5	23.5		116.5	68.0	59.0	21.0	8.5	12.5	15.0	26.5	115.0
主な被害地域	布施、永楽台	高田、篠籠田、十余二、根戸、布施、逆井	―	篠籠田	高田、松ケ崎、布施、正連寺	高田、篠籠田、布施				越流堤を越える	被害なし	名戸ケ谷、十余二、逆井、布施、根戸、豊町、南増尾、酒井根、高田、松ケ崎、北柏、逆井、今谷上町、弥生町、増尾、加賀、増尾台、永楽台、中新宿、木崎橋、高田橋、昭和橋
その他	道路冠水 4	道路冠水 3	道路冠水 2		道路冠水 7 学校流水 1	道路冠水 3	道路冠水 3					店舗内浸水 6 道路冠水等 25 道路交通止 3

年・月・日	平成3・9.9	平成3・9.14	平成3・9.19	平成3・9.27	平成3・10.1	平成3・10.11	平成4・4.22	平成4・6.5	平成4・10.8	平成4・10.20	平成4・12.8
原　因	大　雨	台風17号	台風18号	台風19号	秋雨全線	台風21号	集中豪雨	雷　雨	低気圧	低気圧	集中豪雨
床上浸水			40			1			1		
床下浸水			180			10					15
降雨量(mm)	55.0	31.0	219.5	1.0	68.5	120.0	22.0	8.0	113.0	47.5	51.0
主な被害地域	被害なし	つくしが丘、豊住、加賀、東柏、永楽台、八幡町	酒井根、若柴、豊四季、豊町、篠籠田、南増尾、増尾、高田、松ケ崎、松ケ崎新田、逆井、あけぼの、豊上町、花野井、豊住、今谷上町、大室、永楽台、十余二、旭町、加賀、根戸、八幡町、増尾台、布施、西原、正連寺、中原、藤心、新富町、大塚町、宿連寺、東柏、中新宿、木崎橋、昭和橋、勝橋、高田橋、新橋、豊上町交差点、ふるさと公園、今谷上町長峰産婦人科前、酒井根小金原ゴルフ場下	中原、南増尾、十余二、緑ケ丘、大室、西原、船戸、根戸	被害なし				篠籠田		永楽台、旭町、篠籠田、豊四季、根戸、豊町
その他		道路冠水4 庭浸水6	店舗内浸水41 崖崩れ11 交通止め9	屋根破損6 倒木5		道路陥没2 交通止め3	道路冠水1	道路冠水1 店舗内浸水1	道路冠水5 交通止め4 店舗内浸水6	店舗内浸水3	道路冠水5 交通止め2 店舗内浸水5

資料７ 災害履歴(水害)

年･月･日	平成 8･7.3	平成 8･7.8～10	平成 8･7.15	平成 8･9.22	平成 9･6.20	平成 9･6.28	平成 10･1.8	平成 10･1.12	平成 10･1.15
原　　因	梅雨前線	台風 5 号	大　雨	台風 17 号	台風 7 号	台風 8 号	積　雪	積　雪	積　雪
床上浸水							積雪量	積雪量	
床下浸水	3		2	10			20cm	3cm	
降雨量(mm)	22.0	163.0	24.0	223.0	75.0	3.5	(我孫子)	(我孫子)	
主な被害地域	亀甲台一丁目、あかね町、宿連寺、柏、大塚町、十余二、豊住四丁目、中新宿二丁目、豊上町、名戸ケ谷一丁目、篠籠田	被害なし	八幡町、常盤台、亀甲台一丁目	逆井、豊四季、豊住一丁目、高田、篠籠田、明原三丁目、青葉台一丁目、東柏二丁目、柏、旭町六丁目、南逆井四丁目、常盤台、東上町、布施、戸張	松ケ崎、千代田二丁目	柏七丁目			
その他	道路冠水 8		道路冠水 2	住家半壊 2 住家一部破損 19 道路崩壊 2	住家一部破損 2	住家一部破損 1	軽傷者 6	軽傷者 5	軽傷者 8 市立柏高校被災

年・月・日	平成 10 8.28～31	平成 10 9.16	平成 10 9.22	平成 10 10.19	平成 11 3.22	平成 11 4.2	平成 11 5.27	平成 11 7.12～14	平成 11 7.21	平成 11 8.14
原　　因	大雨	台風 5 号	台風 7 号	台風 10 号	暴風	暴風	暴風	大雨	大雨	大雨
床上浸水										
床下浸水									7	
降 雨 量 (㎜)	126.5	79.0	86.0 (我孫子)	不明				133.0	31.0	75.0
主な被害地域	南逆井、 豊四季、 北柏、 みどり台	柏、 西原、 若葉町、 豊四季、 十余二、 花野井、 船戸	東中新宿	なし		新柏	逆井	北柏	花野井 7、 豊四季 2、 若柴、 十余二、 みどり台、 北柏	なし
その他	道路冠水 4	道路冠水 2 倒木 3 建物破損 4	倒木 1		建物破損 3	軽症者 1	建物破損 1	道路冠水 1	道路冠水 6	

資料７ 災害履歴(水害)

年･月･日	平成 11 10.27	平成 12 5.24	平成 12 7.2	平成 12 7.7-8	平成 12 8.9	平成 12 9.12	平成 12 11.20	平成 13 1.27	平成 13 6.7
原　　因	大雨	大雨降雹	大雨	台風 3 号	大雨	大雨	大雨	大雪	大雨
床上浸水			1						
床下浸水			26	2		4			1
降 雨 量 (㎜)	54.0	26.0 (手賀沼)	43.0	158.0	16.5	不明	50.0		14.5
主な被害地域	なし	松葉町、 根戸、 大室、 布施、 布施新町、 正連寺、 北柏、 宿連寺、 花野井、 松ケ崎、 柏	永楽台、 花野井、 中原、逆井、 東上町、 東中新宿、 篠籠田、 根戸、増尾、 豊住、 十余二、 明原、 豊四季	大室、 豊四季、 布施、 藤心、 松ケ崎	なし	根戸	なし		豊住、 今谷上町、 酒井根、 豊四季、 南逆井、 青葉台、 新富、 永楽台、 中原
その他		建物破損 83 道路冠水 8 倒木 7 軽症者 61	道路冠水 7 がけ崩れ 1	道路冠水 4				軽症者 2 中等症者 3	道路冠水 14

年･月･日	平成 13 7.25	平成 13 8.11	平成 13 8.21-22	平成 13 8.27	平成 13 10.10	平成 14 6.15	平成 14 7.11	平成 14 7.16	平成 14 8.2	平成 14 9.7
原　　因	大雨	大雨	台風 11 号	大雨	大雨	大雨	台風 6 号	台風 7 号	大雨	大雨
床上浸水										
床下浸水										
降 雨 量 (㎜)	不明	1.0	44.5	不明	136.0	不明	50.0	27.5	11.5	26.0
主な被害地域	なし	なし	高田、 柏、 豊上町、 十余二、 今谷上町、 南柏、 増尾、 東台本町、 戸張、 宿連寺	高田、 永楽台、 十余二、 若柴	なし	なし		なし	なし	なし
その他			道路冠水 10	道路冠水 3 非住家浸水 1			倒木 5 住家一部損壊 1 非住家一部損壊 2			

資料７ 災害履歴(水害)

年･月･日	平成 14 9.12	平成 14 10.1	平成 15 5.20	平成 15 5.31	平成 15 8.5	平成 15 10.13
原　　因	大雨	台風 21 号	大雨	台風 4 号	大雨	大雨
床上浸水	13(9)				2	10
床下浸水	60(42)				5	125
降 雨 量 (㎜)	34.0（市役所） 42.0（酒井根小）	52.0	32.5	52.0	72.5	64.0（市役所） 73.5（酒井根小）
主な被害地域	あかね町、永楽台、常盤台、東山、酒井根、豊四季、つくしが丘、豊住、南柏、豊町、増尾台、今谷上町、加賀、弥生町、東中新宿、青葉台、南増尾、増尾、中原、光ケ丘、西原、中新宿	末広町、 戸張、 吉野沢、 南増尾、 柏、 豊四季、 十余二、 増尾台、 酒井根	若柴	なし	八幡町、 増尾台、 東逆井、 宿連寺	旭町、光ケ丘、増尾、酒井根、青葉台、八幡町、中原、逆井、東逆井、南逆井、柏、南増尾、増尾台、加賀、豊町、中央、常盤台、今谷上町、豊住、つくしが丘、豊四季、永楽台、あかね町、花野井、若柴、松ケ崎、高田、東山、大室、みどり台、東中新宿、青葉台、戸張、根戸新田
その他	道路冠水 4 擁壁崩れ 1	住家一部損壊 4 非住家一部損壊 6	道路冠水 1			道路冠水 40

年・月・日	平成 15 11.25	平成 16 9.26	平成 16 9.30	平成 16 10.9	平成 16 10.20	平成 16 12.4	平成 17 5.24	平成 18 7.14
原　　因	大雨	大雨	台風 21 号	台風 22 号	台風 23 号	暴風	大雨	大雨
半壊				2		1		
一部破損				7		1		
床上浸水				31	2		1	1
床下浸水		1	1	98	8		1	2
降雨量 (㎜)	不明	42	50.5	249.5	146.5	48	44	34.5
主な被害地域	東山	豊四季、 青葉台、 柏	逆井	青葉台、旭町、伊勢原、今谷上町、永楽台、加賀、柏、酒井根、逆井、東逆井、南逆井、篠籠田、関場町、弥生町、豊四季、豊住、中原、光ケ丘、つくしが丘、増尾、増尾台、南増尾、松ケ崎、緑ケ丘	明原、 豊四季、 旭町、 青葉台、 花野井、 豊住	豊四季、 若柴、 根戸、 豊住、 十余二	逆井、 増尾台	明原、 東上町、 旭町、 永楽台、 十余二、 関場町、 松ケ崎、 大津ヶ丘、 北柏
その他	道路冠水 1	非住家浸水 1 土砂崩れ 1	道路冠水 1	道路冠水 32, 非住家浸水 40	非住家浸水 2	倒木 5 道路冠水 1 瞬間最大風速 28.8m/s	―	道路冠水 8

資料７ 災害履歴(水害)

年・月・日	平成 19 6.10	平成 19 9.6	平成 20 2.3	平成 20 2.23	平成 20 7.7
原　　因	大雨	台風 9 号	降雪	暴風	大雨
半壊		1	積雪量 6.7ｃｍ		
一部破損		6			
床上浸水	8				
床下浸水	78				7
降雨量 (㎜)	97	124			65
主な被害地域	あかね町、今谷上町、高田、永楽台、篠籠田、豊四季、豊住、豊町、八幡町、花野井、十余二、根戸、松ヶ崎、柏、北柏、宿連寺、新柏、加賀、増尾、増尾台、酒井根、中新宿、東山、光ヶ丘、南増尾、逆井、東逆井、高柳、大井、大津ヶ丘、塚崎、若白毛	若柴、南逆井、藤心、高柳、増尾台、大津ヶ丘、鷲野谷、船戸山高野、布施、篠籠田、明原、十余二、柏下、宿連寺、緑ヶ丘、常盤台、大山台、大室、西山、呼塚新田、増尾、豊四季台、逆井、大島田、しいのき台、大青田、花野井	吉野沢、西原、東、箕輪新田、大井、豊町、根戸、泉村新田、今谷上町、松ヶ崎、大津ヶ丘、酒井根	柏、増尾	加賀、増尾台、酒井根、中原
その他	非住家浸水 44 道路冠水 23	負傷者 1, 倒木 25 住家被害 7	重傷者 2 軽傷者 12	軽傷者 1 倒木 1	非住家浸水 3 道路冠水 3

年・月・日	平成 20 8.5	平成 20 8.28	平成 20 8.30	平成 21 3.21	平成 21 10.8
原　　因	大雨	大雨	大雨	強風・波浪	台風 18 号
半壊					
一部破損					
床上浸水			104		
床下浸水	1	17	315		
降雨量 (mm)	19.5	65	128		94
主な被害地域	豊四季	今谷上町、大室、篠籠田、正連寺、高田、富里、豊上町、豊四季、十余二、西町、花野井、光ヶ丘、船戸、増尾、南逆井、豊町、若柴	今谷上町、永楽台、亀甲台町、篠籠田、新富町、高田、常盤台、富里、豊上町、豊四季、豊住、南柏中央、南柏、豊町、吉野沢、旭町、布施新町、加賀、増尾、増尾台、今谷南町、酒井根、つくしが丘、中新宿、中原、東中新宿、東山、光ヶ丘、青葉台、南逆井、南増尾、逆井、高柳、千代田、布施、新柏、光ヶ丘団地、東逆井	明原、柏、鷲野谷	豊四季、新柏、正連寺、根戸新田、増尾台、南増尾、今谷上町、塚崎、新十余二、旭町、柏、花野井、千代田、南増尾、布施、布施新町、藤心、中新宿、藤ヶ谷新田、加賀、塚崎、旭町、松ヶ崎
その他		非住家浸水 12 道路冠水 30	非住家浸水 97 道路冠水 40	軽症者 1 住家被害 2	非住家浸水 3 道路冠水 12 負傷者 3 住家被害 10 倒木 6

資料７ 災害履歴(水害)

年・月・日	平成 22 7.4	平成 22 9.8	平成 22 9.13	平成 22 9.16	平成 22 9.28	平成 22 12.3	平成 22 12.23	平成 23 2.18
原　因	大雨	台風 9 号	大雨	大雨	大雨	暴風	強風	強風
半壊								
一部破損		2				13	1	
床上浸水								
床下浸水								
降雨量 (mm)	32	106	23	82.5	73.5	73		
主な被害地域	豊四季、根戸	今谷上町、加賀、高柳、青葉台、東山、増尾台、西原、豊住	豊住、西原、豊町	酒井根	逆井	高田、若柴、南増尾、光ヶ丘、豊住	柏	柏、大津ヶ丘
その他	道路冠水 2	非住家浸水 2 道路冠水 6 住家被害 2	非住家浸水 2 道路冠水 1	道路冠水 1	道路冠水 1	非住家浸水 1 道路冠水 2 住家被害 13	住家被害 1	負傷者 1 倒木 1

年・月・日	平成 23 4.25	平成 23 6.21	平成 23 7.1	平成 23 8.19	平成 23 8.26	平成 23 9.2	平成 23 9.21
原　因	突風	大雨	大雨	大雨	大雨	台風 12 号	台風 15 号
半壊							
一部破損	30		2			2	51
床上浸水		1			1		
床下浸水			2	1	6		
降雨量 (mm)		43.5	31	88	65	49	122.5
主な被害地域	大津ヶ丘、名戸ヶ谷、永楽台、新柏、増尾、光ヶ丘、大井、泉、豊住、大島田、ひばりが丘、しいの木台、柏	根戸、布施、花野井、新柏	篠籠田、高田、花野井、今谷上町、豊四季	豊住、今谷上町、豊四季、篠籠田、旭町	加賀、増尾台、豊住、酒井根、中原、東山、篠籠田、光ヶ丘、逆井、増尾、豊四季、根戸、松葉町	豊四季、西山	豊四季、花野井、中新宿、増尾、旭町、柏、松ヶ崎、南逆井、大津ヶ丘、逆井、高柳、塚崎、西山、ひばりが丘、藤ヶ谷、布施新町、増尾台、南増尾、明原、あけぼの、泉町、大島田、大室、加賀、亀甲台町、高南台、五條谷、酒井根、宿連寺、新柏、新富町、新十余二、高田、千代田、つくしが丘、手賀、常盤台、豊上町、豊住、十余二、名戸ヶ谷、根戸、布施、布施下、船戸、船戸山高野、みどり台
その他	住家被害 30 非住家被害 5 車両損害 13	道路冠水 5	道路冠水 2 甍被害 4 (うち一部破損 2)	道路冠水 5	非住家浸水 18 道路冠水 15 車両水没 1	倒木 2	負傷者 2 住家被害 51 非住家被害 1 倒木 28

資料７ 災害履歴(水害)

年・月・日	平成 24 4.6	平成 24 5.10	平成 24 6.19	平成 24 6.22	平成 24 9.6	平成 24 9.30	平成 25 1.14	平成 25 3.14
原　因	暴風	短時間強雨	台風 4 号	大雨	大雨	台風 17 号	大雪	強風
半壊	最大風速 30.1m/s						積雪量 8cm (千葉)	最大風速 24.6m/s
一部破損			8					
床上浸水								
床下浸水								
降雨量 (mm)		32.5	71.5	48	33	9		
主な被害地域	松葉、船戸山 高野	豊四季、新柏、 永楽台、高柳、 戸張	塚崎、南増尾、 戸張、北柏、 増尾、酒井根、 新富町	花野井、十余 二	大室、正連寺、 松ヶ崎	大室、泉		
その他	負傷者 1 倒木 2	非住家浸水 1 道路冠水 5 倒木 1	軽傷者 1 非住家被害 1 道路冠水 1 倒木 3	道路冠水 2	道路冠水 3	倒木 2	中等傷 4 軽傷者 21 倒木 11	負傷者 3 倒木 1

年・月・日	平成 25 4.6～7	平成 25 9.15～16	平成 25 10.15～16	平成 26 2.8	平成 26 2.14～15	平成 26 6.7
原　因	暴風雨	台風 18 号	台風 26 号	大雪	大雪・大雨	大雨
半壊						
一部破損				積雪量	積雪量	
床上浸水			2	33cm	10cm	
床下浸水			15	(千葉)	(千葉)	
降雨量(mm)	68	111	252.5			249
主な被害地域	十余二	増尾、新柏、八幡町、高柳、旭町、柏の葉、豊平町	青葉台、柏下、高柳、みどり台、花野井、金山、塚崎、柏。松ヶ崎新田、青葉台、藤ヶ谷、酒井根、今谷上町、豊四季、増尾、北柏、南逆井、逆井、手賀新田、大井、手賀、		新十余二、塚崎、大井、高柳、中新宿、名戸ヶ谷、大室、南逆井、東上町、根戸、千代田、あけぼの、南増尾、箕輪、藤ヶ谷、あかね町、加賀、東中新宿、柏、明原、新逆井	大室、五條谷、
その他	軽傷者 1	道路冠水 7 倒木 2	道路冠水 54 土砂災害 14 倒木 1 土砂災害 4 非住家浸水 1	軽傷者 14	中等傷 1 軽傷者 4 道路冠水 17 倒木 13	道路冠水 2

資料７ 災害履歴(水害)

年・月・日	平成 26 6.25	平成 26 7.10～11	平成 26 7.19	平成 26 10.5～6	平成 26 年 10.13～14	平成 27 5.13
原　　因	大雨	台風 8 号	大雨	台風 18 号	台風 19 号	大雨・暴風
半壊						最大風速 20.7m/s
一部破損						
床上浸水						
床下浸水				3		
降 雨 量	44	7	83	262.5	35	
主な被害地域	新柏		藤ヶ谷、若白毛、高柳、塚崎、豊住、金山	青葉台、中原、豊四季、藤ヶ谷新田、松葉町、藤ヶ谷、南増尾、光ヶ丘、酒井根、高田、根戸、新富、十余二、北柏、豊上町、松ヶ崎、東台本町、柏、千代田、南逆井、正連寺、篠籠田、戸張、金山、塚崎		あけぼの、逆井
その他	道路冠水 1	軽傷者 1	道路冠水 7 非住家浸水 1	避難準備情報発令 避難勧告発令 避難所開設 7 道路冠水 26 避難者 5	避難所開設 7 倒木 1	倒木 2

年・月・日	平成 27 9.11	平成 27 10.1	平成 27 7.14	平成 28 7.15	平成 28 8.16	平成 28 8.22
原　　因	大雨	大雨・暴風	大雨	大雨	台風 7 号	台風 9 号
半壊						
一部破損						2
床上浸水						
床下浸水				2		
降 雨 量	343	42	56.5	100.5	64	103
主な被害地域	大室、正連寺、五條谷、金山、今谷上町、増尾、鷲野谷	十余二、金山	酒井根、光ヶ丘	若柴、高田、十余二、若柴、松ヶ崎新田、根戸、八幡町、花野井、泉	布施	布施新町、豊四季、十余二、今谷上町、青葉台、根戸、塚崎、新富町、柏、大室、南逆井、大島田、柏、南増尾、塚崎、高田
その他	避難準備情報発令 避難勧告発令 避難所開設 7 避難者 4 倒木 2 道路冠水 5	道路冠水 2 道路陥没 1	道路陥没 1 道路冠水 2	道路冠水 7	倒木 1	避難所開設 7 避難者 4 道路冠水 11 倒木 6

資料７ 災害履歴(水害)

年・月・日	平成 29 2.20～21	平成 29 7.26	平成 29 8.19	平成 29 9.17～18	平成 29 10.22～23	平成 29 10.29	平成 30 1.22～23	平成 30 2.1～2
原　因	強風	大雨	大雨	台風 18 号	台風 21 号	台風 22 号	大雪	降雪
半壊								
一部破損	1				1		積雪量	降雪量
床上浸水	最大風速		3				8cm	0cm
床下浸水							(千葉)	(千葉)
降雨量(mm)	24.4m/s	56	28	75	273	104.5		
主な被害地域	常盤台	今谷上町、正連寺	篠籠田、豊住、南柏	大室、塚崎、増尾、酒井根、塚崎、大島田	大井、松ヶ崎、十余二、常盤台、松ヶ崎新田、岩井、松ヶ崎	手賀、岩井		
その他		道路冠水 2		倒木 6	避難準備・高齢者等避難開始発令 避難所開設 7 避難者 3 道路陥没 2 道路冠水 1 倒木 3	避難準備・高齢者等避難開始発令 避難所開設 7 道路冠水 1 倒木 1	軽傷者 10	軽傷者 1

年・月・日	平成 30 7.28	平成 30 8.8～9	平成 30 8.23～24	平成 30 9.1	平成 30 9.5	平成 30 9.30～10.1	平成 31 2.9～2.11
原　　因	台風 12 号	台風 13 号	台風 20 号	洪水警報	台風 21 号	台風 24 号	降雪
半壊							
一部破損					6	1	
床上浸水							
床下浸水							
降雨量 (mm)	74.5	29.0	1.5	117	13.5	58.5	
主な被害地域	増尾，大青田	高柳，藤ヶ谷，藤ヶ谷新田（停電）	中新宿，鷲野谷	高柳，藤ヶ谷	逆井，弥生町，西原，高田，篠籠田	高南台（建物被害）	
その他	倒木 2	避難者 2 停電約 300	ブロック塀倒壊 1　倒木 1	道路冠水 1 車両水没 2	倒木等 10	軽症 1 倒木 57 停電 3,700 軒	軽傷 5　中等傷 4

資料７ 災害履歴(水害)

年･月･日	令和元 9.9	令和元 10.11～13	令和元 10.25～26	令和 2 8.23
原　　因	台風 15 号	台風 19 号	大雨	大雨
半壊	2	2		
一部破損	250	217		
床上浸水				37
床下浸水				8
降 雨 量 (㎜)	101	171.5	187	49
主な被害地域	市内全域	市内全域	大津ヶ丘、高田、布瀬、藤心、大室、高柳、しいの木台、鷲野谷	明原 1、旭町 1、旭町 3
その他	避難準備･高齢者等避難開始(警戒レベル 3)発令 避難勧告(警戒レベル 4)発令 軽傷 2 避難所開設 25 避難者 15 倒木 178 道路冠水 1	避難準備･高齢者等避難開始(警戒レベル 3)発令 避難勧告(警戒レベル 4)発令 軽傷 5 避難所開設 25 避難者 384 倒木 76 道路冠水 4 利根川越流提（田中調節池）越水 →調節池内道路通行止 コールセンター設置	避難準備･高齢者等避難開始(警戒レベル 3)発令 避難勧告(警戒レベル 4)発令 避難所開設 6 倒木 1 道路冠水 7 河川越水 3（大津川） コールセンター設置	道路冠水 9

年･月･日	令和 3 8.12～15	令和 4 9.23～24	令和 5 6.2～3	令和 5 9.2～3
原　　因	大雨	大雨	大雨	台風 13 号
半壊				
一部破損				
床上浸水				
床下浸水	2			
降 雨 量 (㎜)	230	131.5	276.5	118.0
主な被害地域	塚崎、藤ケ谷新田、手賀	高柳	市内全域	市内全域
その他	土砂災害警戒情報発表 高齢者等避難 (警戒レベル 3)発令 避難指示(警戒レベル 4)発令 避難所開設 17 道路冠水 2	道路冠水 1	土砂災害警戒情報発表 避難指示(警戒レベル 4)発令 避難所開設 23 住家被害 3 件(一部損壊, 床下浸水) 非住家被害 7 件(一部損壊, 床上浸水等) 道路・橋梁被害 82 のり面損壊 2 その他 49	自主避難所 20 道路冠水 3 倒木 4 その他 1

資料７ 災害履歴(水害)

年･月･日	令和５ 9.20	令和６ 8.16～17	令和８ 8.13
原　　因	大雨	台風７号	大雨（千葉豪雨）
半壊			140
一部破損			42
床上浸水	15		44
床下浸水	49		119
降雨量 (㎜)	93.0	71.5	298.0
主な被害地域	市内全域	若柴、布施	市内全域（特に高柳地）
その他	道路冠水：28 件 その他：24 件	倒木：2 件	レベル 5 大雨特別警報，レベル 4 土砂災害危険警報発表 緊急安全確保（警戒レベル 5）発令 人的被害：7 件 救助者：34 名 土砂災害：2 件 道路・橋梁被害：273 件 市施設被害：49 件 ライフライン被害：12 件

共通編

第２章　予防計画

資料８　非常持出品リスト

１　常に準備しておくものの一例

区分	品目		
非常食品	乾パン	缶詰	栄養補助食品
	水	水筒	皿
	コップ	割り箸	缶切
	家族構成にあった食品		
応急医薬品	ばんそうこう	傷薬	解熱剤
	消毒薬	目薬	常備薬
生活用品	衣類	タオル	ウエットティッシュ
	マスク	体温計	手袋
	雨具	ライター	ビニール袋
	生理用品	紙おむつ	簡易トイレ
	家族構成にあった生活用品		
その他	携帯ラジオ	懐中電灯	予備の電池
	非常持ち出し袋	ペット用品	

２　災害時に非常持ち出し品とあわせて持ち出すものの一例

区分	品目		
貴重品等	現金	預貯金通帳	カード
	印鑑	免許証	権利証書
	マイナンバーカード	お薬手帳（診察券とセット）	携帯電話
	資格確認書（マイナ保険証（マイナンバーカード）を持っていないかた）		充電器

資料９　自主防災組織の活動内容の一例と活動資機材の一例

１　活動内容の一例

基本構成	活動内容
情報収集伝達班	被害状況、防災情報の収集、広報活動
消火班	出火防止・初期消火の実施
救出・救護班	負傷者の救出・救護
避難誘導班	高齢者・障害者の保護、避難誘導
物資班	給食・給水・救援物資の配布

２　動資機材の一例

No	活動資機材	No	活動資機材
1	ヘルメット	8	三角巾
2	笛	9	バール
3	ハンドマイク	10	ハンマー
4	ラジオ	11	ロープ
5	消火器	12	はしご
6	バケツ	13	ジャッキ
7	救急セット		

資料 10　災害ボランティア活動の一例

啓発事業	■毎年 1 月 17 日の「防災とボランティアの日」及び 1 月 15 日から 21 日までの「防災とボランティア週間」を中心に啓発事業を実施し、市民等のボランティア意識の醸成を図る。
訓練	■災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施し、災害時の対応力強化に努める。
学生ボランティアの確保	■大学における学生ボランティアの把握と協力体制を確立する。
ボランティア受け入れ体制強化	■災害ボランティアセンターの運営体制を強化するため、災害ボランティアコーディネーター養成講座を継続的に実施する。

資料 11　上下水道施設の整備（詳細）

上水道施設	■ 取水・導水施設 ・取水及び導水設備の定期点検を実施して保守に努めるとともに、耐震・耐火の整備補強を行う。 ■ 浄水施設 ・着水、除鉄除マンガン設備、自家発電設備等の常時監視を実施して保守に努める。 ・配水池緊急遮断弁等の設置による貯留水の確保及びその他の耐震・耐火の整備補強により二次災害の防止を図る。 ■ 送水・配水施設 ・塩化ビニール管及び老朽管を耐震継手構造のダクタイル鋳鉄管に改修し、送水及び配水管路の耐震性強化を図る。 ■ 被災対策 ・給水ができなくなった場合に備え、応急給水を行う体制の確保を図る。（共通編第 2 章予防計画第 6 節「5　給水体制」参照）
下水道施設	■ 貯留施設、ポンプ場等 ・電気設備、機械設備をはじめ、施設全般の保守点検に努め、機能保全のための対策を行う。 ■ 管路施設 ・避難所等の下流に位置する管路や緊急輸送路、軌道下の管路などの重要な幹線の耐震化及び包括的民間委託により老朽化した管路の更新を図る。 ・マンホールの浮き上がり防止対策を講じる。 ・未整備地域の下水道施設については、引き続き計画的整備を促進するとともに補修が容易な復旧対策に重点を置いた整備を図る。 ■ 被災対策 ・下水道施設が使用できなくなった場合に備え、マンホールトイレの整備及び、仮設トイレや非常用トイレ袋等の備蓄や調達・供給体制を整える。（共通編第 2 章予防計画第 6 節「7　災害廃棄物・し尿処理体制」参照）

資料 12　指定緊急避難場所・指定避難所一覧

No.	施設・場所名	所在地	電話	指定緊急避難場所 災害種別ごとの指定内容 ●：初動開設　○：避難可　×：避難不可 －：当該災害による避難を想定しない								避難所の指定	コミュニティエリア	避難所		緊急避難場所	
				洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象			延床面積（㎡）	収容人数（人）	有効面積（㎡）	収容人数（人）
1	柏市立田中北小学校	船戸一丁目 7 番 1	0471314849	○	○	－	○	－	○	○	－	○	田中・柏の葉	5,659	1,027	7,695	1,923
2	柏市立十余二小学校	柏の葉四丁目 4 番地の 1	0471332555	○	○	－	○	－	○	○	－	○	田中・柏の葉	2,467	444	7,362	1,840
3	柏市立田中小学校	大室 1193 番地の 3	0471315719	○	○	－	○	－	○	○	－	○	田中・柏の葉	4,774	873	12,339	3,084
4	柏市立花野井小学校	花野井 1652 番地の 34	0471338500	×	○	－	○	－	○	○	－	○	田中・柏の葉	2,550	460	7,606	1,901
5	柏市立田中中学校	大室 249 番地の 9	0471315725	○	○	－	○	－	○	○	－	○	田中・柏の葉	3,334	589	15,055	3,763
6	柏市立柏高等学校	船戸山高野 325 番地の 1	0471323460	×	○	－	○	－	○	○	－	○	田中・柏の葉	8,746	1,569	56,837	14,209
7	千葉県立柏の葉高等学校	柏の葉六丁目 1 番地	0471327521	○	○	－	○	－	○	○	－	○	田中・柏の葉	1,680	315	21,751	5,437
8	中十余二第一公園	柏の葉一丁目 10 番	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－	田中・柏の葉	－	－	3,249	812
9	中十余二第二公園	柏の葉二丁目 16 番	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－	田中・柏の葉	－	－	3,246	811
10	柏ビレジ近隣公園	大室 1311 番地の 6	－	×	○	－	○	－	○	○	－	－	田中・柏の葉	－	－	20,058	5,014
11	北部緑地	船戸 1805 番地	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－	田中・柏の葉	－	－	9,740	2,435

12	（仮称）柏市こども・若者相談センター	十余二 313 番地の 92	0471315856	○	○	－	○	－	○	○	－	○	田中・柏の葉	920	172	15,100	3,774
13	旧吉田家住宅歴史公園（芝生広場）	花野井 974 番地 1	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－	田中・柏の葉	－	－	4,500	1,125
14	柏市立柏の葉小学校	十余二 348 番地 51 中央 404 街区 1	0471343987	○	○	－	○	－	○	○	－	○	田中・柏の葉	5,833	1,060	10,100	2,525
15	公益財団法人吉田記念テニス研修センター	花野井 936-1	0471343030	×	○	－	○	－	○	○	－	○	田中・柏の葉	2,564	480	20,941	5,235
16	柏市田中近隣センター	大室 249 番地の 1	0471331000	○	●	－	○	－	○	○	－	○	田中・柏の葉	555	104	2,600	650
17	柏市北部近隣センター	大青田 1541 番地の 2	0471341070	○	○	－	○	－	○	○	－	○	田中・柏の葉	576	108	1,836	459
18	柏寿荘	船戸山高野 535 番地	0471319511	○	○	－	○	－	○	○	－	○	田中・柏の葉	600	112	6,560	1,640
19	柏市立柏の葉中学校	十余二 337 番地 93 中央 405 街区 1	0471367820	○	○	－	○	－	○	○	－	○	田中・柏の葉	3,961	709	11,665	2,916
20	柏たなか駅前公園	柏市大室一丁目 4	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－	田中・柏の葉	－	－	24,661	6,165
21	柏市立西原小学校	西原四丁目 17 番 1 号	0471523557	○	○	－	○	－	○	○	－	○	西原	3,698	669	9,674	2,418
22	柏市立西原中学校	西原六丁目 13 番 1 号	0471543232	○	○	－	○	－	○	○	－	○	西原	3,204	572	11,466	2,866
23	流通経済大学付属柏中学校・高等学校	十余二 1 番地の 20	0471315611	○	○	－	○	－	○	○	－	○	西原	1,510	283	7,000	1,750
24	柏市西原近隣センター	西原三丁目 2 番 48 号	0471542000	○	○	－	○	－	○	○	－	○	西原	143	26	2,528	632
25	柏市西原近隣センター体育館	西原二丁目 10 番 62 号	0471524883	○	○	－	○	－	○	○	－	○	西原	477	89		
26	柏市立富勢西小学校	布施 84 番地の 2	0471322244	○	○	－	○	－	○	○	－	○	富勢	2,152	382	9,851	2,462

27	柏市立富勢東小学校	布施 2176 番地の 2	0471333741	×	○	－	○	－	○	○	－	○	富勢	2,069	370	9,180	2,295
28	柏市立富勢小学校	布施 925 番地の 1	0471332077	○	○	－	○	－	○	○	－	○	富勢	2,799	508	9,666	2,416
29	柏市立富勢中学校	根戸 467 番地の 1	0471312309	○	●	－	○	－	○	○	－	○	富勢	3,480	618	15,110	3,777
30	千葉県立柏高等学校	布施 254 番地	0471310013	×	○	－	○	－	○	○	－	○	富勢	1,149	215	25,300	6,325
31	富勢運動場	根戸 507 番地	0471317011	×	○	－	○	－	○	○	－	－	富勢	－	－	48,270	12,067
32	あけぼの山公園	布施 1940 番地	－	×	○	－	○	－	○	○	－	－	富勢	－	－	58,466	14,616
33	北柏第二公園	北柏三丁目 9 番	－	×	○	－	○	－	○	○	－	－	富勢	－	－	6,455	1,613
34	布施第二公園	布施新町二丁目 4 番	－	×	○	－	○	－	○	○	－	－	富勢	－	－	4,508	1,127
35	北柏第三公園	北柏二丁目 9 番	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－	富勢	－	－	2,729	682
36	北柏ふるさと公園	呼塚新田 270 番地の 1	－	×	○	－	○	－	○	○	－	－	富勢	－	－	30,000	7,500
37	柏市布施近隣センター	布施 1196 番地の 5	0471323100	○	●	－	○	－	○	○	－	○	富勢	220	41	2,149	537
38	柏市根戸近隣センター	根戸 467 番地 178	0471316098	○	○	－	○	－	○	○	－	○	富勢	643	120	4,812	1,203
39	柏市立松葉第一小学校	松葉町五丁目 3 番地	0471335602	○	○	－	○	－	○	○	－	○	松葉	2,730	494	11,874	2,968
40	柏市立松葉第二小学校	松葉町二丁目 16 番地	0471337500	○	○	－	○	－	○	○	－	○	松葉	2,550	464	12,126	3,031
41	柏市立松葉中学校	松葉町三丁目 14 番地	0471335601	○	○	－	○	－	○	○	－	○	松葉	3,330	593	11,734	2,933
42	松葉第一近隣公園	松葉町四丁目 6 番	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－	松葉	－	－	25,706	6,426
43	松葉第二近隣公園	松葉町四丁目 13 番	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－	松葉	－	－	13,994	3,498
44	柏市松葉近隣センター	松葉町四丁目 11 番	0471332200	○	●	－	○	－	○	○	－	○	松葉	685	128	1,751	437

45	柏市立柏第四小学校	松ケ崎 1182 番地の 9	0471432840	○	○	－	○	－	○	○	－	○	高田・松ケ崎	2,880	522	11,440	2,860
46	柏市立高田小学校	高田 376 番地の 3	0471432644	×	○	－	○	－	○	○	－	○	高田・松ケ崎	2,400	431	17,263	4,315
47	柏市立柏第五中学校	高田 919 番地の 1	0471432645	×	○	－	○	－	○	○	－	○	高田・松ケ崎	3,051	544	17,349	4,337
48	千葉県立柏中央高等学校	松ケ崎 884 番地の 1	0471333141	×	○	－	○	－	○	○	－	○	高田・松ケ崎	1,169	219	26,935	6,733
49	松ケ崎中央公園	大山台 1 番	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－	高田・松ケ崎	－	－	13,050	3,262
50	柏市高田近隣センター	高田 693 番地の 2	0471449292	○	●	－	○	－	○	○	－	○	高田・松ケ崎	476	89	2,143	535
51	柏市立柏第六小学校	豊四季台四丁目 2 番 1 号	0471457240	○	○	－	○	－	○	○	－	○	豊四季台	2,620	472	9,860	2,465
52	柏市立柏第七小学校	篠籠田 723 番地の 1	0471459338	○	○	－	○	－	○	○	－	○	豊四季台	3,210	581	10,117	2,529
53	柏市立柏中学校	明原四丁目 1 番 1 号	0471461167	○	○	－	○	－	○	○	－	○	豊四季台	4,546	808	24,822	6,205
54	柏市立柏第三中学校	篠籠田 987 番地の 1	0471445686	○	○	－	○	－	○	○	－	○	豊四季台	3,840	684	14,078	3,519
55	西口第一公園	明原三丁目 1 番	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－	豊四季台	－	－	8,478	2,119
56	柏市豊四季台近隣センター	豊四季台一丁目 1 番 116 号	0471441000	○	●	－	○	－	○	○	－	○	豊四季台	270	50	5,190	1,297
57	柏市豊四季台近隣センター体育館	かやの町 2 番地 65	0471481666	○	○	－	○	－	○	○	－	○	豊四季台	633	118		
58	大堀川防災レクリエーション公園	篠籠田 119 番地 3	－	×	○	－	○	－	○	○	－	－	豊四季台	－	－	25,520	6,380
59	柏市立旭小学校	旭町六丁目 5 番 17 号	0471446400	○	○	－	○	－	○	○	－	○	旭町	2,608	467	11,911	2,977
60	柏市立旭東小学校	旭町五丁目 3 番 9 号	0471454445	○	○	－	○	－	○	○	－	○	旭町	1,915	344	4,829	1,207
61	千葉県立東葛飾中学校・高等学校	旭町三丁目 2 番 1 号	0471434271	○	○	－	○	－	○	○	－	○	旭町	1,795	336	22,396	5,599

62	気象大学校	旭町7丁目4番81号	0471447185	○	○	－	○	－	○	○	－	○	旭町	511	95	14,000	3,500
63	柏市旭町近隣センター	旭町五丁目3番32号	0471448900	○	○	－	○	－	○	○	－	○	旭町	621	116	2,428	607
64	豊四季庚塚緑地	豊四季224番地の3	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－	豊四季台・新富	－	－	6,787	1,696
65	柏市立柏第二小学校	豊四季310番地	0471443141	○	○	－	○	－	○	○	－	○	新富	2,534	456	5,830	1,457
66	柏市立豊四季中学校	豊四季287番地の7	0471464766	○	○	－	○	－	○	○	－	○	新富	3,391	614	10,973	2,743
67	柏市新富近隣センター	豊四季945番地の1	0471451945	○	●	－	○	－	○	○	－	○	新富	247	46	2,072	518
68	柏市立柏第一小学校	あけぼの一丁目7番6号	0471430138	○	○	－	○	－	○	○	－	○	柏中央	3,117	566	6,103	1,525
69	柏市立柏第五小学校	柏932番地の7	0471641585	○	○	－	○	－	○	○	－	○	柏中央	3,441	623	5,664	1,416
70	日本体育大学柏高等学校	戸張944番地	0471671301	○	○	－	○	－	○	○	－	○	柏中央	1,649	309	26,457	6,614
71	柏公園	柏565番地	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－	柏中央	－	－	22,415	5,603
72	柏ふるさと公園	柏下4番地	－	×	○	－	○	－	○	○	－	－	柏中央	－	－	30,000	7,500
73	戸張地区公園	戸張994番地2	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－	柏中央	－	－	8,800	2,200
74	北千葉導水ビジターセンター	戸張新田26番地	0471634751	×	○	－	○	－	○	○	－	－	柏中央	－	－	16,620	4,155
75	アミュゼ柏	柏六丁目2番22号	0471644552	○	●	－	○	－	○	○	－	○	柏中央	1,565	293	2,014	503
76	柏市中央公民館	柏五丁目8番12号	0471641811	○	○	－	○	－	○	○	－	○	柏中央	2,108	395	4,927	1,231
77	柏市民文化会館	柏下107番地	0471649141	×	○	－	○	－	○	○	－	○	柏中央	2,546	477	13,927	3,481
78	柏市中央体育館	柏下73番地	0471649573	×	○	－	○	－	○	○	－	○	柏中央	3,053	572	15,365	3,841
79	柏市立柏第三小学校	若葉町4番54号	0471673161	○	○	－	○	－	○	○	－	○	富里	4,434	813	19,561	4,890

80	柏市立豊小学校	豊四季 610 番地の 2	0471740755	○	○	－	○	－	○	○	－	○	富里	2,596	469	7,966	1,991
81	柏市富里近隣センター	富里二丁目 4 番 4 号	0471739531	○	○	－	○	－	○	○	－	○	富里	161	30	1,622	405
82	柏市立柏第八小学校	永楽台二丁目 8 番 1 号	0471641207	○	○	－	○	－	○	○	－	○	永楽台	3,379	613	8,247	2,061
83	永楽台近隣公園	永楽台二丁目 11 番	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－	永楽台	－	－	10,017	2,504
84	日立台公園	日立台 1 丁目 2 番	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－	永楽台	－	－	8,000	2,000
85	柏市永楽台近隣センター	永楽台二丁目 11 番 25 号	0471631201	○	●	－	○	－	○	○	－	○	永楽台	193	36	944	236
86	柏市立柏第四中学校	名戸ヶ谷一丁目 6 番 8 号	0471636401	○	○	－	○	－	○	○	－	○	永楽台	3,151	556	14,724	3,681
87	柏市立柏第二中学校	弥生町 6 番 6 号	0471645770	○	○	－	○	－	○	○	－	○	新田原	3,765	672	15,613	3,903
88	関場町ゲートボール場	関場町 842 番地の 2	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－	新田原	－	－	2,083	520
89	柏市新田原近隣センター	東柏二丁目 2 番 15 号	0471671276	○	●	－	○	－	○	○	－	○	新田原	578	108	1,854	463
90	柏市立名戸ケ谷小学校	名戸ヶ谷 474 番地の 1	0471630540	×	○	－	○	－	○	○	－	○	3	2,317	416	13,489	3,372
91	柏市立土小学校	増尾四丁目 4 番 1 号	0471724805	○	○	－	○	－	○	○	－	○	増尾	2,297	410	5,397	1,349
92	柏市立中原小学校	中原 1821 番地の 1	0471644335	○	○	－	○	－	○	○	－	○	増尾	2,967	536	10,065	2,516
93	柏市立増尾西小学校	増尾台三丁目 5 番 9 号	0471748530	○	○	－	○	－	○	○	－	○	増尾	2,788	505	7,198	1,799
94	柏市立土中学校	増尾一丁目 23 番 1 号	0471724809	○	○	－	○	－	○	○	－	○	増尾	2,963	526	8,134	2,033
95	柏市立中原中学校	中原 1816 番地の 2	0471665601	○	○	－	○	－	○	○	－	○	増尾	3,027	543	13,188	3,297
96	千葉県立柏南高等学校	増尾 1705 番地	0471732101	○	○	－	○	－	○	○	－	○	増尾	1,652	309	24,442	6,110
97	芝浦工業大学柏中学高等学校	増尾 700 番地	0471743100	×	○	－	○	－	○	○	－	－	増尾	－	－	18,683	4,670

98	名戸ケ谷第五公園	新柏三丁目 2 番	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－	増尾	－	－	3,000	750
99	柏市増尾近隣センター※1	増尾三丁目 1 番 1 号	0471747211	○	●	－	○	－	○	○	－	○	増尾	529	99	3,287	821
100	柏市立光ケ丘小学校	向小金四丁目 20 番 1 号	0471737130	○	○	－	○	－	○	○	－	○	光ケ丘	3,159	578	7,066	1,766
101	柏市立光ケ丘中学校	光ヶ丘四丁目 23 番 1 号	0471723648	○	○	－	○	－	○	○	－	○	光ケ丘	3,127	562	12,738	3,184
102	麗澤大学	光ヶ丘 2 丁目 1 番 1 号	0471733111	○	○	－	○	－	○	○	－	○	光ケ丘	2452	459	16589	4,147
103	柏市光ケ丘近隣センター	光ヶ丘団地 200 番地の 5	0471750033	○	●	－	○	－	○	○	－	○	光ケ丘	273	51	2,369	592
104	柏市立藤心小学校	藤心 880 番地の 1	0471737941	○	○	－	○	－	○	○	－	○	藤心	2,836	511	10,218	2,554
105	柏市藤心近隣センター	藤心四丁目 1 番 11 号	0471763700	○	●	－	○	－	○	○	－	○	藤心	303	56	2,013	503
106	南部老人福祉センターかたくりの里	藤心 293 番地 1	0471766151	○	○	－	○	－	○	○	－	○	藤心	373	69	1,589	397
107	柏市立酒井根小学校	酒井根 19 番地の 2	0471721108	○	○	－	○	－	○	○	－	○	酒井根	2,715	491	11,762	2,940
108	柏市立酒井根西小学校	酒井根 662 番地の 1	0471744192	○	○	－	○	－	○	○	－	○	酒井根	2,212	397	7,424	1,856
109	柏市立酒井根東小学校	酒井根一丁目 2 番 1 号	0471750336	○	○	－	○	－	○	○	－	○	酒井根	2,404	432	8,103	2,025
110	柏市立酒井根中学校	酒井根一丁目 3 番 1 号	0471748520	○	○	－	○	－	○	○	－	○	酒井根	3,480	623	14,461	3,615
111	酒井根下田の森緑地	酒井根六丁目 24 番	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－	酒井根	－	－	16,530	4,132
112	柏市酒井根近隣センター	酒井根 653 番地の 4	0471752400	○	●	－	○	－	○	○	－	○	酒井根	583	109	2,000	500
113	柏市立逆井中学校	逆井 555 番地	0471750335	○	○	－	○	－	○	○	－	○	藤心・南部	3,392	610	12,796	3,199
114	柏市立南部中学校	南増尾六丁目 16 番 1 号	0471737943	○	○	－	○	－	○	○	－	○	南部	3,078	539	13,192	3,298
115	千葉県立柏陵高等学校	逆井 444 番地の 1	0471748551	○	○	－	○	－	○	○	－	○	南部	1,168	218	21,703	5,425

116	南部公園	新逆井二丁目 5 番	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－	南部	－	－	30,090	7,522
117	並木第二公園	南逆井二丁目 2 番	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－	南部	－	－	3,962	990
118	柏リフレッシュ公園リフレッシュプラザ柏	南増尾 58 番地 3	0471735900	○	○	－	○	－	○	○	－	○	南部	978	183	41,355	10,338
119	柏市南部近隣センター	新逆井二丁目 5 番 13 号	0471731000	○	●	－	○	－	○	○	－	○	南部	241	45	4,074	1,018
120	柏市南部近隣センター体育館	南逆井一丁目 20 番 1 号	0471729500	○	○	－	○	－	○	○	－	○	南部	573	107		
121	柏市立逆井小学校	逆井 452 番地の 2	0471748540	○	○	－	○	－	○	○	－	○	南部	2,650	478	10,369	2,592
122	柏市立土南部小学校	新逆井 1 丁目 10 番 1 号	0471724709	○	○	－	○	－	○	○	－	○	南部	2,668	484	7,240	1,810
123	沼南近隣センター※注 2			○	●	－	○	－	○	○	－	○	風早北部				
124	沼南老人福祉センターいこい荘	塚崎 1356 番地	0471921401	○	○	－	○	－	○	○	－	○	風早北部	217	40	6,490	1,622
125	柏市立風早北部小学校	大井 1854 番地 1	0471913796	○	○	－	○	－	○	○	－	○	風早北部	2,839	516	5,139	1,284
126	柏市立大津ケ丘第一小学校	大津ヶ丘三丁目 50 番地	0471921110	○	○	－	○	－	○	○	－	○	風早北部	2,579	463	10,733	2,683
127	柏市立大津ケ丘第二小学校	大津ヶ丘四丁目 8 番地	0471921120	○	○	－	○	－	○	○	－	○	風早北部	2,055	369	11,114	2,778
128	柏市立風早中学校	塚崎 1319 番地	0471912290	○	○	－	○	－	○	○	－	○	風早北部	3,082	541	11,190	2,797
129	柏市立大津ケ丘中学校	大津ヶ丘一丁目 25 番地	0471921130	○	○	－	○	－	○	○	－	○	風早北部	3,288	588	16,495	4,123
130	大津ケ丘中央公園	大津ヶ丘 2 丁目 1 番	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－	風早北部	－	－	33,000	8,250
131	風早公園	風早 2 丁目 1 番	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－	風早北部	－	－	14,321	3,580
132	二松学舎大学	大井 2590 番地	0471918751	○	○	－	○	－	○	○	－	○	風早北部	3,171	594	19,396	4,849
133	柏市高柳近隣センター	高柳 1652 番地 10	0471931110	○	●	－	○	－	○	○	－	○	風早南部	318	59	2,789	697

134	柏市立風早南部小学校	藤ケ谷新田 111 番地 2	0471910440	○	○	－	○	－	○	○	－	○	風早南部	2,719	490	9,800	2,450
135	柏市立高柳小学校	高南台三丁目 14 番地 12	0471913499	○	○	－	○	－	○	○	－	○	風早南部	2,759	502	7,310	1,827
136	柏市立高柳西小学校	しいの木台三丁目 2 番地	0473845717	○	○	－	○	－	○	○	－	○	風早南部	2,187	393	11,427	2,856
137	柏市立高柳中学校	高南台一丁目 1 番地 1	0471914580	○	○	－	○	－	○	○	－	○	風早南部	3,173	567	13,414	3,353
138	千葉県立沼南高柳高等学校	高柳 995 番地	0471915281	○	●	－	○	－	○	○	－	○	風早南部	1,666	312	17,764	4,441
139	しいの木公園	しいの木台二丁目 11 番地 1	－	○	○	－	○	－	○	○	－	－	風早南部	－	－	12,306	3,076
140	海上自衛隊下総航空基地	藤ケ谷 1614 番地 1	0471912321	○	○	－	○	－	○	○	－	－	風早南部	－	－	13,541	3,385
141	藤ケ谷区民館	藤ケ谷 558 番地	－	○	○	－	○	－	○	○	－	○	風早南部	153	28	1,651	412
142	柏市立手賀東小学校	手賀 479 番地 7	0471919014	○	●	－	○	－	○	○	－	○	手賀	1,368	241	7,407	1,851
143	柏市立手賀西小学校	泉 541 番地	0471911606	○	○	－	○	－	○	○	－	○	手賀	1,305	229	4,652	1,163
144	柏市立手賀中学校	柳戸 690 番地	0471911604	○	○	－	○	－	○	○	－	○	手賀	2,147	379	10,373	2,593
145	千葉県立沼南高等学校	岩井 678 番地 3	0471918121	○	○	－	○	－	○	○	－	○	手賀	1,608	301	22,778	5,694
146	柏市手賀近隣センター	柏市柳戸 511 番 11	0471918022	○	●	－	○	－	○	○	－	○	手賀	294	55	2,967	741
			避難施設数	125	146	0	146	0	146	146	0	112			44,131		434,505

※　指定避難所の収容人数の算出　　体育館（ステージや更衣室を除く）、武道場、普通教室等は、避難者スペースの延床面積の 75％を有効面積とし、1 人あたり 4 ㎡として算出(小数点以下切り捨て)する。（有効面積÷4 ㎡/人）

特別教室は、避難者スペースの延床面積の 60％を有効面積として算出(小数点以下切り捨て)している。（有効面積÷4 ㎡/人）

※　避難所の開設順序は、災害規模、避難者状況に応じて、「体育館・武道場」　→　「特別教室」　→　「普通教室」　と段階的に開設し、早期の教育機能回復を考慮する。

※　指定緊急避難場所の収容人数の算出　　学校の有効面積は運動場（校庭）の面積、学校以外の有効面積は敷地面積とし、1 人あたり 4 ㎡として算出(小数点以下切り捨て)している。(有効面積÷4 ㎡/人)

※　避難者の一人当たりの専有面積は、発災直後から一人当たり 4 ㎡を確保するよう努める。

※　土砂災害の発生が予見される又は発生した場合は、●のついた 20 箇所の避難所を初動開設し、拡充が必要な場合には、○が付いた他の土砂災害時避難可能施設を、順次開設する。

※注 1：令和 8 年 9 月 1 日から令和 10 年 4 月頃まで工事中のため利用不可

※注 2：沼南近隣センター代替施設：旧沼南保健センター（令和 7 年 9 月 1 日～）

資料 13　指定緊急避難場所・指定避難所の指定箇所数

広域避難場所	4

	種別	指定数		種別	指定数
指定緊急避難場所	小学校	42	指定避難所	小学校	42
	中学校	21		中学校	21
	高等学校	10		高等学校	10
	中学校・高等学校	2		中学校・高等学校	1
	大学	2		大学	2
	公共施設	34		公共施設	32
	公園・緑地　等	31		公園・緑地　等	1
	民間施設	1		民間施設	1
	その他	3		その他	2
合計		146	合計		112

資料 14　避難所の施設整備時の留意点

項目	留意点
施設整備	■ 避難生活の環境を良好に保つため、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、照明、テレビ・ラジオ、衛星携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した設備の整備に努める。
備蓄	■ 非常用の電源、給水、トイレを配備する。 ■ 幅広い年齢・性別・家族構成の避難者に対応するため、テント型の更衣室・授乳室、家族のプライバシーが確保することのできる備蓄を整備する。
ペット	■ 平時より被災動物及びペット避難を受け入れる避難所を整備する。
通信	■ 各近隣センターに対して、Ｗｉ－Ｆｉスポットを整備する。
要配慮者	■ 各近隣センターや学校における要配慮者支援として、施設にパーティションや簡易ベッド等を配備するとともに、大規模改修の機会を捉え、バリアフリー化に配慮した設備を整える。
保健衛生	■ 感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じる。 ■ 季節に配慮した備蓄品（感染症対策用備蓄品）の整備、もしくは供給に向けた協定締結に努める。
環境	■ 周囲の環境（音、光、臭気）に敏感な方に配慮する。
避難支援	■ 災害時の避難誘導を速やかに行うため、避難所表示板や誘導板を整備する。整備にあたっては、ユニバーサル・デザインや多言語化を図り、分かりやすい表記とする。 ■ 他の市町村からの広域避難者・広域一時滞在者を受け入れることができる設備整備にも努める。 ■ 在宅避難者等の避難所外避難者のため、支援のための拠点設置等の支援方策の検討に努める。 ■ 車中泊避難者の発生に備え、車中泊避難への支援方策の検討及び健康上の留意点等の広報や支援物資備蓄に努める。

資料 15　指定電話・連絡責任者一覧

区分	機関の名称		番号		
			指定電話	ファクシミリ	防災（行政）無線
柏市	災害対策本部		04-7167-1111	04-7163-2188	
	健康医療部		04-7167-1255	04-7167-1732	
	上下水道局		04-7166-2191	04-7167-1165	
	消防局		04-7133-0117	04-7133-4000	
国	総務省消防庁	広域応援室 （勤務時間内）	03-5253-7527	03-5253-7537	［地上系］ 120-90-49013 (F) 120-90-49033 ［衛星系］ 048-500-90-49013 (F) 048-500-90-49033
		宿直室 （勤務時間外）	03-5253-7777	03-5253-7553	［地上系］ 120-90-49102 (F) 120-90-49036 ［衛星系］ 048-500-90-49102 (F) 048-500-90-49036
千葉県	防災危機管理部防災対策課	災害対策室 （勤務時間内）	043-223-2175	043-222-1127	［地上系］ 500-7320 (F)500-7298 ［衛星系］ 012-500-7320 (F)012-500-7298
		情報通信管理室 （勤務時間外）	043-223-2178	043-222-5219	［地上系］ 500-7225 (F)500-7110 ［衛星系］ 012-500-7225 (F)012-500-7110
	東葛飾地域振興事務所　地域振興課		047-361-2111	047-367-4348	502-721・723 (F)502-722
	県土整備部河川環境課　防災対策室		043-223-3156	043-221-1950	
	松戸健康福祉センター（松戸保健所）		047-361-2121	047-367-7554	
	柏土木事務所　総務課		04-7167-1201	04-7167-1205	
	東葛飾農業事務所　総務課		04-7143-4121	04-7144-8260	
	柏警察署		04-7148-0110	04-7148-0100	
指定地方行政機関	農林水産省関東農政局　千葉県拠点		043-224-5611	043-227-7135	
	気象庁　銚子地方気象台　防災業務課		0479-23-7705	0479-23-4460	
	国土交通省関東地方整備局　千葉国道事務所　防災情報課		043-285-0343	043-287-7895	
	同　柏維持修繕出張所		04-7143-4230	04-7144-2063	
	国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所 防災対策課		0480-52-3956	0480-52-9529	
	同　守谷出張所		0297-48-2441	0297-48-1969	
	国土交通省関東地方整備局　利根川下流河川事務所　管理課		0478-52-6368	0478-52-9726	
	同　北千葉導水路管理支所		04-7189-3211	04-7189-6144	

	国土交通省関東地方整備局　江戸川河川事務所　防災対策課	04-7125-7436	04-7125-2947	
	同　運河出張所	04-7152-0102	04-7152-6961	

区分	機関の名称	番号		
		指定電話	ファクシミリ	防災無線
指定地方公共機関	東日本電信電話(株)千葉事業部	043-211-8652		
	東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社	0120-995-007 03-6375-9803(有料)		
	京葉ガス(株)導管部保安指令センター 指令グループ	047-325-4505		
	京和ガス(株)	04-7155-1500		
	東日本旅客鉄道(株)柏駅	04-7164-5135		
	同我孫子保線技術センター	04-7182-0413		
	東武鉄道(株)東武柏駅	04-7145-2211		
	首都圏新都市鉄道株式会社㈱柏の葉ｷｬﾝﾊﾟｽ駅	04-7136-0111		
	日本放送協会千葉放送局	043-203-0597		
	日本赤十字社千葉県支部	043-241-7531		
	手賀沼土地改良区	0476-42-2821		
	一般社団法人柏市医師会	04-7128-5551		
	一般社団法人柏歯科医師会	04-7147-6500		
	一般社団法人柏市薬剤師会	04-7142-7376		
	柏市建設関連防災ネットワーク	04-7133-7667		
	一般社団法人千葉県バス協会	043-215-8805		
	一般社団法人千葉県トラック協会	043-247-1131		

資料 16　柏市災害対策本部条例

柏市災害対策本部条例

昭和 37 年 9 月 28 日
条　例　第　33　号

（目的）

第 1 条　この条例は，災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 6 項の規定に基づき，柏市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正（平成 8 年条例 3 号・平成 25 年条例 1 号）

（組織）

第 2 条　災害対策本部長は，災害対策本部の事務を総括し，所部の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は，災害対策本部長を助け，災害対策本部長に事故がある時は，その職務を代理する。

3　災害対策本部員は，災害対策本部長の命を受け，災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第 3 条　災害対策本部長は，必要と認めるときは，災害対策本部に部を置くことができる。

2　部に属すべき災害対策本部員は，災害対策本部長が指名する。

3　部に部長を置き，災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4　部長は，部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第 4 条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き，災害対策副本部長，災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2　現地災害対策本部長は，現地災害対策本部の事務を掌理する。

全部改正（平成 8 年条例 3 号）

（委任）

第 5 条　この条例の施行に関し必要な事項は，災害対策本部長が別に定める。

追加（平成 8 年条例 3 号）

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

附　則（平成 8 年条例第 3 号）

この条例は，公布の日から施行する。

附　則（平成 25 年条例第 1 号）

この条例は，公布の日から施行する。

資料 17　応援協定締結自治体

（令和 8 年 1 月時点）

東葛飾地域		市川市、船橋市、松戸市、野田市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市
千葉県内		千葉県内全市町村
千葉県外		茨城県水戸市
姉妹都市・ふるさと交流都市		青森県つがる市、福島県只見町、神奈川県綾瀬市
中核市		62 市
	中核市応援チーム	福島県いわき市、群馬県高崎市、長野県長野市、滋賀県大津市、広島県福山市、大分県大分市、東京都八王子市、兵庫県明石市、大阪府寝屋川市、愛知県一宮市

資料 18　災害時に関する各種協定締結一覧表

協定数　計 183（令和 8 年 9 月時点）

No.	区分	協定内容	協定締結日	協定先	複数の場合（合計）	協定番号
1	自治体間	災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定	S50.7.24	市川市，松戸市 他（計 8 市）	8 市	1
2	自治体間	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定書	H8.2.23	千葉県，県内各市町村（計 81 県市町村）	81 自治体	37
3	自治体間	災害時における相互応援に関する協定	H9.2.25	茨城県水戸市		38
4	自治体間	災害時における相互応援に関する協定	H17.7.23	神奈川県綾瀬市		59
5	自治体間	災害時における相互応援に関する協定	H17.7.23	福島県只見町		60
6	自治体間	災害時における相互応援に関する協定	H17.7.23	青森県つがる市		61
7	自治体間	中核市災害相互応援協定	H20.10.20（R3.4.1 再締結）	全国各中核市	62 市	69
8	自治体間	健康危機発生時における保健所業務相互支援に関する協定書	H24.5.31	船橋市		91
9	自治体間	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	H25.7.12	茨城県北茨城市 他（計 68 市町）	68 自治体	104
10	自治体間	原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書	H30.10.31	茨城県水戸市		133
11	自治体間	公益社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定	H10.5.18	公益社団法人日本水道協会千葉県支部	56 団体	144
12	自治体間	千葉県立柏の葉公園の防災備蓄倉庫の管理に関する協定書	H4.6.3	千葉県		145
13	医療・救護	災害時の歯科医療活動に関する協定書	H9.3.27	一般社団法人柏歯科医師会		39
14	医療・救護	災害時の薬剤師会の協力に関する協定書	H10.7.22	一般社団法人柏市薬剤師会		46
15	医療・救護	災害時における接骨師会の協力に関する協定書	H12.7.25（H25.4.25 再締結）	公益財団法人千葉県柔道整復師会　柏・我孫子支部柏地区		50
16	医療・救護	災害時における医療活動に関する協定書	H25.2.1	一般社団法人柏市医師会		99
17	医療・救護	災害時における助産師による支援活動の協力に関する協定書	R4.3.30	一般社団法人千葉県助産師会		153

18	医療・救護	災害時における傷病者の搬送等の協力に関する協定書	R8.6.30	株式会社 Sun Road		186
19	飲料水	災害時における飲料水供給に関する協定書	S60.5.1	ニッカウヰスキー株式会社柏工場		8
20	飲料水	災害時における飲料水供給に関する協定書	S60.5.1	伊藤ハム株式会社		9
21	飲料水	災害時における飲料水供給に関する協定書	S60.5.1	医療法人社団柏水会　初石病院		10
22	飲料水	千葉県水道災害相互応援協定	H7.11.2（H26.9.30 再締結）	千葉県下水道事業管理者（計 63 団体）	63 団体	34
23	飲料水	災害時における飲料水供給に関する協定書	H23.12.9	㈻二松学舎（二松学舎大学、二松学舎大学付属沼南高等学校）		88
24	飲料水	災害時等における飲料水の供給等に関する協定書	H25.1.11	株式会社伊藤園　柏支店		97
25	飲料水	災害時等における飲料水の供給等に関する協定書	R1.5.27	イチカワ株式会社		138
26	応急復旧	災害時における物件の供給に関する協定書	H7.9.1	冨士機材株式会社 千葉支店		24
27	応急復旧	災害時における物件の供給に関する協定書	H7.9.1	株式会社日立製作所 千葉支店		25
28	応急復旧	災害時における物件の供給に関する協定書	H7.9.1	株式会社日立プラントサービス 関東支店		26
29	応急復旧	災害時における物件の供給に関する協定書	H7.9.1	大和化成株式会社　千葉営業所　他	2 社	27
30	応急復旧	災害時における物件の供給に関する協定書	H7.9.1	前澤給装工業株式会社 千葉営業所		29
31	応急復旧	災害時における物件の供給に関する協定書	H7.9.1	太三機工株式会社		30
32	応急復旧	災害時及び緊急時等における包括連携に関する年度協定書	R5.4.1	柏市管工事協同組合		33
33	応急復旧	災害時における応急復旧活動の協力に関する協定書	H11.10.8	柏市建設業会		48
34	応急復旧	災害時の応急措置に関する協定書	H19.11.27	千葉土建一般労働組合とうかつ支部		65
35	応急復旧	災害時における応急復旧活動の協力に関する協定書	H20.3.26	柏市造園業会		67
36	応急復旧	災害時の応援業務に関する協定書	H23.2.7（R4.6.6 再締結）	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社		82

37	応急復旧	災害時における応急復旧活動の協力に関する協定書	H23.4.28	柏市建設関連防災ネットワーク		85
38	応急復旧	災害時及び緊急時における復旧工事等の協力に関する協定書	H30.3.1	昱株式会社		132
39	応急復旧	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定書	R3.1.22	東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社		148
40	応急復旧	災害時における通信設備復旧の連携等に関する基本協定	R7.3.18	東日本電信電話株式会社		173
41	応急復旧	災害時における相互連携・協力に関する協定	R7.8.19	京葉ガス株式会社		174
42	施設	災害時における施設の使用に関する協定書	S63.3.22	株式会社日立製作所（日立柏総合グランド）		14
43	施設	災害時における施設の使用に関する協定書	H5.2.1	千葉県（千葉県立柏の葉公園）		20
44	施設	柏市並びに柏市内に所在する特別養護老人ホーム，養護老人ホーム及び軽費老人ホームの災害時における相互援助に関する協定書	H10.2.18（H28.8.23再締結）	社会福祉法人千葉県厚生事業団	17団体	53
45	施設	災害時における施設の利用に関する協定	H18.11.14	海上自衛隊下総教育航空群		63
46	施設	災害時における土地の使用及び建物の使用に関する協定書	H21.3.31	利根川下流河川事務所		70
47	施設	災害時における施設の利用に関する協定書	H22.5.26	(学)二松学舎（二松学舎大学、二松学舎大学付属沼南高等学校）		76
48	施設	災害時における施設の利用に関する協定書	H22.5.26	日本体育大学柏高等学校		77
49	施設	災害時における施設の利用に関する協定書	H22.5.26	流通経済大学付属柏中学校・高等学校		78
50	施設	災害時における施設等の協力に関する協定書	H22.4.14	柏市旅館業組合		79
51	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H22.12.20	社会福祉法人千葉県厚生事業団		81
52	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H22.12.20	社会福祉法人望陽会		81
53	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H22.12.20	社会福祉法人豊珠会		81
54	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H22.12.20	社会福祉法人清泉会		81
55	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H22.12.20	社会福祉法人美野里会		81

56	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H22.12.20	社会福祉法人真和会		81
57	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H22.12.20	社会福祉法人沼風会		81
58	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H22.12.20	社会福祉法人三誠会		81
59	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H22.12.20	社会福祉法人大和会		81
60	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H22.12.20	社会福祉法人敬愛会		81
61	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H22.12.20	社会福祉法人マーナ―オークガーデン		81
62	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H22.12.20	社会福祉法人涼風会		81
63	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H22.12.20	社会福祉法人新柏会		81
64	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H24.3.23	社会福祉法人小羊会		81
65	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H24.3.23	社会福祉法人北斗泰山会		81
66	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H27.10.1	社会福祉法人天宣会		81
67	施設	災害時等における要援護高齢者の受入等に関する協定書	H27.10.1	社会福祉法人葵新生会		81
68	施設	災害時等における要援護高齢者の受入れ等に関する協定書	R6.3.29	社会福祉法人あすか福祉会		81
69	施設	災害時における施設の利用に関する協定書	H23.3.10	気象大学校		84
70	施設	災害時等における要援護障害者の受入れ等に関する協定書	H23.12.12	社会福祉法人桐友学園　他	2園	86
71	施設	災害時等における要援護障害者の受入れ等に関する協定書	H23.12.12	社会福祉法人柏光会		87
72	施設	災害時における施設の利用に関する協定書	H25.3.29（R3.6.15再締結）	学校法人　廣池学園		101
73	施設	災害時における施設の利用に関する協定書	H25.11.28	公財)吉田記念テニス研修センター		109
74	施設	災害時等における要援護障害者の受入れ等に関する協定書	H26.3.20	緑の会　いずみ園		111
75	施設	災害時等における要援護障害者の受入れ等に関する協定書	H26.3.20	わかたけ社会センター		112
76	施設	災害時における施設等の提供協力に関する協定書	H28.3.15	柏駅東口Ｄ街区第一地区市街地再開発組合		114
77	施設	日立柏総合グランドの防災備蓄倉庫の使用に関する協定書	H7.12.14	株式会社日立製作所（日立		116

				柏総合グランド)		
78	施設	沼南老人福祉センター「いこい荘」の避難所の指定について	H23.12.22（R3.12.23再締結）	社会福祉法人柏市社会福祉協議会		117
79	施設	災害の発生時における帰宅困難者の受入等の協力に関する協定	H26.8.1	三井不動産株式会社		119
80	施設	災害の発生時における帰宅困難者の支援に関する協定	R7.12.25	柏駅前第一商業協同組合		179
81	施設	災害の発生時における帰宅困難者の支援に関する協定	R7.12.25	柏商工会議所		180
82	施設	災害の発生時における帰宅困難者の支援に関する協定	R7.12.25	東横イン柏駅東口		177
83	施設	災害の発生時における帰宅困難者の支援に関する協定	R7.12.25	東横イン柏駅西口		178
84	施設	災害時等における要配慮障害者の受入れ等に関する協定書	H28.4.1	社会福祉法人かたくり会あすか園	6園	121
85	施設	災害時等における要配慮障害者の受入れ等に関する協定書	H28.4.1	社会福祉法人ぶるーむ		122
86	施設	災害時等における要配慮障害者の受入れ等に関する協定書	H28.4.1	社会福祉法人よつば		123
87	施設	災害時における避難所等の施設利用に関する協定書	H31.3.11	市内の県立高等学校　計８校	8校	135
88	施設	災害時における避難所等の施設利用に関する協定書	R4.1.27	みずほ信託銀行株式会社　３社他	4社	152
89	施設	災害発生時における施設等の利用に関する協定書	R4.11.29	パウダーテック株式会社		156
90	施設	災害時等における施設の利用に関する協定書	R4.12.27	東神開発株式会社		157
91	施設	災害時等における施設並びに設備の使用に関する協定書	R5.9.5	株式会社安田屋		163
92	施設	災害時における施設等の使用に関する協定書	R5.12.8	財務省税関研修所		164
93	施設	災害発生時における施設等の使用に関する協定書	R6.2.20	学校法人祁山学園		165
94	消防	柏市我孫子市消防相互応援協定書	S60.12.26（R3.1.19再締結）	我孫子市		11
95	消防	柏市野田市消防相互応援協定書	S60.12.27（R3.1.19再締結）	野田市		12
96	消防	柏市流山市消防相互応援協定書	S62.4.1（R3.1.19再締結）	流山市		13
97	消防	千葉県広域消防相互応援協定書	H4.4.1（H18.8.22再締結）	県内各市町村（計70団体）	70団体	16

98	消防	柏市・取手市消防相互応援協定	H7.2.15	茨城県取手市		21
99	消防	松戸市柏市消防相互応援協定	H10.3.20（R3.1.19 再締結）	松戸市		41
100	消防	茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定書	H12.3.18（R1.10.1 再締結）	三郷市 他（計 23 団体）	23 団体	49
101	消防	柏市印西地区消防組合消防本部消防相互応援協定書	H17.3.28	印西地区消防組合		54
102	消防	柏市鎌ヶ谷市消防相互応援協定書	H17.3.28（R3.1.19 再締結）	鎌ヶ谷市		55
103	消防	鉄道災害時における鉄道軌道業者と消防機関との連携に関する協定書	H21.3.31	千葉県内消防本部（局）30 団体，鉄道軌道事業者 15 団体，千葉県	46 団体	71
104	消防	災害時等における用水の運搬に関する協定書	R2.2.17	北柏建材 ㈲		139
105	消防	災害時等における用水の運搬に関する協定書	R2.2.17（R8.8.19 再締結）	株式会社丸昭建材		140
106	消防	柏市・常総地方広域市町村圏事務組合消防相互応援協定書	R2.3.30	常総地方広域市町村圏事務組合		141
107	消防	災害時等における消防用水の供給支援に関する協定書	R2.4.22	千葉北部生コンクリート協同組合	18 団体	143
108	消防	災害時における応援等に関する協定について	R1.11.18	海上自衛隊下総教育航空群		146
109	燃料	災害時における燃料供給に関する協定書	H19.6.1（H30.11.16 再締結）	公益社団法人千葉県 LP ガス協会 柏・我孫子支部		64
110	燃料	災害時等における燃料の供給等に関する協定書	H24.2.3	千葉県石油商業協同組合 柏支部		89
111	燃料	災害時等における燃料供給等に関する協定書	R1.11.25	沼南石油有限会社		166
112	燃料	災害時等における燃料供給等に関する協定書	R1.11.21	株式会社湯浅		167
113	廃棄物	一般廃棄物処理に係る広域的相互支援実施協定	H7.4.1	千葉市 他（計 4 市）	4 市	22
114	廃棄物	災害時における仮設トイレレンタル業務に関する協定書	H7.9.1（R6.3.19 再締結）	株式会社関東広興		31
115	廃棄物	災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定書	H9.7.31	県内各市町村等（計 99 団体）	99 団体	42

116	廃棄物	災害時における廃棄物の搬送等に関する協定書	H10.5.1	柏市廃棄物処理業協業組合		43
117	廃棄物	災害時における廃棄物の搬送等に関する協定書	H10.5.1	柏市再生資源事業協業組合		44
118	廃棄物	災害時におけるし尿の搬送等に関する協定書	H10.5.1	柏市・我孫子市浄化槽対策センター		45
119	廃棄物	一般廃棄物処理に係る東葛地域相互支援実施協定	H13.11.30	松戸市 他（計6団体）	6団体	51
120	廃棄物	災害廃棄物等の処理に関する協定書	R3.8.25	住友大阪セメント株式会社		149
121	廃棄物	災害廃棄物等の処理に関する協定書	R3.11.16	ＤＯＷＡエコシステム株式会社		150
122	物資	災害時における物資の供給に関する協定書	S52.11.1	株式会社長崎屋（ドン・キホーテ柏駅前店）		2
123	物資	災害時における物資の供給に関する協定書	S52.11.1	高島屋　柏店		4
124	物資	災害時における物資の供給に関する協定書	S52.11.1	株式会社丸井柏店		6
125	物資	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書	H14.3.21	生活協同組合コープみらい，生活協同組合パルシステム千葉，生活クラブ生活協同組合	3団体	52
126	物資	全国公設地方卸売市場協議会　災害時相互応援に関する協定書	H21.5.30（H29.9.1再締結）	豊田市 他（全国公設地方卸売市場協議会　関東・中部ブロック会・47団体）	47団体	72
127	物資	災害時における生鮮食料品の供給に関する協定書	H21.5.30（H29.9.20再締結）	東京シティ青果株式会社千葉支社柏市場		73
128	物資	災害時における生鮮食料品の供給に関する協定書	H21.5.30（H29.9.19再締結）	柏魚市場株式会社		74
129	物資	災害時における花きの供給に関する協定書	H21.5.30（H29.9.20再締結）	株式会社第一花き		75
130	物資	災害時等における物資の供給等に関する協定書	H24.2.27	株式会社マミーマート		90
131	物資	災害時等における物資の供給等に関する協定書	H25.1.8	ちば東葛農業協同組合		94
132	物資	災害時等における物資の供給等に関する協定書	H25.1.8	市川市農業協同組合		95
133	物資	災害時等における物資の供給等に関する協定書	H25.5.8	株式会社赤ちゃん本舗		102

134	物資	災害時等における物資の供給等に関する協定書	H25.10.10	石井食品株式会社		107
135	物資	災害時における物資供給に関する協定書	H28.10.17	株式会社 MMC マネジメント		115
136	物資	「災害時の物資供給」等に関する協定書	H27.12.24	株式会社セブンイレブン・ジャパン		120
137	物資	災害時におけるユニットハウス等の供給に関する協定書	H30.9.1	三協フロンテア株式会社		130
138	物資	災害時における資機材調達に関する協定書	H30.4.13	株式会社レンタルのニッケン		131
139	物資	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	H31.3.20	東日本段ボール工業組合		136
140	物資	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定書	R2.7.16	株式会社デベロップ　他	2 社	147
141	物資	災害時における資機材調達に関する協定書	R4.7.1	新光重機株式会社		154
142	物資	災害時における物資等の供給に関する協定書	R4.7.12	まくら株式会社		155
143	物資	災害時の物資供給等に関する協定書	R5.2.7	株式会社カインズ		158
144	物資	災害時における物資供給に関する協定書	R5.8.4	NPO 法人コメリ災害対策センター		161
145	物資	災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定書	R6.11.20	一般社団法人日本キッチンカー経営審議会		170
146	物資	災害時におけるランドリー施設及び有償設備の利用に関する協定書	R7.11.18	トリオマネジメント株式会社		176
147	物資	災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協定書	R8.3.3	千葉キッチンカー協同組合		183
148	物資	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	R8.4.1	一般社団法人日本福祉用具供給協会		187
149	情報	柏市防災行政無線の活用に関する協定書	H4.11.1	東京電力パワーグリッド株式会社		17
150	情報	柏市防災行政無線の活用に関する協定書	H4.12.15	NTT 東日本千葉西支店		18
151	情報	柏市防災行政無線の活用に関する協定書	H5.2.1	京葉ガス株式会社		19
152	情報	柏市民への安全安心情報の提供に係わる支援協力に関する協定書	H17.7.4	株式会社ジェイコムイースト		57
153	情報	千葉県防災行政無線局等の設置等に関する協定書	H20.3.31	千葉県		68
154	情報	災害時の情報交換に関する協定	H23.1.26	国土交通省関東地方整備局		83

155	情報	災害時における放送等に関する協定書	H25.9.19	株式会社ジェイコム千葉東関東局		106
156	情報	柏市防災行政無線局の設置等に関する協定書	H25.3.25	首都圏新都市鉄道株式会社		118
157	情報	災害に係る情報発信等に関する協定書	H30.4.23	ヤフー株式会社		129
158	情報	災害時における被害情報などの収集に関する協定書	R5.8.2	株式会社 KD 企画		160
159	情報	災害時に係る情報発信等に関する協定書	R7.4.1	株式会社 PRTIMES		175
160	輸送	災害時における物資の貨物自動車輸送に関する協定書	H17.4.8	一般社団法人千葉県トラック協会		56
161	輸送	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	H29.11.10	佐川急便株式会社　柏営業所		128
162	輸送	災害時における支援活動に関する協定書	R8.5.21	一般社団法人 AZ－COM ネットワーク		185
163	航空機	災害時における航空機の出動に関する協定書	S63.7.20	朝日航洋株式会社		15
164	その他	災害時における物資の優先供給並びに被災者に対する支援協力に関する協定書	H30.8.1	株式会社イトーヨーカ堂		5
165	その他	災害発生時における柏市と柏市内郵便局の協力に関する協定書	H9.7.28（H29.11.28 再締結）	日本郵便株式会社 柏郵便局		40
166	その他	災害時における支援協力に関する協定書	H17.8.29	(一社)全日本冠婚葬祭互助協会		58
167	その他	災害時における防災活動協力に関する協定	H18.8.23	イオンリテール株式会社イオン柏店		62
168	その他	救助犬の出動に関する協定書	H20.2.19	特定非営利活動法人 日本救助犬協会		66
169	その他	柏市被災建築物応急危険度判定業務の実施協力に関する協定書	H24.12.27	千葉県建築士事務所協会東葛支部/千葉県建築士会柏支部	2 団体	93
170	その他	災害発生時における相互協力に関する協定書	H25.2.27	柏警察署		98
171	その他	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	H25.9.5	千葉県土地家屋調査士会		105
172	その他	広告付避難場所等電柱看板に関する協定書	H28.1.6	東電タウンプラニング株式会社		113
173	その他	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	H29.8.7	株式会社ゼンリン松戸営業所		127
174	その他	災害時における支援協力に関する協定書	H30.11.29	千葉県行政書士会		134

175	その他	災害時の相互協力に関する協定書	H31.4.4	株式会社NTTドコモ（株式会社ドコモCS）		137
176	その他	感染症対策消毒業務に関する協定書	R2.4.16	一般社団法人千葉県ペストコントロール協会		142
177	その他	災害時における避難所の清掃及び消毒に関する協定書	R5.3.30	東葉ビル管理株式会社		159
178	その他	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	R5.6.1	社会福祉法人柏市社会福祉協議会		162
179	その他	災害時における動物救護活動に関する協定書	R5.9.30	東葛地域獣医師会		169
180	その他	海上自衛隊下総飛行場周辺において航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡、調整体制の整備に関する協定書	S55.1.18	海上自衛隊下総教育航空群		171
181	その他	災害時における法律相談等に関する協定書	R6.12.9	千葉県弁護士会		172
182	その他	災害時における避難所等の安全確保等に関する協定書	R8.2.18	ALSOK株式会社　柏支社		181
183	その他	災害時における避難所等の安全確保等に関する協定書	R8.2.18	東葉警備保障株式会社		182

資料 19　柏市防災行政無線（固定系）屋外子局設置場所一覧

NO	名称	所在地	NO	名称	所在地
1	しいの木台（野馬公園）	しいの木台 4-42	51	柳戸（西下）	柳戸 419-2
2	〃（白馬公園）	しいの木台 3-10	52	片山（辻ノ内）	片山 708-1
3	〃（高柳西保育園）	しいの木台 5-31-2	53	手賀（柏作）	手賀 1419-1
4	高柳新田（中峠）	高柳新田 3-1	54	〃（下ノ坊）	手賀 712-1
5	高南台（稲荷峠公園）	高南台 3-9	55	布瀬（駒形）	布瀬 1617-2
6	高柳（中島込）	高柳 1568-42	56	〃（沖戸下）	布瀬 3128-4
7	〃（近隣センター）	高柳 1652-10	57	〃（納谷）	布瀬 2290-2
8	〃（蟹打）	高柳 1495-4	58	〃（宮前）	布瀬 1403
9	〃（新堀）	高柳 454-1	59	緑台（緑台公園）	緑台 6-5
10	〃（千場）	高柳 1412	60	大井（舟戸）	大井 2206-1
11	〃（塚越）	高柳 927-1	61	岩井（水道事務所）	岩井 802-4
12	〃（高柳分署上）	高柳 826-5	62	箕輪（枡方）	箕輪 163 地先
13	〃（須崎）	高柳 1264-2	63	岩井（於中山）	岩井 325
14	〃（高柳台）	高柳 675-3	64	鷲野谷工業団地協同組合	鷲野谷 806-25
15	〃（槻原）	高柳 781-6	65	片山（手賀の丘公園）	片山 849
16	藤ケ谷新田（熊野神社）	藤ケ谷新田 4-1	66	手賀（手賀東小学校）	手賀 479-7
17	藤ケ谷（城之堀）	藤ケ谷 680-1	67	布瀬（木崎台）	布瀬 249-1 地先
18	〃（矢ノ橋台）	〃　1198-1	68	戸張ふるさと会館	戸張 1308
19	〃（平作）	〃　1790-1	69	柏公園	柏 565
20	〃（中木戸）	藤ケ谷 565-6 地先	70	増尾西小学校	増尾 3-5-9
21	〃（沼南体育館）	藤ケ谷 1908-3	71	柏第三小学校	若葉町 4-54
22	十余二	塚崎 1451-6	72	豊小学校	豊四季 610-2
23	風早（第２工業団地）	風早 1-13-8	73	カゴメ倉庫	中新宿 3-11-1
24	塚崎（風早中学校）	塚崎 1319-1	74	関場町民有地	関場町 4
25	〃（新屋敷）	塚崎 243	75	土小学校	増尾 4-4-1
26	〃（白幡）	塚崎 1084-1	76	光ケ丘中学校	光ケ丘 4-23-1
27	大島田（経塚）	大島田 543-3	77	藤心小学校	藤心 880-1
28	大津ケ丘（歩道橋脇）	大津ケ丘 4-5-1	78	土南部小学校	新逆井 1-10-1
29	〃（南田公園）	大津ケ丘 3-14	79	酒井根小学校	酒井根 19-2
30	〃（中央公園）	大津ケ丘 2-1	80	柏第八小学校	永楽台 2-8-1
31	〃（向原公園）	大津ケ丘 1-38	81	廣池学園	光ケ丘 2-1-1
32	〃（中ノ橋公園）	大津ケ丘 3-22	82	中原小学校	中原 1821-1
33	大井（中ノ橋）	大井 109-１	83	酒井根西小学校	酒井根 662-1
34	〃（八幡下沖）	大井 1376-3	84	桜台保育園	桜台 9-6
35	大島田（役場上）	大島田 48-1	85	常盤台第一公園	常盤台 3
36	大井（大木戸出口）	大井 768-2	86	加賀第四公園	加賀 1-13
37	〃（宮ノ前）	大井 1741-1	87	なかまち第一公園	南逆井 5-10
38	〃（大木戸）	大井 1866-1	88	酒井根第一公園	酒井根 2-38
39	五條谷（前田）	五条谷 188-1 地先	89	柏第二中学校	弥生町 6-6

40	箕輪（物見塚）	箕輪 377-1	90	あかね第二公園	あかね町 8
41	若白毛（下清水）	若白毛 942-6	91	今谷上町第一公園	今谷上町 41
42	〃（西山）	若白毛西堀ノ内 740	92	南ケ丘第二公園	増尾 7-5
43	〃（蔵下）	若白毛 74-1	93	逆井第二公園	逆井 874
44	岩井（屋敷）	岩井 425	94	ふじ第一公園	藤心 781-119
45	染井入新田（妙見内）	鷲野谷 2-1	95	柏市役所	柏 5-10-1
46	〃（三王前）	染井入新田 110 地先	96	南部中学校	南増尾 6-16-1
47	金山（根古）	金山 490	97	逆井中学校	逆井 555
48	泉（中城）	泉 414	98	逆井小学校	逆井 452-2
49	〃（宮ノ後）	泉 1359	99	柏第五小学校	柏 932-7
50	柳戸（平臺）	柳戸 640-2	100	並木第二公園	南逆井 2-2

NO	名称	所在地	NO	名称	所在地
101	鷲の山公園	増尾 5-9	151	県立東葛飾高校	旭町 3-2-1
102	第四水源地	南増尾 4-9	152	旭小学校	旭町 6-5-17
103	社会福祉センター	豊住 3-6-10	153	柏第一小学校	あけぼの 1-7-6
104	柏第四中学校	名戸ケ谷 1-6-8	154	富勢中学校	根戸 467-1
105	ひばりが丘市民プール	ひばりが丘 18-2	155	柏第六小学校	豊四季台 4-2-1
106	亀甲台公園	亀甲台 1-27	156	梅林第四公園	高田 1392
107	名戸ケ谷第三公園	新柏 2-17	157	北柏第二公園	北柏 3-9
108	酒井根近隣センター	酒井根 653-4	158	柏ビレジ第五公園	大室 1716
109	増尾城跡総合公園 1	名戸ケ谷 805 地先	159	花野井小学校	花野井 1652-34
110	加賀第三公園	加賀 3-31	160	布施第三公園	布施新町 3-25
111	小山台公園	増尾 2-23	161	柏西口第一公園	明原 3-1
112	中新宿第三公園	東中新宿 1-20	162	八幡苑	篠籠田 1390
113	酒井根中学校	酒井根 1-3-1	163	豊四季第二公園	豊四季 945-457
114	増尾城址総合公園 2	増尾 553-6 地先	164	新富町第一公園	新富町 1-10
115	南部老人福祉センター	藤心 293-1	165	田中北小学校	大青田 1536
116	リフレッシュプラザ柏	南増尾 56-2	166	西原保育園	西原 1-4-20
117	くらばやし緑公園	東山 2-5	167	御立山ふるさとセンター	西柏台 2-3-2
118	逆井第五公園	新逆井 2-6	168	柏市利根ふるさと会館	布施 270-89
119	藤心葉貫台給水塔	藤心 907-5 地先	169	布施近隣センター	布施 1196-5
120	右大道第一公園	青葉台 1-12	170	船戸会館	船戸 1129-1
121	西山第二公園	西山 1-6	171	大青田妙見神社	大青田 1109
122	東中新宿保育園	東中新宿 4-5-24	172	大室ふるさとセンター	大室 791
123	アミュゼ柏	柏 6-2-22	173	円性寺	布施 2278
124	東部消防署	中央 2-10-3	174	中十余二緑地	柏の葉 4-5
125	戸張第四公園	戸張 1568 地先	175	向神山稲荷神社	豊四季 86
126	逆井北公園	逆井二丁目 23	176	（仮称）柏市こども・若者相談センター	十余二 313-610
127	豊町ふるさと会館	豊四季 951-10	177	寺山ふるさと会館	布施 1488-22
128	田中中学校	大室 249-9	178	大日庵	花野井 98
129	富勢小学校	布施 925	179	あけぼの第二公園	あけぼの 5-4
130	富士見保育園	豊四季 126-2	180	旭東小学校	旭町 5-3-9
131	西原小学校	西原 4-17-1	181	富勢西小学校	布施 84-2

資料 19　柏市防災行政無線(固定系)屋外子局設置場所一覧

132	市立柏高校	船戸山高野 325-1	182	松ケ崎集会所	松ケ崎 319
133	小青田	小青田 335	183	柏市公設総合地方卸売市場	若柴 69-1
134	第四分団火の見	大青田 1254-3	184	青葉橋	高田 104-3
135	新青田第一公園	みどり台 4-1	185	県立柏の葉公園	柏の葉 4-1
136	（福）青葉会 WITHUS	十余二 175-66	186	緑町第二公園	伊勢原 1-4-66
137	長覚寺	若柴 354	187	花野井第一公園	花野井 746-4
138	柏市リサイクルセンター	十余二 348-202	188	笹原第二公園	豊四季 376-4
139	第五分団器具置場	花野井 999-1	189	柏西口第二公園	明原 4-54
140	篠籠田西光院	篠籠田 1320	190	東町第一公園	東 3-1512-1
141	柏第四小学校	松ケ崎 1182-9			
142	覚王寺脇	松ケ崎 1115-4			
143	旧西部消防署根戸分署	根戸 443-2			
144	あけぼの山農業公園	布施 2005-2			
145	西町第二公園	西町 2			
146	柏第二小学校	豊四季 310			
147	西原中学校	西原 6-13-1			
148	田中小学校	大室 1193-3			
149	松葉第一小学校	松葉町 5-3			
150	松葉第二小学校	松葉町 2-16			

資料 20　柏市防災行政無線（固定系）個別受信機設置場所一覧

	名　　称	所 在 地
1	特別養護老人ホームアネシス	手賀 1682
2	手賀沼病院	箕輪 700
3	千葉・柏リハビリテーション病院	大井 2651
4	特別養護老人ホーム沼風苑	箕輪 585
5	沼南の里	藤ヶ谷 1076-3
6	消防局指令センター	松葉町 7-17-1
7	光ヶ丘近隣センター	光ヶ丘団地 200-5
8	高田近隣センター	高田 693-2
9	柏寿荘	船戸山高野 535
10	上下水道局	千代田 1-2-32
11	柏第七小学校	篠籠田 733
12	高田小学校	高田 376-3
13	名戸ヶ谷小学校	名戸ヶ谷 474-1
14	光ヶ丘小学校	流山市向小金 4-20-1
15	柏中学校	明原 4-1-1
16	柏第三中学校	篠籠田 987-1
17	柏第五中学校	高田 919
18	土中学校	増尾 1748
19	松葉中学校	松葉町 3-14
20	県立柏中央高校	松ヶ崎 884-1
21	日本体育大学柏高等学校	戸張 944
22	気象大学校	旭町 7-4-81
23	あけぼの保育園	あけぼの 3-4-18
24	豊四季保育園	豊四季台 2-1-120
25	増尾近隣センター	増尾 3-1-1
26	東京電力パワーグリッド㈱東葛支社	新柏 1-13-2
27	柏郵便局	東上町 6-29
28	北部クリーンセンター	船戸山高野 538
29	豊四季台近隣センター	豊四季台 1-1-116
30	西原近隣センター	西原 3-2-48
31	富里近隣センター	富里 2-4-4
32	松葉近隣センター	松葉町 4-11

資料 21　災害用 IP 無線配布場所一覧

NO	所管部局	配備場所	配備数	割振番号
1	危機管理部	防災安全課	21	災害時優先電話　柏 001
2				災害時優先電話　柏 002
3				災害時優先電話　柏 003
4				災害時優先電話　柏 004
5				災害時優先電話　柏 005
6				災害時優先電話　柏 006
7				災害時優先電話　柏 007
8				災害時優先電話　柏 008
9				災害時優先電話　柏 009
10				災害時優先電話　柏 010
11				災害時優先電話　柏 011
12				災害時優先電話　柏 012
13				災害時優先電話　柏 013
14				災害時優先電話　柏 014
15				災害時優先電話　柏 015
16				災害時優先電話　柏 016
17				災害時優先電話　柏 017
18				災害時優先電話　柏 018
19				災害時優先電話　柏 019
20				災害時優先電話　柏 020
21				災害時優先電話　柏 021
22				災害時優先電話　柏 283
23	総務部	行政課	1	災害時優先電話　柏 022
24	企画部	政策イノベーション課	4	災害時優先電話　柏 023
25				災害時優先電話　柏 024
26				災害時優先電話　柏 108
27				災害時優先電話　柏 109
28	財政部	資産税課	4	災害時優先電話　柏 025
29				災害時優先電話　柏 026
30				災害時優先電話　柏 115
31				災害時優先電話　柏 116
32	広報部	秘書課	2	災害時優先電話　柏 027
33				災害時優先電話　柏 077
34	市民生活部	地域コミュニティ課	3	災害時優先電話　柏 028
35				災害時優先電話　柏 029
36				災害時優先電話　柏 030
37		スポーツ課	1	災害時優先電話　柏 135
38		沼南体育館	1	災害時優先電話　柏 136

39		沼南支所	1	災害時優先電話　柏 138
40	健康医療部	健康政策課	4	災害時優先電話　柏 140
41				災害時優先電話　柏 141
42				災害時優先電話　柏 142
43				災害時優先電話　柏 143
44		高齢者支援課	1	災害時優先電話　柏 144
45		医療公社管理課	1	災害時優先電話　柏 148
46	福祉部	福祉政策課	2	災害時優先電話　柏 149
47				災害時優先電話　柏 072
48	こども部	こども政策課	1	災害時優先電話　柏 150
49	環境部	環境政策課	1	災害時優先電話　柏 151
50		北部クリーンセンター	1	災害時優先電話　柏 152
51		南部クリーンセンター	1	災害時優先電話　柏 153
52	経済産業部	産業政策・スタートアップ推進課	4	災害時優先電話　柏 154
53				災害時優先電話　柏 155
54				災害時優先電話　柏 156
55				災害時優先電話　柏 102
56		公設市場	1	災害時優先電話　柏 157
57	都市部	都市計画課	5	災害時優先電話　柏 158
58				災害時優先電話　柏 159
59				災害時優先電話　柏 122
60				災害時優先電話　柏 123
61				災害時優先電話　柏 124
62	土木部	道路総務課	2	災害時優先電話　柏 161
63				災害時優先電話　柏 162
64		道路保全課	2	災害時優先電話　柏 163
65				災害時優先電話　柏 164
66		河川排水課	2	災害時優先電話　柏 165
67				災害時優先電話　柏 166
68		道路整備課	1	災害時優先電話　柏 167
69		交通政策課	1	災害時優先電話　柏 168
70	上下水道局	総務課	6	災害時優先電話　柏 169
71				災害時優先電話　柏 170
72				災害時優先電話　柏 171
73				災害時優先電話　柏 172
74				災害時優先電話　柏 173
75				災害時優先電話　柏 063
76	消防局	警防課	2	災害時優先電話　柏 174
77				災害時優先電話　柏 084
78	教育総務部	教育総務課	3	災害時優先電話　柏 175
79				災害時優先電話　柏 176
80				災害時優先電話　柏 117
81	生涯学習部	生涯学習課	2	災害時優先電話　柏 177

82				災害時優先電話　柏 178
83	学校教育部	学校教育課	3	災害時優先電話　柏 181
84				災害時優先電話　柏 182
85				災害時優先電話　柏 118
86	地区災害対策本部	田中近隣センター	8	災害時優先電話　柏 047
87				災害時優先電話　柏 048
88				災害時優先電話　柏 049
89				災害時優先電話　柏 050
90				災害時優先電話　柏 051
91				災害時優先電話　柏 052
92				災害時優先電話　柏 053
93				災害時優先電話　柏 054
94		西原近隣センター	3	災害時優先電話　柏 055
95				災害時優先電話　柏 056
96				災害時優先電話　柏 057
97		布施近隣センター	4	災害時優先電話　柏 064
98				災害時優先電話　柏 065
99				災害時優先電話　柏 066
100				災害時優先電話　柏 067
101		松葉近隣センター	4	災害時優先電話　柏 092
102				災害時優先電話　柏 093
103				災害時優先電話　柏 094
104				災害時優先電話　柏 095
105		高田近隣センター	3	災害時優先電話　柏 085
106				災害時優先電話　柏 086
107				災害時優先電話　柏 087
108		豊四季台近隣センター	5	災害時優先電話　柏 034
109				災害時優先電話　柏 035
110				災害時優先電話　柏 036
111				災害時優先電話　柏 037
112				災害時優先電話　柏 038
113		旭町近隣センター	3	災害時優先電話　柏 031
114				災害時優先電話　柏 032
115				災害時優先電話　柏 033
116		新富近隣センター	3	災害時優先電話　柏 078
117				災害時優先電話　柏 079
118				災害時優先電話　柏 080
119		アミュゼ柏（柏中央近隣センター）	6	災害時優先電話　柏 125
120				災害時優先電話　柏 126
121				災害時優先電話　柏 127
122				災害時優先電話　柏 128
123				災害時優先電話　柏 129
124				災害時優先電話　柏 130

125		富里近隣センター	3	災害時優先電話　柏 081
126				災害時優先電話　柏 082
127				災害時優先電話　柏 083
128		永楽台近隣センター	4	災害時優先電話　柏 059
129				災害時優先電話　柏 060
130				災害時優先電話　柏 061
131				災害時優先電話　柏 062
132		新田原近隣センター	4	災害時優先電話　柏 088
133				災害時優先電話　柏 089
134				災害時優先電話　柏 090
135				災害時優先電話　柏 091
136		増尾近隣センター	4	災害時優先電話　柏 068
137				災害時優先電話　柏 069
138				災害時優先電話　柏 070
139				災害時優先電話　柏 071
140		光ケ丘近隣センター	4	災害時優先電話　柏 073
141				災害時優先電話　柏 074
142				災害時優先電話　柏 075
143				災害時優先電話　柏 076
144		藤心近隣センター	3	災害時優先電話　柏 096
145				災害時優先電話　柏 097
146				災害時優先電話　柏 098
147		酒井根近隣センター	3	災害時優先電話　柏 099
148				災害時優先電話　柏 100
149				災害時優先電話　柏 101
150		南部近隣センター	6	災害時優先電話　柏 041
151				災害時優先電話　柏 042
152				災害時優先電話　柏 043
153				災害時優先電話　柏 044
154				災害時優先電話　柏 045
155				災害時優先電話　柏 046
156		沼南近隣センター	5	災害時優先電話　柏 110
157				災害時優先電話　柏 111
158				災害時優先電話　柏 112
159				災害時優先電話　柏 113
160				災害時優先電話　柏 114
161		高柳近隣センター	5	災害時優先電話　柏 103
162				災害時優先電話　柏 104
163				災害時優先電話　柏 105
164				災害時優先電話　柏 106
165				災害時優先電話　柏 107
166		手賀近隣センター	3	災害時優先電話　柏 119
167				災害時優先電話　柏 120

資料 21　災害用 IP 無線配布場所一覧

168				災害時優先電話　柏 121
169	公共施設	北部近隣センター	1	災害時優先電話　柏 131
170		根戸近隣センター	1	災害時優先電話　柏 132
171		西原近隣センター体育館	1	災害時優先電話　柏 058
172		豊四季台近隣センター体育館	1	災害時優先電話　柏 039
173		南部近隣センター体育館	1	災害時優先電話　柏 040
174		市民文化会館	1	災害時優先電話　柏 133
175		中央体育館	1	災害時優先電話　柏 137
176		藤ケ谷区民館	1	災害時優先電話　柏 139
177		柏寿荘	1	災害時優先電話　柏 145
178		南部老人福祉センターかたくりの里	1	災害時優先電話　柏 146
179		沼南老人福祉センターいこい荘	1	災害時優先電話　柏 147
180		（仮称）柏市こども・若者相談センター	1	災害時優先電話　柏 179
181		リフレッシュプラザ	1	災害時優先電話　柏 160
182		中央公民館	1	災害時優先電話　柏 180
183	市立小学校	田中北小学校	1	災害時優先電話　柏 203
184		十余二小学校	1	災害時優先電話　柏 206
185		田中小学校	1	災害時優先電話　柏 204
186		花野井小学校	1	災害時優先電話　柏 205
187		柏の葉小学校	1	災害時優先電話　柏 224
188		西原小学校	1	災害時優先電話　柏 207
189		富勢西小学校	1	災害時優先電話　柏 211
190		富勢東小学校	1	災害時優先電話　柏 210
191		富勢小学校	1	災害時優先電話　柏 212
192		松葉第一小学校	1	災害時優先電話　柏 208
193		松葉第二小学校	1	災害時優先電話　柏 209
194		柏第四小学校	1	災害時優先電話　柏 214
195		高田小学校	1	災害時優先電話　柏 213
196		柏第六小学校	1	災害時優先電話　柏 217
197		柏第七小学校	1	災害時優先電話　柏 215
198		旭小学校	1	災害時優先電話　柏 219
199		旭東小学校	1	災害時優先電話　柏 220
200		柏第二小学校	1	災害時優先電話　柏 218
201		柏第一小学校	1	災害時優先電話　柏 216
202		柏第五小学校	1	災害時優先電話　柏 221
203		柏第三小学校	1	災害時優先電話　柏 222
204		豊小学校	1	災害時優先電話　柏 202
205		柏第八小学校	1	災害時優先電話　柏 196
206		名戸ケ谷小学校	1	災害時優先電話　柏 200
207		土小学校	1	災害時優先電話　柏 183
208		中原小学校	1	災害時優先電話　柏 197
209		増尾西小学校	1	災害時優先電話　柏 184
210		光ヶ丘小学校	1	災害時優先電話　柏 223

211		藤心小学校	1	災害時優先電話　柏 185
212		酒井根小学校	1	災害時優先電話　柏 198
213		酒井根西小学校	1	災害時優先電話　柏 201
214		酒井根東小学校	1	災害時優先電話　柏 199
215		逆井小学校	1	災害時優先電話　柏 186
216		土南部小学校	1	災害時優先電話　柏 187
217		風早北部小学校	1	災害時優先電話　柏 188
218		大津ヶ丘第一小学校	1	災害時優先電話　柏 190
219		大津ヶ丘第二小学校	1	災害時優先電話　柏 191
220		風早南部小学校	1	災害時優先電話　柏 189
221		高柳小学校	1	災害時優先電話　柏 194
222		高柳西小学校	1	災害時優先電話　柏 195
223		手賀東小学校	1	災害時優先電話　柏 192
224		手賀西小学校	1	災害時優先電話　柏 193
225	市立中学校	田中中学校	1	災害時優先電話　柏 243
226		柏の葉中学校	1	災害時優先電話　柏 245
227		西原中学校	1	災害時優先電話　柏 244
228		富勢中学校	1	災害時優先電話　柏 227
229		松葉中学校	1	災害時優先電話　柏 226
230		柏第五中学校	1	災害時優先電話　柏 228
231		柏中学校	1	災害時優先電話　柏 229
232		柏第三中学校	1	災害時優先電話　柏 230
233		豊四季中学校	1	災害時優先電話　柏 231
234		柏第四中学校	1	災害時優先電話　柏 238
235		柏第二中学校	1	災害時優先電話　柏 232
236		土中学校	1	災害時優先電話　柏 225
237		中原中学校	1	災害時優先電話　柏 239
238		光ヶ丘中学校	1	災害時優先電話　柏 241
239		酒井根中学校	1	災害時優先電話　柏 240
240		逆井中学校	1	災害時優先電話　柏 233
241		南部中学校	1	災害時優先電話　柏 242
242		風早中学校	1	災害時優先電話　柏 234
243		大津ヶ丘中学校	1	災害時優先電話　柏 237
244		高柳中学校	1	災害時優先電話　柏 236
245		手賀中学校	1	災害時優先電話　柏 235
246	市立高校	市立柏高校	1	災害時優先電話　柏 246
247	県立及び私立中学・高校	県立柏の葉高校	1	災害時優先電話　柏 251
248		県立柏高校	1	災害時優先電話　柏 252
249		県立柏中央高校	1	災害時優先電話　柏 253
250		県立東葛飾中学校・高校	1	災害時優先電話　柏 255
251		県立柏南高校	1	災害時優先電話　柏 247
252		県立柏陵高校	1	災害時優先電話　柏 248
253		県立沼南高柳高校	1	災害時優先電話　柏 250

資料 21　災害用 IP 無線配布場所一覧

254		県立沼南高校	1	災害時優先電話　柏 249
255		流通経済大学付属柏高等学校	1	災害時優先電話　柏 256
256		日本体育大学柏高等学校	1	災害時優先電話　柏 254
257	その他避難所	吉田記念テニス研修センター	1	災害時優先電話　柏 259
258		気象大学校	1	災害時優先電話　柏 257
259		麗澤大学	1	災害時優先電話　柏 258
260		二松学舎大学柏キャンパス	1	災害時優先電話　柏 260
261	一時滞在施設	パレット柏	1	災害時優先電話　柏 134
262	国・県関係	柏警察署	1	災害時優先電話　柏 261
263		国土交通省柏維持修繕出張所	1	災害時優先電話　柏 262
264		柏土木事務所	1	災害時優先電話　柏 263
265		県立柏の葉公園	1	災害時優先電話　柏 264
266		東葛飾地域振興事務所	1	災害時優先電話　柏 265
267		柏市社会福祉協議会	1	災害時優先電話　柏 266
268		下総航空基地	1	災害時優先電話　柏 267
269		陸上自衛隊後方支援学校需品科部	1	災害時優先電話　柏 268
270	インフラ関係	東京電力パワーグリッド㈱東葛支社	1	災害時優先電話　柏 269
271		ＮＴＴ東日本東葛営業支店	1	災害時優先電話　柏 270
272		京葉ガス株式会社東葛支社柏支店	1	災害時優先電話　柏 271
273	交通関係	柏の葉キャンパス駅	1	災害時優先電話　柏 272
274		東日本旅客鉄道株式会社柏駅	1	災害時優先電話　柏 273
275		東武鉄道株式会社柏駅	1	災害時優先電話　柏 274
276		東武バスセントラル株式会社西柏営業所	1	災害時優先電話　柏 275
277		阪東自動車	1	災害時優先電話　柏 276
278	病院関係	東京慈恵会医科大学付属柏病院	1	災害時優先電話　柏 281
279		おおたかの森病院	1	災害時優先電話　柏 287
280		柏市立柏病院	1	災害時優先電話　柏 280
281		柏厚生総合病院	1	災害時優先電話　柏 286
282		柏たなか病院	1	災害時優先電話　柏 285
283		辻仲病院柏の葉	1	災害時優先電話　柏 289
284		名戸ヶ谷病院	1	災害時優先電話　柏 282
285		聖光ヶ丘病院	1	災害時優先電話　柏 288
286		深町病院	1	災害時優先電話　柏 284
287		柏市医師会	1	災害時優先電話　柏 290
288		柏歯科医師会	1	災害時優先電話　柏 291
289		柏市薬剤師会	1	災害時優先電話　柏 292
290	ホテル関係	柏プラザホテル	1	災害時優先電話　柏 293
291		ザ・クレストホテル柏	1	災害時優先電話　柏 294
292		東横 INN 柏駅西口	1	災害時優先電話　柏 296
293		東横 INN 柏駅東口	1	災害時優先電話　柏 297
294	事業者等	㈱高島屋柏店	1	災害時優先電話　柏 277
295		柏高島屋ステーションモール東神開発㈱事業本部	1	災害時優先電話　柏 279

296		柏駅前第一商業協同組合	1	災害時優先電話　柏 300
297		柏商工会議所	1	災害時優先電話　柏 299
298		帰宅困難者ネットワーク予備	1	災害時優先電話　柏 278
299		帰宅困難者ネットワーク予備	1	災害時優先電話　柏 295
300	広域避難場所	㈱日立柏レイソル	1	災害時優先電話　柏 298
合計			300	

資料 22　情報通信設備

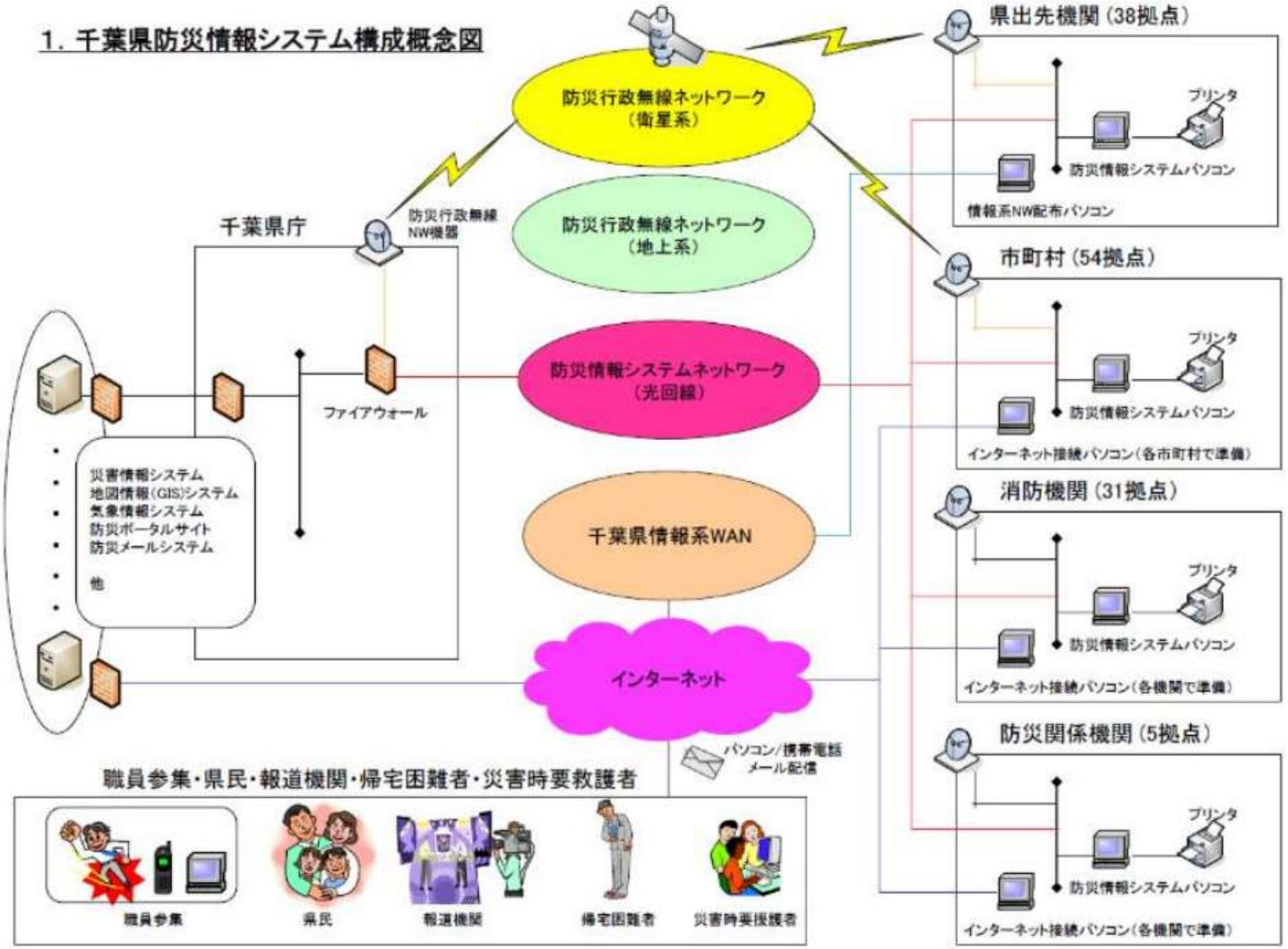
無線	防災行政無線（固定系）	■ 市役所からの緊急情報の伝達手段として、市内 190 ヵ所に設置
	災害用 IP 無線	■ 市の関係各課や国・県施設、医療機関、輸送機関、消防・警察などとの情報通信手段として、300 台を配備
電話	衛星携帯電話	■ 人命救助の体制を強化するため、重傷者の救命拠点となる市内の病院に、災害時の輻輳にも影響の少ない衛星携帯電話を配備
	災害時優先電話	■ あらかじめ電気通信事業者に対し、電話番号を届出て災害時優先電話としての承認を受ける。
カメラ	高所情報カメラ	■ 市域で発生した火災及び震災等の災害状況を、早期に把握するため管轄内 3 箇所に消防用防災情報カメラを設置。 ■ 画像は災害対策本部及び消防局に画像配信され、火災等の災害情報を共有する。
メール	かしわメール配信サービス	■ 登録者に緊急情報を伝達
	緊急速報メール	■ 生命に関わる緊急性の高い情報を時間差なく対応端末（携帯電話）に配信
インターネット	災害用ホームページ	■ （ホームページの代理掲載含む）
	X・LINE	■ 市役所からの災害に関する情報の伝達手段として、活用
ケーブルテレビ	Ｊ－ＣＯＭ文字放送	■ 市役所からの災害に関する情報の伝達手段として、Ｊ－ＣＯＭテレビの文字放送を活用
駅周辺	電子掲示板	■ 駅前等の不特定多数の人々に緊急情報を伝達するため、既設の電子掲示板等を活用
国・県設備	Ｊ-ＡＬＥＲＴ（全国瞬時情報システム）	■ 国からの緊急情報を衛星回線を通じて受信、防災行政無線（固定系）から情報を伝達
	Ｅm-Net（緊急情報ネットワークシステム）	■ 国からの緊急情報を専用回線を通じて受信するシステム
	千葉県防災行政無線システム	■ 千葉県や県内の関係機関との情報通信を行うシステム
	Ｌアラート（災害情報共有システム）	■ 避難情報など各種災害関連情報を簡素化・一括化し、テレビやインターネットなどのさまざまなメディアを通じて配信。
ＦＭ放送	臨時災害放送局	■ 災害時に市によって開設される臨時のＦＭ局。災害発生を想定して、送信設備の設置場所の選定や器材の確保等を事前に検討し、開局に備える。
情報通信設備	スターリンク	■ 災害時に活動拠点となる主要な庁舎にスターリンクを設置し，地上回線が途絶した場合でも通信を確保できる環境を整備

資料 23　千葉県防災行政無線

柏市に設置している無線施設

設　置　場　所	呼　出　番　号	所　在　地
市役所（防災安全課） ＦＡＸ	217―729，217―721 217―781，217―784 217―722	柏市柏 5-10-1
消防指令センター ＦＡＸ	606―721 606―722	柏市松葉町 7-17-1

千葉県防災情報システム構成概念図（引用元：「千葉県地域防災計画資料編」）



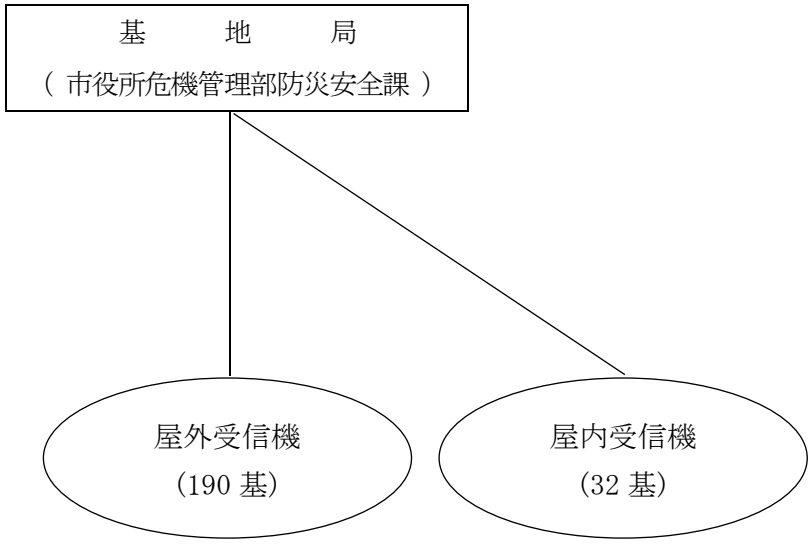
資料 24　柏市防災行政無線（固定系）

（令和9年3月時点）

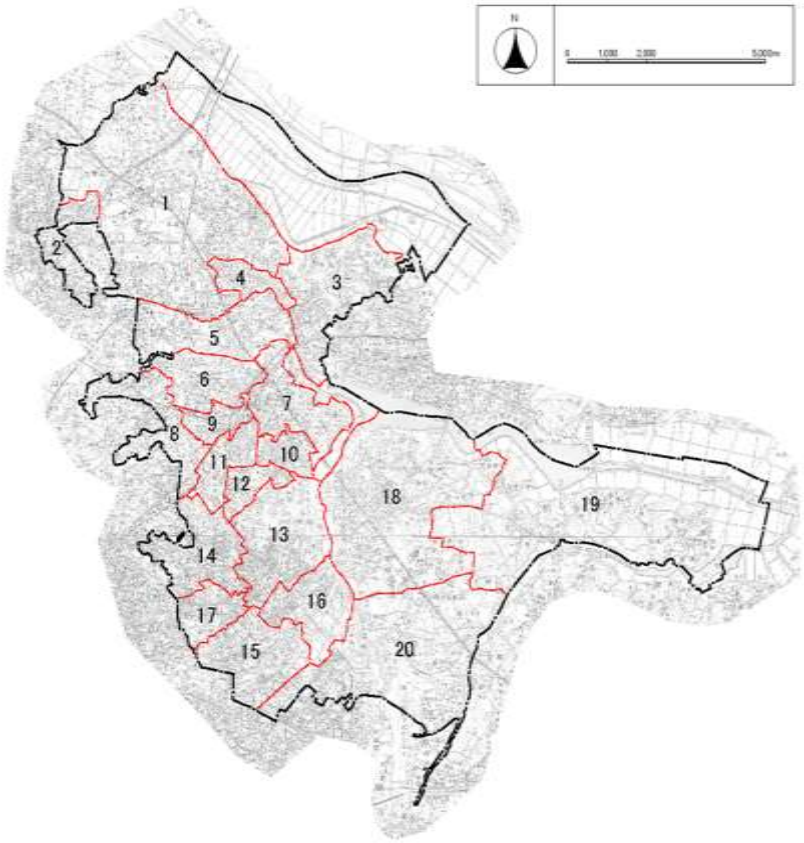
図　柏市防災行政無線（固定系）

60ＭＨz帯

使用目的　　防災行政及び火災予防その他



資料 25　地区災害対策本部



	コミュニティエリア	地区災害対策本部		コミュニティエリア	地区災害対策本部
1	田中・柏の葉地域 ※	田中近隣センター	11	富里地域	富里近隣センター
2	西原地域	西原近隣センター	12	永楽台地域	永楽台近隣センター
3	富勢地域	布施近隣センター	13	増尾地域	増尾近隣センター
4	松葉地域	松葉近隣センター	14	光ヶ丘地域	光ヶ丘近隣センター
5	高田・松ヶ崎地域	高田近隣センター	15	南部地域	南部近隣センター
6	豊四季台地域	豊四季台近隣センター	16	藤心地域	藤心近隣センター
7	柏中央地域	柏中央近隣センター（アミュゼ柏）	17	酒井根地域	酒井根近隣センター
8	新富地域	新富近隣センター	18	風早北部地域	沼南近隣センター
9	旭町地域	旭町近隣センター	19	手賀地域	手賀近隣センター
10	新田原地域	新田原近隣センター	20	風早南部地域	高柳近隣センター

柏の葉コミュニティエリアは，田中近隣センターに併設

資料 26　主な備蓄品の目標と実績

令和 8 年 3 月時点

	品目	目標	実績
食糧	保存食	396,000 食	311,000 食
飲料水	保存水(500ml)	22,400 本（避難所×200 本）	31,800 本
資機材	毛布	39,800 枚	39,927 枚
	仮設トイレ	300 台	300 台
	簡易トイレ	1,300 台	2,594 台
	非常用トイレ袋	433,179 枚	433,214 枚
	発電機	224 台（避難所×2 台）	287 台
	投光器	112 台（避難所×1 台）	150 台
	簡易更衣室	224 台（避難所×2 台）	518 台
	間仕切り	4,480 組（避難所×40 組）	4,555 組
	生理用品	145,842 枚	204,600 枚

資料 27　コミュニティエリア別防災資源一覧

地区	場　　所	地区災害対策本部	防災備蓄倉庫		飲料水					生活用水
			単独	教室	耐震性井戸付貯水装置	耐震性貯水槽	水源地	給水タンク	その他	防災用簡易井戸
田中・柏の葉	田中近隣センター	○								
	田中北小学校		○					○		○
	花野井小学校			○				○		○
	十余二小学校									○
	柏の葉小学校		○							
	田中中学校				○					
	市立柏高等学校									○
	（仮称）柏市こども・若者相談センター									○
	県立柏の葉公園		○		○					
	柏の葉中学校		○							
西原	西原近隣センター	○								
	西原小学校				○					
	西原中学校		○							○
富勢	布施近隣センター	○								
	富勢西小学校			○						○
	富勢東小学校			○				○		
	富勢小学校									○
	富勢中学校									○
	北柏第三公園					○				
松葉	松葉近隣センター	○								
	松葉第一小学校				○					
	松葉第二小学校									○
	松葉中学校									○
	松葉町防災備蓄倉庫		○							
	第五水源地						○			
高田･松ヶ崎	高田近隣センター	○								
	高田小学校		○			○				
	第六水源地						○			
豊四季台	豊四季台近隣センター	○								
	豊四季台近隣センター体育館		○							
	柏第七小学校									○
	柏中学校		○		○					
	柏第三中学校			○						
	大堀川防災レクリエーション公園			○						○
柏中央	アミュゼ柏	○								
	柏第五小学校									○
	柏市役所		○		○					
	柏市役所（呼塚）		○							
	北千葉導水ビジターセンター		○							
新富	新富近隣センター	○								
	柏第二小学校				○					○

旭町	旭町近隣センター	○								
	旭小学校				○					
	旭東小学校									○
新田原	新田原近隣センター	○								
	柏第二中学校									○
	関場町ゲートボール場		○		○					
	柏市上下水道局					○				
富里	富里近隣センター	○								
	柏第三小学校		○		○					○
	豊小学校							○		○
永楽台	永楽台近隣センター	○								
	柏第八小学校									○
	日立柏総合グランド		○							
	柏第四中学校				○					
増尾	増尾近隣センター	○								
	土小学校		○							○
	名戸ヶ谷小学校									○
	増尾西小学校				○					
	第三水源地						○			
光ヶ丘	光ヶ丘近隣センター	○								
	光ヶ丘中学校				○					
	廣池学園		○							○
	中原ふれあい防災公園		○			○				○
南部	南部近隣センター	○								
	逆井小学校			○						○
	土南部小学校									○
	並木第二公園					○				
	消防局逆井分署				○					
	リフレッシュプラザ柏		○						○	
	増尾台防災会館		○							
	第四水源地						○			
藤心	藤心近隣センター	○								
	藤心小学校				○					○
酒井根	酒井根近隣センター	○								
	酒井根小学校				○					
	酒井根西小学校									○
	酒井根東小学校									○
	酒井根中学校		○							
風早北部	沼南近隣センター	○								
	沼南庁舎		○							
	学校給食センター		○							
	手賀の杜ひだまりの公園					○				
	風早北部小学校									○
	大津ヶ丘第一小学校		○							○
	大津ヶ丘中学校		○			○				
	風早中学校		○							
	二松学舎大学			○						
	岩井水源地						○			
	沼南老人福祉センターいこい荘		○							
手賀	手賀近隣センター	○	○							
	手賀東小学校		○							
	手賀西小学校		○							
	手賀中学校		○					○		
風早南部	高柳近隣センター	○	○			○				
	風早南部小学校									○

資料 27 コミュニティエリア別防災資源一覧

	沼南体育館		○							
	風早南部小学校		○					○		
	高柳小学校									○
	高柳西小学校		○							
	高柳中学校		○							
計		20	36	7	16	8	5	6	1	33

資料 28　主な防災備蓄品一覧

令和 8 年 3 月時点

No.	品名	総数	No.	品名	総数
1	調理不要食（おかゆ）	170,000　食	29	かまどセット	270　台
2	ビスケット	70,500　食	30	移動式炊飯器	32　個
3	パン	70,500　食	31	電池　単 1	5,110　個
4	サバイバルフーズ	0　食	32	電池　単 2	2,010　個
5	保存水（500ml）	31,800　本	33	電池　単 3	2,372　個
6	ハイゼックス袋	43,000　枚	34	ソーラーパネル付き蓄電池	448　台
7	給水袋	56,310　枚	35	テント	21　張
8	非常用トイレ袋	433,214　枚	36	浄水機	17　台
9	尿取りパット	130,860　枚	37	防水シート	7,036　枚
10	便袋用収納袋	40,260　枚	38	三角巾	4,280　枚
11	簡易トイレ	2,594　台	39	シャベル	174　本
12	トイレットペーパー	12,784　個	40	バケツ	181　個
13	仮設トイレ	300　台	41	リヤカー	200　台
14	汚水処理剤	58　個	42	なべ	124　個
15	生理用品	204,600　個	43	コードリール	85　台
16	おむつ（大人用）	13,206　枚	44	ハンドマイク	59　個
17	おむつ（こども用）	54,144　枚	45	チェーンソー	10　台
18	毛布	39,927　枚	46	燃料（ガソリン）	155　缶
19	避難所用マット	7,366　枚	47	医薬品ケース	80　個
20	間仕切り	4,555　個	48	トリアージタッグ	1,200　枚
21	簡易更衣室	518　個	49	ガーゼ	6,600　枚
22	発電機	235　台	50	救急薬セット	35　セット
23	ミヤハラバーナー	84　台	51	脱脂綿	130　kg
24	投光器付発電機	86　台	52	包帯	240　本
25	投光器	50　台	53	ウェットティッシュ	240　個
26	カセットコンロ用ボンベ	560　本	54	救急ベッド	8　台
27	カセットコンロ	90　個	55	マスク	378,640　枚
28	懐中電灯	390　本			

資料 29　応急給水所について

令和 9 年 3 月時点

	設備名	箇所数	備考
飲料水	井戸付貯水装置	16	各コミュニティエリアに最低 1 箇所整備
	耐震性貯水槽	8	
	民間協定井戸	6	新たな協定締結を推進
	水源地	5	
	給水タンク	6	
	その他	1	リフレッシュプラザ柏
	計	42	
生活用水	防災用簡易井戸	56	手押し式
	災害用井戸協力の家	28	
	計	84	

資料 30　給水施設一覧

1　市上下水道局給水施設及び貯水量

項　目	給　水　源			緊急遮断弁設置状況
水源地	市上下水道局所管	第一水源地	千代田 1-2-32	未設置
		第三水源地	中原 1811-12	4 池中全池設置済
		第四水源地	南増尾 4-9-1	3 池中全池設置済
		第五水源地	松葉町 3-12	4 池中全池設置済
		富勢水源地	宿連寺 223-2	未設置
		第六水源地	高田 1201-23	3 池中全池設置済
		岩井水源地	岩井 802-4	6 池中 2 池設置済

供給可能水量	給水所貯水量	給水源	配水池の容量	
		第三水源地	2 池 合 計	6,800 ㎥
		第四水源地	1 池 合 計	3,800 ㎥
		第五水源地	2 池 合 計	8,000 ㎥
		第六水源地	1 池 合 計	5,000 ㎥
		岩井水源地	2池 合 計	5,000 ㎥
		小　計	8 池 合 計	28,600 ㎥
	井戸揚水量計		(2,370 ㎥　／ 時間)	
	合　計		28,600 ㎥ ＋ 井戸揚水量計	

※ ①必要量については、飲料水のみとした場合はもちろん、最小限の生活用水を含めた場合も上下水道局水源地でほぼ十分確保できる。

②施設の被災等により震災発生時の貯水確保量は、必ずしも 100%は期待し難い。

③道路の破損その他により被災地への搬送が困難になる事態も予想される。

④震災直後の飲料水 1 日分程度については、市内各地区に分散して、別途給水源を確保しておく必要がある。

2　耐震性井戸付貯水装置（令和７年３月時点）

項目	名　　称	所　在　地	給水能力	貯水槽
耐震性井戸付貯水装置	柏中学校災害用井戸	明原 4-1-1	12,000 ﾘｯﾄﾙ／h	40,000 ﾘｯﾄﾙ
	光ケ丘中学校災害用井戸	光ケ丘 4-23-1	12,000 ﾘｯﾄﾙ／h	40,000 ﾘｯﾄﾙ
	柏第四中学校災害用井戸	名戸ケ谷 1-6-8	12,000 ﾘｯﾄﾙ／h	40,000 ﾘｯﾄﾙ
	田中中学校災害用井戸	大室 249-9	12,000 ﾘｯﾄﾙ／h	40,000 ﾘｯﾄﾙ
	柏第三小学校災害用井戸	若葉町 4-54	12,000 ﾘｯﾄﾙ／h	40,000 ﾘｯﾄﾙ
	西原小学校災害用井戸	西原 4-17-1	12,000 ﾘｯﾄﾙ／h	40,000 ﾘｯﾄﾙ
	酒井根小学校災害用井戸	酒井根 19-2	12,000 ﾘｯﾄﾙ／h	40,000 ﾘｯﾄﾙ
	逆井分署災害用井戸	逆井 1444-10	12,000 ﾘｯﾄﾙ／h	40,000 ﾘｯﾄﾙ
	関場町防災備蓄倉庫内災害用井戸	関場町 842-2	12,000 ﾘｯﾄﾙ／h	40,000 ﾘｯﾄﾙ
	藤心小学校災害用井戸	藤心 880-1	12,000 ﾘｯﾄﾙ／h	40,000 ﾘｯﾄﾙ
	松葉第一小学校災害用井戸	松葉町 5-3	12,000 ﾘｯﾄﾙ／h	40,000 ﾘｯﾄﾙ
	柏第二小学校災害用井戸	豊四季 310	12,000 ﾘｯﾄﾙ／h	40,000 ﾘｯﾄﾙ
	県立柏の葉公園災害用井戸	柏の葉 4-1	12,000 ﾘｯﾄﾙ／h	45,000 ﾘｯﾄﾙ
	柏市役所災害用井戸	柏 5-10-1	12,000 ﾘｯﾄﾙ／h	40,000 ﾘｯﾄﾙ
	旭小学校災害用井戸	旭町 6-5-17	12,000 ﾘｯﾄﾙ／h	40,000 ﾘｯﾄﾙ
	増尾西小学校災害用井戸	増尾台 3-5-9	12,000 ﾘｯﾄﾙ／h	40,000 ﾘｯﾄﾙ

供給可能水量		
震　災　直　後　1　日　分	確　　保　　量	
3 ﾘｯﾄﾙ×42.1 万人（平成 30 年 1 月 1 日現在）×1 日＝1,263 ㎥ ※1 ㎥＝1,000 ﾘｯﾄﾙ	貯水槽（40 ㎥×15 基）＋45 ㎥×1 基＝645 ㎥ 井戸揚水量 12 ㎥/h×16 基×8 時間＝1,536 ㎥	
	合　計	2,181 ㎥

3　耐震性貯水槽（令和６年３月時点）

名　　称	所　在　地	貯　水　槽
北柏第三公園耐震性貯水槽	北柏 2-9	60 ㎥
高田小学校耐震性貯水槽	高田 376-3	50 ㎥
逆井並木第二公園耐震性貯水槽	南逆井 2-2	50 ㎥
中原ふれあい防災公園耐震性貯水槽	中原 1-28	100 ㎥
大津ケ丘中学校耐震性貯水槽	大津ケ丘 1-25	100 ㎥
高柳近隣センター耐震性貯水槽	高柳 1652-10	100 ㎥
手賀の杜ひだまりの公園耐震性貯水槽	手賀の杜 1-12-1	40 ㎥
上下水道局庁舎耐震性貯水槽	柏市千代田 1-2-32	100 ㎥
合　　計		600 ㎥

4　その他

名　　称	所　在　地	貯　水　槽
リフレッシュプラザ柏応急給水装置	南増尾 58-3	71 ㎥

資料 31　応急給水優先病院一覧

No.	応急給水優先病院
1	東京慈恵会医科大学附属柏病院
2	おおたかの森病院
3	柏市立柏病院
4	柏厚生総合病院
5	柏たなか病院
6	辻仲病院柏の葉
7	名戸ヶ谷病院
8	聖光ヶ丘病院
9	深町病院
10	巻石堂病院
11	くぼのやウィメンズホスピタル
12	四季ウィメンズクリニック
13	小竹産婦人科医院
14	新柏クリニック
15	東葛クリニック柏
16	南柏駅前クリニック
17	柏フォレストクリニック
18	北柏リハビリ総合病院
19	千葉・柏リハビリテーション病院

資料 32　県指定の緊急輸送道路

1　緊急輸送道路 1 次路線

路線名	起点	終点
常磐自動車道	流山市下花輪	柏市上利根
国道 6 号	松戸市上矢切	我孫子市青山
国道 16 号	野田市東金野井	富津市富津
国道 464 号	松戸市松戸	成田市並木町
主要地方道船橋我孫子線	船橋市若松町	我孫子市柴崎
市道 01138 号線	柏市藤ヶ谷新田	柏市藤ヶ谷
市道 02134 号線	柏市藤ヶ谷	柏市藤ヶ谷

※市道 2 路線は海上自衛隊下総航空基地に連絡する。

2　緊急輸送道路 2 次路線

路線名	起点	終点
主要地方道市川柏線	市川市八幡	柏市柏
主要地方道守谷流山線	柏市松葉町 6 - 43 - 2	一般国道 16 号との交点
市道 01049 号線	柏市十余二 297 - 67	柏市十余二 337 - 354
市道 02106 号線	柏市風早 2 - 2 - 1	柏市風早 2 - 2 - 10
市道 02103 号線	柏市風早 1 - 3 - 13	柏市風早 1 - 7 - 16
市道 02102 号線	柏市風早 1 - 7 - 16	柏市風早 2 - 3 - 1
市道 01070 号線	柏市柏 436 - 2	柏市柏 571 - 1
市道 02046 号線	柏市柏 571 - 1	柏市柏 162 - 1
市道 02031 号線	柏市松ケ崎 741 - 1	柏市松ケ崎 843 - 1
市道 30708 号線	柏市松ケ崎 843 - 1	柏市松ケ崎 670 - 4
市道 30694 号線	柏市松ケ崎 670 - 4	柏市松ケ崎 661 - 3

※市道 9 路線は各拠点に連絡補完する。

３　緊急輸送道路３次路線

路線名	起点	終点
市道 20198 号線	柏市中十余二 419 - 6	柏市柏の葉 5 - 3
市道 01015 号線	柏市新十余二 14 - 1	柏市船戸 1653 - 7
市道 02017 号線	柏市船戸 1702−4	柏市新十余二 11 - 4
市道 20153 号線	柏市船戸 1702−4	柏市小青田 29 - 6
市道 20172 号線	柏市新十余二 3−1	柏市船戸 1703 - 1
市道 02018 号線	柏市新十余二 7 - 8	柏市柏インター東 3 - 4
市道 20169 号線	柏市新十余 26 - 1	柏市新十余二 4 - 1
市道 20211 号線	柏市正連寺 462 - 11	柏市新十余二 3 - 1
市道 02100 号線	柏市藤ケ谷 1916 - 1	柏市若白毛 1084 - 3
市道 80199 号線	柏市鷲野谷 1027 - 5	柏市金山 1000
市道 80195 号線	柏市鷲野谷 1027 - 15	柏市若白毛 1124 - 6

※市道 11 路線は各拠点に連絡する。

資料 33　ヘリコプター臨時離発着場一覧

1　所在及び可能機種等（座標値は世界測地系）

名　　称	所　在　地	発着場広さ m×m	可能機種 小型 OH-6J	中型 UH-1H	中型 UH-60	大型 CH-47	上段：北緯 下段：東経
柏中学校グランド	明原 4-1-1	110× 70	○	○	○	×	35° 51′ 55″ 139° 57′ 50″
田中中学校グランド	大室 250	110× 60	○	○	○	×	35° 54′ 15″ 139° 57′ 27″
富勢運動場	根戸 507	110× 90	○	○	○	×	35° 53′ 04″ 139° 59′ 43″
利根運動場	弁天下地先（河川敷）	450× 75	○	○	○	×	35° 54′ 28″ 140° 00′ 14″
逆井中学校グランド	逆井 555	105× 90	○	○	○	×	35° 49′ 04″ 139° 59′ 08″
名戸ケ谷小学校グランド	名戸ケ谷 474	70×160	○	○	○	×	35° 50′ 47″ 139° 59′ 06″
光ケ丘中学校グランド	光ケ丘 4-23-1	110× 90	○	○	○	×	35° 49′ 45″ 139° 57′ 55″
大堀川防災レクリエーション公園	篠籠田字初音地先	300×120	○	○	○	○	35° 52′ 23″ 139° 58′ 27″
中原ふれあい防災公園	中原 1-28	30×50	○	×	×	×	35° 49′ 39″ 139° 58′ 05″
手賀の丘公園運動場	片山 294	68×120	○	○	○	×	35° 50′ 30″ 140° 03′ 42″

2　施設管理者及び担当部署等

名　　称	施設管理者	担当部署	担当部署からの所要時間
柏中学校グランド	教育委員会	旭町消防署	5 分
田中中学校グランド	教育委員会	西部消防署たなか分署	2 分
富勢運動場	市　　長	西部消防署富勢分署	2 分
利根運動場	市　　長	西部消防署富勢分署	5 分
逆井中学校グランド	教育委員会	東部消防署逆井分署	3 分
名戸ケ谷小学校グランド	教育委員会	東部消防署	5 分
光ケ丘中学校グランド	教育委員会	東部消防署光ケ丘分署	3 分
大堀川防災レクリエーション公園	市　　長	西部消防署	5 分
中原ふれあい防災公園	市　　長	東部消防署光ケ丘分署	3 分
手賀の丘公園運動場	市　　長	沼南消防署手賀分署	3 分

資料 34　避難所運営組織の役割と構成

1　避難所運営組織の役割

役割	活動内容
避難施設の点検	施設管理者や市職員が不在の場合、目視により施設を点検（外壁、天井、窓、ライフライン等）
避難所の開設	施設管理者及び市職員と協力し、施設を開錠し安全を確認
市との情報連携	避難所開設状況・避難者数・被害状況等をとりまとめ、市へ情報提供
避難所の運営	避難者台帳の作成、部屋割り、食事の提供・管理、傷病者の把握等

2　組織の構成（例）

役職・チーム	活動内容
委員長・副委員長	委員会運営の総括
総務チーム	避難所の管理（ルール設定），運営記録の作成，避難者名簿の作成，委員会事務局，安否確認・問い合わせ対応
情報チーム	被害・復旧情報の収集，避難者への伝達・広報 施設職員・市職員との連絡調整
施設管理チーム	危険箇所・要修繕箇所への対応
食料・物資チーム	食料・物資の管理・配給，炊き出し・飲料水の確保
保健・衛生チーム	応急手当，清掃・消毒・し尿・ゴミ等の衛生管理
要配慮者支援チーム	要配慮者用の窓口の設置・相談対応，要配慮者の避難状況確認，要望の把握
支援渉外チーム	ボランティアその他支援団体の派遣要請・受入・配置

※ペットの管理は飼い主同士がチームとなり、避難所運営組織と連携して対応する。

＜参考＞「柏市避難所開設・運営マニュアル」

資料 35　避難行動要支援者名簿に掲載する対象者の範囲

○避難行動要支援者名簿に掲載する対象者の範囲は以下の要件に該当する者とする。

ア　介護保険要介護 3～5 のかた
イ　免疫機能障害者を除く身体障害者手帳 1 級・2 級のかた
ウ　視覚障害・聴覚障害 1～4 級のかた
エ　音声・言語機能障害 1～3 級のかた
オ　肢体不自由（下肢・体幹機能障害）1～3 級のかた
カ　療育手帳中度以上のかた
キ　精神障害者保健福祉手帳 1 級のかた
ク　小児慢性特定疾病医療支援事業の受給者のうち人工呼吸器装着者
ケ　難病法による特定医療費（指定難病）受給者のうち重症患者（人工呼吸器装着者のみ）
コ　ＡＬＳ（筋委縮性側索硬化症）患者
サ　上記に非該当でＫ－Ｎｅｔ登録者及び避難行動要支援者名簿への掲載を希望するかた

○避難行動要支援者名簿に掲載する個人情報の範囲は以下のとおりとする

ア　氏名
イ　年齢（生年月日）
ウ　住所
エ　性別
オ　連絡先
カ　緊急連絡先
キ　避難支援を必要とする特段の理由　※必須としない

○名簿の提供先は以下のとおりとする。

ア　災害対策本部（市役所本庁）
イ　地区災害対策本部（該当近隣センター）
ウ　民生・児童委員
エ　町会・自治会・区長

資料 36　避難行動要支援者の現況

表　柏市の避難行動要支援者の現況（令和 8 年 10 月 1 日時点）

	要　　件	人数
1	介護保険要介護 3～5 のかた	4,272 人
2	免疫機能障害者を除く身体障害者手帳 1 級及び 2 級のかた	3,801 人
3	視覚障害者・聴覚障害者 1～4 級のかた	401 人
4	音声・言語機能障害 1～3 級のかた	80 人
5	肢体不自由（下肢・体幹機能障害）1～3 級のかた	397 人
6	療育手帳中度以上のかた	1,389 人
7	精神障害者保健福祉手帳 1 級のかた	272 人
8	難病患者のかた	7 人
9	上記に非該当で、Ｋ－Ｎｅｔ登録者及び避難行動要支援者名簿への掲載を希望するかた	1,784 人
	合　　計	12,403 人

※実人数（複数の要件に該当している場合の優先順位は、1 から順とする）

資料 37　浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内　要配慮者利用施設一覧

No.	種別	施設名称	所在地	土砂災害警戒区域	
1	高齢者施設	特別養護老人ホームあおいの里・柏	大井 988-1		
2		グループホーム オアシス	柏下 218		
3		北柏ナーシングケアセンター	柏下 265		
4		エクラシア北柏	北柏 3-16-1		
5		リハビリ特化型デイサービス　ねくすと	北柏 1-7-16		
6		デイサービスあした音	北柏 3-14-1		
7		特別養護老人ホームアネシス	手賀 1682		
8		グループホームさんぽみち	布施新町 3-28-20		
9		デイサービスセンター向日葵の花	布施新町 3-9-10		
10		介護老人保健施設葵の園・柏	松ケ崎 897-1		
11		特別養護老人ホーム四季の里	松ケ崎 899-1		
12		ケアハウス 四季の里	松ケ崎 899-1		
13		だんらんの家　北柏松葉町	松葉町 1-5-5		
14		だんらんの家　北柏	松葉町 1-6-1		
15		介護老人保健施設葵の園・沼南	箕輪 532-1	○	箕輪 5
16		めいと北柏	北柏 3-6-12		
17		グループホームめいと北柏	柏市北柏 3－6－16		
18		特別養護老人ホームかしわ安心館	藤ケ谷 810-2	○	藤ヶ谷 3
19		特別養護老人ホームグリーンヴィラ	逆井 1310-3	○	逆井 2・逆井 3
20		特別養護老人ホームマーガレットヒル	中新宿 1-8-6	○	中新宿 1
21		特別養護老人ホーム沼風苑	箕輪 585	○	箕輪 3・箕輪 4
22	障害者施設	わたげワークス	柏下 135-1		
23		デイサービスしょこら	北柏 1-6-7		
24		多機能型事務所 I'll be	北柏 3-14-1		
25		クリード北柏	北柏 4-4-8		
26		クリード北柏ショートステイ	北柏 4-4-8		
27		クリード北柏花の井	花野井 1160-125		
28		セルフ・ハーツ	北柏 1-7-6		
29		花工房カモミール	花野井 1810　A 棟-6		
30		ラポール	松葉町 2-5-1		
31		エクラス	柏下 93-2		
32		ことのは　名戸ヶ谷店	名戸ケ谷 718-1		
33		タムの家	布施新町 3-30-4		
34		タムの家Ⅱ	布施新町 3-30-17		
35		ソルーナ柏　アメリカン☆ハウス	布施新町 4-1-5		
36		A型事業所はなみずき	布施新町 1-4-13		
37		柏市こども発達センター	柏下 65-1		
38		グループホーム　ステラ柏松ヶ崎	松ケ崎 779-2 ｴｰﾃﾞﾙﾊｲﾑ		
39		グループホームあいこでしょ大室	大室 1272-10		
40		グループホームあおい	大室 1827-10		

41		ペジーブル柏	柏下 93-2		
42		ペジーブル高田	高田 184		
43		短期入所そらまめ	高田 184		
44		すくすくホップ	高田 184		
45		すくすくステップ	高田 184		
46		すくすくジャンプ	高田 184		
47		Pono	北柏 4-8-3		
48		まごころデイスポーツ	北柏 1-9-1		
49		まごころ「きたかしわ」	北柏 1-9-1		
50		高柳 B-BASE	高柳 933-2	○	高柳品川根
51	乳幼児施設	花の井保育園	大室 1285-12		
52		柏しこだの森保育園	篠籠田 573-1		
53		とばり保育園	戸張 1588-2		
54		名戸ケ谷保育園	名戸ケ谷 683-1		
55		AIAINURSERY 柏たなか	小青田 5-8-3		
56	病院等	千葉・柏リハビリテーション病院	大井 2651	○	大井 5・大井 6
57		東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏下 163-1		
58		北柏リハビリ総合病院	柏下 265		
59		町クリニック	柏下 306-1		
60		少名子耳鼻咽喉科	北柏 1-2-7 少名子ﾋﾞﾙ		
61		なかおクリニック	北柏 3-5-3		
62	病院等	北柏ファミリークリニック	北柏 5-3-3		
63		柏厚生総合病院	篠籠田 617		
64		柏ビレジクリニック	花野井 1814-12		
65		三富医院	布施新町 4-1-9		
66		宮尾クリニック	松ケ崎 726-6		
67		柏愛耳鼻咽喉科	松ケ崎 726-10		
68		北柏こどもクリニック	松葉町 1-17-3		
69		手賀沼病院	箕輪 700	○	箕輪 6
70		柏市保健所	柏下 65-1		
71		柏市医療センター	柏下 65-1		
72		柏の葉こころのクリニック	大室 1486	○	大室 3
73	学校	柏市立花野井小学校	花野井 1652-34		
74		柏市立富勢東小学校	布施 2176-2		
75		柏市立高田小学校	高田 376-3		
76		柏市立名戸ケ谷小学校	名戸ケ谷 474-1		
77		柏市立柏第五中学校	高田 919-1		
78		柏市立柏高等学校	船戸山高野 325-1		
79		千葉県立柏高等学校	布施 254	○	布施 2
80		千葉県立柏中央高等学校	松ケ崎 884-1		
81		芝浦工業大学附属柏中学高等学校	増尾 700		
82		柏市立手賀西小学校	泉 541	○	泉 2

資料 38　要配慮者の特徴と配慮

高齢者	■ 高齢者は、病気による寝たきり、認知症等様々な症状を抱えていることもあり、複数での支援が必要である。 ■ 災害時は、自宅に閉じこめられている可能性もあるので、安否確認の際は可能な限り姿を確認する。 ■ 避難所では、孤立しないようコミュニケーションを密にとる。
視覚障害者	■ 災害時は状況を把握するまでの時間差がある。安否確認の際は状況を大まかに説明し、不安の解消を図る。 ■ 絶えず声をかけるとともに、誘導の際は本人の左側で肩・腕・肘をかし、半歩前を足元に注意しながらゆっくり歩く。 ■ 白杖等を確保・携帯、盲導犬・聴導犬・介助犬の同行に配慮する。 ■ 方向の説明は、時計の文字盤を想像して行う。
聴覚障害者	■ 外見からの判断が難しく、また、自ら助けを要請することも困難になるため支援が遅れがちになる。 ■ 避難誘導の際は、手話や筆談（筆記用具を用意）を使う。 ■ 情報伝達は、掲示板・ファックス・メール等により文字や絵を使う。
言語障害者	■ 外見からの判断が難しく、また、自ら助けを要請することも困難になるため支援が遅れがちになる。
肢体不自由者	■ 自力での避難が困難で、できるだけ早い安否確認・避難支援が必要である。 ■ できるだけ車いすやリヤカー等の移動用具を確保する。
内部障害者	■ 外見からの判断が難しく、自力歩行や避難行動が困難な場合が多い。 ■ 医療機材の消毒や交換のため、医療機関による治療に時間がかかる場合は、清潔な処置スペースを用意する。
知的障害者 精神障害者（自閉症者）	■ 災害時、自力での状況判断や避難が困難なため、できるだけ早い安否確認・避難支援に向かう必要がある。 ■ 環境の変化により気持ちが混乱し、精神的に不安定になることもあるため、気持ちを落ち着かせるように努める。
乳幼児・妊産婦	■ 行動機能が低下または能力がないため、常時、支援が必要となる。 ■ 必要に応じて医療的なサポートが必要となる。
人工呼吸器装着者	■ 災害の状況により避難の必要性の判断が求められる。また避難時の支援者、避難方法の確認、予定していた避難ができない場合の連絡先の確認が必要。 ■ 生命の維持のため、継続的な人工呼吸器の使用が必要とされ、電源の確保が必須とされる。

資料 39　水防の責任

1　柏市

本市は、千葉県水防計画に基づき、市域内の水防を十分果たすべき責任を有する。（水防法第 3 条）

市長（水防管理者）は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川の想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合における浸水想定区域の指定があったときは、本計画（地域防災計画）において、洪水予報、水位到達情報、その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水に関する情報の伝達方法及び避難場所等を定め、住民に周知するための印刷物の配布など必要な措置を講じなければならない。（水防法第 15 条）

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川（利根川、利根運河、手賀川）については大臣から、知事が指定した河川（手賀沼）については知事から、洪水予報が市長に通知される。

2　千葉県

千葉県は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるよう指導及び確認すべき責任を有する。（水防法第 3 条の 6）

また、知事が洪水予報を行う河川（洪水予報河川）以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した水位情報を周知する河川（水位周知河川）については、避難判断水位（特別警戒水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、水位又は流量を示して関係者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。（水防法第 13 条）

3　気象庁

気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められたときは、洪水予報・警報を行いその状況を国土交通大臣及び都道府県知事に通知するとともに、必要に応じて各種の報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（水防法第 10 条）

4　国土交通大臣及び気象庁長官

2 以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で、洪水による国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川（洪水予報河川）等について、国土交通大臣は気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあるときは水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して洪水予報を行い、その状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（水防法第 10 条）

5 国土交通大臣又は千葉県知事

国土交通大臣又は千葉県知事は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）等について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。（水防法第 13 条）

また、河川の想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合における浸水想定区域を指定し、公表するものとする（水防法第 14 条）とともに、洪水等により相当の損害を生ずるおそれがあると認めたときは水防警報を発し、関係機関に通知しなければならない。（水防法第 16 条）

6 通信機関

通信機関は、水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。（水防法第 27 条）

7 一般市民

一般市民は、常に気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合は、自らの安全の確保を最優先するとともに地域で共に助け合い、進んで水防に協力しなければならない。（水防法第 24 条）

資料 40　指定水防管理団体の水防事務

指定水防管理団体の水防事務は、概ね次のとおりである。

1　水防団の設置（水防法第 5 条）
2　水防団員等の公務災害補償（水防法第 6 条の 2）
3　平常時における河川等の巡視（水防法第 9 条）
4　水位の通報（水防法第 12 条第 1 項）
5　水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（水防法第 13 条の 2 第 2 項）
6　内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（水防法第 14 条の 2）
7　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置(水防法第 15 条）
8　避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（水防法第 15 条の 2）
9　避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（水防法第 15 条の 3）
10　浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（水防法第 15 条の 6、第 15 条の 7、第 15 条の 8）
11　予想される水災の危険の周知（水防法第 15 条の 11）
12　水防団及び消防機関の出動準備又は出動（水防法第 17 条）
13　緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（水防法第 19 条第 2 項）
14　警戒区域の設定（水防法第 21 条）
15　警察官の援助の要求（水防法第 22 条）
16　他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（水防法第 23 条）
17　堤防決壊等の通報、決壊後の措置（水防法第 25 条、第 26 条）
18　公用負担により損失を受けた者への損失の補償（水防法第 28 条第 3 項）
19　避難のための立退きの指示（水防法第 29 条）
20　水防訓練の実施（水防法第 32 条の 2）
21　水防計画の作成及び要旨の公表（水防法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
22　水防協議会の設置（水防法第 34 条）
23　水防協力団体の指定・公示（水防法第 36 条）
24　水防協力団体に対する監督等（水防法第 39 条）
25　水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（水防法第 40 条）
26　水防従事者に対する災害補償（水防法第 45 条）
27　消防事務との調整（水防法第 50 条）

資料 41　水防活動等における安全配慮

水防活動や避難誘導の実施にあたり、活動者自身の安全も確保するため、以下の事項に留意する。

1　水防活動時にはライフジャケットを着用する。
2　水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
3　水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
4　指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため活動者を随時交代させる。
5　水防活動は原則として複数人で行う。
6　水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
7　指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、活動者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
8　指揮者は活動者の安全確保のため、予め活動可能な時間等を活動者へ周知し、共有しなければならない。
9　指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
10　出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

資料 42　危険度評定基準(千葉県管理河川)

危険度評定基準（千葉県管理河川）

種別	重要度	
	最も重要な区間（A）	次に重要な区間（B）
堤防高（河川）	1. 一連区間の中で、堤防高又は河川高が上下流に比べ著しく低く（堤防の局部的沈下又は改修途上にある河川の未施工部等）氾濫の恐れが大きく背後に住家等がある所 2. 近年の出水および津波により氾濫の実績があり住家等に被害が発生した所	1. 一連区間の中で堤防高又は河川高が上下流に比べ低く氾濫の恐れがあり背後に住家等がある所 2. 近年の出水および津波で氾濫が起こる寸前まで水位が上昇した事があり氾濫の恐れがあると予想され背後に住家等がある所 3. 越波により浸水被害の発生する恐れがあると予想され背後地に住家等がある所
堤体強度（河岸）	1. 一連の堤防のうち、部分的に特に天端上面幅が狭いか、又は堤防斜面の勾配が急な為、堤防断面が小さく堤防の決壊等により甚大な被害が予想される所 2. 築堤後、1 年を経過していない堤防区間 3. 堤体を開削して行う工事（水門、樋管、橋台等）の施工後 1 年を経過していない所 4. 堤体あるいは基礎地盤の地質土質の特性から堤防斜面の崩壊、すべり、急激な沈下等が発生したことのある所 5. 特殊堤又は、護岸等の老朽化が著しい箇所で近接して住家、道路等の公共施設がある所	1. 一連の堤防のうち、部分的に堤体断面が小さく破堤等により相当な被害が予想される所 2. 築堤後、3 年を経過していない堤防区間 3. 堤体を開削して行う工事の施工後 3 年を経過していない所 4. 堤体あるいは基礎地盤の土質地質の特性から堤防斜面の崩壊、すべり沈下等が予想される所 5. 特殊堤、又は護岸等の崩壊が予想され、近接して住家、道路等の公共施設がある所
漏水	1. 堤体あるいは、基礎地盤より漏水の実績があるか、又はその恐れが十分ある所	1. 従来漏水の実績があるが、これに対して、処置が講じられた所
水衝	1. 洪水時における水衝部で低水護岸、高水護岸等が度々破損され、破堤寸前までの決壊等が発生した事のある所 2. 堤防から水があふれることにより背後の住家等に被害が発生したことのある所	1. 洪水時における水衝部で護岸等があるが、老朽化により効用が著しく減じているなど完全なものとは考えられない所 2. 堤防から水があふれる恐れがあり背後に住家等がある所
洗堀（深堀れ）	1. 堤脚又は、護岸基礎部分の深掘れが著しい所で、根固工又は水制工等が十分でないと考えられる所	1. 堤脚又は護岸基礎部分の深掘れの恐れがある所
工事施工	1. 2 年以上にまたがり、かつ出水期にやむなく施工せざるを得ない水門、樋管等の工事で堤防を開削している所 2. 工事に伴い一時的であるが、危険が予想される所	1. 樋管、橋台等施工箇所で堤防護岸が未施工の所
工作物	1. 取水堰、樋管等の堤防工作物で設置時期が古く、不同沈下、漏水等により不慮の事故が予想される所 2. 橋梁桁下高及び通水断面の過少又は固定堰等で特に危険が予想される所 3. 排水ポンプ場の稼動停止により氾濫の実績があり住家等に被害が発生した所	1. 橋脚、可動堰等で通水に障害が生じ易い所

資料 43　重要水防箇所評定基準(国土交通省管理河川)

重要水防箇所評定基準（国土交通省管理河川）

種　別	重要度		要注意区間
	A　水防上最も重要な区間	B　水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗堀	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部が破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗堀されているが、その対策が未施工の箇所	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

資料 44　水防倉庫設置場所

河川名	倉庫所在地	管　理		電話番号
		所属	住所	
利根川	柏市布施 764	消防局 警防課	柏市松葉町 7-16-7	04(7133)0117
大津川 大堀川 手賀沼ほか	柏市柏 745	県土整備部 柏土木事務所 調整課	柏市柏 745	04(7167)1373

資料 45　水防資器材整備基準

品　名	数量	品　名	数量
土のう	3,000 袋	掛矢	10 丁
なわ	550 kg	のこぎり	4 丁
シート	100 枚	かま	10 丁
杉丸太　赤口		おの	5 丁
3 寸 2.5 間	10 本	ペンチ	3 丁
2.0 間	30 本	鉄線（＃8）	100 kg
1.0 間	200 本	鉄線（＃10）	100 kg
竹	15 本	かすがい	50 本
蛇　籠	20 本	大型照明灯	3 台
スコップ	30 丁	予備土砂	若　干

資料 46　竜巻などの激しい突風に関する気象情報について

竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内容
予告的な気象情報	■　低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日から 1 日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 ■　竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	■　積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 ■　竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	■　気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。 ■　雷注意報を補完するものであり、発表から 1 時間の有効時間を設けている。
竜巻発生確度ナウキャスト	■　気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10㎞格子単位）で表し、その 1 時間後までを予測する。

資料 47　火山情報

1　噴火警報・予報・噴火警戒レベル

噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生やその拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）等を明示して気象庁が市町村単位で発表する。また、噴火警報を解除する場合等には噴火予報を発表するものとする。

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を 5 段階に区分して発表する指標である。富士山を含む、噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、地元の避難計画と一体的に噴火警報・予報を発表するものとする。

種別	名称	対象範囲	レベル（キーワード）	火山活動の状況
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される
			レベル4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生すると予想される
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される
予報	噴火予報	火口内等	レベル1（活火山であることに留意）	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）

２　噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を促すために発表する。噴火速報は以下のような場合に発表する。

・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや 警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（噴火の規模が確認できない場合は発表する。）
・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

３　火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

４　降灰予報

気象庁は、以下の降灰予報を提供する。

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さキーワード	路面	視界	人	道路	
多量	1㎜以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	**外出を控える** 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	**運転を控える** 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	厚さ 0.1～1㎜ 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	**マスク等で防護** 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	**徐行運転する** 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある道路の白線が見えなくなるおそれがある	稲などの農作物が収穫できなくなるほか 、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	厚さ 0.1㎜未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	**窓を閉める** 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	**フロントガラスの除灰** 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可

５　火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスが放出される場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性がある地域に向けて発表する予報。

６　火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を知らせるために発表する。

資料 48　危険物対策（詳細）

1　事業所等

⑴ 人員の配置

ア　危険物保安監督者の選任

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

イ　危険物保安統括管理者の選任

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

ウ　危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の構造及び設備の保安管理をさせる。

⑵ 予防対策

ア　事業所等の自主的保安体制の確立

事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するための自主的保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。

イ　事業所相互の協力体制の確立

危険物を取扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあっては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等の自主的な組織活動を行う。

ウ　地域住民に対する安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民の安全を図るため、防火壁、緩衝地帯等の設置を進める。

2　消防局

⑴ 危険物施設の把握と防災に関する計画の策定

危険物施設及び危険物の貯蔵・取扱い等をする事業所は、常に危険物の性質及び数量を把握し、災害その他非常の場合に取るべき措置に関する計画を策定する。

⑵ 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。

⑶ 消防体制の強化

各事業所に火災の予防及び災害その他非常の場合に取るべき措置に関する計画を作成させるものとする。

⑷ 防災教育の実施

危険物関係職員及び施設の関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について的確な教育を実施する。

資料 49　放射性物質事故対策（詳細）

1　実態の把握

⑴ 放射性物質取扱事業所の把握

放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に実施するため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

⑵ 放射線量の把握

ア　環境放射線モニタリング

平常時から県が設置しているモニタリングポストのデータ等を活用して市域における空間放射線量率の水準を把握し、緊急時における基礎データとする。

イ　放射線測定器の整備

放射性物質や放射線による事故が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器等を整備するものとする。

⑶ 検査体制の把握

被ばく者等の検査や収容ができるようあらかじめ医療機関における検査体制・収容体制把握するとともに、一定水準を上回る放射線の被ばく者等の緊急対応についての収容計画の整備を図る等、不測の事態に備える。

2　情報収集・伝達体制の整備

⑴ 関係機関との連絡体制

市は、国、県、柏警察署、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制にするものとする。

⑵ 市民等への伝達体制

市及びその他関係機関は、放射性物質災害が発生した場合に、住民等に対し危険回避のための情報や災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、住民等に提供すべき情報、伝達方法を整備しておくものとする。

3　応急活動体制の整備

市（消防局）は、放射性物質災害の応急対策に従事する者が必要とする防護服等の防護資機材、被ばく線量測定器及び放射線測定器等の放射能・放射線測定用具、除染のための資機材及び放射性物質による汚染の拡大防止等体制整備に努めるとともに、平常時から救助・救急活動等に必要な資機材の使用方法等の習熟に努めるものとする。

また、放射性物質災害時に応急対策活動を効果的に行うため、市及び関係機関は、あらかじめ、事故警戒本部や災害対策本部の組織編成、広域応援体制を定める等、応急活動体制を整備する。

４　退避体制の整備

放射性物質災害発生時に適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民や自主防災組織の協力を得て、退避誘導体制の整備に努めるものとする。

特に、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する体制とする。

５　防災教育・訓練の実施

⑴ 職員への教育・訓練

応急対策活動の円滑な実施を期するため、関係職員に対し放射性物質事故に関する教育及び放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

⑵ 市民への周知

市及びその他関係機関は、平常時から住民等の放射性物質災害に対する意識の向上を図るため、屋内退避や避難、被ばくを防ぐための飲食物摂取制限や避難時の服装等、緊急時にとるべき行動及び留意事項などについての広報活動を実施する。

震災編

第１章　応急対策計画

資料 50　職員配備体制

地震

令和 8 年 10 月時点

震度	本部	配備	配備基準	体制 ※消防局除く
震度４	―	情報収集体制	市内震度が４を記録したとき	【参集】 ・各部局必要人員
震度５弱	警戒本部	警戒配備	市内震度が５弱を記録したとき（自動配備）	【参集】 危機管理部・総務部・財政部・広報部・市民生活部・健康医療部・福祉部・こども部・都市部・土木部・教育総務部・生涯学習部・学校教育部・消防局の各部局長 ・全職員の 1/2 以上
震度５強	災害対策本部	非常配備	市内震度が５強以上を記録したとき（自動配備）	【参集】 ・全部局長（消防局長含） ・全職員

資料 51　警戒本部の構成と協議事項

構　成	協議事項
■ 危機管理部長 ■ 総務部長 ■ 財政部長 ■ 市民生活部長 ■ 広報部長 ■ 健康医療部長 ■ 福祉部長 ■ こども部長 ■ 都市部長 ■ 土木部長 ■ 教育総務部長 ■ 生涯学習部長 ■ 学校教育部長 ■ 消防局長 ※上記以外の部局は応援待機	その都度災害の状況に応じて、危機管理部長若しくは他の部長の提議によるが、概ね次のとおりとする。 ■ 被害情報の収集 ■ 国・県及び防災関係機関からの情報収集、指示事項の伝達今後の対応策の決定と配備体制の検討 ■ 市長への報告及び市長からの特命事項の対応 ※市長への報告は副市長を通じて行う。 ■ その他必要な事項

資料 52　災害対策本部の組織図

市域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害予防及び災害応急対策等を迅速かつ的確に行えるよう「柏市災害対策本部」を設置し、災害対策に取り組む。

柏市災害対策本部　組織図

災害対策本部会議

本部長（市長）	副本部長（副市長）	教育長	上下水道事業管理者	代表監査委員	危機管理部長	総務部長	企画部長	財政部長	広報部長	市民生活部長	健康医療部長	福祉部長	こども部長	環境部長	経済産業部長	都市部長	土木部長	教育指導部長	生涯学習部長	学校教育部長	消防局長

【災害対策本部指揮室】

本部長（市長）、副本部長（副市長）、危機管理部長、関係局長、防災関係機関（国交省、自衛隊、千葉県、千葉県警、ライフライン関係など）
※市民の生命・身体・財産に対する危機事象が切迫あるいは発生し、市長、副市長又は危機管理部長のいずれかが必要と認める場合、指揮室を開設する

総合調整室

室　長	危機管理部長
副室長	危機管理政策課長（正）防災安全課長（副）
【指揮統制】責任者（正）：危機管理政策課長（副）：危機管理部の課長補佐級以上の職員	
指揮調整班	班長：危機管理部職員
広報班	班長：広報広聴課職員
連絡調整班	班長：危機管理部職員
安全管理班	班長：給与厚生室職員
【対策立案】責任者（正）：防災安全課長（副）：危機管理部の課長補佐級以上の職員	
本部運営班	班長：危機管理部職員
計画立案班	班長：危機管理部職員
文書管理班	班長：行政課職員
【情報支援室】責任者（正）：危機管理部の課長補佐級以上の職員（副）：危機管理部の係長級以上の職員	
状況分析班	班長：危機管理部職員
情報集約・整理班	班長：危機管理部職員
電話対応班	班長：行政課職員
防災関係機関情報班	班長：危機管理部職員
避難者情報班	班長：地域コミュニティ課職員
施設情報班	班長：総務管財課職員
【後方支援】責任者（正）：総務部の課長補佐級以上の職員（副）：総務部の係長級以上の職員	
情報・通信班	班長：DX推進課職員
空間確保・環境整備班	班長：総務管財課職員
受援調整班（人的）	班長：人事課職員
受援調整班（物的）	班長：産業政策・スタートアップ推進課職員
物資調達班	班長：市民課職員
輸送調整班	班長：産業政策・スタートアップ推進課職員
車両班	班長：総務管財課職員
健康管理班	班長：給与厚生室職員
【総務】責任者（正）：財政部の課長補佐級以上の職員（副）：財政部の係長級以上の職員	
職員班	班長：人事課職員
契約班	班長：契約課職員
補償班	班長：監査事務局職員
経費班	班長：財政課職員

各対策部

総務部対策部	企画部対策部	財政部対策部
総務班	企画班　情報システム班	財政班　契約班　被害調査班
広報部対策部	**市民生活部対策部**	**健康医療部対策部**
秘書班　応急支援班　多様性推進班	市民総務・応急支援班　多様性推進班　各地区総務班長	健康総務班　保健医療対策班　ペット避難班
福祉部対策部	**こども部対策部**	**環境部対策部**
福祉総務班	こども総務班	環境総務班　廃棄物処理班　トイレ対策班
経済産業部対策部	**都市部対策部**	**土木部対策部**
経済総務班　農政総務班	都市総務班　公園・オープンスペース活用班　住宅班	土木班　交通政策班
上下水道局対策部	**消防局対策部**	**教育委員会対策部**
水道総務班　上水道班　下水道班	消防総務班	教育総務班　学校対策班　生涯学習班
応援対策部		
議会班　監査事務局班　選挙管理委員会事務局班　農業委員会事務局班		

資料 53　柏市災害対策本部の事務分掌

1　災害対策本部会議

本部長は本部会議を開催し、災害応急対策の方針の決定や各部の連絡・調整を行う。
なお、第１回対策本部会議は、直ちに開催するものとする。

本部会議の 開催時期	・災害対策本部設置後速やかに開催 ・本部設置後随時 ・その他本部長が必要と認めた場合
本部会議の 構成員	・本部長（柏市長） ・副本部長（副市長） ・本部長付（教育長／上下水道事業管理者／代表監査委員） ・本部員（危機管理部長／総務部長／企画部長／財政部長／広報部長及び理事／市民生活部長／健康医療部長及び理事／福祉部長／こども部長／環境部長／経済産業部長／都市部長及び理事／土木部長／上下水道局理事／教育総務部長／生涯学習部長／学校教育部長／消防局長）
事務局	・危機管理部 ・その他必要な職員
報告事項	・各班の配備体制 ・緊急措置事項
協議・決定事項	・被害状況の把握 ・応急対策に関すること。 ・本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。 ・本部の移転に関すること。 ・自衛隊・県・他市町村及び防災関係機関への応援の要請に関すること。 ・NPO、ボランティアの調整に関すること。 ・避難の指示、警戒区域の指定に関すること。 ・災害救助法の適用に関すること。 ・激甚災害の指定に関すること。 ・応急対策に要する予算及び資金に関すること。 ・市民向緊急声明の発表に関すること。 ・国･県等への要望及び陳情等に関すること。 ・その他災害対策の重要事項に関すること。

このほか、非常に強い台風が接近し、暴風域に入り猛烈な雨風が発生する見込みであり、市民生活に多大な影響を及ぼすおそれがある場合など、災害対策本部の設置基準を満たしていな

くても、本部会議構成員による会議体を臨時に設置し、公共施設の閉鎖などの方針決定を行うことができるものとする。

本部長、副本部長、本部長付及び本部員の主な任務

本部設置時の職名	平常時の職名	主な任務
本部長	市長	(1) 防災会議、本部会議の議長となること。 (2) 避難情報の発令、警戒区域の設定を行うこと。 (3) 市民向け緊急声明を発表すること。 (4) 国、自衛隊、県、防災関係機関、他自治体、市民・事業所・団体等への支援協力要請を行うこと。 (5) その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること。 (6) 本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督すること。
副本部長	副市長	(1) 本部長が不在もしくは本部長に事故あるとき、本部長の職務を代理すること。 (2) 情報を常に把握し、本部長に対し適切なアドバイスを行うこと。 (3) 本部長が適宜休養・睡眠をとれるよう、本部長の交換要員となること。
本部長付	教育長 上下水道事業管理者 代表監査委員	(1) 本部長及び副本部長を補佐すること。 (2) 本部長、副本部長が不在もしくは事故あるとき本部長、副本部長の職務を代理すること。
本部員	部局長・理事	(1) 部長及び理事として、担当部の職員を指揮監督すること。 (2) 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること。 (3) 本部長、副本部長が不在もしくは事故あるとき本部長、副本部長の職務を代理すること。なお、本部長、副本部長を代理する順序は別に定める

2　災害対策本部指揮室

⑴ 災害対策本部指揮室の目的

震災、風水害及び大規模事故等の危機事象の発生又は発生のおそれがある場合等において、市長（災害対策本部長）等が市としての重要な意思決定とそれに基づく指揮、指示等を迅速かつ的確に行うため、必要な情報の収集、分析、判断を行う場として、「災害対策本部指揮室（以下、「指揮室」という。）」を設置する。

⑵ 指揮室の開設・運用の考え方

ア　開設及び閉鎖

㈠ 開設

市民の生命、身体及び財産に対する危機が切迫又は発生し、市長、副市長又は危機管理部長のいずれかが必要と認めた場合に開設する。開設後は、危機管理部長が指揮室を管理するとともに、必要に応じて防災関係機関（自衛隊、千葉県警察、気象庁、ライフライン事業者等）へ連絡要員の派遣を要請する。

㈡ 閉鎖

危機事象がおおむね収束した場合、市長の指示に基づき指揮室を閉鎖する。

イ　指揮室の運用

㈠ 冷静に情報を分析し、重要な決定を行うことができる環境を確保するため、指揮室への入室は市の幹部職員（危機事象に係わる主たる関係局長）、危機管理部の職員、防災関係機関の連絡要員など必要不可欠なものに限定する。

㈡ 指揮室内の直通電話番号等は秘匿とし、報道機関や一般市民からの直接の照会窓口としては使用しない。

⑶ 指揮室で扱う重要情報及び意思決定事項

以下事項を基本に、実施する。

ア　開設初動時における危機事象の状況の報告

イ　緊急的な重要情報の適時の提供

ウ　災害等情報の集約と分析情報の提供

エ　緊急で重要な意思決定とそれに伴う指揮命令・指示・措置等定

（災害対策本部会議での意思決定時事項を除く）

㈠ 避難指示の発令等緊急的な意思決定
㈡ 対策本部の設置
㈢ 自衛隊の災害派遣要請、広域応援要請の決定
㈣ 意思決定に伴う、指示・措置事項等
㈤ その他

オ　危機事案対応の状況報告（中間報告含む。）

カ　災害対策の意思決定事項の細部事項

㈠ 応急災害活動等の対応方針決定
㈡ 各局・区等横断的な対応・措置事項等

キ　その他、市長（本部長）の意思決定、措置等の補佐に関する事項

⑷ 指揮室整備の考え方

指揮室には、災害情報システム、県・関係機関とのホットライン電話等を常備し、常時即応できる体制を維持する。

3 総合調整室

(1) 設置及び指揮権限

災害対策本部の設置基準及び設置・指揮の権限に準ずる。

(2) 組織構成

総合調整室の組織は、柏市災害対策本部組織図に示すように次のとおりとする。

	組織名
総合調整室	室　長
	副室長
	【指揮統制】
	指揮調整班
	広報班
	連絡調整班
	安全管理班
	【対策立案】
	本部運営班
	計画立案班
	文書管理班
	【情報支援室】
	状況分析班
	情報集約・整理班
	電話対応班
	防災関係機関情報班
	避難者情報班
	施設情報班
	【後方支援】
	情報・通信班
	空間確保・環境整備班
	受援調整班（人的）
	受援調整班（物的）
	物資調達班
	輸送調整班
	車両班
	健康管理班
	【総務】
	職員班
	契約班
	補償班
	経費班

（3）事務分掌

総合調整室の主な事務分掌は次のとおりとする。

なお、平常時においては、各部局が主体的に行う防災対策に関する連絡・調整等を担う。

	役職・班名	事務分掌
総合調整室	室　長 （室長：危機管理部長）	本部の事務を総合調整し、各部間の連絡調整を行う
	副室長 （副室長：防災安全課長〔正〕・危機管理政策課長〔副〕）	室長補佐及び必要に応じ室長の職務を代理する
	【指揮統制】	
	指揮調整班	1　本部長の指示及び命令に関すること。 2　災害応急対策の総合調整に関すること。 3　避難指示等の検討に関すること。 4　災害救助法の適用に関すること。 5　激甚災害指定の手続きに関すること。 6　自衛隊派遣要請に関すること。 7　被災者支援全般の調整に関すること。 8　本部の設置・廃止・縮小・移転の基準整理及び指揮者への提言に関すること。 9　災害対策本部の組織編制及び事務分掌に関すること。 １０　応急措置のための土地収用等に関すること。
	広報班	1　広報活動の全般に関すること。 2　避難情報・被害状況・支援情報の市公式ホームページ・SNS・防災行政無線での発信に関すること。 3　発信情報の正確性確認及びデマ・誤情報への速やかな訂正情報の発信に関すること。 4　要配慮者（高齢者・外国人等）向けの平易な言語・多言語での情報提供に関すること。 5　報道機関（マスコミ）対応及びプレスリリースの作成・配布に関すること。 6　記者会見・報道発表の準備・運営に関すること。 7　取材者の本部への立入り管理に関すること。
	連絡調整班	1　国・千葉県・他市町村・指定地方行政機関との連絡調整に関すること。 2　自衛隊・警察との連絡窓口業務に関すること。 3　防災協定締結先との連絡・調整に関すること。 4　他機関との情報共有会議の運営支援に関すること。 5　庁内各対策部との調整に関すること。 6　市内の防犯対策の実施に関すること。
	安全管理班	1　災害対応に従事する職員の安全管理に関すること。 2　職員の負傷・事故発生時の報告及び対応に関すること。
	【対策立案】	
	本部運営班	1　本部会議に関すること。 2　本部会議の資料作成・招集・議事運営・議事録管理に関すること。 3　活動期間ごとの行動計画（IAP）の作成・更新に関すること。 4　各班の活動状況の把握及び計画の見直し提案に関すること。
	計画立案班	1　状況分析班から提供された被害情報からの計画立案に関すること。 2　被害状況の地図・数値による可視化及び本部内共有に関すること。 3　状況概況の定期作成に関すること。 4　国・県・災害情報システムへの報告用データの集計に関すること。 5　災害協定の総括に関すること。
	文書管理班	1　本部の指示・決定事項のすべての記録・保管に関すること。（会議録・指示記録・活動記録）

		2　各班から提出された活動記録の整理・ファイリングに関すること。 3　国・県への報告書類の作成・提出に関すること。 4　後の検証・補償申請・国庫補助申請のための根拠書類の保全に関すること。 5　情報公開・開示請求に対応できる文書管理に関すること。 6　クロノロジー（時系列記録）の更新・管理及び本部内共有に関すること。
	【情報支援室】	
	状況分析班	1　情報集約・整理班から集約された情報の分析及び優先課題の抽出に関すること。 2　被害の拡大予測及び対応優先順位の整理に関すること。 3　気象・水位の予警報情報の分析及び対応見通しの整理に関すること。 4　計画立案班への分析情報の提供に関すること。
	情報集約・整理班	1　電話対応班や各所管部署からの被害情報を集約・整理し、トリアージ区分を決定し、状況分析班に情報提供すること。 2　緊急の場合は情報支援室長へ報告し、指揮調整班に情報提供すること。 3　気象・水位状況等を把握し、予警報を状況分析班へ報告すること。
	電話対応班	1　班員は、通報者からの情報をもとに災害情報システムに入力し、重大な事象については班長に報告すること。 2　班長は、重大事象の情報内容を確認・照合・統合するとともに、災害情報の緊急度を判断すること。 3　班長は、判断内容を情報集約・整理班へ報告すること。
	防災関係機関情報班	1　国や県の情報の収集・整理に関すること。 2　電力・ガス・通信等のライフライン被害情報の収集・整理に関すること。 3　ライフライン事業者との連絡調整に関すること。
	避難者情報班	1　各避難所の開設状況・避難者数・ニーズ情報の収集・整理に関すること。 2　避難者情報を災害情報システムに入力し、責任者及び状況分析班へ提供すること。 3　避難者の安否情報の集約及び事態対処（避難所運営）との連携に関すること。
	施設情報班	1　市有施設・避難所の開設状況及び被害状況の情報収集・整理に関すること。 2　施設情報を災害情報システムに入力し、責任者及び状況分析班へ提供すること。 3　施設の使用可否情報を関係対策部及び後方支援・空間確保・環境整備班へ連絡すること。
	【後方支援】	
	情報・通信班	1　本部内ネットワーク・災害情報システムの安定稼働の維持に関すること。 2　通常の通信（電話・インターネット）途絶時の代替手段の確保・運用に関すること。 3　通信機器の充電・電源確保（発電機等）の管理に関すること。 4　各種情報ネットワークの非常時運用に関すること。
	空間確保・環境整備班	1　災害対策本部の施設（庁舎・会議室）の維持管理に関すること。 2　電力・空調・水道等のライフラインの確保の管理（発電機稼働を含む）に関すること。 3　本部職員・応援職員の食事・休憩・宿泊スペースの確保・管理に関すること。 4　本部会議室・作業スペースの配置・管理に関すること。 5　本部設置に必要な備品（机・椅子・ホワイトボード等）の確保・配置に関すること。

	受援調整班（人的）	1　人的応援の要請及び受入れに関すること。 2　DMAT・DPAT・JMAT 等の専門チームの受入窓口業務に関すること。 3　他自治体からの応援職員の受入・配置・引継ぎ管理に関すること。
	受援調整班（物的）	1　物的支援（資機材・物資等）の要請及び受入れに関すること。 2　物資供給・資源配置の計画立案に関すること。 3　物資調達班及び輸送調整班の調整に関すること。
	物資調達班	1　備蓄食料・飲料水の在庫状況の確認及び各避難所への物資供給計画の立案に関すること。 2　不足する食料・飲料水・生活用品の協定締結事業者・県・国への要請に関すること。 3　物資集積場所（集積所）の設置・管理に関すること。 4　物資の受取・保管・在庫管理に関すること。 5　受援調整班（物的）と連携した物資調達計画の実行に関すること。
	輸送調整班	1　物資・人員の緊急輸送計画の立案及び実施に関すること。 2　各班からの輸送要請に対する優先度判断及び輸送手配に関すること。 3　民間事業者・協定先からの輸送車両の調達に関すること。 4　各避難所への配送管理及び輸送状況の記録・管理及び報告に関すること。
	車両班	1　市有車両の稼働状況・配置先の一元管理に関すること。 2　各班からの車両要請に対する優先度判断及び配車に関すること。 3　緊急輸送車両の管理及び燃料補給の調整に関すること。 4　民間事業者・協定先からの車両調達に関すること。 5　輸送調整班との連携による効率的な車両運用に関すること。
	健康管理班	1　職員への衛生資材の配布及び健康相談対応に関すること。 2　長期対応に備えた職員の休憩・仮眠環境の整備に関すること。 3　指揮統制・安全管理班と連携した職員のローテーション管理の支援に関すること。 4　職員のメンタルヘルスに関する支援体制の整備に関すること。
	【総務】	
	職員班	1　各対策部からの職員参集状況の集約・管理に関すること。 2　職員の配置、給与、厚生（生活支援）等に関すること。 3　職員の配置計画（対策部への派遣調整）の立案及び実施に関すること。 4　受援調整班（人的）との連携による応援職員の勤務シフト等の管理に関すること。 5　勤務シフト・時間外勤務の管理及び安全管理班との連携に関すること。
	契約班	1　緊急事態における随意契約の適用基準の確認及び各対策部への通知に関すること。 2　各班からの物品・業務の緊急調達依頼の受付及び契約手続きの処理に関すること。 3　応急工事の発注・契約手続きに関すること。 4　契約書類・発注記録の適切な管理及び後の精算・監査対応のための保全に関すること。
	補償班	1　応急作業中の職員・市民の事故・負傷に関する補償手続きの処理に関すること。 2　被災者からの損害賠償・補償相談の窓口設置及び対応に関すること。 3　法律相談の窓口設置（弁護士会との連携を含む）及び被災者への法的支援に関すること。 4　補償事案に関する記録の整理・保管に関すること。
	経費班	1　災害応急対策等の予算編成に関すること。 2　災害対策本部の出納に関すること。

		3　災害対応に要した経費の一元的な管理・記録に関すること。 4　国・県への災害復旧等に係る補助金・特別交付税等の申請に必要な整備に関すること。

4 各対策部の事務分掌

各対策部の所掌事務は、次のとおりとする。

対策本部 共通事務	1　所管業務に関する災害情報の総合調整室への報告に関すること。 2　所管事務に関する活動・災害応急対策及び態勢等の総合調整室への報告に関すること。 3　所属職員の参集状況、被災状況（安否確認、被害）等の総務局対策部への報告に関すること。 4　対策部内の連絡調整に関すること。 5　対策部内の庶務に関すること。 6　対策部内の職員の配置運用に関すること。 7　所管業務に関する応援（受援）に関すること。
班共通事務	1　所管業務に関する災害情報の収集と集計及び対策部への報告に関すること。 （災害情報システムへの入力を含む） 2　所管事務に関する活動・災害応急対策及び態勢等の対策本部への報告に関すること。 （災害情報システムへの入力を含む） 3　所管施設等の被害状況把握と利用者の安全確保及び応急復旧対策の実施に関すること。 （災害情報システムへの入力を含む） 4　所管施設の災害時における目的外臨時使用に関すること。 5　所属職員の参集及び被災状況（安否確認、被害）等の対策本部への報告に関すること。 6　所管業務に関わる関係機関・団体（災害時協定含む）との連絡調整に関すること。 7　所管施設が避難所となった場合の開設、管理運営に関すること。 8　所管業務に関わる避難行動要支援者対策に関すること。 9　所管業務に関する各班相互の連携協力及び連絡調整に関すること。 １０　所管業務に関わる被災者支援対策に関すること。

【各対策部・班別事務分掌】

部班	事務分掌
総務部対策部長／ 総務部防災・減災 責任者	他の自治体へ所轄業務における危機管理の職員派遣要請を行う。 平常時から、所轄業務における防災対策等（(1)危機の把握（2)実動マニュアルの整備（3)情報連絡体制の確立（4)訓練・研修の実施（5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。
総務班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 職員の参集状況及び被災状況（安否確認、被害）の総括に関すること。 3. 職員の配置、給与、厚生（生活支援）及び健康管理等に関すること。 4. 他自治体への応援要請及び他自治体への応援職員全般に関すること。 5. 災害コールセンターに関すること。 6. 公共施設、車両及び資機材等の維持管理全般に関すること。 7. 緊急輸送車両の調達及び運用管理に関すること。 8. 市有建築物の被害状況調査及び応急対策に関すること。 9. 避難所等への電気自動車を活用した電力供給に関すること。
企画部対策部長／ 企画部防災・減災 責任者	関係省庁との連絡調整及び非常時ネットワーク運用を行う。 平常時から、所轄業務における防災対策等（(1)危機の把握（2)実動マニュアルの整備（3)情報連絡体制の確立（4)訓練・研修の実施（5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。
企画班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 災害復興計画策定の全体統制に関すること。 3. 帰宅困難者対策に関すること。 4. 外国人避難者に関すること。 5. 関係省庁との連絡調整に関すること。
情報システム班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 各種情報ネットワークの非常時運用に関すること。

資料 53 柏市災害対策本部の事務分掌

財政部対策部長／ 財政部防災・減災 責任者	災害応急対策予算の編成を行い復旧復興に迅速に対応するとともに、被害調査を集計して情報の集約を図り、被災市民の支援を行う。 平常時から、所轄業務における防災対策等（(1)危機の把握（2)実動マニュアルの整備（3)情報連絡体制の確立（4)訓練・研修の実施（5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。
財政班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 災害応急対策等の予算編成に関すること。 3. 災害対策本部の出納に関すること。
契約班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 応急工事及び緊急物品等の契約に関すること。
被害調査班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 市域の被害認定調査及び被災情報の集計、伝達等に関すること。 3. 罹災証明・被災届出証明の発行に関すること。 4. 災害による税の減免に関すること。
広報部対策部長／ 広報部防災・減災 責任者	災害時広報活動を正確かつ迅速に行うため、関係機関との調整を総合的に行い、被災者等へ情報発信を行う。 平常時から、所轄業務における防災対策等（(1)危機の把握（2)実動マニュアルの整備（3)情報連絡体制の確立（4)訓練・研修の実施（5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。
秘書班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 災害対策本部長、副本部長の秘書等に関すること。 3. 被災した市民の法律相談に関すること。 5. 市民意識の把握に関すること。 6. 市民への災害情報の広報及びプレスセンター開設、報道機関に対する情報提供等に関すること。 7. 災害時の記録、写真撮影に関すること。 8. 人権相談に関すること。

市民生活部対策部長／市民生活部防災・減災責任者	物資の要請・調達、被災者の安否情報の提供、避難所運営の環境整備に関する調整を行う。 平常時から、所轄業務における防災対策等（(1)危機の把握 (2)実動マニュアルの整備 (3)情報連絡体制の確立 (4)訓練・研修の実施 (5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。
市民総務・応急支援班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 市民の安否情報の総括に関すること。 3. 避難所運営の全般に関すること。 4. 地区災害対策本部の全般に関すること。 5. 物資の要請・調達に関すること。 6. 避難所の集約等に関する各区対策部との調整に関すること。 7. 埋火葬許可証の発行に関すること。
多様性推進班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 避難所における男女共同参画の視点の啓発に関すること。 3. 外国人対策に関すること。 4. 避難所における DV・性暴力被害者支援及び相談対応に関すること。
各地区対策部長／各地区防災・減災責任者	市民の窓口となり、区域内の被災状況を把握して避難や避難所などでの支援を迅速に行い、保健福祉など様々な対応を実施して市民生活の維持安定を図る。 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握 (2)実動マニュアルの整備 (3)情報連絡体制の確立 (4)訓練・研修の実施 (5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。
各地区総務班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 地区内における災害対策に関すること。 3. 地区内の被災状況及び避難情報の調査、収集、伝達等に関すること。 4. 地区住民の安否情報及び災害情報の広報活動に関すること。 5. 所管する庁舎設置の防災行政無線等の機器の運用に関すること。 6. 他対策部に属さない業務に関すること。 7. 地区内の町会等との連絡調整に関すること。 8. 地区内所管の避難所の開設及び管理運営に関すること。 9. 地区内所管の避難所の人員及び物資需要の把握に関すること。 10. 地区内所管の避難所における救援物資等の配布、管理等に関すること。 11. 地区内所管の避難所及びその周辺における災害情報の収集、伝達等に関すること。

資料 53 柏市災害対策本部の事務分掌

健康医療部対策部長／健康医療部防災・減災責任者	被災者の治療と救急搬送が迅速に行われるよう、医療関係機関等との連絡調整と被災者の医療福祉、健康管理、防疫活動など被災者の健康支援等を行う。 平常時から、所轄業務における防災対策等（(1)危機の把握 (2)実動マニュアルの整備 (3)情報連絡体制の確立 (4)訓練・研修の実施 (5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。
健康総務班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 負傷者及び要援護者の医療に関すること。 3. 救護本部の設置・運営に関すること。 4. 応急救護班の編成に関すること。 5. 医療関係機関との連絡調整に関すること。 6. 医療品等衛生材料の確保配分に関すること。 7. 医療救護活動の情報収集に関すること。 8. 医療機関情報及び衛生関係被害状況の調査、報告に関すること。
保健医療対策班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 避難所における避難者の健康相談、管理、保健衛生等に関すること。 3. 災害時の保健師活動に係る連携調整に関すること。 4. 災害時の保健衛生、感染症予防対策、防疫活動、衛生管理に関すること。
ペット避難班長	1. 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 被災ペットの保護やペット避難に関すること。
福祉部対策部長／福祉部防災・減災責任者	要配慮者・安否不明者・遺体対応を通じて被災者の生命と尊厳を守るとともに、義援金品の配分・ボランティア調整を行い、福祉的支援の全般を担う。 平常時から、所轄業務における防災対策等（(1)危機の把握 (2)実動マニュアルの整備 (3)情報連絡体制の確立 (4)訓練・研修の実施 (5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。
福祉総務班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 福祉関係団体との連絡調整に関すること。 3. 福祉関係被害状況の調査・報告に関すること。 4. 福祉避難所の開設及び維持管理（被害情報収集含む）に関すること。 5. 被災者生活再建支援制度に関すること。 6. 日本赤十字社千葉県支部との連絡に関すること。 7. 災害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付など支給全般に関すること。 8. K-Net・個別避難計画など要配慮者対策に全般に関すること。 9. 安否不明者の捜索に関すること。 10. 遺体の収容及び処理に関すること。 11. 義援金品、生活必需品など福祉的支援全般の受入配分に関すること。 12. NPO・ボランティア等との調整に関すること。

こども部対策部長／こども部防災・減災責任者	幼児及び妊産婦の安全確保を行うと共に児童福祉等の支援対策を行う。 平常時から、所轄業務における防災対策等（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。
こども総務班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. こどもの避難及び支援等に関すること。 3. 管轄する保育園、幼稚園、認定こども園等の管理及び幼児の安全確保に関すること。 4. 災害遺児の支援に関すること。
環境部対策部長／環境部防災・減災責任者	被災地の災害廃棄物、避難所等の生活ごみ及びし尿等の収集、処理を行い、良好な生活環境の維持に努める。 平常時から、所轄業務における防災対策等（(1)危機の把握（2)実動マニュアルの整備（3)情報連絡体制の確立（4)訓練・研修の実施（5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。
環境総務班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 災害時における環境対策・保全及び公害発生の防止に関すること。 3. 地域エネルギー会社との連絡調整に関すること。 4. 災害用井戸による応急給水に関すること。 5. 水質汚濁防止法に規定する事故等に関すること。
廃棄物処理班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 災害廃棄物、生活ごみ等の処理計画の策定に関すること。 3. 災害廃棄物及び生活ごみの収集、処理に関すること。
トイレ対策班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. し尿等の処理計画の策定に関すること。 3. し尿等の収集、処理に関すること。 4. 仮設トイレの設置及び管理運営等に関すること。

資料 53 柏市災害対策本部の事務分掌

経済産業部対策部長／経済産業部防災・減災責任者	経済、農業、水産業及び観光業の被害状況の把握を行うとともに、早期復興のための支援策を立案、実施する。また、救援物資等の輸送計画立案・実施及び管理を行う。 平常時から、所轄業務における防災対策等（(1)危機の把握 (2)実動マニュアルの整備 (3)情報連絡体制の確立 (4)訓練・研修の実施 (5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。
経済総務班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 商工業の被害調査及び集計・伝達、復興支援に関すること。 3. 災害時特例等の金融支援及び相談に関すること。 4. 罹災企業に対する緊急融資に関すること。 5. 救援物資等の輸送計画立案、実施等に関すること。 6. 物資集積センターの開設及び施設管理に関すること。
農政総務班長	1. 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 農業及び水産業の被害調査及び集計・伝達、復興支援に関すること。 3. 農地の法面崩壊危険箇所の情報収集、集計、伝達に関すること。 4. 罹災農家に対する緊急融資に関すること。
都市部対策部長／都市部防災・減災責任者	応急危険度判定・住宅被害調査・応急仮設住宅の建設を担うとともに、災害危険地域の巡視・公園施設の保全を通じて、市民の住まいと都市の安全を確保する。 平常時から、所轄業務における防災対策等（(1)危機の把握 (2)実動マニュアルの整備 (3)情報連絡体制の確立 (4)訓練・研修の実施 (5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。
都市総務班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 防災都市づくりに関すること。 3. 災害復興計画策定に関すること。 4. 応急危険度判定に関すること。 5. 被災建築物の相談等に関すること。 6. 土砂災害警戒区域等、がけ地近接危険住宅箇所及び宅地造成崩壊危険箇所の情報収集、集計、伝達に関すること。 7. 液状化被害地域の調査等に関すること。
公園・オープンスペース活用班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 公園・緑地及び街路樹等の樹木の被害調査及び情報収集、集計、伝達に関すること。 3. 森林の被害調査及び情報収集、集計、伝達、復興支援に関すること。
住宅班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 市営住宅の被害状況調査及び応急対策に関すること。 3. 仮設住宅の建設、入居者選考、管理等に関すること。 4. 避難生活者の市営住宅等への入居等に関すること。 5. 仮設住宅等に係る被災者の入居、相談及び撤去の管理に関すること。 6. 被災住宅の相談等に関すること。

土木部対策部長／土木部防災・減災責任者	道路の通行確保・土木施設の被害調査・応急復旧及び水防活動を担い、緊急輸送ルートの維持と治水対策を一体的に推進する。 平常時から、所轄業務における防災対策等（(1)危機の把握 (2)実動マニュアルの整備 (3)情報連絡体制の確立 (4)訓練・研修の実施 (5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。
土木班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 道路の通行制限・障害物除去及び交通安全対策に関すること。 3. 道路・土木施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 4. 災害危険地域の巡視及び応急処理に関すること。 5. 土木関係機関及び業者への協力要請・連絡調整に関すること。 6. 水防活動及び家屋浸水への応急措置に関すること。 7. 樋管の管理、その他治水対策に関すること。
交通政策班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 交通関係機関及び業者への協力要請・連絡調整に関すること。 3. 避難者の輸送に係る事業者との調整に関すること。 4. 公共交通機関等の被害情報の収集、集計、伝達に関すること。
上下水道局対策部長／上下水道局防災・減災責任者	上水道施設及び下水道施設の早期復旧に努めるとともに、上水道に係る断水地域への応急対応を講じる。 平常時から、所轄業務における防災対策等（(1)危機の把握 (2)実動マニュアルの整備 (3)情報連絡体制の確立 (4)訓練・研修の実施 (5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。
水道総務班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 上下水道事業に関する広報及び被災市民からの相談に関すること。 3. 上下水道施設の被害調査及び応急対策状況の総括に関すること。 4. 災害対策従事職員名簿の作成及び給食に関すること。
上水道班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 上水道施設（管路・配水池・給水装置等）の被害状況調査及び復旧計画に関すること。 3. 被災地域に対する応急給水活動に関すること。 4. 上水道水源の確保及び水質管理に関すること。
下水道班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 下水道施設（管路、浄化センター、ポンプ場等）の被害状況調査及び復旧計画に関すること。 3. 下水道の使用制限に関すること。

資料 53 柏市災害対策本部の事務分掌

消防局対策部長／消防局防災・減災責任者	消火、救急救助活動を行うこと。によって、市民の生命・身体・財産を災害から直接防護する。平常時から、所轄業務における防災対策等（(1)危機の把握（2)実動マニュアルの整備（3)情報連絡体制の確立（4)訓練・研修の実施（5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。
消防総務班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 危険地域の警戒に関すること。 3. 災害現場における消防活動に関すること。 4. 消防関係の人員及び資機材の輸送に関すること。 5. 消防通信に関すること。 6. 消防職団員の動員及び名簿の作成並びに給食に関すること。 7. 被害状況調査報告及び災害記録に関すること。 8. 広域応援及び緊急消防援助隊に関すること。
教育委員会対策部長／教育委員会防災・減災責任者	児童・生徒の安全対策を実施し、教育施設に設置される避難所の開設運営を行うとともに、教育機関等の早期再開を図る。 平常時から、所轄業務における防災対策等（(1)危機の把握（2)実動マニュアルの整備（3)情報連絡体制の確立（4)訓練・研修の実施（5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。
教育総務班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 教育委員との連絡調整に関すること。 3. 教育施設の避難所開設及び管理運営に関すること。 4. 避難所及びその周辺における災害情報の収集、伝達等に関すること。 5. 学校施設の被害調査に関すること。 6. 教育機関等の再開計画に関すること。 7. 炊き出し設備の確保及び炊き出しの協力に関すること。
学校対策班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 児童・生徒の避難計画及び安否情報、保護者との連絡調整に関すること。 3. 学校教職員の安否確認及び支援等に関すること。 4. 児童・生徒の安全対策の総括に関すること。 5. 被災児童及び生徒への学用品の調達支給に関すること。 6. 学校再開計画に関すること。 7. 学校の保健衛生に関すること。 8. 児童・生徒の精神的ケアに関すること。
生涯学習班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 教育関係機関との連絡調整に関すること。 3. 教育委員会関係被害状況調査及び報告に関すること。 4. 文化財の応急保護対策に関すること。 5. 所管施設の応急対策に関すること。 6. 避難場所・避難所（教育委員会所管施設）の開設及び維持管理（被害情報収集含む）に関すること。 7. 指定文化財等の被害調査及び情報収集、集計、伝達（国、県等への伝達を含む）に関すること。

応援対策部長／応援対策部防災・減災責任者	他対策部の応援業務に携わる。 平常時から、所轄業務における防災対策等（(1)危機の把握 (2)実動マニュアルの整備 (3)情報連絡体制の確立 (4)訓練・研修の実施 (5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。
議会班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 他対策部の応援に関すること。 3. 議会災害対策会議の庶務に関すること。 4. 議員の安否情報及び連絡調整に関すること。
監査事務局班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 他対策部の応援に関すること。
選挙管理委員会事務局班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 災害時における選挙に関すること。 3. 他対策部の応援に関すること。
農業委員会事務局班長	1. 対策本部共通事務及び班共通事務に関すること。 2. 他対策部の応援に関すること。

資料 54　代替本部

庁舎及び周辺地域の被災等によりその機能の維持ができない場合は、次の優先順位によりいずれかに災害対策本部を設置する。

優先順位	施設名
第 1 順位	上下水道局庁舎
第 2 順位	ウェルネス柏
第 3 順位	沼南庁舎

資料 55　本部長不在時の職務代行

災害対策本部長（市長）が不在又は職務を執行できない場合は、柏市長職務代理規則第３条第１項の定めにしたがい、以下の通りとする。

順位	職務代理者
第 1 順位	副本部長（副市長）
第 2 順位	総務部長

※第 1 順位及び第 2 順位の職務代理者が伴に不在のときは、柏市長職務代理規則第３条第 2 項の定めによる。

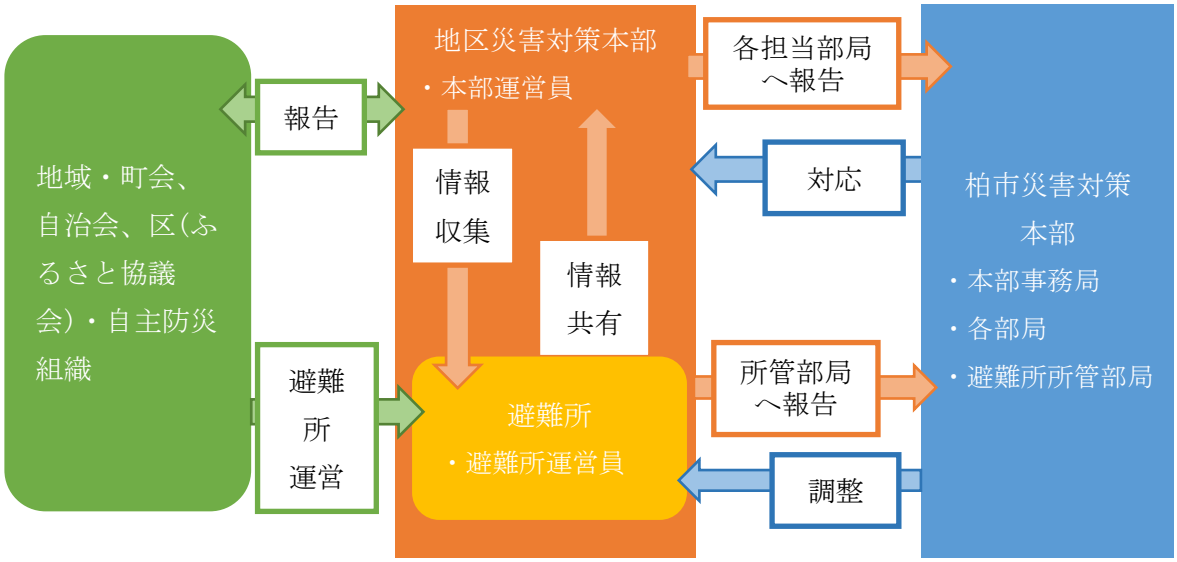
資料 56　内部活動報告

<table>
<tr><th rowspan="2">報告事項</th><th rowspan="2">実施者</th><th rowspan="2">報告先
（とりまとめ担当）</th><th colspan="3">報告時期</th><th rowspan="2">集約先</th></tr>
<tr><th>1 日目</th><th>2～3
日目</th><th>4 日目
以降</th></tr>
<tr><td>職員情報</td><td colspan="2">各所属</td><td>総務部
（人事課）</td><td>1 時間毎</td><td rowspan="8">3 時間毎
※9 時
12 時
15 時
18 時
21 時</td><td rowspan="8">1 日 1 回
※9 時</td><td rowspan="8">本部事務
(情報処理班)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">被害情報
（人的・物的）</td><td colspan="2">各地区災害
対策本部</td><td>財政部</td><td rowspan="2">随時</td></tr>
<tr><td colspan="2">各所属</td><td>各部局</td></tr>
<tr><td rowspan="4">避難所情報</td><td colspan="2">各地区災害
対策本部</td><td>市民生活部</td><td rowspan="3">1 時間毎</td></tr>
<tr><td rowspan="2">学校</td><td>市立</td><td>学校教育部
教育総務部</td></tr>
<tr><td>市立以外
県立</td><td>生涯学習部</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他
所管施設</td><td>各部局</td></tr>
<tr><td>要配慮者情報
(K-Net)</td><td colspan="2">各地区災害
対策本部</td><td>福祉部</td><td>3 時間毎</td></tr>
<tr><td>救護・医療情報</td><td colspan="2">各所属</td><td>救護本部</td><td>随時</td></tr>
<tr><td>その他の
活動情報</td><td colspan="2">各所属</td><td>各部局</td><td>随時</td></tr>
</table>

資料 57　関係機関通知先

連絡担当者	報告・通知・公表先
危機管理部	千葉県(東葛飾地域振興事務所経由も含む)、柏警察署、近隣市長、防災会議委員
広報部	住民、報道機関
各主管部局	市議会議員、消防団等関係連絡団体

資料 58　地区災害対策本部の連携（イメージ）



原則、災害情報システムを使用して報告・連絡する。

使用できない際は、災害時の通信手段使用優先順位に従って報告・連絡を行う。

※ 地域からの緊急情報は、災害対策本部に直接報告

資料 59　通信統制

■　無線機器の管理・・・携帯・可搬用無線機の集結、搬出

■　通信の統制・・・携帯可搬用無線機からの通話は、すべて本部に対して行う。

①重要通信の優先の原則（救助、避難情報等重要性の高い通信を優先）

②統制者の許可の原則（統制者の許可を得る）

③子局間通信の禁止の原則（必要がある場合は統制者の許可を得る）

④簡潔通話実施の原則

⑤専任通信担当者の設置（各子局には担当者を常駐させる）

■　一斉指令・・・本部はすべての無線局に対し一斉に情報の伝達を行う。

資料 60　市内部の通信手段

	通信手段	通信要領
1	災害情報 システム	操作マニュアルに従い、情報の受電を行う。
2	庁内共有	定型報告は書式を定め、定時更新する。
3	LINK 掲示板	通常報告・周知に使用する。(確認員を選定する) ※ＬＩＮＫ掲示板は、分類「危機管理情報」を選択。
4	FAX	通常報告・周知に使用する。(LINK 使用不能時)
5	災害用 IP 無線	通信手段が断たれた（輻輳してつながらない）場合、又は移動局からの手段として活用する。
6	内線	緊急連絡のみとする。
7	外線	緊急連絡のみとする。(基本的に使用しない)
―	非常伝達手段 （書面・伝令）	徒歩、自転車、バイク等を使用し、情報伝達要員（伝令）を派遣して、市内部及び市施設間、防災関係機関との通信連絡を確保する。

資料 61　市外部（防災関係機関）との通信手段

1	有線通信	■ 災害時優先電話 ■ ファクシミリ
2	無線通信	■ 防災行政無線 ■ 災害用 IP 無線 ■ 消防無線
3	代替通信	■ 非常・緊急電報 市外局番なしの「115」にダイヤルし、オペレーターへ申し込む ■ 非常通信 地震その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策上必要が生じた時は、電波法第 52 条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信を行う。 ・警察通信施設・国土交通省関係通信施設・東京電力パワーグリッド㈱通信施設 ・NTT 東日本㈱通信施設 ・日本放送協会千葉放送局通信施設 ・その他の通信施設

資料 62　地震発生時に直ちに収集すべき情報（全体像の早期把握）

災害情報	■ 各地震度、長周期地震動階級、震源地、地震規模、余震等
市民等の安否	■ 要配慮者の安否 ■ 児童・生徒、来所者、入所者等施設に滞在する者の安否 ■ けが人、死傷者等人的被害発生地区
火災・建物被害	■ 出火地点・延焼方向・範囲 ■ 建物倒壊等の発生箇所
避難状況	■ 避難者発生地区
災害危険箇所	■ 土砂災害警戒区域・急傾斜地・河川堤防 ■ 危険物取扱施設 ■ 大型工業施設
防災対策基幹施設	■ 庁舎・出先機関、柏警察署、国及び県の施設 ■ 学校等指定避難所施設 ■ ライフライン（電話・水道・電力・ガス・下水道）
医療福祉基幹施設	■ 病院、診療所 ■ 老人福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、介護施設
交通・物流施設	■ 緊急輸送道路、通行不能箇所、橋りょう、トンネル ■ 鉄道線路・駅舎 ■ 大型商業施設・民間大手物流センター

資料 63　情報収集の手段（現地調査からの情報収集）

地区災害対策本部	■ 被害調査担当が予め指定された地区の調査活動を集約する。 ■ 各部局が災害応急対策を通して得た情報を集約する。
特別被害調査	■ 本部長の指示に基づき財政部を中心に担当を編成。調査項目、構成その他必要な事項は、事態に応じて適時実施する。 ■ 編成職員が不足する場合は、他部署からの応援職員で対応する。
参集途上の職員	■ 職員が参集途上で得た情報を集約する。

資料 64　県の報告様式

1-a　人的被害に関する状況【様式 1】

人的被害に関する状況　　**様式1**

整理番号	管轄市町村	管轄消防	覚知時刻	発生時刻	発生住所	年齢	性別	国籍	程度	傷病名	搬送先	状況	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																

※不明箇所は不明と記入して報告する。
※中等症の被害者の程度は、認定基準で判断できない場合、軽傷として扱う。

1-b　負傷者情報（印刷用原本）

負傷者情報

管轄市	
管轄消防	
覚知時間	
発生住所	
年齢	
性別	
国籍	
程度	
傷病名	
搬送先	
状況	

報告者

所属

連絡先

受信者

1-c 負傷者情報（記入例）

負傷者情報

管轄市	○○市
管轄消防	○○○○○○○○○消防組合消防本部
覚知時間	○○時○○分
発生住所	○○市○○○○―○○
年齢	○○歳
性別	男
国籍	日本
程度	重傷又は軽傷（※中等症は軽傷扱いとする）
傷病名	右大腿骨頸部骨折、右肩脱臼
搬送先	○○病院
状況	地震に驚き自宅階段（2階から1階）から転落し負傷。

報告者　○○　○○

所属　○○課

連絡先　000－000－0000

受信者

2-a　住家被害に関する状況（損壊）【様式 2-1】

住家被害に関する状況（損壊）

様式2-1

整理番号	住所	種別	世帯数	人員	程度	破損箇所及び被害の詳細	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										

※ガラスが数枚割れた程度の被害は報告不要（一部破損ではない）

2-b　住家被害に関する状況（浸水被害）【様式 2-2】

住家被害に関する状況（浸水被害）

様式2-2

整理番号	住所	種別	世帯数	人員	程度	対処状況	備考	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											

2-c　非住家被害に関する状況【様式 2-3】

非住家被害に関する状況

様式2-3

整理番号	住所	種別	名称	程度	破損箇所及び被害の詳細	備考	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										

2-d 住家等被害（記入要領）

⑴ 共通事項

ア 住家被害の定義は、「被害報告取扱要領」（昭和 45 年 4 月 10 日消防防第 246 号）によるものとする。

イ 被害を覚知した場合、詳細な破損箇所、対処状況等について不明又は調査中であっても原則報告を行うものとする。

ウ なお、住所の詳細が不明（大字が不明）な場合については、判明した時点で報告を行うこと。

エ 「住所」の欄については、可能な限り詳細に記入することとし、最低限、大字までは記入すること

オ 各項目について、不明な箇所については、「不明」と記入する。なお、判明した時点で必ず修正を行うこと。

カ 「報道への公表区分」は、市町村が被害を認定し、マスコミへ発表できる状況になったら公表とする。

⑵ 損壊

ア 「種別」、「世帯数」、「人員」について、被害を覚知した時点で不明な場合は、「不明」と記入し報告し、その後判明した時点で再度記入する。

イ 「程度」について、原則「全壊」、「半壊」、「一部破損」の別を記入することとし、判別に時間を要する場合に限り、「不明」とする。

ウ 「破損箇所及び被害の詳細」について、報告時点で把握している情報を記入し、情報が無く、現場調査を要する場合には「不明」とする。

⑶ 浸水被害

ア 「種別」、「世帯数」、「人員」について、被害を覚知した時点で不明な場合は、「不明」と記入し報告し、その後判明した時点で再度記入する。

イ 「程度」について、原則「床上浸水」、「床下浸水」の別を記入することとし、判別に時間を要する場合に限り、「不明」とする。

ウ 「対処状況」について、「対処完了」については、その対処方法等についても簡潔に記入する。

エ なお、床下浸水等で対処が不要な場合も「対処完了」とする。

⑷ 非住家被害

ア 「種別」、「名称・詳細」について、被害を覚知した時点で不明な場合は、「不明」と記入し報告し、その後判明した時点で再度記入する。

イ 「程度」について、原則「全壊」、「半壊」の別を記入することとし、判別に時間を要する場合に限り、「不明」とする。

ウ 「破損箇所及び被害の詳細」について、報告時点で把握している情報を記入し、情報が無く、現場調査を要する場合には「不明」とする。

3　交通規制（道路被害）状況【様式 3】

交通規制（道路被害）状況　　**様式3**

整理番号	路線名	区間・場所	道路被害	交通規制	理由	規制（報告）開始		迂回路	規制延長（km）	規制解除（予定）（復旧見込み）		備　考	管理者	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	

※状況は分かる限りで記載し、不明箇所は不明として報告。
※道路被害や交通規制の理由で土砂が原因の場合、地滑りと分かれば「地滑り」、土砂の流出が崖地であれば「がけくずれ」、それ以外の場合は「土砂崩れ」としてください。
※道路被害は、土砂や倒木で路面が覆われているうちは「不明」、撤去後に道路に穴が空けば「道路陥没」、その他は状況に応じて記載してください。
※交通規制を伴わない道路被害に関しても報告する。（例）道路の縁が崩れた、もしくは土砂が被ったものの、規制は不要な場合。
※道路被害を伴わない交通規制に関しても報告する。（例）道路冠水や倒木による道路規制。
※「報道への公表区分」は、市町村が被害を認定し、マスコミへ発表できる状況になったら公表とする。

4　その他の被害に関する状況【様式 4】

その他の被害に関する状況

様式4

整理番号	事案名	覚知時刻	発生時刻	発生住所	事案の状況	備考	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										

※状況は分かる限りで記載し、不明箇所は不明として報告する。
※二次被害の恐れがある情報、報道機関が大きく取り上げる可能性があるなど、社会的影響の大きな事案について記載する。

5　避難勧告等発令状況【様式５】

避難指示等発令状況

様式5

整理番号	避難勧告等発令区分	発令時刻	解除時刻	対象市町村	対象地域	対象世帯数	対象人数	発令理由	報告者名	報告者所属	連絡先
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											

※対象世帯数及び人数は、正確な把握ができない場合はおおよその数値で良い。

6-a　保有備蓄物資一覧【様式 6-1】

保有備蓄物資一覧

様式6-1

No	市町村	品目	数量	単位	1梱包単位の容積			1梱包単位の入数	1梱包単位の重量(kg)	保管箇所数
					たて(mm)	よこ(mm)	高さ(mm)			
例	千葉市	アルファ化米	50,000	食	320	480	190	50	5.0	5
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

6-b　集積拠点候補地【様式 6-2】

集積拠点候補地

様式6-2

※緯度経度は10進法により小数点以下7桁まで入力。

No	市町村	施設名	住所	緯度	経度	電話	有効面積（㎡）	屋根	荷役機械	大型(10t)進入可否	受入人数	官／民
例	千葉市	○○市総合体育館	○○市××町1-1-1	35.1111111	140.1234567	***-***-****	54,000	あり	あり	可		官
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

163

7-a　避難所情報【様式 7-1】

避難所情報

※緯度経度は10進法により小数点以下7桁まで入力。

No	市町村	施設名	住所	緯度	経度	管理者	管理担当	電話	有効面積（㎡）	想定収容人数	指定避難所	福祉避難所	構造条件			立地条件				交通条件
													出入口	トイレ	水道	浸水想定区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	津波災害警戒区域	
例		○○市総合体育館	○○市××町1-1-1	35.1111111	140.1234567	○○市長	○○○○課	***-***-****	500	250	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				

7-b　避難所開設情報【様式 7-2】

避難所開設情報

様式7-2

No	市町村	施設名	住所	電話	有効面積（㎡）	収容可能人数	現避難数		延べ避難数		不足物資	開設日時	閉鎖日時
							世帯数	人数	世帯数	人数			
例		○○市総合体育館	○○市××町1－1－1	***-***-****	500	250	3	10	5	15	毛布	12/1 15:00	12/2 21:00
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													

8-a 消防庁様式【第１号様式】

第１号様式 （火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※　特定の事故を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積　㎡ 延べ面積　㎡	
焼損程度	焼損棟数：全焼　棟／半焼　棟／部分焼　棟／ぼや　棟　計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

8-b 消防庁様式【第２号様式】

第２号様式 （特定の事故）

第　　報

事故名
1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他（　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分（　月　日　時　分）
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他（　）	物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他（　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等	人（　人）
		重症	人（　人）
		中等症	人（　人）
		軽症	人（　人）

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関		出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部（署）		台 人	
		消防団		台 人	
		消防防災ヘリコプター		機 人	
		海上保安庁		人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊		人	
	使用停止命令　月　日　時　分	その他		人	
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

（注） 第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

8-c 消防庁様式【第３号様式】

第３号様式　（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1　救急事故　2　救助事故　3　武力攻撃災害　4　緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防･救急･救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　負傷者欄の（　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

8-d 消防庁様式【第４号様式（その１）】

第４号様式 （その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　報）

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分								
被害の状況	人的被害	死　者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
									半壊		棟	床下浸水		棟
		不　明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）			（市町村）									
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

8-e　消防庁様式【第４号様式（その１）別紙】

第４号様式（その１）　別紙

都道府県名　　（　　）

（避難勧告等の発令状況）

市町村名	避難指示（緊急）		発令日時	避難勧告		発令日時	避難準備・高齢者等避難開始		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県		区分			被害	区分		被害	災等害の対策本部の設置状況	都道府県	
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）	その他	田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円		市町村	
報告者名				冠水	ha		農林水産業施設	千円			
			畑	流失・埋没	ha		公共土木施設	千円			
				冠水	ha		その他の公共施設	千円			
			文教施設		箇所		小計	千円			
			病院		箇所		公共施設被害市町村数	団体			
			道路		箇所	その他	農業被害	千円			
			橋りょう		箇所		林業被害	千円			
			河川		箇所		畜産被害	千円			
			港湾		箇所		水産被害	千円	災害救助法	適用市町村名	計　団体
			砂防		箇所		商工被害	千円			
			清掃施設		箇所						
			崖くずれ		箇所						
			鉄道不通		箇所		その他	千円			
			被害船舶		隻	被害総額		千円	119番通報件数		件
			水道		戸	災害の概況					
			電話		回線						
			電気		戸						
			ガス		戸						
			ブロック塀等		箇所	応急対策の状況	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）			
							自衛隊の災害派遣		その他		
		り災世帯数			世帯						
		り災者数			人						
		火災発生	建物		件						
			危険物		件						
			その他		件						

区分			被害
人的被害	死者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

9-a 市町村行政機能チェックリスト

市町村行政機能チェックリスト

〈送付先〉○○県○○課（FAX00-0000-0000 TEL00-0000-0000）
※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課（FAX03-5253-5592 TEL03-5253-5516）へ送付

市町村行政機能即報
（チェックリスト）

総務省受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

災害名＿＿＿＿＿＿＿＿（第　　報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村	
報告者職名氏名	職名　　氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 （派遣元　　）

1．トップマネジメントが機能しているか　はい□　いいえ□

①市町村長の安否は確認できたか　はい□　いいえ□
（市町村長不在の場合、代行者の職名氏名　　）

②災害対策本部会議を定期的に開催しているか　はい□　いいえ□

③災害応急対策業務等（例：避難所運営、物資供給）（以下「業務等」という）の役割分担を行い、責任者が明確になっているか　はい□　いいえ□

④広報・報道対応を円滑に行えているか（プレスリリースの定例化等）　はい□　いいえ□

⑤特記事項

2．業務実施体制（人的体制）は整っているか　はい□　いいえ□

①職員は業務等を担うために適切に参集しているか　はい□　いいえ□
（職員の参集状況約　　％　（業務等実施予定職員約＿＿名中約　＿名参集））

②職員（一般行政）の応援派遣要請は行ったか　はい□　いいえ□

③特記事項

3．業務実施環境（物的環境）は整っているか　はい□　いいえ□

①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような損壊が生じているか　はい□　いいえ□

②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか　はい□　いいえ□

③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか（停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など）　はい□　いいえ□

④特記事項

※第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く（原則として発災後 12 時間以内）、分かる範囲で記載し報告すること。

資料 65　伝達手段

伝達手段		内容
1	防災行政無線	■全国瞬時警報システム（Ｊアラート）と連動し、震度 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合（緊急地震速報）、震度 5 弱以上の地震が発生した場合に自動放送される。適宜情報発信の際も使用。
2	ホームページ	■市が収集した災害情報及び応急活動の実施状況、避難所の状況を随時掲載。また、他自治体やボランティアへの人的・物的な応援要請・受け入れに関する情報発信にも活用。
3	かしわメール配信サービス	■市が収集した災害情報及び応急活動の実施状況、避難所の開設状況を定期的に、繰り返し配信。 ■ホームページへの誘導的機能。
4	緊急速報メール	■避難情報を配信。
5	X・LINE	■市が収集した災害情報及び応急救急活動の実施状況、避難所の開設状況を定期的に、繰り返し配信。 ■ホームページへの誘導的機能。 ■市民からの書き込みによる、迅速な災害情報の収集。
6	防災アプリ	■避難所の開設状況等を「Yahoo!防災速報」のアプリから発信する。スマートフォン端末の位置情報を用いて、旅行者にも情報通知が可能。
7	広報車	■情報発信を必要とする地域を中心に給水情報や物資配給情報の巡回広報。
8	消防団	■消防団車両の巡回等により、避難情報を広報。
9	テレビ	■NHK、千葉テレビ、J:COM 等に柏市が収集した災害情報を提供。
10	ラジオ	■ベイエフエム等に柏市が収集した災害情報を提供。
11	臨時災害放送局	■本部長の決定にしたがい、関東総合通信局に連絡し開局。市庁舎以外（地元コミュニティ放送局）から災害関連情報を放送。
12	近隣センター掲示板	■上記 1 の内容をその都度掲示。その他、被災生活に係る緊急・重要情報をその都度掲示。
13	避難所掲示板	■上記 1 の内容をその都度掲示。その他、避難者に係る情報をその都度掲示。
14	町会掲示板	■地区災害対策本部を通じて緊急・重要情報を、初期には地域の拠点掲示板に掲載。最終的には市内約 1,650 カ所の掲示板へ掲載。
15	広報紙（臨時広報紙）	■通常の定期発行に変え災害時の臨時広報紙を発行。当初は、平常時のように全戸配布は困難なため、避難所、公共施設等への重点配布を行い、最終的には全戸への配布を目標。
16	Lアラート（災害情報共有システム）	■避難情報など各種災害関連情報を簡素化・一括化し、マルチメディア振興センターが運営する災害情報発信システムで、テレビやインターネットなどのさまざまなメディアを通じて配信。
17	ファックス	■聴覚障害者専用のファックスにより、停電時においても情報発信（字事前の登録者が対象）。
18	その他	■災害時の応援協定に基づき、協定先に各種災害関連情報の発信を要請。

資料 66　市による災害時広報の内容

地震発生直後から3日ぐらいまで

混乱防止　生存確認関連　生活支援関連

- ■ 災害情報及び被災状況に関すること
 - 余震　・倒壊建物　・火災
- ■ 注意喚起、避難情報の発令に関すること
 - 避難時の注意　・避難所開設　・福祉避難所受け入れ
- ■ 二次災害防止に関すること
 - 出火防止　・人命救助の協力
- ■ 市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること
 - 安否確認　・応急給水　・食料、生活用品配給
- ■ その他必要な事項
 - 医療機関の受け入れ　・公共交通機関　・ライフライン

3日目以降～生活再開時期

生活支援関連　被災者支援関連　応急・復旧対応

- ■ 避難者、避難所向け生活・住宅関連情報
- ■ 避難者及び在宅市民向け給水、食糧の供給に関する情報
- ■ 医療機関の受け入れ・開設された医療施設情報
- ■ 各種相談窓口情報
- ■ 通信、道路、交通機関等の復旧、運行状況
- ■ 業務を行っている行政サービス情報
- ■ 義援金、支援金、租税の特別措置、雇用情報、罹災証明・被災届出証明の発行
- ■ 安否不明者、遺体安置情報
- ■ 市外避難者向け情報　■その他必要な事項

資料 67　被害の認定基準

1　人的被害

被害項目	認定基準	備考
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	1. 当該災害による負傷者が、発災後 48 時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。 2 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 3 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。（原則として精神的なものを理由に行方が不明になった場合を除くが、判断は市町村が行う。）	
重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。	
軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者とする。	

「報道への公表区分」は、市町村が被害を認定し、マスコミへ発表できる状況になったら公表とする。

2 住家等被害

区分	被害項目	認定基準	備考
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	1.別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。
			2.倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。
			3.店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。
			4.「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に 1 棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各 1 棟として計上する。
			5.アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は 1 棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。
住家被害	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものをいう。	
住家被害	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものをいう。	

区分	被害項目	認定基準	備考
住家被害	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものをいう。	
住家被害	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものをいう。	
住家被害	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものをいう。	
住家被害	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損をいう。	屋根瓦の相当部分が落ちたような場合は、「一部損壊」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。
住家被害	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で 2 階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 (1) 1 階部分が床下浸水の場合、1 階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 (2) 1 階部分が床上浸水の場合、1 階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2 階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。
住家被害	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。	
		これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
		非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。	
非住家被害	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。
非住家被害	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。

資料 67 被害の認定基準

区分	被害項目	認定基準	備考
罹災世帯		1. 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。	寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
		2. 一部損壊及び床下浸水の場合は計上しない。	
罹災者		罹災世帯の構成員とする。	

資料 68　関係機関による災害時広報の内容

1　柏警察署

市、その他関係機関と協力して、次の事項に重点を置いて広報活動を実施する。

- ■ 災害の状況及びその見通し
- ■ 避難、救援活動に関すること
- ■ 治安状況及び犯罪の予防に関すること
- ■ 道路交通規制に関すること
- ■ その他の警察措置に関すること

2　NTT 東日本(株)

災害のため通信が途絶したとき、若しくは利用の制限を行ったときはトーキー装置による案内、広報車、窓口掲示等の方法によって、利用者に対して広報活動を実施する。

- ■ 通信途絶、利用制限の理由
- ■ 通信途絶、利用制限の内容
- ■ 災害復旧に対してとられている措置及び復旧見込時期
- ■ 通信利用者に協力を要請する事項
- ■ その他事項

3　東京電力パワーグリッド(株)

電気による災害を防止するため、利用者に対し、次の事項について十分な広報活動を実施する。

- ■ 電力施設の被害状況、復旧予定時間
- ■ 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合の通報
- ■ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等の使用禁止。
 また、使用する場合の絶縁検査
- ■ 屋外に避難するときの安全器又はブレーカーのスイッチオフ
- ■ 警戒宣言が発せられた時及び地震発生後のコンセントの引き抜き
- ■ その他事故防止のため留意すべき事項

4　京葉ガス(株)、京和ガス(株)

防災供給センターにおいて、製造所、供給所、整圧所等の被害状況を把握し、必要に応じ緊急遮断や減圧措置等の措置をとる計画であるが、ガスによる災害を防止し市民の不安解消を図るため、以下の表のとおり、サービス巡回車による広報、消防署、警察署、報道機関への協力要請等あらゆる手段をつくして広報活動を行う。

■ 地震発生時（供給を継続している場合）
・ガス栓を全部閉め、ガスメーターのそばにあるメーターガス栓を閉めること
・ガスのにおいがする場合、火気使用は厳禁であるとともに、換気扇の使用も、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること

■ 地震発生時（供給停止をした場合）
・ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているので、ガス栓、メーターガス栓を閉じ、京葉ガス又は京和ガスから連絡があるまで待つこと
・ガスの供給が再開される時には、必ず、安全が確認されるまで使用しないこと

■ ガス供給を再開する場合
・あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日はなるべく在宅すること
・点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと
・内管検査及び点火試験等の当日不在の場合は、必ず京葉ガスはお客様コールセンターに連絡すること
・ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め京葉ガスは漏れ専用電話に連絡すること

5 東日本旅客鉄道（株）、東武鉄道（株）、首都圏新都市鉄道（株）

被害線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し旅客等に周知・案内を行い、テレビラジオ等のマスコミを通じて、市民への情報提供に努める。

■ 駅における広報案内
・災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況、列車の不通線区や開通見込み等
・避難を行う場合は、社員が誘導を行い、避難場所に避難させる。

■ 乗務員の広報案内
・輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示

■ 帰宅困難者が発生した場合
・市災害対策本部及び柏駅周辺帰宅困難者対策ネットワークと連携し、一時滞在施設への案内等帰宅困難者の安全確保に努める。

資料 69　報道要請

市は、災害時における住民への情報伝達のため、次の要領により放送要請を行う。

区分	要請方法
通常時	ラジオ・テレビによる広報の協力要請は、原則として千葉県を通じて行う。
緊急時	災害により電気通信設備、優先電気通信設備又は無線通信設備による通信が不能又は著しく困難な場合は、災害対策基本法第 57 条に基づき、放送機関に対して直接放送を要請する。

報道要請の内容
通知、要請、伝達又は警告

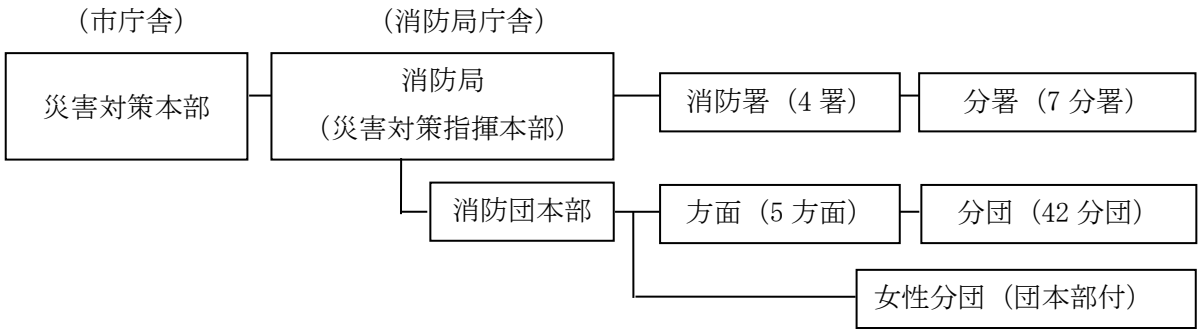
資料 70　消防初動活動体制

職員参集	■ 市域に震度 5 強以上の地震が発生した場合、消防職・団員は、地域防災計画に基づく、別に定める基準に基づき、非常配備体制をとる。
情報収集	■ 119 番通報、高所情報カメラ、無人航空機等、住民からの駆け付け通報、消防団員からの情報などを収集し、本部に報告する。 ■ 救護本部に医療機関からの情報収集及び連絡調整を確保するため職員を派遣する。
水利の確保	■ 地震による水道管の破損等によって、消火栓が使用不能となることが予想されるため、自然水利等活用できる水利を確保する。

資料 71　消防団の災害活動

出火の防止	■ 管内の市民に対し、出火防止の警戒を呼びかける。また、出火した場合は、住民と協力して、初期消火に全力をあげる。
情報収集	■ 地震発生初期における火災等の状況、道路障害の状況、特異救助事象等を団本部もしくは各消防署管内指揮本部に通報する。
消防隊との連携	■ 消防活動は、消防隊と連携し、人命の安全を最優先にした消火活動を地域住民組織や事業所と協力して行う。
救助救急	■ 要救助者の救出と負傷者に対する応急措置、地域住民・ボランティア組織等と連携して安全な場所へ搬送する。
避難誘導	■ 避難情報が発表された場合は、これを住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

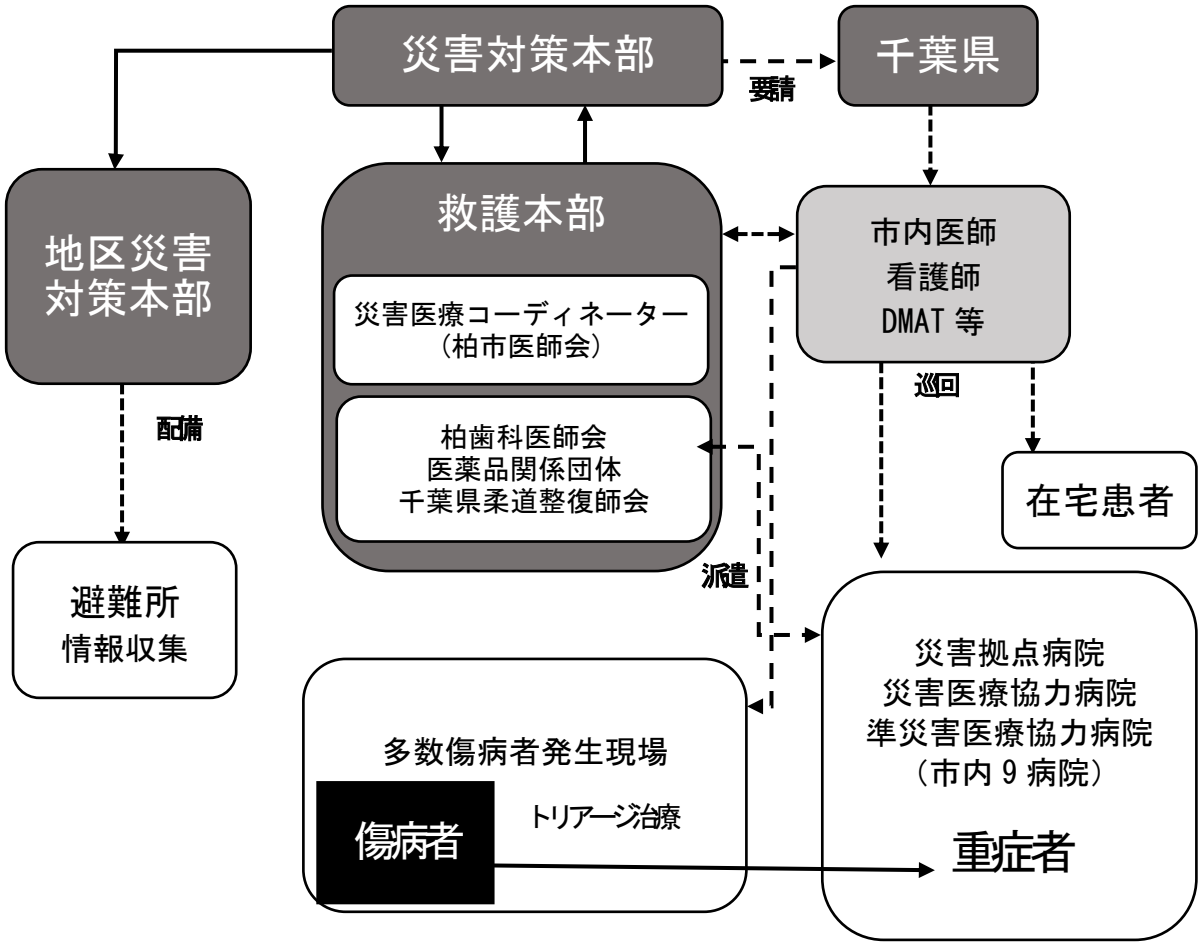
資料 72　柏市の消防体制



資料 73　交通規制道路

- ■ 県の指定する緊急輸送道路
- ■ 本市と近隣市を接続する幹線道路
- ■ 避難場所に接続し、応急対策活動上重要な道路
- ■ 病院等の主要公共施設又は防災関係機関を接続する道路
- ■ 上記道路の通行確保が困難である場合は、これに代わるべき道路

資料 74　初動医療救護体制



資料 75　医療提供方針

(1) 発災から概ね 72 時間以内

災害拠点病院 災害医療協力病院	■ 重傷者を救命するため、救急搬送患者は予め決められた病院（市内９箇所の災害拠点病院及び災害医療協力病院等）へ集約する。 ■ 市内の医師・看護師及び応援派遣したＤＭＡＴ等により、負傷者のトリアージ及び治療を行う。
産科施設 透析施設	■ 産婦人科分娩施設及び透析施設については、診療体制の確保・維持を図る。
在宅患者	■ 患者宅を巡回し、治療を行う。
災害現場	■ 市災害対策本部からの要請により、救護本部は多数傷病者発生現場に市内の医師・看護師、ＤＭＡＴ等の派遣を行い、負傷者のトリアージ及び治療を行う。

(2) 発災から概ね 72 時間以降

災害拠点病院 災害医療協力病院	■ 外科的治療を継続するとともに、DPAT と連携し、次第に増加する内科的・精神科的治療を強化する。
産科施設 透析施設	■ 産婦人科分娩施設及び透析施設については、診療体制の確保・維持を図る。
在宅患者	■ 患者宅を巡回し、治療を行う。 ■ 停電から復旧しない事態に備えて、避難情報が解除された後も福祉避難所を延長して開設する。
避難所	■ 市（健康医療部）と連携し、投薬が必要な慢性疾患患者や被災によるストレス障害、健康診断の実施等、内科的・精神科的ケアを実施する。

資料 76　災害発生後の時間経過と医療救護活動の変化

呼　　称	期　　間	保健・医療の主な状況
発 災 期	発災直後～数時間	医療機能の大幅低下、負傷者の集中的発生
超急性期	数時間～3日間	救護活動の開始、外傷系患者の集中
急 性 期	3日～1週間	慢性疾患患者の悪化、公衆衛生(心)ニーズの増加
移 行 期	1週間～1か月	地域医療の補完ニーズの増加
復 旧 期	1か月以降	平常医療体制への移行、地域医療機能復旧進行

□発災期・超急性期：救命医療ニーズの爆発的発生。災害対策本部・救護本部の設置。人命救助・救護活動。

□急性期：避難所環境の悪化による、慢性疾患患者の病状悪化や内因性疾患への対応。

□移行期：避難所等、被災生活の長期化にともなう、医療ニーズの多様化への対応。

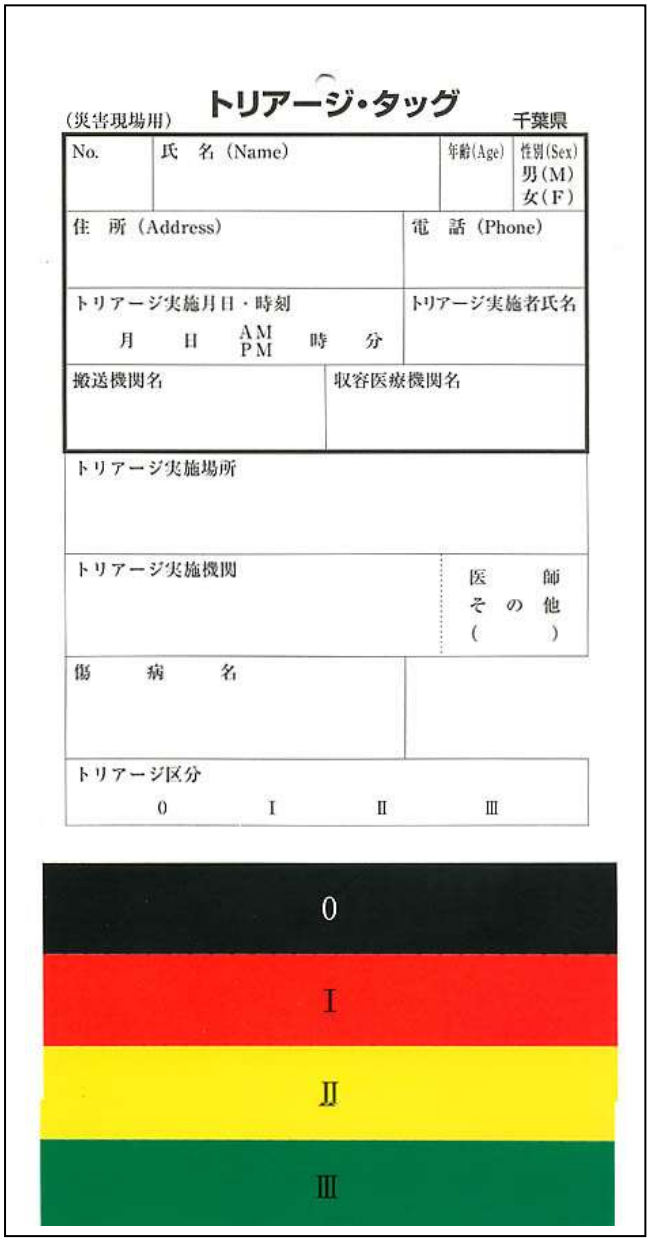
□復旧期：医療機能の回復。

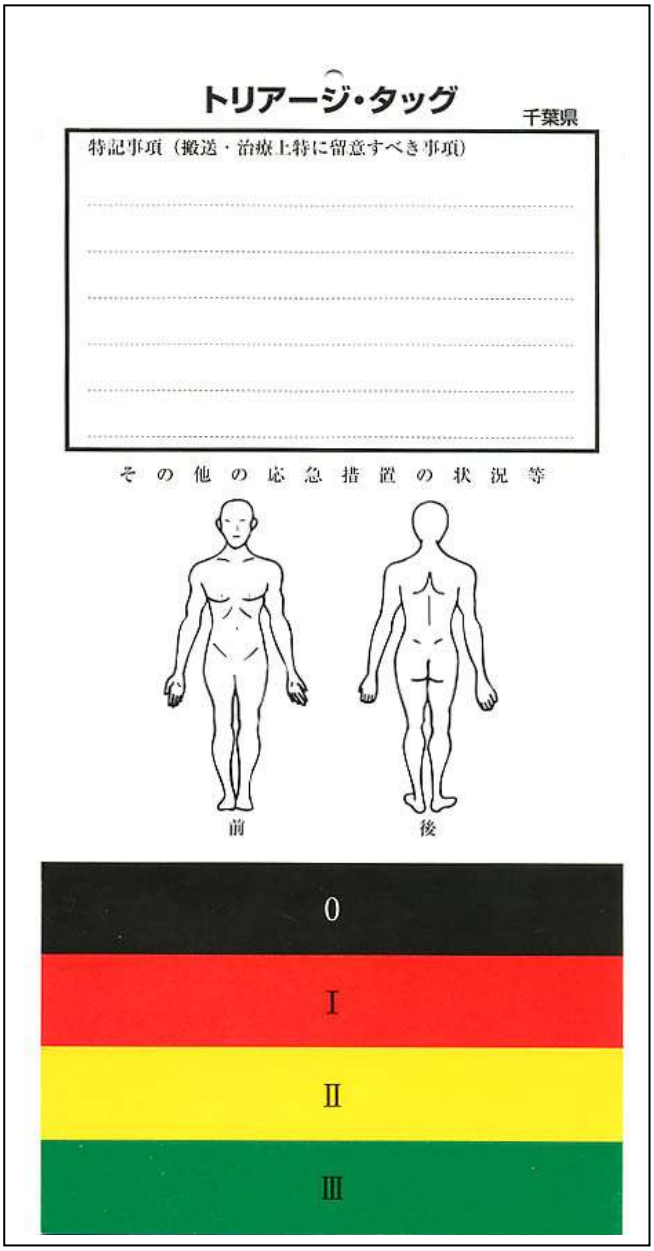
資料 77　救護本部の活動内容

医療活動方針の決定	集合医師数、受入可能患者数（科別）、透析必要患者を含む他院及び域外搬送必要患者数、必要薬剤・血液量、ライフライン状態を把握し、派遣・応援医師、看護師等の配置方針及び医薬品、医療材料等の配置方針を決定する。
医師・看護師への要請	市内の医師・看護師等に対し、災害拠点病院及び災害医療協力病院・救護現場への出動、トリアージ、治療の要請を行う。
DMAT 等の応援要請	災害状況により、医療活動に人的支援が必要と判断した場合は、ＤＭＡＴ、日本赤十字社、ＪＭＡＴに派遣要請を行う。
市災害対策本部への要請	水、燃料、電力などの供給を市災害対策本部へ要請する。
応援医師・看護師の要請	災害医療コーディネーターを配置し、被災地外からの応援医師・看護師の調整を行うとともに、毎日 1 回、情報伝達・情報共有のためのミーティング（市役所本庁舎 1 階）を実施する。
県災害医療本部への要請	医薬品及び医療材料等の供給について、千葉県災害医療本部に要請する。

資料 78　トリアージ・タッグ

図　トリアージ・タッグ





資料 79　災害拠点病院・災害医療協力病院

令和 9 年 3 月時点

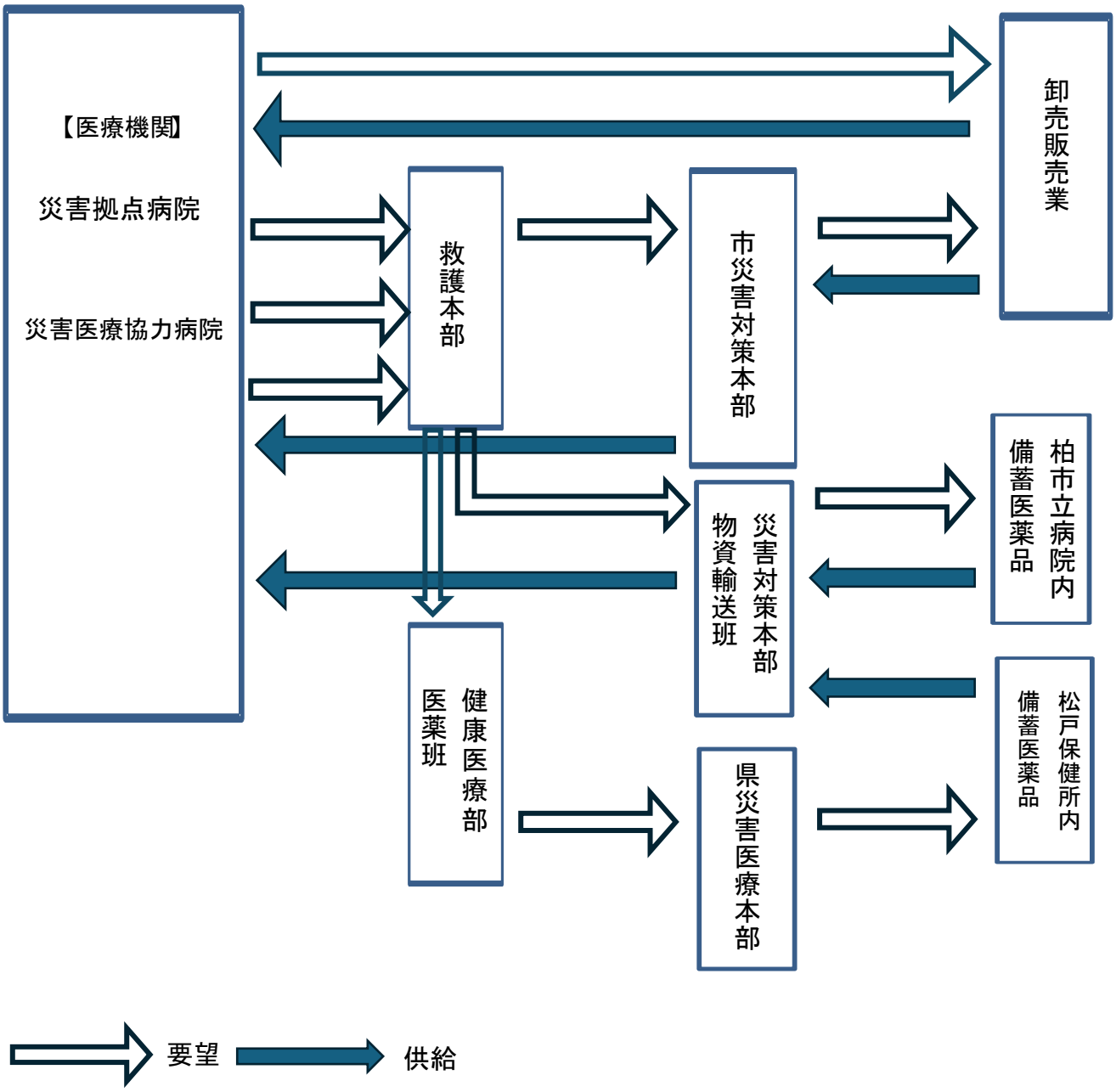
種別	名称	所在地	電話
災害拠点病院	東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏下 163-1	7164-1111
災害医療協力病院	おおたかの森病院	豊四季 113	7141-1117
	柏市立柏病院	布施 1-3	7134-2000
	柏厚生総合病院	篠籠田 617	7145-1111
	柏たなか病院	小青田 1-3-2	7131-2000
	辻仲病院柏の葉	若柴 178-2 柏の葉キャンパス 148 街区 6	7137-3737
	名戸ヶ谷病院	新柏 2-1-1	7167-8336
	聖光ヶ丘病院	光ケ丘団地 2-3	7171-2023
準災害医療協力病院	深町病院	柏 4-10-11	7164-0111

資料 80　医薬品・医療材料の供給

<table>
<tr><td>流通品の供給</td><td>卸売業者の営業所や倉庫からの供給は次の優先順位に従って行う。なお、卸売業者による搬送が困難な場合、速やかに災害対策本部に対し、搬送協力を要請する。
<table>
<tr><td>卸売業者からの直接供給</td><td>卸売業者は取引先の病院からの要請等に基づき、必要な医薬品・医療材料を直接供給する。</td></tr>
<tr><td>卸売業者からの間接供給</td><td>卸売業者による搬送が困難な場合、医療機関から救護本部に連絡が入り、救護本部が速やかに災害対策本部に対し、搬送協力を要請する。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td rowspan="2">備蓄医薬品の供給</td><td>医療機関から救護本部等に要請があり、流通品の調達・供給が困難、又は時間を要すると判断された場合は、柏市立柏病院に保管する備蓄医薬品の搬送方針を決定し、救護本部等は災害対策本部物資輸送班に医薬品の搬送を依頼する。災害対策本部物資輸送班は、方針に基づき医薬品を医療機関へ搬送する。
<table>
<tr><td>保管場所</td><td>柏市立柏病院（布施 1－3）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>救護本部から千葉県災害医療本部に要請

災害拠点病院等は、上記の供給の方法が困難又は時間を要すると判断された場合、救護本部へ医薬品・医療材料の供給を要請し、救護本部は健康医療部医薬班に連絡する。健康医療部医薬班は千葉県災害医療本部に千葉県災害用備蓄医薬品等を要請する。要請する手段については、千葉県の「医薬品等の確保と供給に関するマニュアル」を基に要請する。
要請した千葉県災害用備蓄医薬品等については、千葉県松戸保健所で受領し搬送する。搬送が困難な場合は、搬送の支援を健康医療部医薬班から千葉県災害医療本部に要請する。
<table>
<tr><td>保管場所</td><td>千葉県松戸保健所（松戸市小根本７―７）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

資料 81　災害時における医薬品等の確保体制



資料 82　救護活動

<table>
<tr><td>救護員の派遣</td><td>市（健康医療部）は、被災状況に応じて保健活動班（避難所係保健担当）を編成し、地区内の避難所状況を把握する。<table><tr><td>把握する情報</td><td>①要救護者・要助産者の把握
②避難者数、ライフライン稼働状況</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>避難所の巡回</td><td>救護員は、避難所を巡回し、住民と協力しながら、要救護者の手当てを行う。</td></tr>
<tr><td>重傷者の搬送</td><td>避難所での手当てが困難な場合や助産が必要な場合の搬送は、119 番通報または地域住民、関係機関やボランティアの協力を得ながら実施する。</td></tr>
<tr><td>応援職員等との連携</td><td>市域外から派遣されてくる保健師と協力・調整し、避難所及び地域での保健・衛生体制を早期に確立する。</td></tr>
</table>

資料 83　緊急応援要請

(1) 国

応急対策職員派遣制度	■ 応急対策職員派遣制度とは、総務省が構築した被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣する制度である。大規模災害（震度 6 弱以上の地震が観測された場合またはそれに相当する程度の災害を想定）が発生した場合、避難所運営や罹災証明書の交付等、迅速・的確な対応が求められる業務において、全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災住民の生活再建を支援することを目的としている。 ■ 被災市区町村へ総括支援チーム（「災害マネジメント総括支援員」及び「災害マネジメント支援員」で構成されるチーム）が派遣される場合、次の 3 つを想定している。 ● 被災市区町村から被災都道府県を通じて派遣要請があった場合 ● 被災都道府県が必要と判断した場合 ● 確保調整本部（総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会にて構成されており、関係省庁や被災都道府県、被災地域ブロック幹事都道府県等からの応援職員に関する情報の収集・共有や総括支援チーム派遣団体の調整・決定を行う）が得られた情報を基に必要と判断した場合

(2) 千葉県

自衛隊	■ 本部長から知事に要請する。なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。 ■ 必要に応じて、本部長は自衛隊に対して、県知事に対して派遣要請を要求した旨及び市域の災害の状況を通知する。 ■ 自衛隊の災害派遣の実施は、以下の 3 要件が基準となる。 ①公共性：公共の秩序を維持するため、人命または財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。 ②緊急性：差し迫った必要性があること。 ③非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。
緊急消防援助隊	■ 本部長は、応援要請を決定した場合、直ちに知事に要請する。なお、通信の途絶等により知事への連絡ができない場合には、直接消防庁長官に要請する。
DWAT（災害福祉支援チーム）	■ 本部長は、避難所等において要配慮者支援に係る人的応援が必要と判断した場合、知事に対して千葉県 DWAT 本部へ派遣要請を依頼する。

⑶ 医療提供者

ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）	■ 市災害対策本部は、医療活動に人的応援が必要と判断した場合、県災害医療本部（ＤＭＡＴ調整本部）に知事に対しての派遣要請を依頼する。 また、派遣要請の特例を利用する場合には、千葉県消防広域応援基本計画に基づき、広域応援統括消防機関である千葉市消防局に知事に対しての派遣要請を依頼する。
ＪＭＡＴ	■ 救護本部から千葉県医師会に要請する。
ＤＰＡＴ（災害派遣精神医療チーム）	■ 市災害対策本部は、必要に応じ、県災害医療本部内の DPAT 調整本部に対し、DPAT の派遣要請を依頼する。
日本赤十字社	■ 市(福祉部)から日本赤十字社千葉県支部を通じて要請する。

資料 84　自衛隊の災害派遣を要請できる範囲

表　自衛隊の災害派遣を要請できる範囲

（災害派遣時に実施する救援活動）

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。また、地方公共団体等から避難者等の駐屯地等への受入れを求められた場合、駐屯地司令等は、受入可能な範囲で避難者等を受け入れ、避難者等に対して、所要の支援を実施するものとする。なお、避難者等については、原則として地方公共団体等からの要請に基づき受け入れるものとし、避難者等を受け入れる場合、駐屯地司令等は、地方公共団体等と同職員の駐屯地等への配置、避難所等への早期移管等を調整する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

※引用元：「防衛省防災業務計画」

資料 85　自衛隊県内部隊連絡先

表　自衛隊県内部隊連絡先

区分	駐屯地等名称(基地)	郵便番号 所在地	電話番号	内線番号	当直内線番号	部隊名
陸上自衛隊	習志野	〒274-8577 船橋市薬円台 3-20-1	047-466-2141	218 236	302	第 1 空挺団本部
	下志津	〒264-8501 千葉市若葉区若松町 902	043-422-0221	313 314	302	高射学校企画室
	木更津	〒292-8510 木更津市吾妻地先	0438-23-3411	215	301	第 1 ヘリコプター団 本部
	松　戸	〒270-2288 松戸市五香六実 17	047-387-2171	203	302	後方支援学校需品科部 企画室
海上自衛隊	下　総	〒277-8686 柏市藤ヶ谷 1614-1	04-7191-2321	2213	2212	下総教育航空群司令部
	館　山	〒294-8501 館山市宮城無番地	0470-22-3191	213	222	第 21 航空群司令部
	木更津	〒292-0063 木更津市江川無番地	0438-23-2361	3110	7000	航空補給処計画部 企画課
航空自衛隊	木更津	〒292-0061 木更津市岩根 1-4-1	0438-41-1111	301	225	第 4 補給処木更津支処 総務課
	峯岡山	〒299-2508 南房総市丸山町 平塚乙 2-564	0470-46-3001	202	410	第 44 警戒隊総括班
	習志野	〒274-8577 船橋市薬園台 3-20-1	047-466-2141	405	417	第 1 高射群第 1 高射隊
	柏	〒277-0872 柏市十余二 175-4	04-7131-2896	―	―	システム管理群 中央通信隊送信所小隊
	千　葉	〒263-0021 千葉市稲毛区轟町 1-1-17	043-251-7151	―	―	千葉地方協力本部

（注）防衛省技術研究本部電子装備研究所飯岡支所

〒289-2702 旭市大字塙字三番割　電話番号 0479-57-3043

資料 86　千葉県緊急消防援助隊受援計画における活動拠点及び県救助部隊・消火部隊拠点

進出拠点	活動拠点 (野営可能所)	施　設　名　称	所　在
○	○	大堀川防災レクリエーション公園	篠籠田字初音
○	○	沼南体育館	藤ケ谷1908-1
	○	あけぼの山農業公園	布施 2005-2
	○	手賀の丘公園	片山 275
	○	富勢運動場	根戸 507
	○	塚崎運動場	塚崎 1454
	○	利根運動場	弁天下 4400

資料 87　自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

第　　号
年　　月　　日

千葉県知事　　様

市町村長　　印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年　　月　　日付け　　号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1　撤収日
　　時　　月　　日　　時　　分
2　撤収理由

3　その他必要事項

資料 88　避難情報について

1　避難情報の発令または解除の実施者

実施者	要 件	根拠法規	報告先
市　長	○災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、住民等の生命・身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第 60 条	東葛飾地域振興事務所
警察官	○市長が措置をとることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき ○住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるとき	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	警察署長
水防管理者（市　長）	○洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 29 条	警察署長
知事又はその命を受けた県職員	○市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき ○洪水及び地すべり等により著しく危険が切迫していると認められるとき	災害対策基本法第 60 条 水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	警察署長
自衛官	○災害により危険な事態が生じた場合で、警察がその場にいないとき	自衛隊法第 94 条	危機管理部長

2　避難情報の内容

①避難対象地区（町丁名、施設名等）

②理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等）

③避難先（安全な方向及び避難場所の名称）

④その他（避難行動時の最小限の携帯品、要配慮者の優先避難・介助の呼びかけ等）

資料 89　避難者カード

様式 3:受付で配るもの（避難者が記入する）

避　難　者　カ　ー　ド

個人情報につき取扱注意

避難者番号
※運営側で記入

入所日	年　月　日（　）	避難場所	□建物内 □車中泊（避難所敷地内） 車種： 色：　ナンバー： □持参テント □在宅避難
住所	〒　－		
町会・自治会名			
電話	（　）　－	自宅の被害状況	全壊 / 半壊 / 一部損壊 その他（　）
その他連絡先（親戚など）	〒　－ （　）　－		

	避難者氏名	年齢	性別	続柄	K-net登録の有無	けがや病気・障害・アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語など、特に配慮が必要なこと	運営に協力できること（特技・免許）
代表者	ふりがな	歳	□男 □女 □その他	本人	□有 □無		
ご家族等	ふりがな	歳	□男 □女 □その他		□有 □無		
	ふりがな	歳	□男 □女 □その他		□有 □無		
	ふりがな	歳	□男 □女 □その他		□有 □無		
	ふりがな	歳	□男 □女 □その他		□有 □無		

ペットの有無	有　・　無　　※「有」の場合はペット避難カードも記載してください。
安否確認のため問い合わせへの対応（氏名や住所）に同意しますか？	同意する　・　同意しない

【重要】退所する際は必ず事務局へ届け出してください	
退所年月日	
転出先	

資料 90　避難所日誌の書式

避　難　所　日　誌

避難所名

日　時	事　　柄	措置の概要	扱い者	備　考
12．1 13:00	支援物資（衣類、食料等）到着	○○室へ集約後、避難者へ配給	教頭	入所（男 2・女 3） 退所（男 1・女 1）
20:00 ～21:00	避難所運営委員会	ゴミ処理、ペットの扱いについて確認		
23:15	急病人発生（7 歳男児・喘息発作）	□□病院へ搬送	教務主任	

資料 91　避難所入所記録簿の書式

避　難　所　入　所　記　録　簿

避難所名

番号	氏　　名	代表者との続柄	性別	年齢	入所日	退所日	摘　　要
			男・女 その他		／	／	
			男・女 その他		／	／	
			男・女 その他		／	／	
			男・女 その他		／	／	
			男・女 その他		／	／	
			男・女 その他		／	／	
			男・女 その他		／	／	
			男・女 その他		／	／	
			男・女 その他		／	／	
			男・女 その他		／	／	
			男・女 その他		／	／	
			男・女 その他		／	／	
			男・女 その他		／	／	
			男・女 その他		／	／	
			男・女 その他		／	／	
			男・女 その他		／	／	
			男・女 その他		／	／	
			男・女 その他		／	／	

資料 92　輸送道路の確保をするための作業

国土交通省千葉国道事務所	● 道路上の障害物の状況を調査し、除去対策をたて、関係機関と協力の上所管する道路の障害物の除去等を実施する。
柏土木事務所	● 被害を受けた県指定路線（千葉県緊急輸送道路）について、緊急輸送道路 1 次路線から速やかに復旧し、交通確保に努める。 ● そのうち救助活動及び避難通路となる道路については特に重点的に復旧作業にあたる。
市（土木部）	● 緊急輸送道路の被害情報を確認し、必要箇所の確保を図る。 ● 応急修理が困難な場合は、柏警察署等と連携し、通行止め等の措置をとる。
柏警察署	● 交通の障害となっている倒木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともにこれに協力する。
道路管理者	● 車両等による道路の占有車等が発生している場合は、所有者等に移動命令をする。道路の占有車の所有者が不在の場合は、道路管理者自らが車両の移動を行う。

資料 93　緊急輸送（通行）車両確認証明書等

別記様式第3(第6条関係)

令和　　年　　月　　日

千葉県公安委員会　殿

緊急通行車両確認申出書

申出者　　住　所

氏　名

番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		□ ア 警報(地震予知情報)の発令、伝達、避難の勧告、指示 □ イ 消防、水防その他の応急措置 □ ウ 救難(救護)、救助その他保護 □ エ 児童・生徒の応急教育(教材運搬等) □ オ 施設、設備の応急復旧(整備・点検) □ カ 清掃、防疫その他公衆衛生等の措置 □ キ 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 □ ク 緊急輸送確保のための措置 ［□ 1 緊急輸送(　　人) 2 飲料水・食料　　3 建築資材等 4 衣料・寝具　　5 日用雑貨品 6 医療品　　7 その他(　　)］ □ ケ その他災害発生の防禦、拡大防止等 (具体的内容:　　) 該当項目の□に「○」を記入、「ク 緊急輸送」の場合、□に数字を記入
活動地域		
車両の使用者	住　所	
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住　所	
	氏名又は名称	
備　考		・□ 1災害対策基本法　2原子力災害対策基本法　3国民保護法 ・□ 1指定行政機関　2指定公共機関　3指定地方行政機関　4指定地方公共機関　5地方公共団体 指定機関名:　千葉県 ・□ 1協定・委託(委託等の場合は「1」を記入　委託等ではない場合は「0」を記入) ・□ 1事前の申出　2規制実施後の申出 該当項目の□に数字を記入、「指定機関名」具体的機関名を記入

備考　用紙は、日本産業規格A4とする。

様式第４（第６条関係）

第　　号

緊急通行車両確認証明書

年　月　日

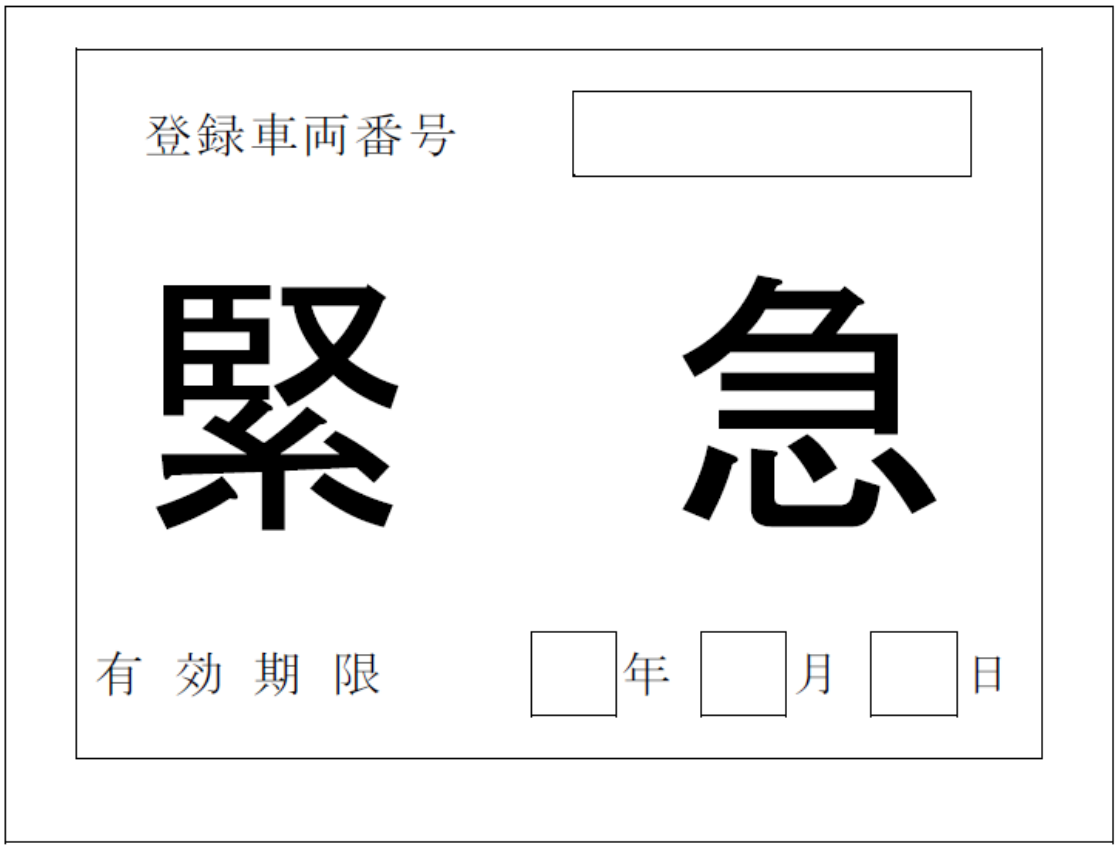
千葉県知事　　印

自動車登録番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）		1　警報（地震予知情報）の発令及び伝達、避難の勧告、指示 2　消防、水防その他の応急措置 3　救難（救護）、救助その他保護 4　児童・生徒の応急教育 5　施設、設備の応急の復旧（整備・点検） 6　清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7　犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8　緊急輸送確保のための措置 9　その他災害発生の防禦、拡大防止等（備考欄に記載） 9　緊急輸送（　　人） ※　品名　1．飲料水・食糧　2．建築資材等　3．衣料・寝具 4．日用雑貨品　5．医薬品　6．その他（　）
使用者	住所	
	氏名	（　）局　番
通行日時		月　日　：　～　月　日　：　の間
通行経路	出発地	目的地
備考		

注：１　車両の用途欄は、主な用途の番号を１つだけ○で囲んでください。

２　緊急輸送の場合は、輸送人員を（　）に記入し、主な品名の番号を１つだけ○で囲んでください。

第４号様式



資料 94　緊急輸送関係の様式

車 両 、 舟 艇 、 航 空 機 調 達 請 求 書

総　務　部	
部　　長	資産管理課長

部	
部　　長	課　　長

令和　　年　　月　　日

請 求 者 所 属 職 氏 名 印	
使　　用　　日　　時	自　　時　　分 月　　日 至　　時　　分
使　　用　　目　　的	応急対策用 待　機　用
引　　渡　　場　　所	
車(舟､航空機)種及び数量	
摘　　要	

（注）目的が終了したときは、請求書は総務部へ直ちに終了時間等について連絡すること。

資料 94　緊急輸送関係の様式様式

輸送記録簿

車種　No.	年 月 日	時　間	経　路	輸 送 物	内容説明	責任者名

燃料及び消耗品受払簿

品名	単位 呼称	

年月日	摘　要	受　払	残	備　考
	計			

注1　救助事務と本部事務と区分し、使用車両分をまとめて作成する。

2　摘要欄は購入先又は受け入れ先及び払い出し先(車両)を記入する車両名は、輸送記録簿に

準ずる。

3　備考欄は、購入金額及びその内訳を記入する。

4　品名ごとに作成する。

資料 94　緊急輸送関係の様式様式

修繕費支払簿

年 月 日	目 的	故障場所	故 障 車 両		故障の 概 要	修 繕 年月日	修繕料	備　考
			番号	所有者				

注1　救助事務と本部事務と区分して作成する。

2　目的欄は、輸送記録簿に準ずる。

3　故障の概要は、故障の経過、原因及び故障箇所を記入する。

資料 95　物品の受け払い簿の書式

物　品　の　受　け　払　い　簿　　No.　／

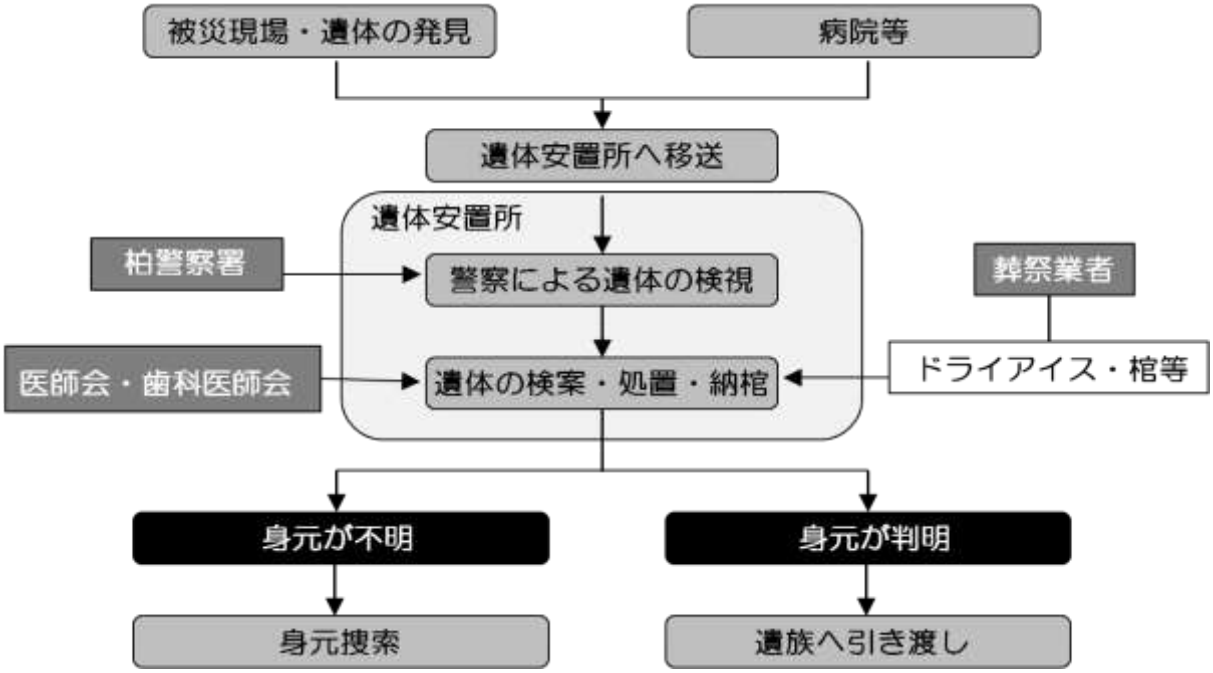
避難所名		担当職員名	

品　　名		単位呼称	

受取日	摘　要　欄	受入数	払出数	現在残	扱者	備　　考　　欄

※　1　品目ごとに作成する
　　2　摘要欄には、購入先及び払出先等を記入する
　　3　備考欄には、購入金額及びその内訳を記入する

資料 96　遺体収容から引き渡しまでの流れ



資料 97　安否不明者の氏名情報等の公表

公表基準	安否不明者の氏名情報等は、原則公表する。ただし、次のいずれかに該当する場合は公表しない。 (ｱ) 当該安否不明者の氏名情報等を公表しても、救出・救助活動に資することがないと判断される場合 (ｲ) 当該安否不明者が DV 等支援措置対象者であるか、又は、不明の場合 (ｳ) その他、氏名情報等を公表しない相当な理由がある場合
公表範囲	氏名、住所（大字まで)、性別、年齢及び被災状況

資料 98　安否不明・遺体対応の手続きフロー

捜索依頼・届出受付	○福祉部は、市役所に「安否不明者相談所」を開設し、届出受付の窓口とする。 ○届出を受けた時は、安否不明者の「住所」、「氏名」、「年齢」、「性別」、「身長」、「着衣その他の特徴」について、可能な限り詳細に聴き取り、記録する。 ○「届出」については、まず避難所収容者名簿により確認する。 ○その他災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況、安否情報等により、既に死亡していると推定される者の名簿（要捜索者リスト）を作成する。

↓

捜索活動実施	○捜索活動中に死体を発見した時は、本部及び柏警察署に連絡する。 ○発見した死体は、現地の一定の場所に集め、所要の警戒員を配置し監視を行う。

↓

死体検案	○死体の検案は、柏市医師会、柏歯科医師会等に要請して実施する。 ○死体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。 ○身元不明者については、死体及び所持品等を証拠写真に撮り、あわせて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。 ○検案を終えた死体は、関係各部、各機関の協力を得て、本部長が指定する死体収容所（安置所）へ輸送する。

↓

死体の収容・安置	○死体収容所(安置所)をウイングホール柏斎場に開設する。 ただし、多くの死者が出た場合には死体の検案等との引き継ぎを迅速に行うため、中央体育館等を死体収容所(安置所)とし、必要な広報及び連絡を行う。 なお、十分な施設の広さが確保できない場合は、天幕等を設置して代用する。 ○市内葬儀業者に協力を要請し、納棺用品、仮葬祭用品等必要な機材を確保する。 ○死体の検案書を引き継ぎ、死体処理台帳を作成する。 ○棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。 ○死体処理台帳に基づき、死体埋火葬許可証の発行を求める。 ○遺族その他から死体引き取りの申し出があった時は、死体処理台帳により整理の上、引き渡す。

↓

死体の火・埋葬	○引き取り手のない死体については、市で応急措置として火葬又は埋葬を行う。 ○火葬又は埋葬に付する場合は、火葬・埋葬台帳により処理する。 ○遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管所に一時保管する。 ○家族その他関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望のある時は、遺骨及び遺留品処理票により整理の上引き渡す。 ○死体が多数のため、火葬場で処理できない時は、市内寺院その他適当な場所に仮埋葬する。 ○仮埋葬した死体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂へ改葬する。

資料 99　安否不明者の捜索受付から火・埋葬までの各様式

様式 1　安否不明者等受付簿

種　別	1　安否不明者　2　身元不明の死体　3　死体引受人のない死体　4　その他						受付番号
氏　名		性別		年齢	歳位	受付者氏名	
本　籍						届出人 （氏名）	
現住所						（住所）	
死体の置場						（電話）	
識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）							

種　別	1　安否不明者　2　身元不明の死体　3　死体引受人のない死体　4　その他						受付番号
氏　名		性別		年齢	歳位	受付者氏名	
本　籍						届出人 （氏名）	
現住所						（住所）	
死体の置場						（電話）	
識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）							

様式２　避難者カード

様式 3:受付で配るもの（避難者が記入する）

避　難　者　カ　ー　ド

個人情報につき取扱注意

避難者番号
※運営側で記入

入所日	年　月　日（　）	避難場所	□建物内 □車中泊（避難所敷地内） 車種： 色：　ナンバー： □持参テント □在宅避難
住所	〒　－		
町会・自治会名			
電話	（　）　－	自宅の被害状況	全壊 / 半壊 / 一部損壊 その他（　）
その他連絡先（親戚など）	〒　－ （　）　－		

	避難者氏名	年齢	性別	続柄	K-net登録の有無	けがや病気・障害・アレルギーの有無、妊娠中、使用できる言語など、特に配慮が必要なこと	運営に協力できること（特技・免許）
代表者	ふりがな	歳	□男 □女 □その他	本人	□有 □無		
ご家族等	ふりがな	歳	□男 □女 □その他		□有 □無		
	ふりがな	歳	□男 □女 □その他		□有 □無		
	ふりがな	歳	□男 □女 □その他		□有 □無		
	ふりがな	歳	□男 □女 □その他		□有 □無		

ペットの有無	有　・　無　　※「有」の場合はペット避難カードも記載してください。
安否確認のため問い合わせへの対応（氏名や住所）に同意しますか？	同意する　・　同意しない

【重要】退所する際は必ず事務局へ届け出してください	
退所年月日	
転出先	

様式３　要捜索者リスト

受付番号	安否不明者住所	安否不明者氏名	年齢	性別	着衣	申出者氏名	備考

様式４　死体の捜索状況記録簿

市町村名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年月日	捜索人員	捜索用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上費又は購入費			修繕費			燃料費		
			数量	所有者(管理者)氏名	金額	修理月日	修繕費	修繕の概要			
計											

（注）1　他市町村に及んだ場合には、備考欄に市町村名を記入すること。
2　借上費については有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、借上費「金額」欄に記入すること。
3　「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

様式５　死体調書

						番号		
捜索収容者		代表者 捜索収容班　第　班　所属 氏　名						
死体の種別		1　身元不明の死体　2　死体引受人のない死体　3　その他						
死体発見日時		年　月　日　時　分						
死体発見場所								
死体の身元	本籍							
	現住所							
	氏名		身元不明者の符号		性別	男・女	年齢	歳位
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）							
遺族その他の関係者	現住所	（電話）						
	氏名	（死者との続柄）						
	死体の引受け	可　・　不可　（引渡し　年　月　日）						
	遺骨の引取り	可　・　不可　（引渡し　年　月　日）						
見分日時（検視）		見分者（検視） 月　日　時　分						
検案日時		月　日　時　分　（検案医師　　）						
火葬許可証交付日		年　月　日		（死体発見現場の概略図）				
火葬日		年　月　日						
（所持品の処理）								
（備考）								

※　写真は裏面にはりつけてください。

様式６　死体処理台帳

市町村名

処理年月日	死体発見の日時及び場所	死亡者氏名	遺族		洗浄等の処理			死体の一時保存	検案料	実支出額	備考
			氏名	死亡者との関係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

様式７　氏名札

柏　　市　　災　　害　　死　　体

第　　号

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式８　埋葬台帳

様式８　埋葬台帳

市町村名：柏市　No.　／

整理番号	死亡年月日	埋葬年月日	死亡者 氏名	死亡者 性別年齢	遺族住所・氏名	埋葬を行った者 死亡者との関係	埋葬を行った者 住所・氏名	場所 納骨場所	埋葬費 棺（付属品を含む。）	埋葬費 埋葬又は火葬料	埋葬費 骨箱	埋葬費 計	備考
	年 月 日	年 月 日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給等) 円	
	年 月 日	年 月 日							円 (現物給与) 有・無	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 有・無	円 (支給等) 円	
	小計 合計		人						円 (現物給与) 件	円 (支給額) 円	円 (現物給与) 件	円 (支給等) 円	

（注）１　「埋葬費」欄には、現物給与の有無、埋葬又は火葬費の支給額等も各々記入すること。

２　「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと

様式９　死体送付票

送　付　番　号

災　害　死　体　送　付　票

柏　市　災　害　死　体　第　号

（氏　名　　）　を　送　付　す　る

年　月　日　柏　市　長

（　火　葬　場　）　宛

様式１０　遺骨及び遺留品処理票

遺留品処理番号		
遺留品		
引取人	氏名	
	住所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	年　月　日
死亡	死体番号	第　号
	氏名	
	住所	
備考		
遺留品保管所		

資料100　火葬場の所在地

火　　葬　　場							
名　　称	所在地	電　話	火葬炉数	燃料	処理時間	緊急時最大火葬件数	
						期間	件数
ウイングホール 柏斎場	柏市布施 281-1	04- 7131-6649	12基	都市 ガス	1体 約2時間	2～3日間	36件／日
						10日　間	20件／日

資料 101　河川施設管理体制

市土木部	■ 管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については直ちに県に報告するとともに、必要な措置を実施するものとする。 ■ 移設の応急復旧については、大規模なものを除き県の指導のもとにこれを実施する。 ■ 低地帯等が河川、内排水路の洪水、越水等により浸水被害が発生したときは、市内建設業者のポンプ、労力を雇用して応急排水を実施する。
柏土木事務所	■ 堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき又はそのおそれのあるときは、関係機関と協議して施設の応急措置を行う。 ■ 市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか応急復旧に関して総合的判断のもとに実施する。なお、大規模なものについては直接実施する。
国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所 利根川下流河川事務所及び江戸川河川事務所	■ 地震が発生した場合、直ちに堤防、護岸、排水施設等の国土交通省管理の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 ■ 橋りょう、排水施設等の許可工作物についても概略的な被災状況の把握を速やかに行う。 ■ 破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、特に浸水による被害の拡大防止に重点を置き速やかに施設の復旧に努めるとともに、県及び市等の行う許可工作物等の応急対策に関し、要請があれば技術的指導及び助言を行う。

資料 102　応急仮設住宅建設候補地一覧

候補地番号	候補地の名称	所在地	土地所有者	仮設住宅建設可能区域面積（㎡）	建設可能戸数（戸）
1	新十余二第一公園多目的広場	新十余二 4 番地 1	市	10,500	100
2	逆井運動場	逆井 145 番	市	14,800	150
3	宮田島運動場	逆井 335 番地 2	市	8,700	87
4	野馬公園	しいの木台四丁目 42	市	1,936	16
計	4 箇所			35,936	353

資料 103　ごみ処理施設の現況・仮置き場の選定

表　ごみ処理施設の現況

設置場所	施設名 設置者	処理能力	施設内容
船戸山高野538番地	北部クリーンセンター	300t/日	焼却施設
	柏市	50t/5時間	破砕(粗大)施設
南増尾56番地2	南部クリーンセンター	250t/日	焼却施設
	柏市		
布施72番地1地先	柏市最終処分場	165,680㎥(※)	最終処分場 (埋立終了)
	柏市		
布施54番地先	布施最終処分場	279,000㎥(※)	最終処分場 (埋立終了)
	柏市		
若白毛757番地	旧沼南町一般廃棄物最終処分場	142,452㎥(※)	最終処分場 (埋立終了)
	柏市		
若白毛757番地	柏市第二最終処分場	31,500㎥(※)	最終処分場 (休止)
	柏市		
十余二348番地202	柏市リサイクルプラザ	176t/5時間	資源品選別加工
	柏市		
新十余二7番地8	柏プラネット	32t/日	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ圧縮保管
	柏市廃棄物処理業協業組合		
藤ケ谷1582番地	クリーンセンターしらさぎ	256.5t/24時間	焼却施設
	柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合		

※最終処分場の処理能力は、処分場の全体容量であり、残余容量ではありません。

表　仮置き場の選定

調査	南部・北部クリーンセンター、クリーンセンターしらさぎ、最終処分場の敷地内のほか、使用可能な道路状況等を踏まえ、市有地等の調査を行う。道路障害物の仮置場については廃棄物の仮置きが可能な市有地等の調査を行う。
選定	市有地を優先し、廃棄物仮置場の候補を選定し、候補地の地域住民との調整を経て仮置場を決定する。

資料 104　仮設トイレの設置

市（環境部、経済産業部）は、トイレ不足の解消を図るため、仮設トイレの設置対応を行う。

市防災備蓄品	仮設トイレ、簡易トイレ、非常用トイレ袋を指定避難所等に運搬する。
流通在庫（仮設トイレ）の確保	市との協定に基づき、協定先業者に在庫の確保と供給支援を要請する。また、仮設トイレレンタル業者に供給支援を要請する。

【仮設トイレ設置の優先順位】

① 避難所・避難場所　② 高層集合住宅地　③ 住宅密集地

資料 105　収集・処理の応援要請

協定締結業者	収集車両が不足する場合は浄化槽対策協議会に応援要請を行う。
他自治体	上下水道の被害状況に応じて、自治体間で締結している相互応援協定基づき、収集車両、便袋等の支援要請を行うとともに、し尿処理施設の被害状況に応じて、自治体間で締結している相互応援協定に基づき、し尿の受け入れ要請を行う。
民間事業者	上下水道の被害状況に応じて、県が一般社団法人千葉県環境センター保全センターと締結している「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて応援要請を行う。

資料 106　応急教育の実施

【災害発生直後の体制】

- ■　安否確認と応急措置
- ■　保護者への引渡し
- ■　保護者へ引渡しができない児童の保護・保育を行う（保護者との連絡調整）
- ■　避難情報の収集と避難所運営の協力

【施設の応急復旧】

被害が軽微な場合	■　応急措置を講じ、教育を再開する
学校の校舎の一部が被害	■　残存の安全な教室で再開する（臨時体制）
学校の校舎の全部が被害	■　一時的に施設を閉鎖。応急措置後の学校の校舎、公共施設（公民館・近隣センター等）を使用して再開する。応急仮設校舎の建設を検討する。

【応急教育のおもな内容】

- ■ 心の安定に配慮した授業内容
- ■ 教具、資料を要するものはなるべく使用しない授業内容
- ■ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導
- ■ 住宅・入浴・トイレ等の衛生指導

【学用品の調達及び支給】

- ■ 支給の対象者
- ■ ・災害によって住家に被害を受け、学用品を喪失又は損傷し就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒（私立学校の児童生徒は各学校へ申請）
- ■ 支給の品目
- ・教科書、教材、文房具、通学用品等
- ■ 学用品給与の費用限度
- ・被害の実情に応じて、災害救助法の定める範囲内

資料 107　災害救助法の適用基準

指　標　と　な　る　被　害　項　目	適用の基準	該当号
柏市内の住家が滅失（罹災）した世帯の数	150 以上	第 1 号
千葉県内の住家が滅失（罹災）した世帯の数	2，500 以上	第 2 号
そのうち柏市内の住家が滅失（罹災）した世帯の数	75 以上	
千葉県内の住家が滅失（罹災）した世帯の数	12，000 以上	第 3 号
そのうち柏市内の住家が滅失（罹災）した世帯の数	多数※1	
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	多数※2	第 4 号

（※1、※2 の場合には、知事が内閣総理大臣と協議する。）

※「災害が発生するおそれがある段階」においては、国が災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市の区域単位で行う。

資料 108　災害救助法による救助の程度、方法及び期間

令和6年6月

救助の種類	対　　象	費 用 の 限 度 額	期　間	備　　考
避難所の設置（法第４条第１項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当り　350円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上 3　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@11,000 円程度（食費込・税込）／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置（法第４条第２項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。		法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第２条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2避難に当たっての輸送費は別途計上

資料 108　災害救助法による救助の程度、方法及び期間

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費 用 の 限 度 額</th><th>期　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">応急仮設住宅の供与</td><td rowspan="2">住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td><td>○　建設型仮設住宅
1　規模
応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定
2　基本額
1戸当たり
7,028,000円以内
3　建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費</td><td>災害発生の日から20日以内に着工</td><td>1　費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、7,028,000円以内であればよい。
2　福祉仮設住宅を設置できる。
3　供与期間は2年以内</td></tr>
<tr><td>○　賃貸型応急住宅
1　規模
建設型仮設住宅に準じる。
2　基本額
地域の実情に応じた額</td><td>災害発生の日から速やかに借り上げ、提供</td><td>1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なもの。
2　供与期間は、2年以内</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>1　避難所に収容された者
2　住家に被害を受け、若しくは災害により炊事のできない者</td><td>1人1日当たり1,390円以内</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における実費</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td colspan="4"><table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上一人増すごとに加算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>19,600</td><td>25,100</td><td>32,400</td><td>41,900</td><td>56,300</td><td>8,100</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>32,500</td><td>42,000</td><td>58,300</td><td>68,200</td><td>86,000</td><td>15,700</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上
浸水</td><td>夏</td><td>6,400</td><td>8,600</td><td>12,800</td><td>19,800</td><td>28,600</td><td>2,700</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>10,300</td><td>13,500</td><td>19,200</td><td>22,700</td><td>28,700</td><td>3,800</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>医　　療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td>1　救護班　使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
2　病院又は診療所　国民健康保険診療報酬の額以内
3　施術者　協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
</table>

資料 108　災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対　　象	費 用 の 限 度 額	期　間	備　　考
助　　産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う 2　輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり　51,500 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
被災した住宅の応急修理	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分 1 世帯当たり ①　大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 717,000 円以内 ②　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000 円以内	災害発生の日から 3 ヵ月以内（災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	○　教科書 ○　教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材 ○　正規の授業で使用している教材実費○　文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童　5,800 円 中学校生徒　6,100 円 高等学校等生徒 6,600 円	災害発生の日から （教科書） 1 か月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 223,800 円以内 小人（12 歳未満） 179,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1　輸送費、人件費は、別途計上 2　災害発生後 3 日を経過し

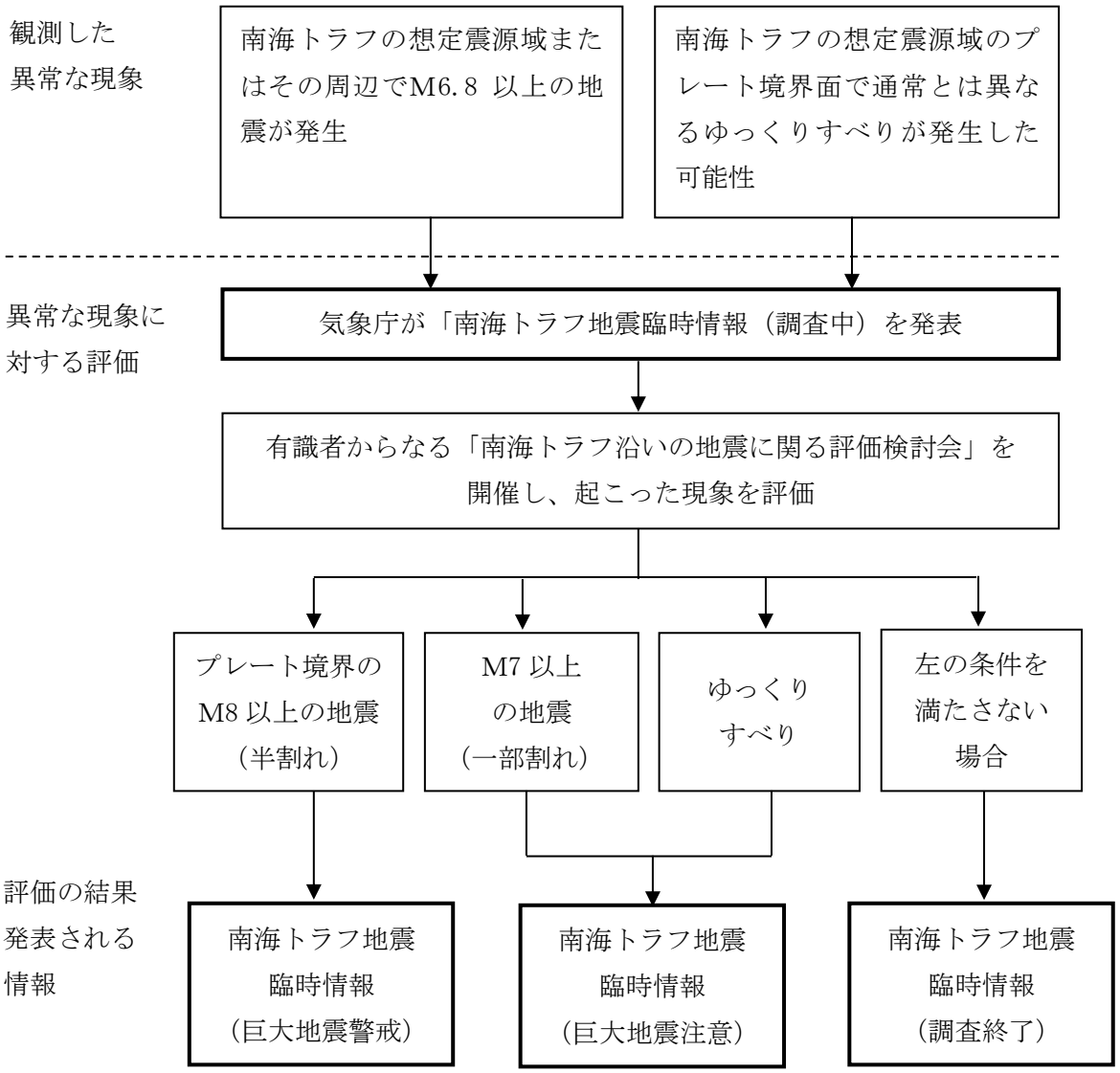
救助の種類	対　　象	費 用 の 限 度 額	期　間	備　　考
	推定される者			たものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等)1体当たり 3,500 円以内 (一時保存)○既存建物借上費　通常の実費 ○既存建物以外　1体当たり 5,500 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 141,300 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第1項)	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の総括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需要費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む

資料108　災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対　　象	費 用 の 限 度 額	期　間	備　　考
		の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。		

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料 109　南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ・発表後の対応期間



南海トラフ地震臨時情報が発表された後の対応期間

発表情報	警戒、注意をする期間
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	発表から 1 週間（注意）
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	発表から 2 週間 （警戒 1 週間＋注意 1 週間）

※柏市は「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定外地域

震災編

第２章　復旧・復興計画

資料 11O 罹災証明・被災届出証明の発行

調査体制	■ 被害を受けた住家等の被害調査（認定調査）を行うため、市（財政部）は調査班を編成し、調査方針などを検討し、調査体制を整える。
被害調査	■ 被害認定基準 ・内閣府住家被害認定基準に準じる。 ■ 応援職員の確保・研修 ・人員が不足する場合、他自治体や千葉県家屋調査士会等の協力を得るとともに、調査研修を行い公正性を確保する。 ■ 建物被害一次調査（外観調査） ・災害対策本部等の情報を基に一次調査（外観調査）を実施する。
発行受付	■ 市役所に申請窓口を設置する。
罹災台帳	■ 被害調査結果を集約し、罹災台帳を整備する。
罹災証明書･被災届出証明書	■ 罹災証明書は、罹災者の申請により、罹災台帳を確認の上発行する。原則として被害調査を行っていない場合は、調査を行った上で後日発行する。ただし、状況に応じて罹災者が持参した資料（写真や工事の見積書等）で被害が確認できる場合は、調査を省略するものとする。 ■ 被災届出証明書は、罹災証明書の発行対象外の被害に対して、被災者が被災した内容を届け出たことを証明する。
広報活動	■ 被災建物の応急危険度判定と被害調査の違いを繰り返し広報する。

資料 111　住家被害程度の認定基準

表　災害に係る住家の被害認定基準

被害の程度	認定の基準
住家全壊（全焼・全流出）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、 すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
一部損壊	準半壊に至らない程度の住家の破損をいう。

＜浸水被害における被害判定の留意点＞	
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により、一時的に居住することができないものをいう。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものをいう。
外観による判定	住家の外観から判定し、一見して住家全部が倒壊している場合、一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合、一見して住家全部が流失している場合、又は基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が流出、陥没等している場合等は、住家の損害割合を 50%以上とし、「全壊」と判定する。

浸水深による判定（【木造・プレハブ】戸建ての 1～2 階建ての住家のみ）	第一次調査において、浸水深が ● 床上 1.8m 以上のときは、住家の損害割合を 40%以上 50%未満とし「大規模半壊」 ● 床上 1m以上 1.8m未満のときは、住家の損害割合を 30%以上 40%未満とし「中規模半壊」 ● 床上 0.1m以上 1m未満のときは、住家の損害割合を 20%以上 30%未満とし「半壊」 ● 床上 0.1m未満のときは、住家の損害割合を 10%以上 20%未満とし「準半壊」 ● 床上まで達していないときは、住家の損害割合を 10%未満とし、「準半壊に至らない（一部損壊)」と判定する。 ※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、枠組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

（引用元：内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」）

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

資料 112　家屋被害調査票



家　屋　被　害　調　査　票

エクセル番号

・被災当時，被害を受けた建物に居住者がいたか　□はい　□いいえ
・証明を受けるかた(罹災者)本人が居住していたか　□はい　□いいえ
・証明を受けるかた(罹災者)は個人(法人ではない)か　□はい　□いいえ
・建物そのもの(住家部分)に被害があるか　□はい　□いいえ
・<住家兼店舗の場合>住家部分の建物そのものに被害があるか　□はい　□いいえ

一つでも「いいえ」があれば罹災証明書の発行対象外。被災届出証明書をご案内。

上記すべてが「はい」の場合は以下に進む

被災住家住所　〒　-　柏市　(連絡先)　(　)
罹災者氏名　(フリガナ)
送付先住所　□被災住家住所と同じ（その他の場合は記入）　〒　-　(連絡先)　(　)
送付先氏名　□罹災者氏名と同じ(その他の場合は記入)　※同居の親族以外の申請は委任状が必要
罹災原因　台風１５号(R1.9.9)・台風１９号(R1.10.12)・１０月２５日大雨(R1)・東日本大震災(H23.3.11)・（その他の場合は記入）

被害状況　□被害あり　□被害なし　□不　在　→「家屋被害調査のお願い」を投函「家屋被害調査票」の作成なし

家屋形態　□専用住家　□併用住家（住家兼店舗等）

破損　□全壊　□半壊　□大規模半壊　□準半壊　□中規模半壊　□一部損壊　（破損箇所：　）
浸水　□床上浸水(床から　cm)　□地下室※浸水(床面から　cm)　※地下に居室がある場合　又は　□床下浸水(地面から　cm)

要望　・床下消毒の要望□有□無　・汲取り要望　□有□無　・廃棄物要望　□有□無　詳細
人的　□被害無し　□死者　人　□入院(　日)　□負傷者　人　□入院(　日)
避難先　・住所　・氏名(名称)　・連絡先　(　)
要望・特記事項等

※聴取した人に，記載内容を確認の上，署名・続柄の記入をお願いする。

確認者　(フリガナ)　罹災者との続柄(　)
本人確認　□運転免許証（運転経歴証明書）　□パスポート　□マイナンバーカード　□健康保険証　□その他（　）

調査日　令和　年　月　日(　)　午前・午後　時　分
調査者　防災安全課　氏名　／　課　氏名

資料 113　罹災証明申請

罹 災 証 明 申 請 書

令和　　年　　月　　日

柏市長　　あて

次の事項に係る罹災状況について証明願います。

罹災者住所 （現在居住しているところ）	〒　　－ （連絡先）　　－　　－
罹災者氏名	

罹災原因	年　　月　　日 の　　による

被災住家※の所在地 （被災時に居住していたところ）	□ 罹災者住所と同じ （罹災者住所と別の場合） 〒　　－ 柏市

罹 災 証 明 書

上記の申請について，次のとおり証明します。

住家※の被害の程度	□全壊 □大規模半壊 □中規模半壊 □半壊 □準半壊 □一部損壊（準半壊に至らない）
浸水区分	□床上浸水 □床下浸水

備考	

※住家とは，現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

令和　　年　　月　　日

柏市長　　㊞

資料 114　被災者支援事業一覧

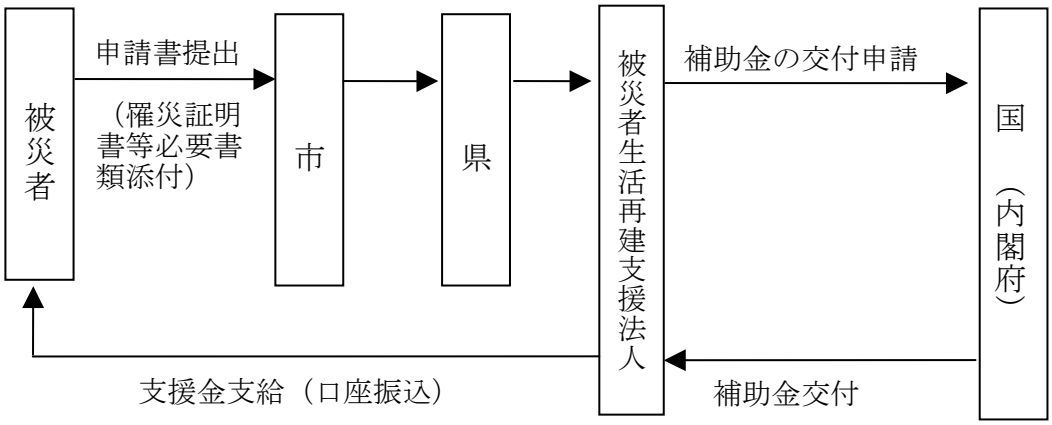
支　援　項　目	担当部局
被災者再建支援制度	福祉部
地方税・国税特別措置	財政部
医療一部負担金の減額・免除	健康医療部
国民年金免除	健康医療部
医療保険料等の減額・免除	健康医療部
災害弔慰金、災害障害見舞金	福祉部
災害見舞金、災害給付金	福祉部
災害援護資金	福祉部
特別支援学校等への就学奨励事業	福祉部
介護保険料等の減額・免除	健康医療部
障害福祉サービスの利用者負担等の減額・免除	福祉部
生活福祉資金貸付	福祉部
義援金に関する事務	福祉部
心と体の健康支援	健康医療部
母子父子寡婦福祉資金貸付	こども部
子ども医療費助成受給券再発行	こども部
児童扶養手当支給事業	こども部
災害遺児に対する生活支援・心と体のケア	こども部 （健康医療部連携）
商業・工業・農業者に対する復興支援	経済産業部
天災融資制度	経済産業部
応急仮設住宅（借上げ・建設）の供与	都市部
住宅応急修理の支援	都市部
義援金（市内被災者向け）受付	会計課
小・中学生への就学援助措置	学校教育部

※上記は、東日本大震災に実施された主な支援制度・事業である。各部局は上記その他の支援について検討又は国・県へ確認する。

資料 115　支援金の支給・貸付

<table>
<tr><td>被災者生活再建支援金</td><td colspan="4">「被災者生活再建支援法」（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、支援金を支給する。
（円）</td></tr>
<tr><td rowspan="11"></td><td rowspan="2">被災世帯の区分
（損害割合）</td><td colspan="3">支援金の支給額</td></tr>
<tr><td>基礎支援金</td><td colspan="2">加算支援金</td></tr>
<tr><td></td><td>住宅の再建手段</td><td>支給額</td></tr>
<tr><td rowspan="3">全壊（50%以上）
解体・長期避難</td><td rowspan="3">100 万</td><td>建設・購入</td><td>200 万</td></tr>
<tr><td>補修</td><td>100 万</td></tr>
<tr><td>賃借</td><td>50 万</td></tr>
<tr><td rowspan="3">大規模半壊
（40%台）</td><td rowspan="3">50 万</td><td>建設・購入</td><td>200 万</td></tr>
<tr><td>補修</td><td>100 万</td></tr>
<tr><td>賃借</td><td>50 万</td></tr>
<tr><td rowspan="3">中規模半壊
（30%台）</td><td rowspan="3">―</td><td>建設・購入</td><td>100 万</td></tr>
<tr><td>補修</td><td>50 万</td></tr>
<tr><td>賃借</td><td>25 万</td></tr>
<tr><td>災害弔慰金等</td><td colspan="4">災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び柏市災害弔慰金条例（昭和 50 年柏市条例第 16 号）に基づき、遺族に対し災害弔慰金を支給するとともに、障害を負った市民に災害障害見舞金の支給を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="4"><table><tr><td>災害弔慰金</td><td>生計維持者　500 万円　　その他　250 万円</td></tr><tr><td>災害障害見舞金</td><td>生計維持者　250 万円　　その他　125 万円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>災害見舞金等</td><td colspan="4">災害により住家に被害を受けた市民に対し、柏市災害見舞金等支給規則に基づき、災害見舞金、災害給付金を支給する。</td></tr>
<tr><td>資金の貸付</td><td colspan="4">被災者のうち要件に該当する者に対し、災害援護資金、生活福祉資金（千葉県社会福祉協議会）、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。</td></tr>
</table>

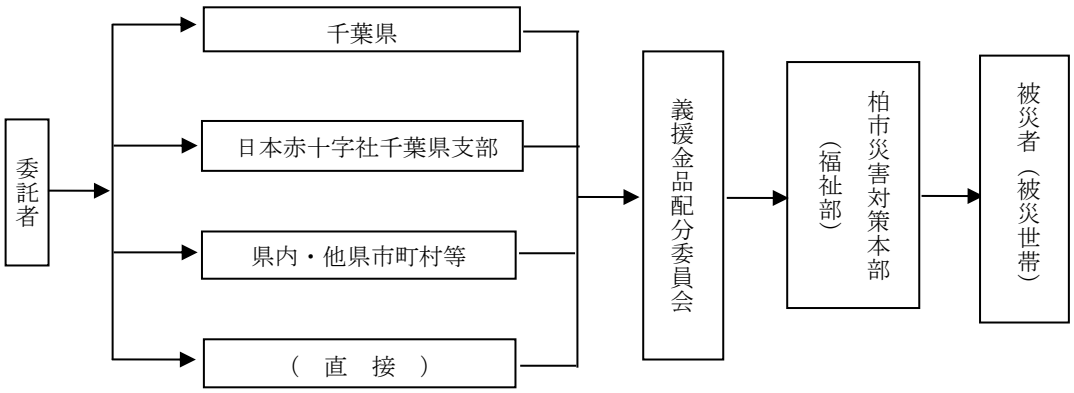
資料 116　被災者生活再建支援金の支給の手続き



資料 117　義援金品受入・配分

義援金品の受付	■ 義援金品の受付に際しては、受付記録を行い、保管の手続きを行うとともに寄託又はその搬送者に受領書を発行する。
義援金品の保管	■ 義援金は、出納機関の協力や指定金融機関への一時預託により、所定の手続をとり保管する。 ■ 義援品は沼南体育館を保管場所として保管するが、状況により一般救援物資と同じく、中央公民館を保管場所とする。
義援金品の配分	■ 配分計画は、被害状況確定後、市長が決定する。 ■ 市（福祉部）は、災害義援金品配分委員会を設置し、世帯及び人員を単位として、義援金品の配分計画を立案する。 ■ 応急対策上現に不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、本部長の指示により有効に活用する。 ■ 被災者に対する配分にあたっては、必要に応じ柏市赤十字奉仕団等の各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に分配する。

【義援金品分配までの流れ】



資料 118　義援金品領収書の書式

義　援　金　品　領　収　書

No.

金　額　　￥

以上のとおり受領いたしました。
ご好意に厚く御礼申し上げます。

年　　月　　日

殿

柏市災害対策本部長

柏市長　　印

資料 119　激甚災害指定の手続き

■　市長は、被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に報告する
■　知事は、市長からの報告内容により、必要と認めた時は内閣総理大臣に報告する
（災害対策基本法第 53 条）
■　内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、必要と認めた時は中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する
■　この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する

資料 120　激甚災害指定基準

激甚災害法適用条項	適用措置	指定基準
第 2 章（第 3 条）（第 4 条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5%
		B公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25%……の県が 1 以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入×5%……の県が 1 以上
第 5 条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	A農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5%
		B農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4%……の県が 1 以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額＞10 億円　……の県が 1 以上
第 6 条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	(1) 第 5 条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5 %で第 8 条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2) とも、当該被害見込額が 5 千万円以下の場合は除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% 又は (4) 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5 %で第 8 条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4) とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が 5 千万円以下の場合を除く。
第 8 条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	A農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5%
		B農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×3%……の県が 1 以上
		ただし、AB とも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。
第 11 条の 2	森林災害復旧事業に対する補助	A林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5%
		B林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の生産林業所得推定額×60% ……の県が 1 以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1%……の県が 1 以上
		ただし、AB とも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。
第 12 条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	A中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2%

激甚災害法適用条項	適用措置	指定基準
		B 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 ＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% ……の県が 1 以上 又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1、400 億円 ……の県が 1 以上 ただし、 火災の場合又は第 12 条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第 16 条 第 17 条 第 19 条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	第 2 章（第 3 条及び第 4 条） の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
第 22 条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A 被災地全域滅失戸数≧4、000 戸 B (1)被災地全域滅失戸数≧2、000 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≧200 戸又は住宅戸数の 1 割以上 ……の市町村が 1 以上 又は (2)被災地全域滅失戸数≧1,200 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≧400 戸又は住宅戸数の 2 割以上 ……の市町村が 1 以上 ただし、(1)(2) とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第 24 条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第 2 章（第 3 条及び第 4 条） 又は第 5 条の措置が適用される場合。
第 7 条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第 9 条	森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助	
第 10 条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	
第 11 条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第 14 条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第 20 条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第 21 条	水防資材費の補助の特例	
第 25 条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

資料 121　局地激甚災害指定基準

激甚災害法 適用条項	適 用 措 置	指 定 基 準
第 2 章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1)次のいずれかに該当する災害 ①（イ）当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 ＞ 当該市町村の標準税収入×50% （査定事業費が 1 千万円未満のものを除く） （ロ）当該市町村の標準税収入が 50 億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が 2 億 5 千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 ＞当該市町村の標準税収入×20% （ハ）当該市町村の標準税収入が 50 億円を超え、かつ、100 億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 ＞当該市町村の標準税収入×20% +（当該市町村の標準税収入−50 億円）×60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。 ②①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く）。
第 5 条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	(2)次のいずれかに該当する災害 ①当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 ＞当該市町村の農業所得推定額×10% （災害復旧事業に要する経費が 1 千万円未満のものを除く） ただし、当該経費の合算額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。 ②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く）。
第 6 条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	(2)次のいずれかに該当する災害 ①当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 ＞当該市町村の農業所得推定額×10% （災害復旧事業に要する経費が 1 千万円未満のものを除く） ただし、当該経費の合算額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。 ②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く）。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、 かつ、 当該市町村内の漁船等の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額×10% （漁船等の被害額が 1 千万円未満のものを除く）

激甚災害法適用条項	適 用 措 置	指 定 基 準
		ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。
第 11 条の 2	森林災害復旧事業に対する補助	(3)当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの) ＞当該市町村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5 （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 0.05% 未満のものを除く） かつ (1)大火による災害にあっては、要復旧見込面積＞300ha 又は (2)その他の災害にあっては、 要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)×25%
第 12 条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	(4)中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% （被害額が 1 千万円未満のものを除く） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。
第 24 条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は第 5 条の措置が適用される場合。

資料 122　災害復旧事業計画・震災復興事業

1　害復旧事業計画

災害復旧事業計画の作成	■ 市は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。 ■ 関係機関は、復旧事業計画の作成にあたっては、被災原因および被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるものとする。
災害復旧事業の実施	■ 市は、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、県及びその他の関係機関と連携し、必要な職員の配備、応援及び派遣等について措置するものとする。

2震災復興事業

市街地復興計画のための行政上の手続の実施	■ 市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第 84 条による建築制限区域の指定を行う。 ■ 市は、被災市街地復興特別措置法第 5 条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し建築行為等の制限を行う。被災市街地復興推進地域は通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。
震災復興事業の実施	■ 市は、震災復興に関する専管部署を設置する。 ■ 市は、震災復興に関する専管部署を中心に、震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。

風水害編

第１章　応急対策計画

資料 123　配備基準（風水害等）

1　大雨・氾濫

レベル 気象庁からの情報	本部	配備	配備基準	体制 ※消防局除く
レベル１ 早期注意情報	―	情報収集体制	市内に大雨、氾濫の**注意報**が発表されたとき	【情報収集】 ・各部局必要人員
レベル２ 大雨注意報 氾濫注意報				
レベル３ 大雨警報 氾濫警報	警戒本部	警戒配備	市内に大雨、氾濫の**警報**が発表されたとき（自動配備）	【参集】 危機管理部・総務部・広報部・市民生活部・健康医療部・福祉部・こども部・経済産業部・都市部・土木部・上下水道局・教育総務部・生涯学習部・学校教育部で必要とする職員
レベル４ 大雨危険警報 氾濫危険警報	災害対策本部	第一配備	市内に大雨、氾濫の**危険警報**が発表されたとき（自動配備）	【参集】 ・全部局長（消防局長含） ・全職員の 1/6 以上
レベル５ 大雨特別警報 氾濫特別警報		第二配備	市内に大雨、氾濫の**特別警報**が発表されたとき（自動配備）	【参集】 ・全部局長（消防局長含） ・全職員の 1/2 以上
		第三配備	全市的に災害が拡大し、第二配備では対処できないとき	【参集】 ・全部局長（消防局長含） ・全職員

※災害の発生、その他の状況により、体制をとる場合があります。

2　土砂災害

レベル 気象庁からの情報	本部	配備	配備基準	体制 ※消防局除く
レベル１ 早期注意情報 レベル２ 土砂災害注意報	―	情報収集体制	市内に土砂災害の**注意報**が発表されたとき	【情報収集】 ・各部局必要人員
レベル３ 土砂災害警報 レベル４ 土砂災害危険警報	警戒本部	警戒配備	市内に土砂災害の**警報または危険警報**が発表されたとき（自動配備）	【参集】 危機管理部・総務部・広報部・市民生活部・健康医療部・福祉部・こども部・経済産業部・都市部・土木部・上下水道局・教育総務部・生涯学習部・学校教育部で必要とする職員
レベル５ 土砂災害特別警報	災害対策本部	第一配備	市内に土砂災害の**特別警報**が発表されたとき（自動配備）	【参集】 ・全部局長（消防局長含） ・全職員の 1/6 以上
		第二配備	市内に土砂災害が発生し、第一配備では対処できないとき	【参集】 ・全部局長（消防局長含） ・全職員の 1/2 以上
		第三配備	全市的に災害が拡大し、第二配備では対処できないとき	【参集】 ・全部局長（消防局長含） ・全職員

※災害の発生、その他の状況により、体制をとる場合があります。

３　風、雪、風雪

レベル 気象庁からの情報	本部	配備	配備基準	体制 ※消防局除く
早期注意情報 大雪注意報 強風注意報 風雪注意報	—	情報収集体制	市内に大雪、強風、風雪の**注意報**が発表されたとき	【情報収集】 ・各部局必要人員
大雪警報 暴風警報 暴風雪警報	警戒本部	警戒配備	市内に大雪、暴風、暴風雪の**警報**が発表されたとき（自動配備）	【参集】 危機管理部・総務部・広報部・市民生活部・健康医療部・福祉部・こども部・経済産業部・都市部・土木部・上下水道局・教育総務部・生涯学習部・学校教育部で必要とする職員
大雪特別警報 暴風特別警報 暴風雪特別警報	災害対策本部	第一配備	市内に大雪、暴風、暴風雪の**特別警報**が発表されたとき（自動配備）	【参集】 ・全部局長（消防局長含） ・全職員の 1/6 以上
		第二配備	市内に大雪、暴風、暴風雪が発生し、第一配備では対処できないとき	【参集】 ・全部局（消防局長含） ・全職員の 1/2 以上
		第三配備	全市的に災害が拡大し、第二配備では対処できないとき	【参集】 ・全部局（消防局長含） ・全職員

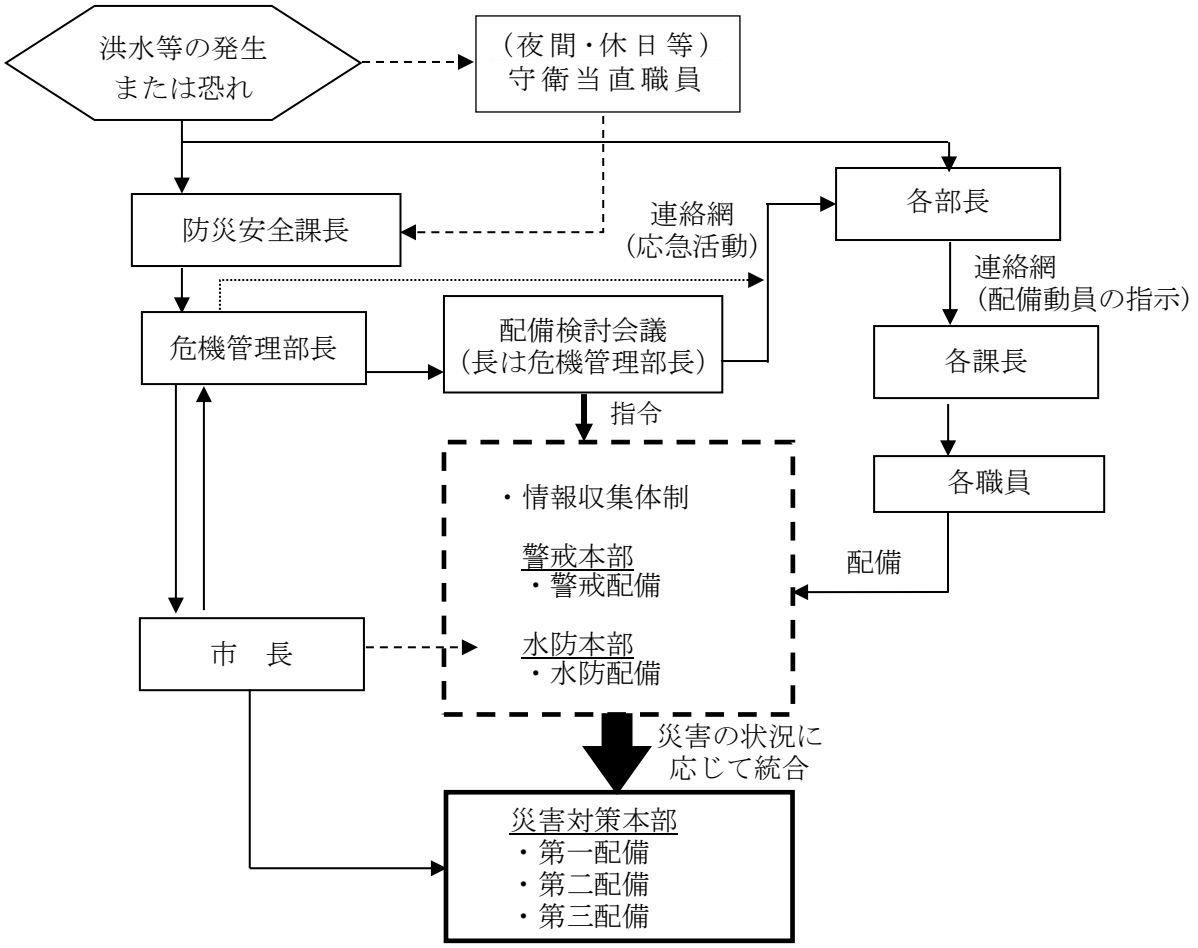
※災害の発生、その他の状況により、体制をとる場合があります。

4 竜巻

レベル 気象庁からの情報	本部	配備	配備基準	体制 ※消防局除く
気象防災速報（竜巻注意） 気象防災速報（竜巻目撃）	―	情報収集体制	千葉県北西部に気象防災速報**（竜巻注意）**または**（竜巻目撃）**が発表されたとき	【情報収集】 ・各部局必要人員

※市内の災害の発生、影響の度合いにより、警戒配備以上の体制をとる場合があります。

資料 124　配備検討の流れ図



資料 125　配備検討会議の構成等

構成	協議事項
■ 危機管理部長 ■ 総務部長 ■ 市民生活部長 ■ 広報部長 ■ 都市部長 ■ 土木部長 ■ 消防局長 ■ 教育総務部長 ■ 生涯学習部長 ■ 学校教育部長 ■ その他、災害の規模等により必要と認める部局長	その都度災害の状況に応じて、危機管理部長若しくは他の部長の提議によるが、概ね次のとおりとする。 ■ 気象状況や被害情報等の収集伝達 ■ 国・県及び防災関係機関からの情報収集、指示事項の伝達 ■ 今後の対応策の決定と配備体制の検討 ■ 市長への報告及び市長からの特命事項の対応 ※市長への報告は副市長を通じて行う。 ■ その他必要な事項

資料126　警戒本部の組織

1　警戒本部の組織

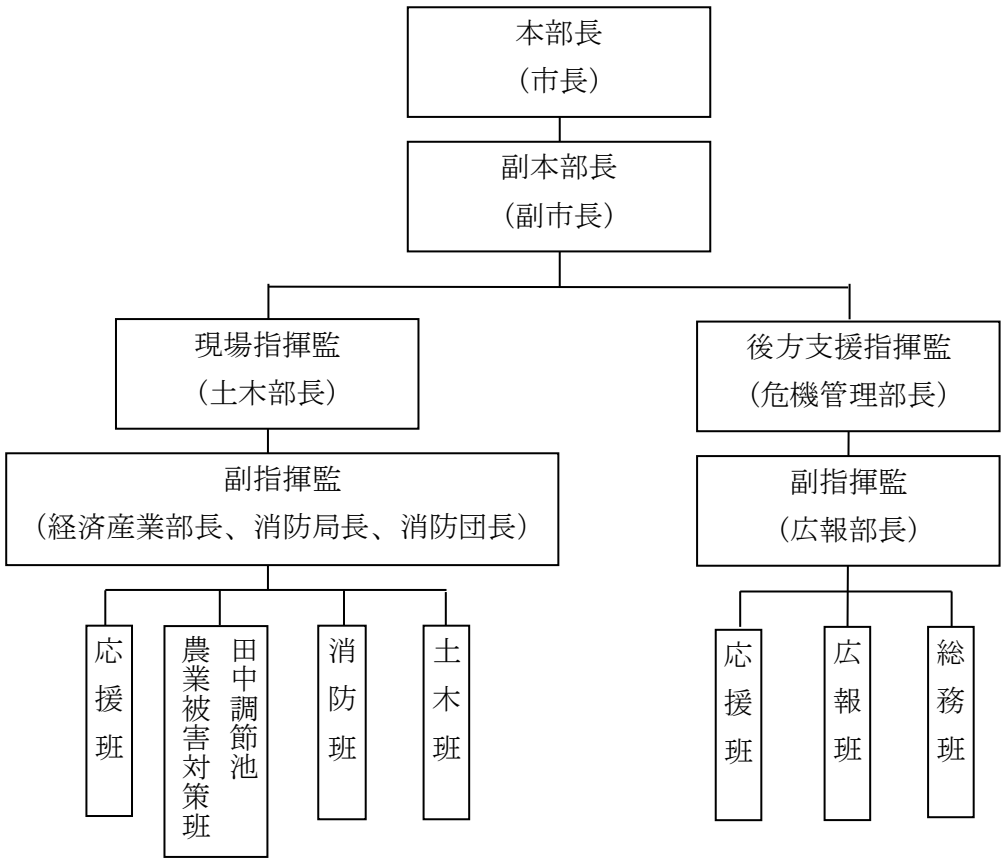
構　成	協議事項
■ 危機管理部長 ■ 総務部長 ■ 財政部長 ■ 市民生活部長 ■ 広報部長 ■ 健康医療部長 ■ 福祉部長 ■ こども部長 ■ 都市部長 ■ 土木部長 ■ 教育総務部長 ■ 生涯学習部長 ■ 学校教育部長 ■ 消防局長 ※上記以外の部局は応援待機	その都度災害の状況に応じて、危機管理部長若しくは他の部長の提議によるが、概ね次のとおりとする。 ■ 気象状況や被害情報等の収集伝達 ■ 国・県及び防災関係機関からの情報収集、指示事項の伝達 ■ 今後の対応策の決定と配備体制の検討 ■ 市長への報告及び市長からの特命事項の対応 ※市長への報告は副市長を通じて行う。 ■ その他必要な事項

2　警戒本部設置の指令

■ 危機管理部長は、配備基準に該当する気象警報の発表、または市長が本部設置の必要があると認めた場合に警戒本部を設置する。

■ 危機管理部長は、配備検討会議での協議事項を踏まえ、副市長を通じて、市長に報告するとともに、この計画による配備基準に基づき警戒本部配備体制を指令する。

資料 127　水防本部　組織図【水防】



※ 災害対策本部が設置されたときは、水防本部の事務は災害対策本部に統合される。

水防配備体制設置の指令【水防】

■　水防配備体制指令の実施責任者は、危機管理部長とし、危機管理部長が不在の場合は、土木部長とする（以下同じ。）。

■　危機管理部長は、配備検討会議での協議を踏まえ、副市長を通じて市長に報告するとともに、この計画による配備基準に基づき水防配備体制を指令する。

■　各部長は、水防配備体制の指令により、あらかじめ定めた職員を配置につけ、水防活動を指揮する。

■　配置についた職員は、上司の指揮に従い、直ちに水防活動を実施する。

資料128　水防本部　事務分掌【水防】

水防本部設置時の職名又は班名	平常時の職名又は所属名	主な任務
本　部　長	市　　長	水防本部の事務を総括する。
副　本　部　長	副　市　長	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。
現場指揮監	土木部長	本部長及び副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、現場本部員を指揮監督する。
後方支援指揮監	危機管理部長	本部長及び副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、後方支援本部員を指揮監督する。
副　指　揮　監	広報部長 経済産業部長 消防局長 消防団長	本部長、副本部長及び指揮監を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、水防本部員を指揮監督する。
総　　務　　班	防災安全課	1　水防本部要員の動員に関すること。 2　水防本部の指示、命令の伝達に関すること。 3　県への連絡及び要請に関すること。 4　各班との連絡調整に関すること。 5　他部局への応援要請に関すること。 6　水防活動状況の収集、整理、記録及び報告に関すること。 7　気象情報、洪水予報、水防警報、水防配備指令等の受信、記録及び伝達に関すること。 8　通信機器の操作、点検に関すること 9　水防本部の庶務に関すること。
広　　報　　班	広報広聴課	1　広報活動に関すること。 2　報道機関との連絡及び情報の提供に関すること。 3　水防活動時の記録写真に関すること。
土　　木　　班	土　木　部	1　河川に係る関係機関との連絡調整に関すること。 2　河川、堤防、調節池等の巡視、警戒、防ぎょ及び立ち入りの制限に関すること。 3　道路、橋梁等の巡視、警戒、防ぎょに関すること。 4　樋管の操作に関すること。 5　土木業者等関係者への協力要請に関すること。 6　所管施設に係る予防的措置に関すること。 7　各水防機関との連絡に関すること。 8　その他、水防活動に関すること。
消　　防　　班	消　防　局 各署及び分署 消　防　団	1　雨量、水位等の観測及び報告に関すること。 2　広報活動に関すること。 3　河川、堤防、調節池等の巡視、警戒、防ぎょ及び立ち入りの制限に関すること。 4　水害被害状況調査報告に関すること。 5　水防工法に関すること。 6　水防資器材の点検及び確保に関すること。 7　消防団の出動に関すること。
田中調節池 農業被害対策班	農　政　課	1　越流前の被害軽減対策に関すること。 2　農業関係機関との連絡調整に関すること。 3　農業関係被害状況の調査に関すること。 4　田中調節池復旧対策に関すること。 5　その他、り災農家の援護指導等に関すること。
応　　援　　班	その他、本部長が指名した部局課	1　水防活動の応援に関すること。

資料 129　水防配備体制と活動内容【水防】

		体制発表時	水防配備体制と活動内容
水防本部設置	水防配備体制	【始期】 ○　次の警報の 1 以上が発表され、警戒本部の協議を踏まえ、危機管理部長が必要と認めるときは水防配備体制に入る。 1　気象業務法第 14 条の 2 の規定による予報で次のもの ◆　水防活動用気象警報 又は大雨警報 ◆　水防活動用洪水警報 又は洪水警報 2　水防法第 10 条第 2 項の規定による予報で次のもの ◆　利根川洪水警報 3 水防法第 16 条の規定による水防警報 ○　その他、市長が必要と認めるとき。 【終期】 ○　次の 1 以上の場合は、水防配備体制を解除する。 1　警報が解除され、危機管理部長が水防警戒体制をとる必要がないと認めるとき 2　市長が水防配備体制をとる必要がないと認めるとき 3　水防配備体制から第一配備体制に入ったとき	○　人員配備 配備体制別水防本部要員動員計画表による。 ○　柏市水防本部事務分掌により、水防活動及び水防事務を実施する。 1 柏市地域防災無線及び柏市防災行政無線の統制運用 2　管内河川、堤防及び施設等の巡視 3　必要に応じ、越流堤の監視 4　道路・橋りょう等の巡視及び輸送路線上障害物の点検 5　水防本部は、現場からの連絡内容により必要に応じ、河川管理者及び現地指導班長へ連絡 6　水防関係機関への連絡 7　田中調節池内の農業被害軽減対策の指導 8　樋管を操作した場合は、内水溢水警戒 9　各関係機関の被害報告の調査
災害対策本部設置	第一配備体制	【始期】 ○　次の 1 以上の場合は、第一配備体制に入る。 1　市域に重大な災害が発生する恐れがあるとき 2　市長が必要と認めるとき ※災害対策本部を設置したときは、水防本部は災害対策本部に統合される（以下同じ。）。 【終期】 ○　次の 1 以上の場合は、第一配備体制を解除する。 1　被害が拡大するおそれがなく、市長が第一配備体制をとる必要がなくなったと認めるとき 2　第一配備体制から第二配備体制に入ったとき	○　人員配備 風水害編 資料 123 配備基準（風水害等）の配備体制の表による。 ○　災害対策本部事務分掌（資料編 51）により、災害応急活動を実施する。 1　水防配備体制による水防活動及び水防事務を強化 2　水防活動の記録及び現場写真・映像の撮影 3　水防資器材の使用状況記録 4　公用負担証書の発行及び記録 5　避難所施設の確保及び避難誘導 6　第二配備体制への体制移行事務の確認

資料 129　水防配備体制と活動内容【水防】

		体制発表時	水防配備体制と活動内容
災害対策本部設置	第二配備体制	【始期】 ○　次の 1 以上の場合は、第二配備体制に入る。 1　市域に重大な災害が発生したとき 2　柏市に気象に関する特別警報が発令されたとき 3　市長が必要と認めるとき 【終期】 ○　次の 1 以上の場合は、第二配備体制を解除する。 1　被害が拡大するおそれがなく、市長が第二配備体制をとる必要がなくなったと認めるとき 2　第二配備体制から第三配備体制に入ったとき	○　人員配備 風水害編 資料 123 配備基準（風水害等）の配備体制の表による。 ○　災害対策本部事務分掌（資料編 51）により、災害応急活動を実施する。 1　第一配備体制による水防活動及び水防事務を強化 2　第三配備体制への体制移行事務の確認
	第三配備体制	【始期】 ○　次の 1 以上の場合は、第三配備体制に入る。 1　全市的に災害が拡大し、第二配備体制では対処できないとき 2　その他の状況により市長が必要と認めるとき 【終期】 ○　被害が拡大するおそれがなく、市長が第三配備体制をとる必要がなくなったと認めるときは、第三配備体制を解除する。	○　人員配備 風水害編 資料 123 配備基準（風水害等）の配備体制の表による。 （全職員対応）。 ○　災害対策本部事務分掌（資料編 51）により、災害応急活動を実施する。 1　第二配備体制による水防活動及び水防事務を強化 2　柏市の組織及び機能のすべてをあげて対処

資料 130　水防本部職員動員計画【水防】

配備人員配備区分	本部長	副本部長	現場指揮監 後方支援 指揮監	副指揮監	総務班	広報班	土木班	消防班	田中調節池農業被害対策班	応援班	摘要
水防配備体制	1	2	2	4	7	2	30	63 消防団は別に定める	2	—	
配備体制	「資料 123 配備基準(風水害等)」に準ずる										

資料 131　水防本部　消防機関の出動体制【水防】

市長（水防管理者）は、水防警報が発せられたとき、又は水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。（水防法第 17 条）

出動準備	市長（水防管理者）は、次の場合、消防機関に対して出動準備をさせる。 ア　水防警報により待機又は準備の発令が発表されたとき イ　河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあって、かつ出動の必要が予測されるとき ウ　上記の他、市長（水防管理者）が水防上必要と認めるとき
出動	市長（水防管理者）は、次の場合、本計画においてあらかじめ定められた計画に基づき、直ちに消防機関を出動させ警戒配置につかせる。 ア　水防警報により出動の指令が発表されたとき イ　知事から出動の指示があったとき ウ　河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき エ　上記の他、市長（水防管理者）が水防上必要と認めるとき

資料 132　水防報告（緊急報告事項）【水防】

市長（水防管理者）が千葉県水防本部現地指導班（柏土木事務所）に緊急に報告すべき事項は、次のとおりである。

ア　消防局及び消防団等を出動させたとき

イ　他の水防管理者に応援を要求したとき

ウ　堤防が決壊、氾濫したとき

エ　その他必要と認める事態が生じたとき

資料 133　水防報告（水防顛末報告事項）【水防】

水防本部総務班は、水防活動が終結したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて、水防活動実施状況概要報告書及び水防記録を作成し、市長（本部長）に報告するとともに、速やかに千葉県水防本部現地指導班（柏土木事務所）に報告する。

報告事項	担当部署
降雨並びに水位記録	防災安全課
出動並びに水防解除の時刻	防災安全課
消防局及び消防団等に属する者の出動時刻及び人数	防災安全課 警防課
水防作業状況	河川排水課 警防課
堤防その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果	河川排水課
使用資器材の種類及び員数とその消耗分及び回収分	河川排水課 警防課
水防法第 21 条による収用又は使用の器具、資器材の種類、員数及び使用場所	河川排水課 警防課
障害物を処分した数量及びその事由、並びに除却の場所	河川排水課 警防課
土地を一時使用したときはその箇所及び所有者名との事由	河川排水課 警防課
他の水防管理者又は消防長に対して、応援を求めたときはその状況	防災安全課
居住者出動の状況	河川排水課 警防課
警察官の出動状況	防災安全課
現地指導班の出動人員名簿	河川排水課
立退きの状況及びそれを指示した事由	河川排水課 警防課
水防関係者の死傷	全課
殊勲者及びその功績	全課
雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見	河川排水課 警防課
堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況	河川排水課
その他必要なる事項	全課
社団法人千葉県建設業協会及び電業協会の協力要請状況	防災安全課

資料 134　気象情報の種類と発表基準

表　銚子地方気象台が発表する基準（柏市の場合）

気象情報		発表基準
注意報の発表基準	強風	強風によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上で 13m／sec 以上
	風雪	風雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 雪を伴う平均風速が、陸上で 13m／sec 以上
	レベル 2 大雨	大雨によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 表面雨量指数基準：8 以上
	レベル 2 土砂災害	大雨によって、土砂災害が起こるおそれがあると予想される場合。 土壌雨量指数：102 以上
	レベル 2 氾濫	氾濫によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 ①　流域雨量指数基準： 手賀川流域=18.6 、大堀川流域=5.7、大津川流域=6.8 、染井入落流域=5.4 、 地金堀流域=6.5 ②　複合基準(表面雨量指数と流域雨量指数の組合せによる基準値を表す)： 大堀川流域=（9、4.8)、大津川流域=（9、5.4)、利根川流域=（8、130.8） ③指定河川洪水予報による基準： 利根川中流部［芽吹橋］
	大雪	大雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 12 時間の降雪の深さが 5cm 以上
	雷	落雷等により被害が予想される場合。
	乾燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 最小湿度が 30%以下で、実効湿度が 60%以下。
	濃霧	濃霧によって、交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合、おおむね次の条件に該当する場合である。 視程が、陸上 100m以下。
	霜	晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。 晩霜期（4 月 1 日～5 月 31 日）に最低気温 4℃以下。
	低温	低温によって、農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。 ①夏季の最低気温が、銚子地方気象台で 16℃以下が 2 日以上連続した場合。 ②冬季の最低気温が、銚子地方気象台で-3℃以下。 ③冬季の最低気温が、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下。
警報の発表基準	暴風	暴風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上 20m/sec 以上
	暴風雪	暴風雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 雪を伴う平均風速が、陸上 20m／sec 以上
	レベル 3 大雨	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 表面雨量指数基準：19 以上
	レベル 3 土砂災害	大雨によって、重大な土砂災害が起こるおそれがある場合。 土壌雨量指数基準：124 以上

資料 134　気象情報の種類と発表基準

気象情報		発表基準
	レベル 3 氾濫	氾濫によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 ①　流域雨量指数基準： 手賀川流域=23.3 、大堀川流域=7.6、大津川流域=8.6 、染井入落流域=6.8、 地金堀流域=8.2 ②　複合基準(表面雨量指数と流域雨量指数の組合せによる基準値を表す)： 大堀川流域=（9、6.8)、大津川流域=（9、7.9） ③指定河川洪水予報による基準： 利根川中流部［芽吹橋・取手・押付］
	大雪	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 12 時間の降雪の深さが、10cm 以上
記録的短時間大雨情報		土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながる猛烈な雨が降っている場合。 1 時間雨量が 100mm 以上
危険警報の発表基準	レベル 4 大雨	短時間強雨で浸水することにより、重大な災害が起こるおそれが大きい場合、あるいは、河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれが大きい場合。
	レベル 4 土砂災害	大雨によって、重大な土砂災害が起こるおそれが大きい場合。
	レベル 4 氾濫	「洪水予報河川」において、氾濫危険水位に到達した場合、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合。
特別警報の発表基準	レベル 5 大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。
	レベル 5 土砂災害	大雨によって、重大な土砂災害が起こるおそれが著しく大きい場合。
	レベル 5 氾濫	「洪水予報河川」において、氾濫発生を確認した場合及び河川水位が氾濫発生水位に到達する場合。
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合。
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。

資料 135　水防警報の種類、内容及び発表基準

水防警報の種類、内容及び発表基準

種　類	内　容	発表基準
待　機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動時間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準　備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出　動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意情報（洪水注意報）等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき、または水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき
警　戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報（洪水警報）等により、またはすでに氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき
解　除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて警報を発表する		

資料 136　直轄河川重要水防箇所一覧表

利根川（利根川上流河川事務所）（令和 6 年度）

重要度		重要水防箇所		延長（m）	重要なる理由	想定される水防工法
種別	階級	地先名	杙杭位置（K，m）			
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市船戸	96.5　下 100 96.5 下 105	5.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	積み土のう工 かご止め工
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市船戸	96.5　下 120 96.5 下 177	57.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	積み土のう工 かご止め工
堤体漏水	B	柏市船戸	96.5　下 177 96.5 下 194	17.2	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	かご止め工
堤体漏水	B	柏市船戸	96.0　上 206 96.0　上 194	11.4	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（水防団県反映）	築きまわし工
（重点） 越水（溢水） 堤体漏水	A B	柏市船戸	96.0　上 194 96.0 上 154	40.0	利根運河分派点から田中調節池周囲堤の間の有堤区間。河道の計算水位より堤防高が低く越水の危険性がある区間 計算水位が現況堤防高以上（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（水防団意見反映）	積み土のう工 築きまわし工
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市船戸	96.0　上 154 95.5 下 55	757.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（水防団意見反映）	積み土のう工 築きまわし工
越水（溢水）	要注	柏市船戸	95.5　下 55 95.5　下 202	147.0	山付・掘込地形の中腹部に河川区域内でかつＨＷＬより低い場所に家屋が存在する区間（避難誘導等が必要）	積み土のう工
工作物	B	柏市船戸	95.0　上 20	1 箇所	常磐道利根川橋（下り） 流下能力不足	
工作物	B	柏市船戸	95.0　上 20	1 箇所	常磐道利根川橋（上り） 流下能力不足	
越水（溢水）	B	柏市船戸	95.0　下 64 95.0　下 149	85.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土のう工
越水（溢水）	B	柏市船戸	95.0　下 149 94.5	276.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土のう工
越水（溢水）	B	柏市小青田	94.5　下 160 94.5 下 239	79.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土のう工
越水（溢水）	B	柏市小青田	94.5　下 276 94.0 上 86	251.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土のう工
越水（溢水）	B	柏市大室	93.5　上 73 93.5　下 84	156.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土のう工
（重点） 越水（溢	A	柏市大室	93.5　下 84 93.5　下	72.7	遊水地内であり、直接的な浸水の危険性は低いが、計算水位が現況堤防高以上（堤防高は計画堤防高未	積み土のう工

重要度		重要水防箇所		延長（m）	重要なる理由	想定される水防工法
種別	階級	地先名	杙杭位置（K，m）			
水）			157		満）、背後地浸水の可能性有	
（重点）越水（溢水） 堤体漏水	A B	柏市新利根	93.5 下 157 93.5 下 280	123.0	遊水地内であり、直接的な浸水の危険性は低いが、計算水位が現況堤防高以上（堤防高は計画堤防高未満）、背後地浸水の可能性有 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(堤防脆弱性)	積み土のう工 築きまわし工
（重点）越水（溢水） 堤体漏水	A B	柏市大室	93.5 下 280 93.0 上 112	167.7	遊水地内であり、直接的な浸水の危険性は低いが、計算水位が現況堤防高以上（堤防高は計画堤防高未満）、背後地浸水の可能性有 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（水防団意見反映）	積み土のう工 築きまわし工
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市大室	93.0 上 112 93.0 下 118	229.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（水防団意見反映）	積み土のう工 築きまわし工
越水（溢水）	B	柏市大室	93.0 下 118 93.0 下 236	117.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土のう工
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市大室	93.0 下 236 92.5 下 148	697.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（水防団意見反映）	積み土のう工 築きまわし工
（重点）越水（溢水） 堤体漏水	A B	柏市新利根	92.5 下 65 92.5 下 70	11.4	有堤部であり坂路擦り付け部が上下流より若干低くなっている。このため計算水位が若干堤防高より高く越水の可能性がある区間 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（水防団意見反映）	積み土のう工 築きまわし工
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市花野井	92.5 下 160 92.5 下 217	57.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（水防団意見反映）	積み土のう工 築きまわし工
堤体漏水	B	柏市新利根	92.5 下 217 92.5 下 262	45.6	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（水防団意見反映）	築きまわし工
（重点）越水（溢水）	A	柏市花野井	92.0 上 548 92.0 上 388	159.8	山付・掘込地形の中腹部に河川区域に隣接した家屋及び河川区域内に家屋が存在する区間。計算池水位はＨＷＬ以上のため注意を要する区間（避難誘導等が必要）	積み土のう工
越水（溢水）	B	柏市花野井	92.0 上 46 92.0	45.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土のう工
越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	柏市花野井	92.0 92.0 下 130	130.4	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査) 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土のう工 かご止め工 釜段工
堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	柏市花野井	92.0 下 130 92.0 下 180	49.7	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査) 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	かご止め工 釜段工
越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	柏市布施	92.0 下 180 91.5 上 279	161.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査) 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土のう工 かご止め工 釜段工
越水（溢水）	B	柏市布施	91.5 上 279 91.5	18.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土のう工

資料 136 直轄河川重要水防箇所一覧表

重要度		重要水防箇所		延長（m）	重要なる理由	想定される水防工法
種別	階級	地先名	杭位置（K，m）			
			上 261			
越水（溢水）	B	柏市布施	91.5 上 56 91.5 下 90	145.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土のう工
堤体漏水	B	柏市布施	91.5 下 200 91.5 下 240	40.0	堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	かご止め工
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市布施下	91.5 下 240 91.0 下 350	110.0	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	積み土のう工 かご止め工
越水（溢水）	B	柏市弁天下	91.5 下 350 91.0 上 250	399.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	積み土のう工
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市弁天下	91.0 上 250 91.0 上 182	431.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	積み土のう工 かご止め工
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市弁天下	91.0 下 182 90.5 上 279	145.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	積み土のう工 かご止め工
越水（溢水）	B	柏市弁天下	90.5 上 279 90.5 上 270	78.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土のう工
工作物	B	柏市弁天下	90.5 上 120	1 箇所	新大利根橋 流下能力不足	
越水（溢水）	B	柏市弁天下	90.5 上 79 90.5 上 61	18.2	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土のう工
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市弁天下	90.5 上 61 90.5 上 48	12.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	積み土のう工 かご止め工
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市弁天下	90.5 上 48 89.5	793.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所(安全性照査)	積み土のう工 かご止め工
越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	柏市弁天下	89.5 88.5 上 217	552.1	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（水防団意見反映） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土のう工 築きまわし工 釜段工
越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	柏市弁天下	88.5 上 217 88.5 上 180	36.9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（水防団意見反映） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土のう工 築きまわし工釜段工
堤体漏水 基礎地盤漏水	B B	柏市弁天下	88.5 上 180 88.5 上 138	41.5	堤体の変状が生じるおそれがある箇所（水防団意見反映） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	築きまわし工釜段工

重要度		重要水防箇所		延長（m）	重要なる理由	想定される水防工法
種別	階級	地先名	杙杭位置（K，m）			
基礎地盤漏水	B	柏市弁天下	88.5 上138 88.5上115	23.1	堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	釜段工
越水（溢水） 基礎地盤漏水	B B	柏市弁天下	88.5 上115 88.5上102	13.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土のう工 釜段工
越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	柏市弁天下	88.5 上102 88.5上74	27.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（水防団意見反映） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土のう工 築きまわし工釜段工
越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	柏市弁天下	88.5 上74 88.0 上233	568.7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所（水防団意見反映） 堤体（基礎地盤漏水の土質等）の機能に支障が生じる可能性がある箇所	積み土のう工 築きまわし工釜段工

利根運河（江戸川河川事務所）（令和 6 年度）

重要度		重要水防箇所		延長	重要なる理由	想定される
種別	階級	地先名	杙杭位置（K，m）	（m）		水防工法
工作物	B	柏市船戸	7.0 上 340	1 箇所	運河水門管理橋	
堤体漏水	B	柏市船戸	7.0 上 230 7.0 上 121	109	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	シート張り工
堤体漏水	B	柏市船戸山高野	7.0 上 91 7.0 上 30	61	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	シート張り工
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市船戸山高野	6.5 上 381 6.5 上 59	321	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工
堤体漏水	B	柏市船戸山高野	6.5 上 60 6.5 上 47	13	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	シート張り工
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市船戸山高野	6.5 上 47 6.0 上 387	172	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工
工作物	B	柏市船戸山高野	6.0 上 400	1 箇所	山高野歩道橋	
越水（溢水）	B	柏市船戸山高野	6.0 上 387 6.0 上 173	214	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市船戸山高野	6.0 上 173 6.0 上 77	96	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工
越水（溢水） 基礎地盤漏水	B B	柏市大青田	5.5 上 322 5.5 上 101	221	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 月の輪工
越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	柏市大青田	5.5 上 101 5.5 上 15	86	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	柏市大青田	5.0 上 248 5.0 上 170	78	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	柏市大青田	5.0 上 170 5.0 上 129	41	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
越水（溢水）	B	柏市大青田	5.0 上 129 5.0 上 124	5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土嚢
越水（溢水）	B	柏市大青田	5.0 上 124 5.0 上 106	18	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
工作物	B	柏市大青田	5.0 上 86	1 箇所	柏大橋	

重要度		重要水防箇所		延長	重要なる理由	想定される
種別	階級	地先名	杙杭位置（K，m）	（m）		水防工法
越水（溢水）	B	柏市大青田	5.0 上 61 5.0 上 38	23	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
越水（溢水）	B	柏市大青田	5.0 上 38 5.0 上 27	11	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土嚢
（重点） 越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	柏市大青田	5.0 上 27 5.0 上 6	21	危険箇所（越水）（氾濫ブロック毎） 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
越水（溢水） 堤体漏水 基礎地盤漏水	B B B	柏市大青田	5.0 上 6 4.5 上 311	127	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所 基礎地盤漏水の生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工 月の輪工
工作物	B	柏市船戸	7.0 上 340	1 箇所	運河水門管理橋	
越水（溢水）	B	柏市大青田	7.0 6.5 上 483	19	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
越水（溢水）	B	柏市大青田	6.5 上 483 6.5 上 301	182	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土嚢
越水（溢水）	B	柏市船戸山高野	6.5 上 301 6.5 上 292	9	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土嚢
越水（溢水）	B	柏市船戸山高野	6.5 上 292 6.5 上 193	99	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
越水（溢水）	B	柏市船戸山高野	6.5 上 169 6.5 上 44	125	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
（重点） 越水（溢水）	B	柏市船戸山高野	6.5 上 44 6.0 上 408	132	危険箇所（越水）（氾濫ブロック毎） 計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土嚢
越水（溢水）	B	柏市船戸山高野	6.0 上 408 6.0 上 367	41	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
工作物	B	柏市船戸	6.0 上 400	1 箇所	山高野歩道橋	
越水（溢水）	B	柏市船戸山高野	6.0 上 367 6.0 上 349	18	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土嚢
越水（溢水）	B	柏市船戸山高野	6.0 上 349 6.0 上 342	7	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
越水（溢水）	B	柏市船戸山高野	6.0 上 342 6.0 上 24	318	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土嚢
越水（溢水）	B	柏市船戸山高野	6.0 上 24	29	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢

重要度		重要水防箇所		延長	重要なる理由	想定される
種別	階級	地先名	杙杭位置（K，m）	（m）		水防工法
			5.5 上 489			
越水（溢水）	B	柏市大青田	5.5 上 489 5.5 上 483	6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市大青田	5.5 上 483 5.5 上 437	46	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市大青田	5.5 上 437 5.5 上 182	255	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市大青田	5.5 上 182 5.5 上 146	36	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工
越水（溢水）	B	柏市大青田	5.5 上 146 5.5 上 69	77	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
越水（溢水）	B	柏市大青田	5.5 上 69 5.0 上 509	75	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土嚢
越水（溢水）	B	柏市大青田	5.0 上 509 5.0 上 487	22	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市大青田	5.0 上 487 5.0 上 481	6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市大青田	5.0 上 481 5.0 上 215	266	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工
越水（溢水）	B	柏市大青田	5.0 上 215 5.0 上 172	43	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土嚢
越水（溢水）	B	柏市大青田	5.0 上 172 5.0 上 146	26	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
工作物	B	柏市船戸	5.0 上 112	1 箇所	柏大橋	
越水（溢水）	B	柏市大青田	5.0 上 67 5.0 上 22	45	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
越水（溢水）	B	柏市大青田	5.0 上 22 4.5 上 468	51	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満）	積み土嚢
越水（溢水）	B	柏市大青田	4.5 上 468 4.5 上 309	159	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足）	積み土嚢
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市大青田	4.5 上 309 4.5 上 212	97	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市大青田	4.5 上 212 4.5 上 153	59	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工

重要度		重要水防箇所		延長	重要なる理由	想定される
種別	階級	地先名	杵杭位置（K，m）	（m）		水防工法
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市大青田	4.5 上 153 4.5 上 91	62	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工
堤体漏水	B	柏市大青田	4.5 上 91 4.5 上 49	42	堤体の変状が生じるおそれがある箇所	シート張り工
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市大青田	4.5 上 49 4.5 上 18	31	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（流下能力不足） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工
越水（溢水） 堤体漏水	B B	柏市大青田	4.5 上 18 4.0 上 304	164	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満（堤防高は計画堤防高未満） 堤体の変状が生じるおそれがある箇所	積み土嚢 シート張り工

資料 136　直轄河川重要水防箇所一覧表

手賀川（利根川下流河川事務所）（令和 6 年度）

重要度		重要水防箇所		延長（m）	重要なる理由	想定される水防工法
種別	階級	地先名	粁杭位置（K, m）			
工作物	B	柏市曙橋	7.75 下 50	1 箇所	手賀曙橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	
工作物	B	柏市曙橋	7.75 下 60	1 箇所	新曙橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	
旧川跡	要注意	柏市曙橋～水道橋	7.50～ 6.00 下 55	1，586	旧河道跡	月の輪
工作物	B	柏市水道橋	6.50 上 88	1 箇所	水道橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	
旧川跡	要注意	柏市水道橋	6.00 下 55～ 5.75 上 115	80	旧河道跡	月の輪
工作物	B	柏市千間橋	4.75 下 40	1 箇所	浅間橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	
旧川跡	要注意	柏市水道橋～印西市発作	5.75 上 115 ～ 2.25 下 34	3，593	旧河道跡	月の輪
工作物	B	柏市片山新田	7.50 上 190	1 箇所	手賀曙橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	
工作物	B	柏市片山新田	7.50 上 190	1 箇所	新曙橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	
工作物	B	柏市手賀新田	6.50 上 88	1 箇所	水道橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	
旧川跡	要注意	柏市片山新田～布瀬	7.50～ 5.25 上 12	2，242	旧河道跡	月の輪
工作物	B	柏市布瀬	4.75 下 40	1 箇所	浅間橋 計算水位と桁下高の差が余裕高未満	
旧川跡	要注意	柏市布瀬新田	3.75 下 16～ 3.75 上 96	389	旧河道跡	月の輪

資料 137　警報等の種類・発表基準【水防】

1　気象情報

(1) 定義

気象庁銚子地方気象台は、異常気象等によって千葉県の地域内に災害の発生するおそれがある場合には、水防法に定められた規定に基づいて、注意報、警報、情報等を発表し、関係機関に通報する。その内容は次のとおりである。

表　気象情報（気象庁ホームページ及び気象業務法より引用）

区分	内容
特別警報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報
危険警報	重大な災害が起こるおそれが大きい場合に、全員が速やかに避難すべき旨を警告して行う警報
注意報	災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報
早期注意情報 （警報級の可能性）	警報級の現象が 5 日先までに予想されるときに、その可能性を高さに応じて［高］、［中］の 2 段階で伝える情報
予報	観測の成果に基づく現象の予想の発表

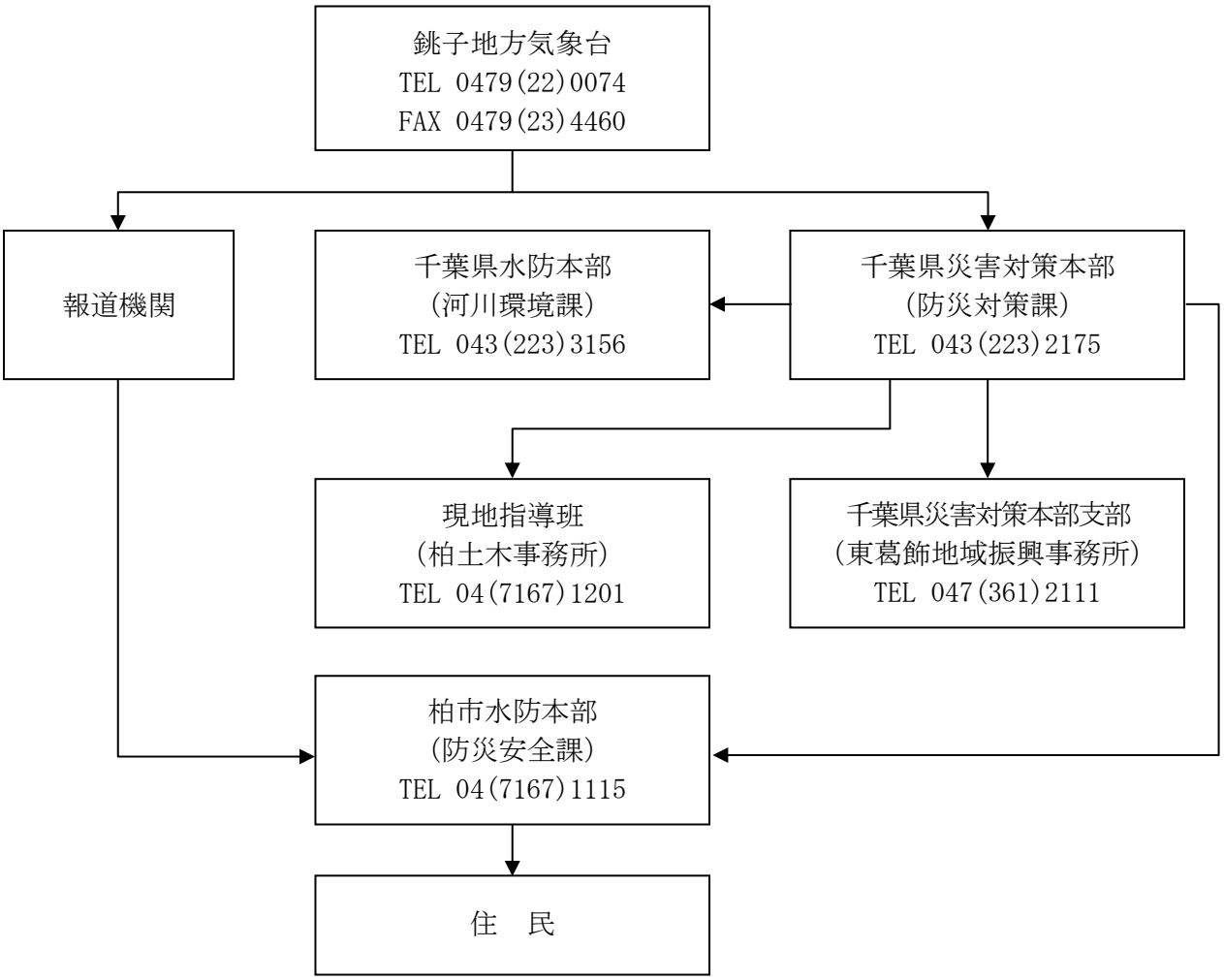
水防活動に関連して、気象庁は、気象等の状況によって洪水のおそれがあると認めたとき、水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。（気象業務法第 14 条の 2）

また、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知し、更に必要に応じ一般に周知しなければならない。（水防法第 10 条第 1 項）

表　水防活動用予警報

水防活動用 注意報・警報	警報電文	発表基準
水防活動用 気象注意報		大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
水防活動用 気象警報	オオアメ	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
水防活動用 洪水注意報		大雨、長雨、融雪などによって河川が増水し、災害が起こるおそれがあると予想される場合
水防活動用 洪水警報	コウズイ	大雨、長雨、融雪などによって河川が増水し、災害がおこるおそれがあると予想される場合

⑵ 銚子地方気象台からの気象情報伝達系統図



⑶ 種類と発表基準等

気象庁銚子地方気象台が発表する気象情報の種類と発表基準及び根拠とする法律は、以下のとおりである。

ア 気象情報の種類と発表基準【資料 134】

イ 根拠法

種別	根拠とする法律条文
予報、注意報、警報、特別警報	水防法第 10 条第 1 項、気象業務法第 13 条、13 条の 2、同施行令第 4 条
水防活動用警報等	気象業務法第 14 条の 2

ウ 注意報、警報、特別警報文の構成

注意報、警報、特別警報文の構成は、おおよそ次のとおりである。

- ■ 発表年月日時刻、発表官署
- ■ 標題
- ■ 注意警戒文（最も注目すべき事項を、二重括弧で囲み記述する）
- ■ 本文 ・区域ごとの発表・変更状況
 - ・特記事項（特に警戒・注意すべき内容が記述される。また、警報への切り替えの可能性を述べることもある）
 - ・量的な予測
 - ・付加事項（現象に伴って起こる警戒すべき事項について記述する）

⑷ 発表の要領等

ア ２ つ以上の注意報を同時に発表する場合には、標題に注意報、警報、特別警報の種類を併記して行う。

イ 災害に対する注意や警戒の必要がなくなった場合には、注意報、警報、特別警報は解除される。

なお、既に発表されている注意報、警報、特別警報の種類を変更する場合には、新しく注意報、警報、特別警報を発表して、切り替えることになっている。２ つ以上が同時に発表されていた後、必要のなくなったものを除く場合にも上記に準じて行われる。切り替えと同時に、それまでのものは自動的に解除される。

ウ 警報、注意報、特別警報の内容を補完して「大雨に関する気象情報」や「台風に関する気象情報」といった気象情報を発表することがある。

⑸ 記録的短時間大雨情報

防災機関がより厳重な警戒、対応が必要になることを知らせるため、大雨警報を発表中に数年に一度しか発生しないような短時間に猛烈に降る雨（1 時間に 100㎜ 以上）を観測（もしくは解析）し、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、そのときの雨が尋常でないことを伝えるために発表する。

⑹ 土砂災害警戒情報

大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考になるよう、千葉県と銚子地方気象台が共同で市町村単位に発表するものである。

ア 特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模などを詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、発表は土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表の対象とされないことに留意する。

イ 発表基準等

(ｱ) 発表

大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が当該情報の発表基準に達した場合。

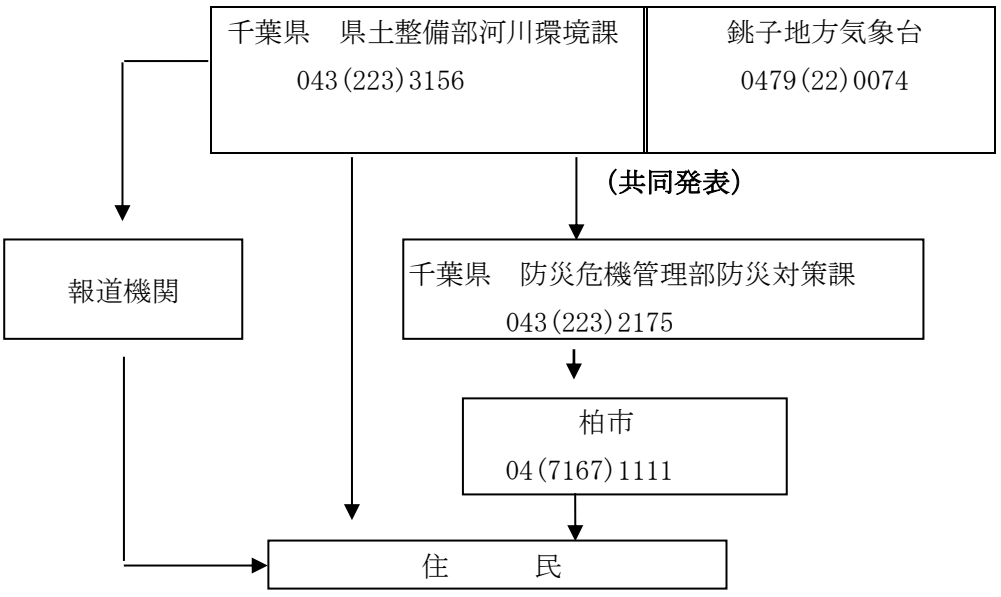
(ｲ) 解除

降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。

ウ 根拠法

種別	根拠とする法律条文
土砂災害警戒情報	災害対策基本法第 55 条、気象業務法第 11 条

土砂災害警戒情報の伝達系統



2 水防警報（国土交通大臣・県知事が実施）

国土交通大臣又は県知事は、水防法第 16 条の規定により、各々が指定した河川、湖沼などについて洪水等により災害が発生するおそれがあるときは、水防を行う必要がある旨を、関係水防管理者等に警告する。

(1) 種類と発表基準等

国土交通省関東地方整備局及び気象庁が発表する水防警報等の種類と発表基準及び根拠とする法律は、以下のとおりである。

ア 水防警報等の種類と発表基準

※ 水防警報の種類、内容及び発表基準【資料 135】

イ 根拠法

種別	根拠とする法律条文
水防活動用警報等	気象業務法第 14 条の 2
洪水予報、水防警報	水防法第 10 条

(2) 基準水位観測所及び水防警戒区域

ア 基準水位観測所

単位：m

河川名	基準水位観測所	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
利根川	芽吹橋	野田市目吹	2.000	5.000	6.900	7.400	7.940
利根川	押付	茨城県北相馬郡利根町押付	3.100	5.750	7.100	7.800	8.030
手賀川	新曙橋	柏市曙橋	2.400	2.600	3.500	3.750	－
利根運河	野田	野田市中野台	4.600	6.300	8.500	9.100	9.341

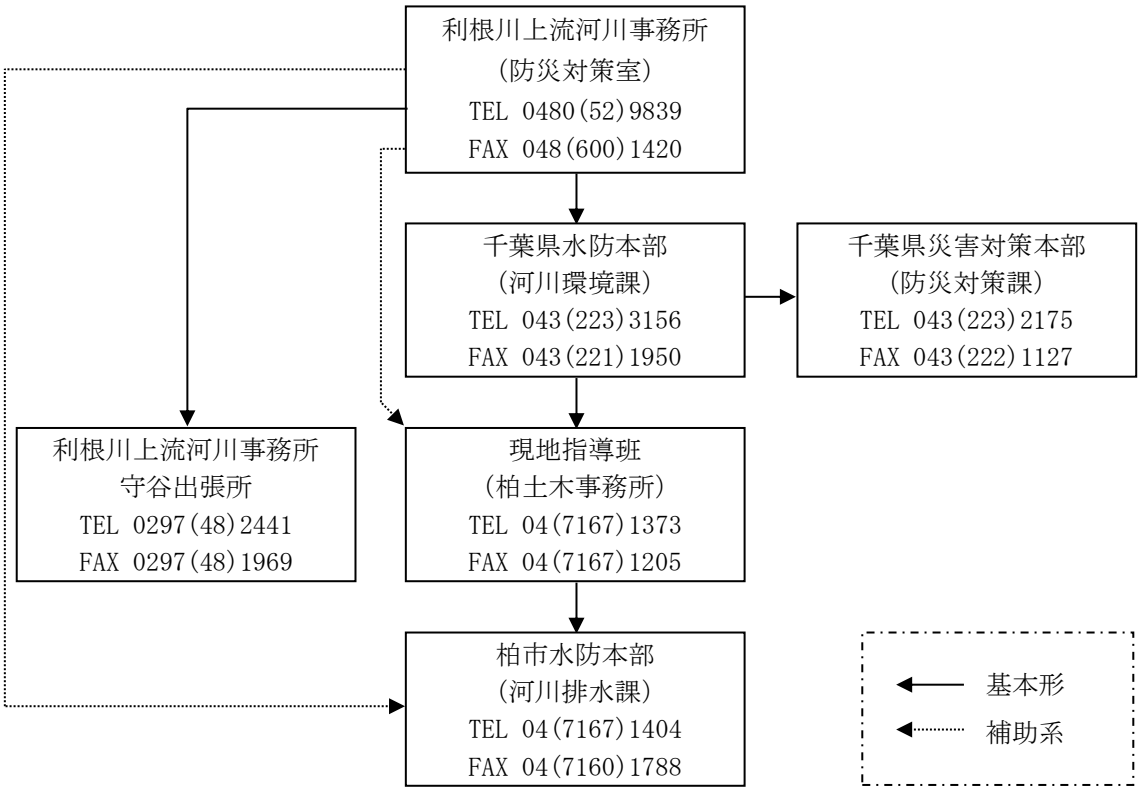
※1 水防団待機水位･･･各水防機関が水防活動に対して準備をする水位
※2 氾濫注意水位･･･水害に備え各水防機関が出動し、警戒にあたり、また、河川の氾濫の発生に注意を求める水位
※3 避難判断水位･･･河川が氾濫する可能性がある場合に、住民が避難を開始すべき水位
※4 氾濫危険水位･･･本来、この水位に到達する前に住民は避難完了しているべき水位
※5 計画高水位･･･川の堤防工事などの基準で、その堤防が耐えられる最高の水位

イ　水防警報区域

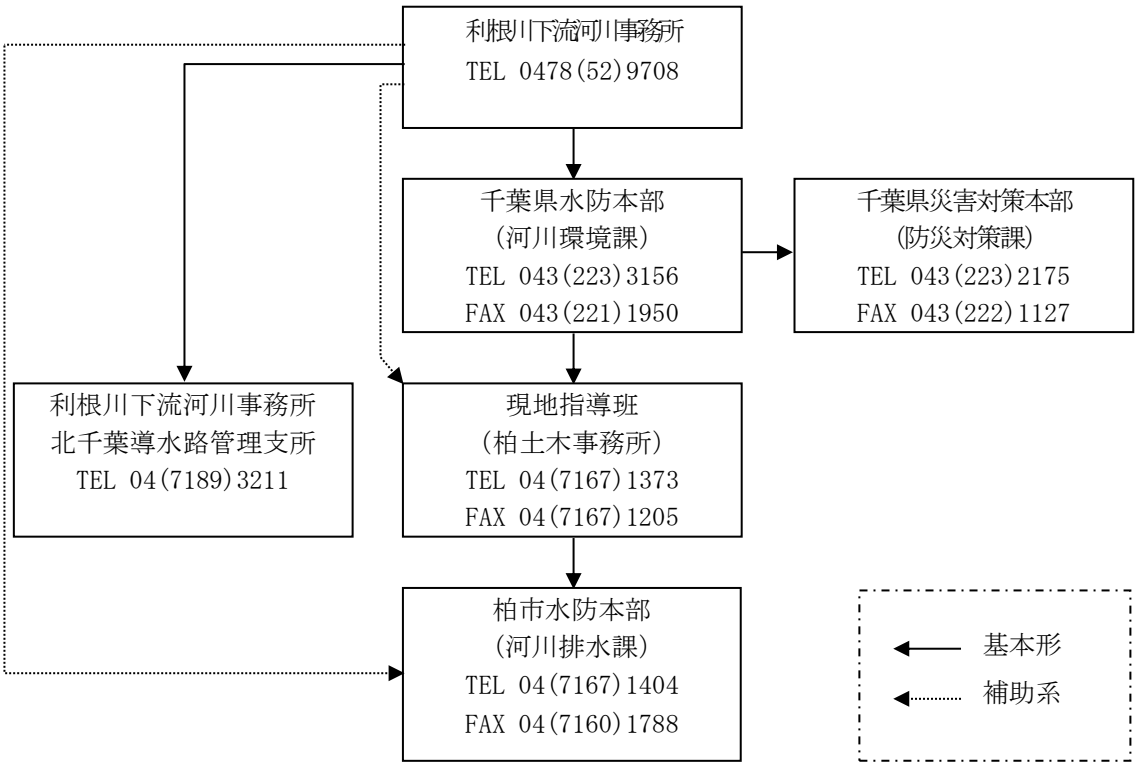
河川名	基準水位観測所	水防警報区域	発 表 者
利根川	芽吹橋	（右岸） 自　野田市関宿三軒家字稲荷耕地 231 番地先 至　我孫子市青山字中新畑 1646 番 1 地先	利根川上流河川事務所
利根川	押付	（右岸） 自　印西市木下 至　印西市平岡	利根川下流河川事務所
手賀川	新曙橋	自　手賀沼からの流出点 至　利根川合流点	利根川下流河川事務所
利根運河	野田	（左・右岸） 自　幹川分派点 至　江戸川合流点	江戸川河川事務所

(3) 水防警報伝達系統図

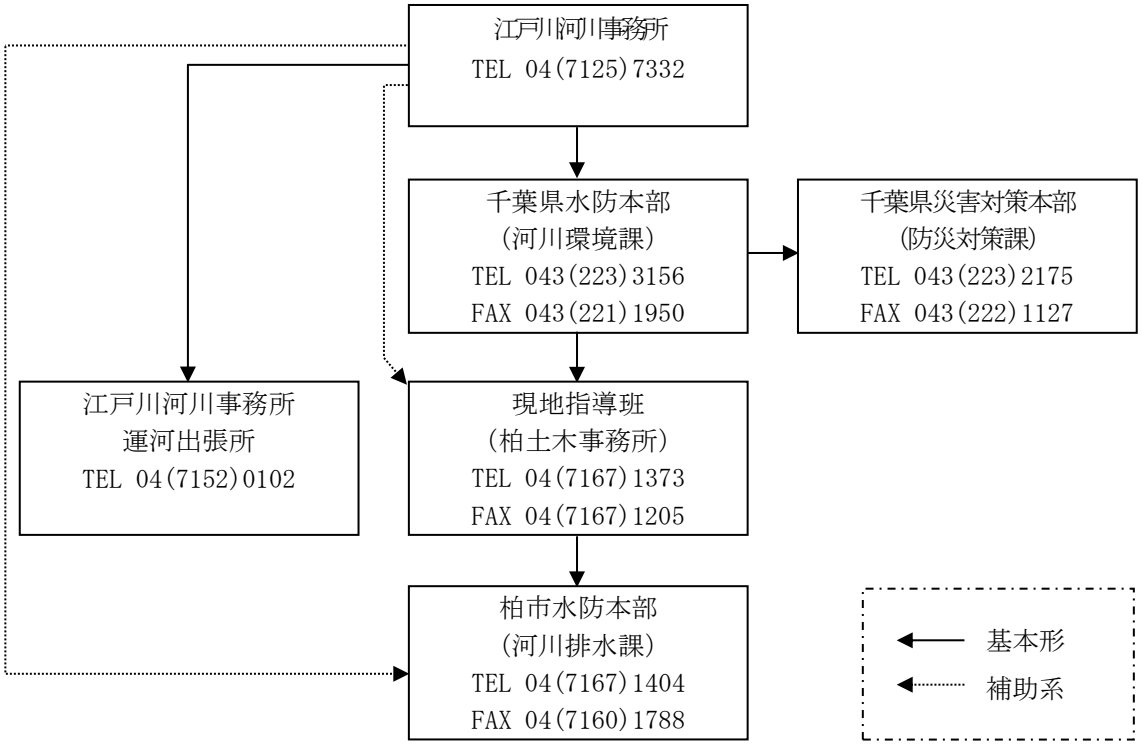
ア　利根川上流河川事務所管理区間



イ　利根川下流河川事務所管理区間



ウ　江戸川河川事務所管理区間



3 洪水予報（国土交通大臣と気象庁長官が共同で実施）

(1) 種類と発表基準等

国土交通省関東地方整備局及び気象庁が発表する洪水予報の種類と発表基準及び根拠とする法律は、以下のとおりである。

なお、関東地方整備局と気象庁が共同して行う洪水予報は、河川の水位流量を示して行う。

ア 根拠法

種別	根拠とする法律条文
洪水予報	水防法第 10、11 条、気象業務法第 14 条の 2

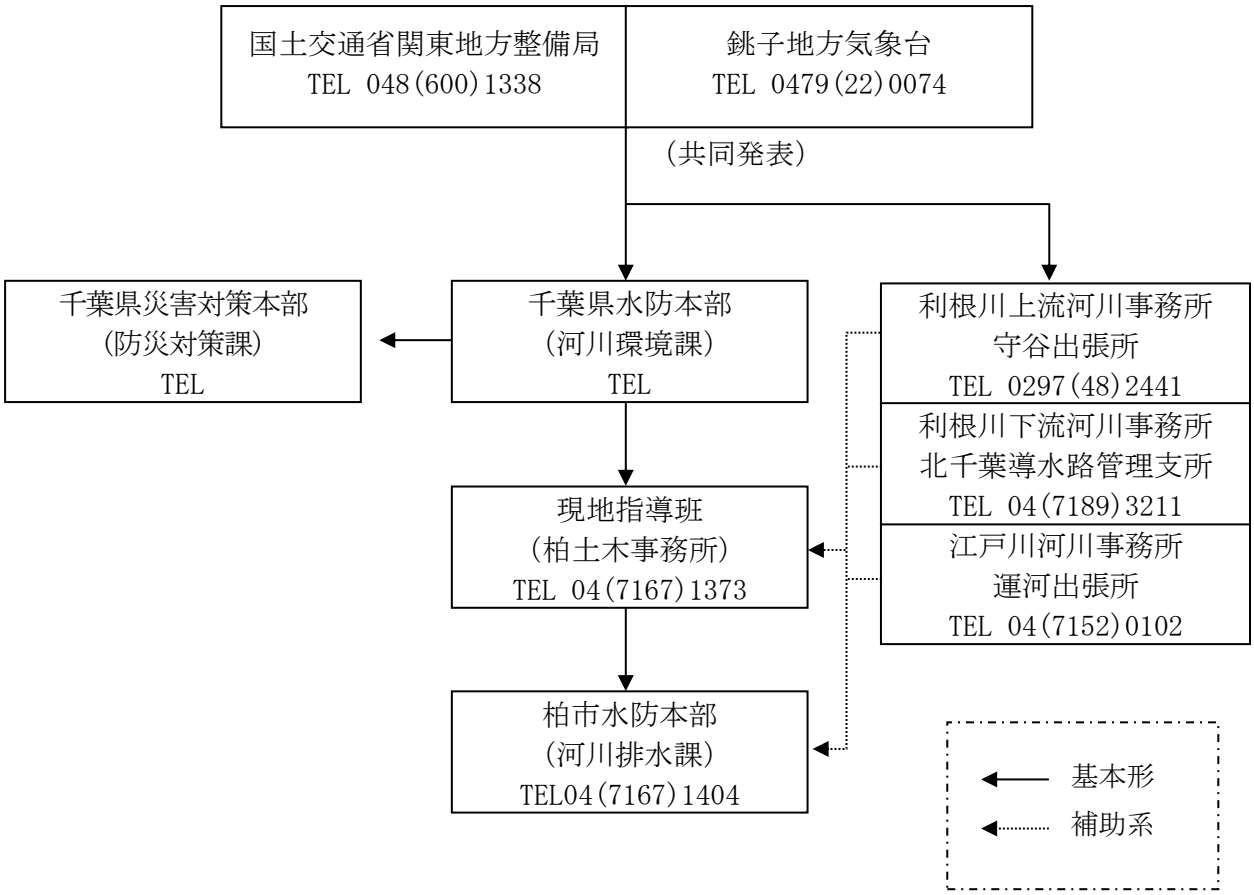
(2) 本市における洪水予報の関係河川

河川名	実施区域	予報地点
利根川 （中流部）	左岸 茨城県猿島郡境町字北野 1920 番地先 ～茨城県北相馬郡利根町東奥山新田 21 番 4 地先まで 右岸 江戸川分派点 ～千葉県印西市大字平岡字上流作 283 番 2 地先まで	芽吹橋 押付

(3) 洪水予報の伝達系統

伝達相当官署	河川名	発表者 （通知責任者）	受信者 （受報責任者）	伝達方法
国土交通省 関東地方整備局	利根川 中流部	関東地方整備局 （水災害予報センター長）	千葉県水防本部 指令班 （河川環境課長）	マイクロファックス 国土交通省専用電話 ＮＴＴ線 Ｅメール

(4) 利根川上流・下流、江戸川洪水予報伝達系統図



4 水位情報の通知及び周知（国土交通大臣が実施）

国土交通省関東地方整備局が県知事に対して水位情報を周知する河川及び根拠とする法律は、以下のとおりである。

(1) 水位情報を通知及び周知する河川

河川名	基準地点	所在地	零点高	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
			(m)	(m)	(m)	(m)	(m)
手賀川	新曙橋	千葉県柏市曙橋	YP+0.000	2.40	2.60	3.50	3.75
利根運河	野田	千葉県野田市中野台	YP+3.500	4.60	6.30	8.50	9.10

河川名	水位情報周知区間（上段:左岸、下段:右岸）			発表者	伝達者	受報者
	基点	～	終点			
手賀川	手賀沼からの流出点	～	利根川合流点	利根川下流河川事務所長	利根川下流洪水対策支部	千葉県水防本部
利根運河	幹川分派点	～	江戸川合流点	江戸川河川事務所長	江戸川洪水対策支部	千葉県水防本部

(2) 根拠法

種別	根拠とする法律条文
水位情報の通知及び周知	水防法第 13 条

5 火災警報

火災警報は、気象庁銚子地方気象台からの情報（火災気象通報）に基づく気象の状況及び柏市の地域の状況等を判断して、火災予防上危険であると認めるとき、市長が消防法に基づき、一般市民の火災に対する警戒心を喚起するために発表する警報で、その発令及び解除の基準は以下のとおりである。

表 火災警報の発令及び解除基準

区分	発令基準
発 令	1 実効湿度 60%以下で最低湿度が 40%以下になり最大風速が 7 m/s 超える見込みのとき 2 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続に吹く見込みのとき
解 除	おおむね平常に復したと市長が認めたとき

資料 138　基準水位観測所

1　基準水位観測所（国土交通省）

単位：m

河川名	基準水位観測所	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
利根川	芽吹橋	野田市目吹	2.000	5.000	6.900	7.400	7.940
利根川	押付	茨城県北相馬郡利根町押付	3.100	5.750	7.100	7.800	8.030
手賀川	新曙橋	柏市曙橋	2.400	2.600	3.500	3.750	－
利根運河	野田	野田市中野台	4.600	6.300	8.500	9.100	9.341

※1　水防団待機水位･･･各水防機関が水防活動に対して準備をする水位
※2　氾濫注意水位･･･水害に備え各水防機関が出動し、警戒にあたり、また、河川の氾濫の発生に注意を求める水位
※3　避難判断水位･･･河川が氾濫する可能性がある場合に、住民が避難を開始すべき水位
※4　氾濫危険水位･･･本来、この水位に到達する前に住民は避難完了しているべき水位
※5　計画高水位･･･川の堤防工事などの基準で、その堤防が耐えられる最高の水位

2　千葉県水防テレメータ

河川名	局名	設置場所	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位	計画高水位	備考
手賀沼	手賀沼	柏市曙橋字若鮎 3	2.40m	2.60m	2.80m	3.81m	雨量観測局併設
手賀沼	北柏	柏市柏下 1 番地先	－	－	－	－	
大堀川	昭和橋	柏市篠籠田 130-4	－	－	－	3.71m	
大津川	中之橋	柏市大井 2-9 地先	－	－	－	4.58m	

3　欠測時の措置

量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を市長（水防管理者）等、関係機関等に速やかに周知すること。

資料 139　情報の伝達目安、手段と内容

1　伝達目安

※夜間等状況に応じて情報伝達することとする。

	伝達手段	高齢者等避難 (警戒レベル3)	避難指示 (警戒レベル4)
1	防災行政無線	○	○
2	柏市ホームページ	○	○
3	かしわメール配信サービス	○	○
4	柏市公式X・LINE	○	○
5	防災アプリ	○	○
6	広報車	○	○
7	消防団	○	○
8	テレビ	○	○
9	緊急速報メール	○	○

2　手段と内容

	伝達手段	内容	注意事項
1	防災行政無線	地域の住民等に直接的に情報を伝える	雨風等で音がかき消されたりすることがあるため、気象条件、設置場所、建築構造等により情報伝達が限られ、また、対象地域を限定した情報伝達ができない
2	柏市 ホームページ	インターネットを通して幅広く情報を周知する	インターネット接続利用者に限られる
3	かしわメール配信サービス	一斉に情報を発信する	利用者のみに限られる
4	柏市公式 X・LINE	一斉に情報発信する	同上
5	防災アプリ	「Yahoo!防災速報」のアプリを通じて発信する	同上
6	広報車	対象区域を中心に巡回広報する	周辺等一体が浸水等の被害を受けている場合は、対象地域を巡回できない場合があり、アクセスルートの確認も必要
7	消防団	消防団車両の巡回等により、避難情報を広報する	同上
8	テレビ	ＮＨＫ、千葉テレビ、ＪＣＯＭ等のテロップ	停電が発生した場合伝わらない恐れが高い
9	緊急速報「エリアメール」・緊急速報メール	市内滞在者の携帯電話利用者全員に一斉配信（一斉メール）する	住民以外でも当該エリアに居合わせた人にも情報伝達されるので使用にあたっては要注意

資料 140　異常現象発見時の通報

災害対策基本法第 54 条の規定に基づき災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から情報を受けた警察官から通報を受けた時、又は自ら知ったときは、直ちに最寄りの県の出先機関、柏警察署及び銚子地方気象台、その他の関係機関に通報する。

通報すべき異常現象は次のとおりである。

●著しく異常な気象現象（例えば、竜巻、強い降雹等）

●気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象（例えば、数日間以上にわたり頻繁に感じるような地震）

1　火災警報信号

信号別	種　別	打　鐘　信　号	余韻防止付 サイレン信号	その他の 信　号
火災警報信号	火災警報 発令信号	○　○－○－○－○ ○　○－○－○－○ （1 点と 4 点のらん打）	約 30 秒 ○ ―＼／○ ― 約 6 秒	掲示板 火災警報 発令中 吹流し 旗
	火災警報 解除信号	○　○　　○－○ ○　○　　○－○ （1 点 2 個と 2 点のらん打）	約 10 秒　　約 1 分 ○ ―＼／○ ― 約 3 秒	口頭伝達、掲示板の撤去、吹流し旗の降下

2　水防信号

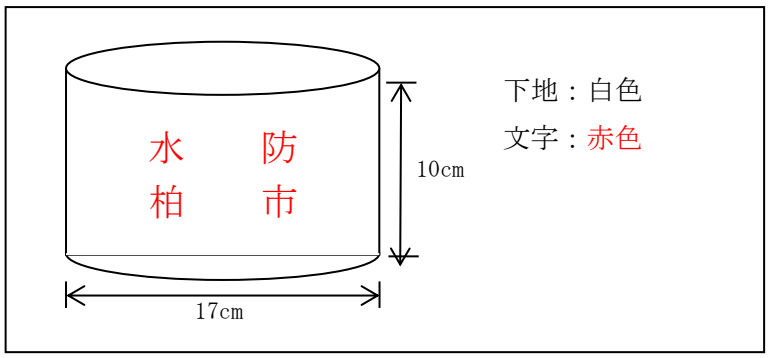
方法／区分	警　鐘　信　号	サイレン信号
警戒信号	○休止○休止○ （1　　点）	約 15 秒　　約 15 秒 約 5 秒○－　　－約 5 秒○－ 休　止　　休　止
水防団員出動	○－○－○　○－○－○ （3　　点）	約 6 秒　　約 6 秒 約 5 秒○－　　－約 5 秒○－ 休　止　　休　止
居住者の出動	○－○－○－○ ○－○－○－○ （4　　点）	約 5 秒　　約 5 秒 約 10 秒○－　　－約 10 秒○－ 休　止　　休　止
避難信号	○　○　○ ○　○　○ （乱　　打）	約 5 秒　　約 5 秒 約 1 分○－　　－約 1 分○－ 休　止　　休　止

3　水防標識

水防作業を正確かつ規律正しい団体行動をとらせるため、次の標識を定める。

(1) 水防要員の標識

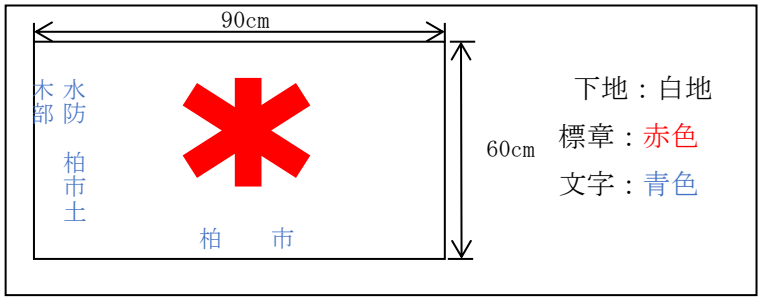
左腕に次の標識をつけるものとする。



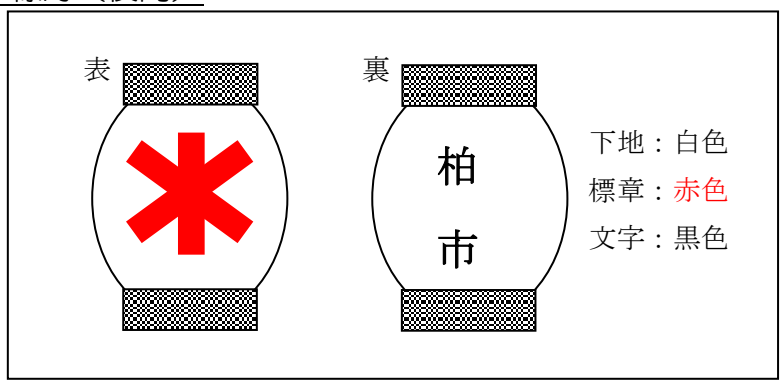
(2) 水防本部の標識

昼間は標旗（下図ア）を掲げ、夜間は提灯（下図イ）を掲げることとする。

ア　屯所標識



イ　標灯（夜間）

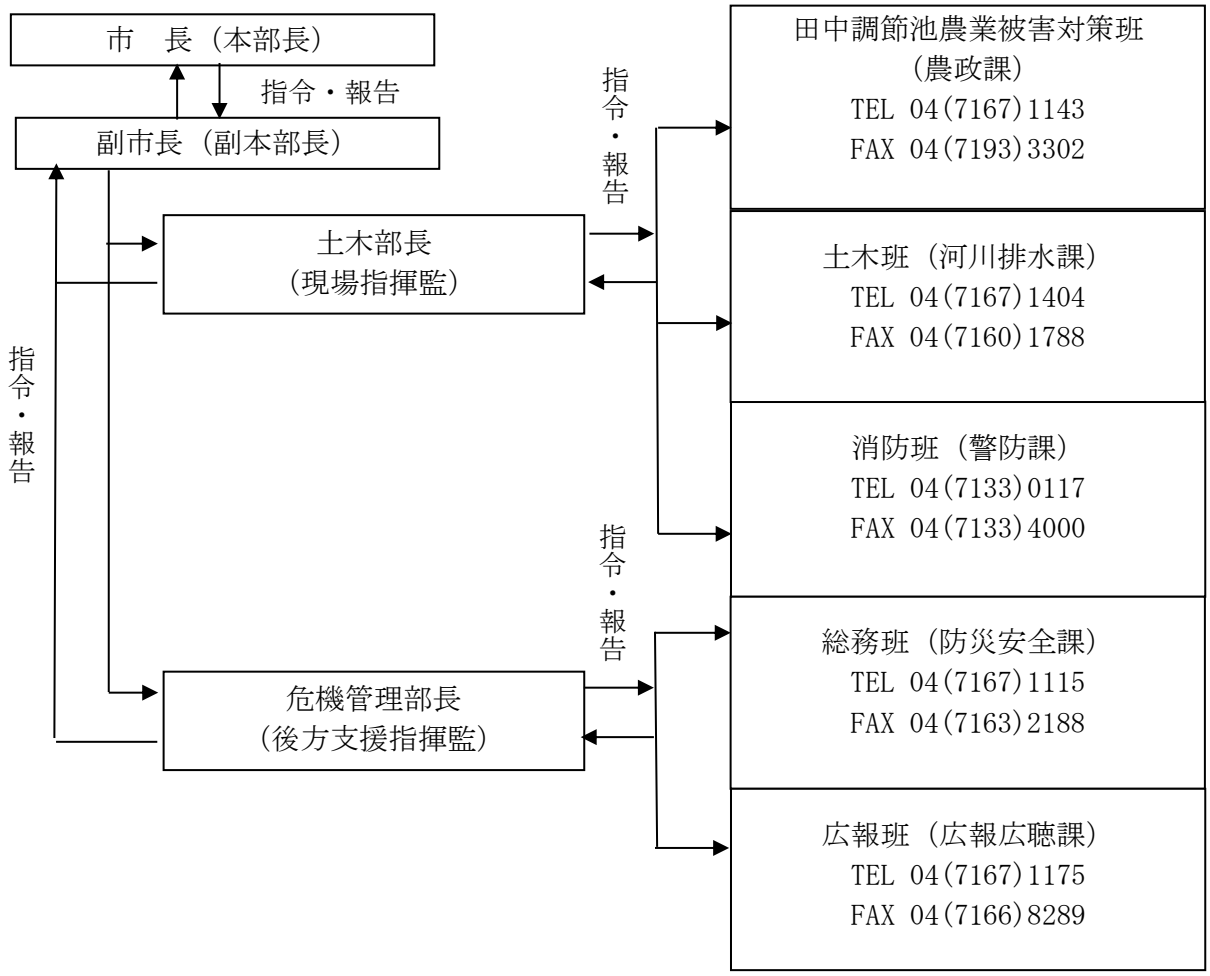


4　緊急自動車優先通行標識

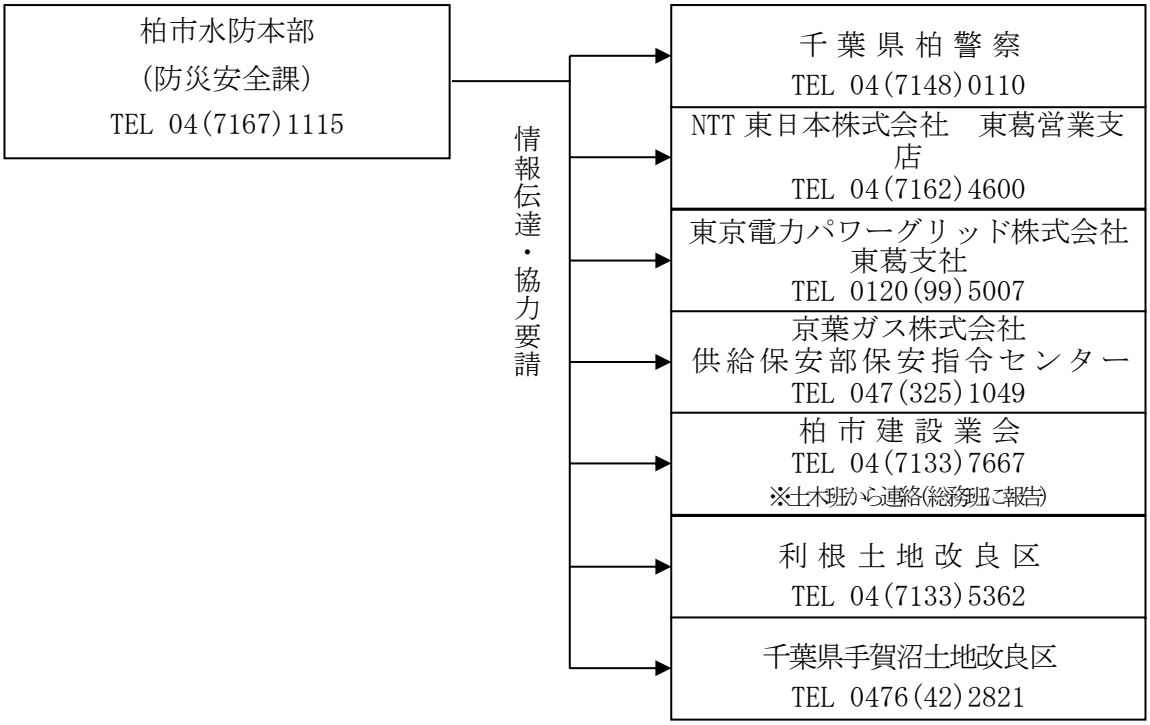
水防用緊急自動車として使用する車は、道路交通法施行令第 13 条の規定によりあらかじめ千葉県公安委員会の指定を受け、標識・サイレン等の設備を設置することとする。

資料 141　水防活動における情報伝達

1 柏市水防本部指令情報伝達系統



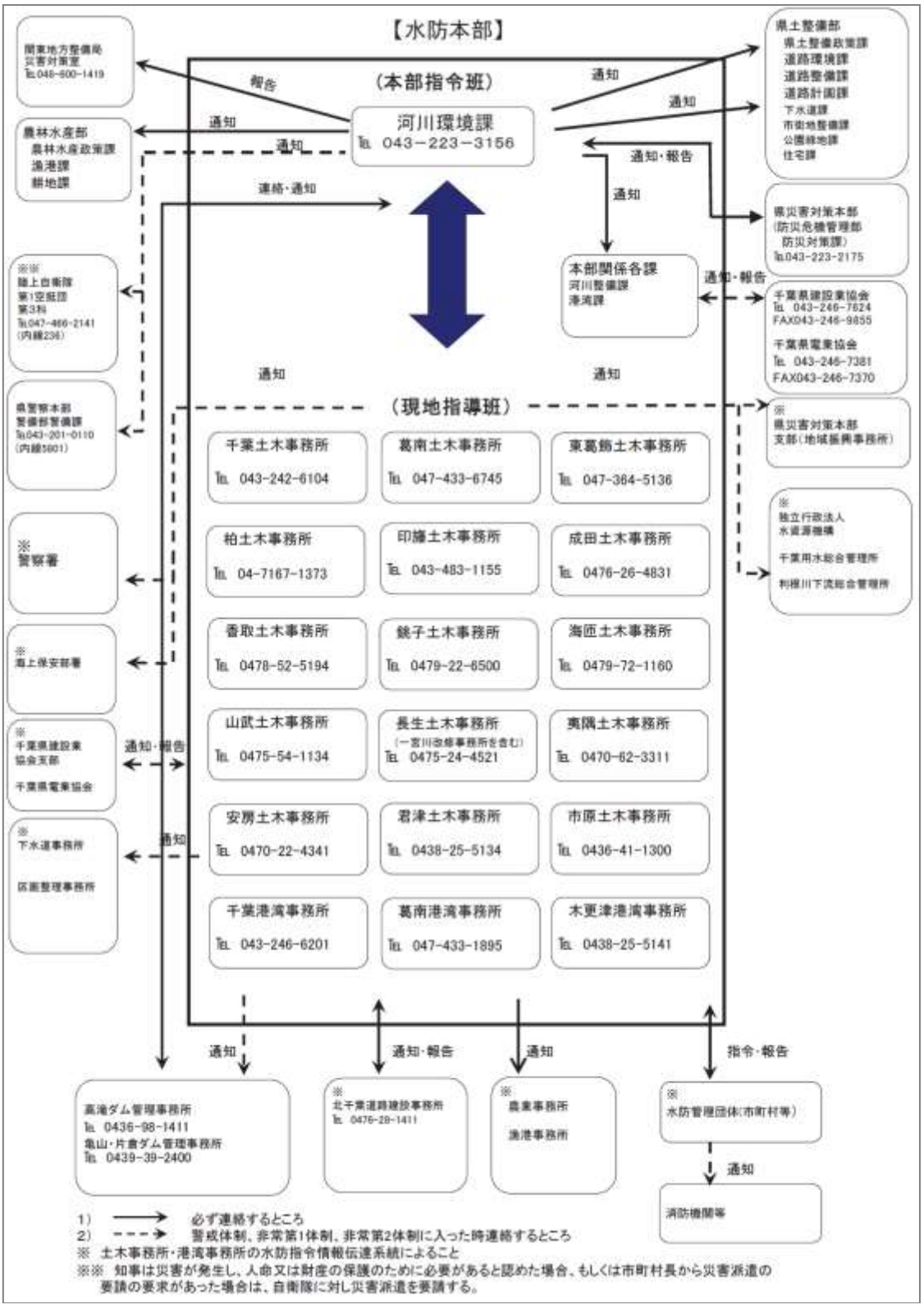
２　柏市水防本部関係機関伝達系統



3　水防通信

(1) 水防時の通信連絡系統

水防本部水防指令情報伝達系統（令和 4 年度千葉県水防計画より引用）



(2) 災害時優先電話

水防に係る対応のため行われる通信規制を回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は水防法第 27 条第 2 項及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 1 項に基づき、災害時優先通信を利用できる。

資料 142　警戒区域が設定される場合

設定権者：市長（本部長）、消防職員、警察官(※)、水防団員
○水防上緊急の必要がある地域 ○崩壊危険のある大規模建物周辺地域 ○施設の被害により有毒ガスの危険がおよぶと予想される地域 ○施設の被害により爆発の危険がおよぶと予想される地域 ○放射線使用施設の被害により被曝の危険がおよぶと予想される地域 ○その他市民の生命を守るため必要と認められるとき

※水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

資料 143　浸水想定区域における避難情報の発令基準

1　利根川（基準水位観測所　田中調節池）

避難指示等の発令を判断する基準地は、浸水が想定されている各対象地区の堤防とする。なお、利根川右岸 92．0～93．5ｋｍ付近（柏市花野井～大室 重要水防箇所 A ランク）の堤防高が最も低いため、この地点を特に注意する。

【対象地区】

コミュニティエリア	地域
田中	大青田、大室、大室 2 丁目、大室 3 丁目、小青田、小青田 3 丁目、小青田 4 丁目、小青田 5 丁目、根戸、花野井、船戸、船戸 1 丁目、船戸 2 丁目、船戸 3 丁目、上利根、新利根
富勢	布施、布施新町 1 丁目、布施新町 2 丁目、布施新町 3 丁目、布施新町 4 丁目、弁天下、布施下

種類	内容	基準（各対象地区前の堤防）
避難指示 （警戒レベル 4）	■ 危険な場所から全員避難	■ 田中調節池内の水位が 4.14ｍに到達し、引き続き田中調節池内の水位上昇が見込まれるとき ■ 田中調節池周囲堤等の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災）を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
高齢者等避難 （警戒レベル 3）	■ 危険な場所から高齢者等は全員避難 ■ 高齢者等以外の人も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする	■ 田中調節池内の水位が 3.14ｍに到達し、引き続き田中調節池内の水位上昇が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき

2　利根川（手賀川、手賀沼、大堀川、大津川、染井入落、金山落沿い　基準水位観測所　押付）

浸水想定区域

堤防決壊地点については河口より 76．0km 利根川右岸（我孫子市布佐付近）を想定し、浸水想定区域を定めている。

【対象地区 1】

コミュニティエリア	地域
手賀	千間橋、水道橋、曙橋、布瀬、布瀬新田、手賀、手賀新田、片山、片山新田、泉（染井入落）、泉村新田、鷲野谷、鷲野谷新田

種類	内容	基準（押付観測所）
避難指示 （警戒レベル 4）	■ 危険な場所から全員避難	■ 氾濫危険水位（7.80m）を超過したとき ■ 堤防決壊想定地点付近で漏水等堤防の決壊につながるおそれのある被災等を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
高齢者等避難 （警戒レベル 3）	■ 危険な場所から高齢者等は全員避難 ■ 高齢者等以外の人も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする	■ 避難判断水位（7.10m）を超過し、氾濫危険水位（7.80m）の超過が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき

資料 143　浸水想定区域における避難情報の発令基準

【対象地区 2】

コミュニティエリア	地域
富勢	北柏 1～5 丁目、柏堀之内新田、呼塚新田、根戸、根戸新田、松ケ崎新田
高田・松ケ崎	根戸新田、松ケ崎、松ケ崎新田、高田
豊四季台	篠籠田、あけぼの 3 丁目、あけぼの 5 丁目
柏中央	柏、柏下、戸張、戸張新田、呼塚新田、松ケ崎新田
新田原	戸張、東柏 2 丁目
増尾	名戸ケ谷、増尾
藤心	藤心
風早北部	若白毛、箕輪、箕輪新田、大井、大井新田、塚崎
手賀	柳戸、泉（金山落）、金山、岩井、岩井新田
風早南部	藤ケ谷、高柳

種類	内容	基準（堤防決壊想定地点）
避難指示 （警戒レベル 4）	■ 危険な場所から全員避難	■ 堤防決壊想定地点付近で堤防の決壊を確認し、2 時間後に浸水が予想されるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
高齢者等避難 （警戒レベル 3）	■ 危険な場所から高齢者等は全員避難 ■ 高齢者等以外の人も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする	■ 堤防決壊想定地点付近で堤防の決壊を確認し、3 時間後に浸水が予想されるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき

※浸水時間については、利根川下流河川事務所の洪水浸水想定区域図
（https://www.ktr.mlit.go.jp/tonege/tonege00450.html）を参考とする

・参考にする県水防テレメータ（基準水位観測所）
資料 138　基準水位観測所　イ　千葉県水防テレメータのとおり。

3 利根運河（基準水位観測所 野田）

【対象地区】

コミュニティエリア	地域
田中	大青田、船戸、船戸山高野

種類	内容	基準（野田観測所）
避難指示 （警戒レベル4）	■ 危険な場所から全員避難	■ 避難判断水位（8.50m）に到達したとき ■ 河川管理施設の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災等）を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
高齢者等避難 （警戒レベル3）	■ 危険な場所から高齢者等は全員避難 ■ 高齢者等以外の人も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする	■ 氾濫注意水位（6.30m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき

4　手賀沼及び手賀川（基準水位観測所　新曙橋）

【対象地区】

手賀沼（以下計 18 地域）

コミュニティエリア	地域
柏中央	柏下、柏中村下、戸張、戸張新田、
新田原	戸張
風早北部	箕輪、箕輪新田、大井、大井新田、手賀の杜 1 丁目
手賀	泉、泉村新田、片山、片山新田、鷲野谷、鷲野谷新田、岩井、岩井新田、染井入新田

手賀川（以下 9 地域）

コミュニティエリア	地域
手賀	片山、片山新田、手賀、手賀新田、布瀬、布瀬新田、曙橋、水道橋、千間橋

種類	内容	基準（新曙橋観測所）
避難指示 （警戒レベル 4）	■ 危険な場所から全員避難	■ 新曙橋観測所の水位が避難判断水位（3.50m）に到達したとき ■ 河川管理施設の異常（漏水等決壊につながるおそれのある被災等）を確認したとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき
高齢者等避難 （警戒レベル 3）	■ 危険な場所から高齢者等は全員避難 ■ 高齢者等以外の人も必要に応じ、外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始め、避難の準備をする	■ 新曙橋観測所の水位が氾濫注意水位（2.60m）に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき ■ その他市長（本部長）が必要と認めるとき

資料 144　避難指示等の発令の判断基準の整理

避難指示等の判断基準

本市において、土砂災害発生の恐れのある土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所（以下「警戒区域等」という。）は、市職員、消防職員等による警戒区域等の巡回情報や周辺住民からの通報などの情報、気象庁や民間委託会社等の気象情報等を基に、避難指示等の対象となる「避難区域」を判断する。

なお、避難指示等は、以下の今後の気象予測や土砂災害が発生するおそれがある箇所の巡視情報等からの報告及び基準の目安を含めて、総合的に判断して発令する。

市は、高齢者等避難、避難指示（以下、「避難指示等」という。）を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、国の定める避難指示等ガイドライン等を基に、あらかじめ発令の判断基準を定めておくとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

そのため、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令すべきか等の判断基準（具体的な考え方）について、「避難情報に関するガイドライン 令和 3 年 5 月 10 日 内閣府」を参考にマニュアルを整備するものとする。

また、平時から津波発生時を想定した避難シミュレーション訓練を行うなど、発令の判断基準等が適切かどうか確認を行うものとする。

さらに、市は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、ホットラインの構築や連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

資料 145　避難指示等の発令の判断基準の整理

水防工法一覧

原因		工　法	工法の概要	利用箇所 河　川	主に使用する資材 古　来	主に使用する資材 現　在	備　考
越水		積み土のう工	堤防天端に土のう又は土のうを数段積み上げる	一級河川	土俵、くい、竹くい	土のう、防水シート、鉄筋防	応急かさ上げ工
越水		せき板工	堤防天端にくいを打ち、せき板を当てる	都市周辺河川 （土のうの入手困難）	くい、板、くぎ	鋼製支柱、軽量鋼板	応急かさ上げ工
越水		蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	竹あみ蛇かご、石、むしろ	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	応急かさ上げ工
越水		水マット工 （連結水のう工）	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 （土のう・板など入手困難）	－	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	応急かさ上げ工
越水		裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の囲い箇所	むしろ、半割、土俵	－	応急越流堤工
越水		裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 （むしろ、竹の入手困難）	－	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	応急越流堤工
漏水	川裏対策	釜　段　工 （釜築き、釜止め）	裏小段、裏のり先平地に円形積み土のうにする	一級河川	土俵、むしろ、木くい又は竹ぐい、樋	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ	漏水緩和工
漏水	川裏対策	水マット式 釜　段　工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 （土砂、土のう入手困難）	－	既製水のうポンプ、鉄パイプ	漏水緩和工
漏水	川裏対策	鉄板式釜段工 （簡易釜段工）	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 （土砂、土のう入手困難）	－	鉄板、土のう パイプ、鉄パイプ	漏水緩和工
漏水	川裏対策	月の輪工	裏のり部によりかかり、半円形に積み土のうする	一級河川	土俵、むしろ、くい、樋、竹ぐい	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒	漏水緩和工
漏水	川裏対策	水マット月の輪工	裏小段、裏のりに先にかかるビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 （土砂、土のう入手困難）	－	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ	漏水緩和工
漏水	川裏対策	たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたる又は桶を置く	一級河川	たる、むしろ土俵	たる、防水シート、土のう	漏水緩和工
漏水	川裏対策	導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一級河川 （漏水少ない箇所）	むしろ、丸太、竹	防水シート、丸太 竹	漏水緩和工

原因		工　法	工法の概要	利用箇所 河　川	主に使用する資材		備　考
					古　来	現　在	
漏水	川表対策	詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める	一級河川 (漏水少ない箇所)	土のう、むしろくい、竹ぐい	土のう、木ぐい、竹ぐい	漏水止め工
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一級河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土俵	－	漏水止め工
		継ぎむしろ張工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一級河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわくい、ロープ 竹、土俵	－	漏水止め工 表のり決壊防止
		シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	－	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう	漏水止め工
		たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅い所)	古たたみ、くい、なわ、土俵、鉄線	土俵の代わりに土のう	漏水止め工
洗堀		むしろ張り工 継ぎむしろ張工 シート張り工 たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ	漏水防止と同じ	洗堀防止
		木流し工 (竹流し工)	樹木（竹）に重り土俵をつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立ち木(青竹)、土俵、なわ、鉄線、くい	立ち木、土のう、ロープ鉄線、くい	洗堀防止
		立てかご工	表のり面に蛇かごをたてて被覆する	急流河川 砂利堤防	竹蛇かご、詰め石、くい、鉄線	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線	洗堀防止
		捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のう又は大きい石を投入する	急流河川	土俵、石俵石	土のう、石異型コンクリートブロック	洗堀防止 断面確保
		竹網流し工	竹を格子形に結束し、土俵をつけて、のり面を被覆する	緩急河川	竹、くい、なわ、土俵	竹、くい、ロープ、土のう	洗堀防止
決壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、蛇かご	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご	洗堀防止
		築きまわし工	表のりの決壊による断面不足を裏のりに土俵を積む	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土俵、くぎ	くい、割竹、板、土のう、くぎ	断面確保
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作りのり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、わら、かや、土俵	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう	洗堀防止

資料 146　水防活動書類様式

水防状況報告

柏市水防本部長　様

年　　月　　日時点

水　防　状　況　報　告

附表第5　　水防隊

符　号	事　　項	前 記 事 項 の 概 要
1	堤防等危険地点とその概況	
2	上記1に対する災害防除の応急措置	
3	浸水地区名及び床上浸水家屋の概数	
4	浸水地区名及び床下浸水家屋の概数	
5	原因別、地区別倒壊家屋の概数	
6	原因別、地区別半壊家屋の概数	
7	原因別死者の住所、職業、氏名、年令	
8	原因別地区別負傷者の性別人数	
9	避難者収容所収容別人数	
10	収容別収容者中傷病者数及びその程度	
11	停電地区	
12	通信施設	
13	道路、橋梁等交通不能地点	
14	浸水その他による自動車通行不能地点	
15	鉄道、軌道等交通機関	
16	田畑等冠水面積	
17	その他	

電話又は無線による報告の場合、符号ですること。

例えば「1なし」のように連絡する。

水防てん末報告

水 防 実 施 状 況 概 要 報 告 書

（様式1）　　（作成責任者）

<table>
<tr><td>管理団体名</td><td colspan="3"></td><td>指定非指定別</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">水防実施時の台風又は豪雨名</td><td colspan="2"></td><td>報　告
年月日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">水場防実施所</td><td rowspan="2"></td><td colspan="6">日時</td></tr>
<tr><td rowspan="4">所要経費</td><td></td><td colspan="2">管理団体
支出分</td><td>県支出分</td><td colspan="2">合　　計</td></tr>
<tr><td rowspan="2">出動人員数</td><td>水防団員</td><td>消防団員</td><td>その他</td><td>計</td><td>人件費</td><td colspan="2">円</td><td>円</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>物件費</td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td>合　計</td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">水及防作び業の工概要法</td><td colspan="4" rowspan="3">工法</td><td rowspan="3">水防の結果</td><td></td><td>堤防</td><td>田</td><td>畑</td><td>家</td><td>鉄道</td><td>道路</td><td>人口</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>効果</td><td>m</td><td>a</td><td>a</td><td>戸</td><td>m</td><td>m</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>被害</td><td>m</td><td>a</td><td>a</td><td>戸</td><td>m</td><td>m</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">他団体よりの応援の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="5">居住者出動状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="5">警察の援助状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="5">現地指導官吏氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="5">水防関係者の氏名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="5">立退きの状況及びそれを指示した理由</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="5">水防功労者の氏名と年令、所属及びその功績概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="5">堤防その他の異常有無及び緊急工事を要するものが生じた時はその場所及び損害状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="5">水防活動に対する自己批判</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="5">備　　考</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

注1　各水防管理団体及び現地指導班で水防を行った箇所毎に作成する。

2　各水防管理団体は管轄現地指導班に箇所毎の報告書に集計表をつけて2部提出すること。

3　集計表は本様式を利用し水防実施個所は箇所数のみを記入する。

（様式 2）水防出動及び実施団体並びに人員調

出動水防管理団体名	指定非指定別	台風名又は出水期の別	水防実施延人員					摘要
			水防団体	消防団体	その他	自衛隊員	計	
		自　月　日 豪雨 至　月　日	()	()	()	()	()	
		台風の号	()	()	()	()	()	
合　　計			()	()	()	()	()	

注1　水防実施延人員欄の（　）書は出動待機を含まない実際に水防作業に従事した人数。

2　水防団員とは消防組織ではない水防法第5条に基づく水防団の団員とする。

3　その他とは、水防法第17条に基づく居住者等の水防従事者等を記載すること。

（様式 3）水防管理団体の水防所要経費調

台風及び出水別	水防管理団体名	所要経費				摘要
		使用資材	購入器材	人件費（食糧費）	合　計	
		円	円	円	円	
	計					

注1　台風及び出水ごとに分類して記載すること。

2　所要経費には都道府県及び国よりの支給分を含めないこと。

（様式 4）使用した主要水防資材量調

水防管理団体名	使用した主要水防資材量							摘要
	空俵（叺）	筵	縄	丸太	鉄線	竹	その他	
	枚	枚	kg	本	kg	本		

（様式 5）水防効果（被害防止及び実被害）調

台風及び出水別	水防管理団体名	一般被害						土木災害			合計
		田 (ha)	畑 (ha)	家屋	工事その他公共施設等被害額	その他	小計	河川被害額	その他土木被害額	計	
合計											

注1　台風及び 出水ごとに分類して記載すること。

2　その他には人畜の被害等を記入のこと。

公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。（法第21）

公用負担権限委任証明書

第　○　号

身　　分

氏　　名

右の者○○の区域における水防法第21条第1項の権限行使を委任したることを証明する。

年　　月　　日

水防団長
水防管理者又は
消防機関の長

氏　　名　　印

公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは次のような証票を二通作成してその一通を目的物所有者管理者又はこれに準ずるべき者に手渡さなければならない。

公　用　負　担　証　書

住　所

負　担　者

氏　名

物　件　数　量　　負　担　内　容　　（使用収用処分等）
期間　　摘要

年　　月　　日

命令者職名　氏　　名　　印

損失補償

右の権限行使によって損失を受けた者に対しては当該の水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。

（参考 1）

(1) 特別警報、警報、注意報、気象情報

用語	説明
気象情報	円滑な防災活動を支援するため、一般および関係機関に対して現象の経過や予想、注意すべき事項等を解説したもので、対象とする予報区により全般気象情報、地方気象情報、府県気象情報に分類する場合がある。
特別警報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報。
危険警報	重大な災害の起こるおそれが大きい危険な状況である旨を警告して行う予報。 氾濫、大雨、土砂災害、高潮の危険警報がある。
警　　報	重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。 気象、土砂崩れ、高潮、波浪、浸水、洪水の警報がある。気象警報には暴風、暴風雪、大雨、大雪の警報がある。
注 意 報	災害が起るおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。 気象、土砂崩れ、高潮、波浪、浸水、洪水の注意報がある。気象注意報には風雪、強風、大雨、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着雪、着氷、融雪の注意報がある。
顕著な大雨に関する気象情報	顕著な大雨に関する気象情報は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。
記録的短時間大雨情報	数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測し、より一層の警戒を呼びかけるときに発表する情報。現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを周知するために発表するもので、大雨を観測した観測点名や市町村等を明記して発表する。
顕著な大雨に関する気象情報	顕著な大雨に関する気象情報は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実施に降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報です。
早期注意情報（警報級の可能性）	警報級の現象が5日先までに予想されるときに、その可能性を高さに応じて［高］、［中］の2段階で伝える情報。
発表する	特別警報、警報、注意報および気象情報の公表には「発表」を用いる。「発令」、「宣言」ではない。
切り替える	特別警報、警報、注意報などの継続などには「切り替え」を用いる。「更新」は用いない。

※引用元「気象庁ホームページ」

資料 147　市内の樋管設置場所

河川管理者	河川名	施設名	設置場所		地先名	門扉・形式	操作方法
			岸別	位置(K、m)			
利根川上流河川事務所	利根川	欠ノ下樋管	右岸	88.0 上 300	柏市布施	鋼製スライドゲート	電動
		堂ノ下樋管		91.5 上 80	柏市布施	鋼製スライドゲート	電動
		城之腰樋管		92.5 上 460	柏市大室	鋼製スライドゲート	電動
		寺下前樋管		93.5 上 28	柏市大室	鋼製スライドゲート	電動
		川端樋管		94.0 上 345	柏市小青田	鋼製ローラーゲート	電動
		花前樋管		94.5 上 235	柏市船戸	鋼製スライドゲート	電動
		旭山樋管		95.5 上 30	柏市船戸	鋼製ローラーゲート	電動
		早瀬樋管		95.5 上 350	柏市船戸	鋼製スライドゲート	電動
		張間内排水樋管		92.0 km	柏市花野井	鋼製ローラーゲート	電動
		郷向樋管		88.5 上 138	柏市布施下(※管理は千葉県知事)	鋼製スライドゲート	可搬式エンジン
		塩辛樋管		91.5 上 430	柏市花野井	鋼製プレイトガーダローラゲート	電動
江戸川河川事務所	利根運河	西郷谷排水樋管	左岸	5 下 30	柏市大青田(※管理は江戸川河川事務所)	コンクリート巻ヒューム管	手動
		諏訪下排水樋管		4.6	柏市大青田(※管理は流山市長)	鋼製ローラーゲート	電動
		宮本排水樋管		—	柏市船戸山高野字宮本	—	手動
		城の越排水樋管		—	柏市大青田字中立 1844-1	—	手動
千葉県	手賀沼	城山樋管	—	—	柏市箕輪新田	鋼製スライドゲート	手動
		唐虫樋管	—	—	柏市大井新田	鋼製スライドゲート	手動

資料 148　交通量による除雪目標と内容の一般基準

区分	標準交通量	除　雪　目　標	実　施　内　容
第一種	10，000 台/日以上 ※一般国道が相当	2 車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪以外は常時交通を確保する。 全幅員除雪は早期に実施する。	夏季とほぼ同じ路面状態を保つように、常時路面の維持作業を行う。特に指定された区間については、雪の運搬排除を行う。
第二種	7，500 台/日以上 ※主要地方道等の幹線が相当	2 車線幅員の確保を原則とするが状況によっては、1 車線幅員で待避所を設ける。バスの停留所などは拡幅する。 全幅員除雪は極力早期に実施する。	2 車線の最小幅を確保し、路面の維持作業は必要限度に止める。特別の場合 1 車線交通になることがある。 夜間除雪は原則として行わない。
第三種	7，500 台/日未満 ※一般県道等の地方的幹線が相当	1 車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。	各種車両の交通可能をもって限度とする。特別の場合短時間又は単区間交通不能になってもやむを得ない。
除雪路線	国道、県道、市道が除雪の対象となる。市道については、路線の性格、地域及び気象条件、交通量等の条件を考えて、第一種～第三種の別の区分を決定するものとする。		
歩道部・歩道橋	歩道は、通学路を優先とし、除雪に努めるものとする。なお、除雪対象の積雪量は定めないが、歩行者に危険のないよう、処置するものとする。歩道橋については特に留意し、積雪のあった時には除雪に努める。		

大規模事故編

第１章　応急・復旧・復興対策計画

資料 149　事故警戒本部

1　事故警戒本部の構成

事故警戒本部会議の長は危機管理部長とし、情報収集及び対応策検討のための事務局を危機管理部防災安全課に置く。

□　危機管理部長	□　総務部長
□　財政部長	□　広報部長
□　市民生活部長	□　健康医療部長
□　福祉部長	□　都市部長
□　土木部長	□　消防局長
□　会議開催を要請した部局長	□　その他危機管理部長が必要と判断した者

2　事故警戒本部の協議事項

□　被害情報の収集
□　専門又は研究機関からの情報収集
□　県及び防災関係機関との連絡調整
□　今後の対応策と配備体制の検討
□　市長からの特命事項
□　その他

資料 150　危険物災害対策計画における応急対策

1　事業所等

危険物施設の所有者、管理者及び占有者で、その権限を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生後直ちに、その規模の大小にかかわらず、次に掲げる措置をとるものとする。

通報体制	(ｱ) 責任者は、直ちに 119 番で消防局、110 番で千葉県警察本部に通報するとともに、　必要に応じて付近の住民並びに近隣事業所に連絡する。 (ｲ) 責任者は、被害の概要を早急に取りまとめ、消防局に通報する。
初動活動	責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初動活動を実施する。この場合において、近隣への延焼等の防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとるものとする。
避難	責任者は、自ら作成した避難計画により、従業員等の避難を実施する。

2　県、市及びその他関係機関

災害の規模、状況に応じ、県及び柏市地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連携のもと次に掲げる応急対策を実施する。

災害情報の収集及び報告	災害現場に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、市長及び県防災危機管理部に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。
救急医療等の実施	当該事業所、市及び医療機関等は、連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。
消防活動	危険物火災等の特性に応じた消防活動を速やかに実施する。
避難活動	市長は、被害が拡大し当該事業所周辺の住民に影響を及ぼす恐れがあると認められる場合は、防災関係機関と協議し、災害対策基本法に基づく警戒区域を設定して周辺住民を避難所へ誘導する。
警戒活動、交通規制活動	柏警察署は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期すため、警戒活動及び交通規制活動を実施する。
交通対策活動	交通の安全、緊急輸送路の確保を図るため、当該災害現場周辺の交通対策活動を実施する。
原因の究明	県、労働基準監督署、消防局等は、災害の発生原因の究明に当たる。

資料 151　危険物施設設置状況

施設別		件数
製造所		10
貯蔵所	屋内貯蔵所	82
	屋外タンク	31
	屋内タンク	3
	地下タンク	95
	簡易タンク	1
	移動タンク	46
	屋外貯蔵所	7

施設別		件数
取扱所	給油取扱所	73
	第一種販売	2
	第二種販売	1
	一般取扱所	58
計		409

令和 8 年 4 月 1 日時点
（消防局）

資料 152　高圧ガス災害対策における応急対策

1　事業所等

緊急通報	高圧ガス関係事業所は、高圧ガス施設から災害が発生した場合は、あらかじめ定められた連絡経路に従い、消防、警察等防災関係機関に通報する。通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。
災害対策本部等の設置	高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに当該事業所内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。
応急措置の実施	防災関係機関と連携して、高圧ガスの性質(毒性、可燃性、支燃性等)に基づいた適切な応急措置を実施する。
防災資機材等の調達	防災資機材が不足又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。
被害の拡大防止措置	毒性ガス、可燃性ガスが漏洩した場合は、ガス検知器等で濃度を測定し、拡散状況等の把握に努める。

2　県、市及びその他関係機関

事故発生通報	事故発生の通報を受けた市（消防局）は、災害現場の被災状況を的確に把握する。状況に応じ、危機管理部及び他の防災関係機関と連絡調整を図る。
応急措置の実施	防災関係機関は、事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を実施する。
防災資機材の調達	県及び市は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合は協力して防災資機材を調達する。 千葉県警察及び柏警察署は、防災資機材の緊急輸送に協力する。
被害の拡大防止措置及び避難	市長は、被害が拡大し当該事業所周辺にも影響を及ぼすものと予想される場合は、防災関係機関と協議し、災害対策基本法に基づく警戒区域を設定し、周辺住民を避難所に誘導する。
警戒活動、交通規制活動	柏警察署は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期すため、警戒活動及び交通規制活動を実施する。
交通対策活動	交通の安全、緊急輸送の確保を図るため、当該災害現場周辺の交通対策活動を実施する。
原因の究明	県、労働基準監督署、消防局は、災害の発生原因の究明に当たる。

資料 153　火薬類災害対策における応急対策事項

1　事業所等

緊急通報	火薬類施設から災害が発生した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により消防局及び警察等防災関係機関に通報する。
災害対策本部等の設置	火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに当該事業所又はその付近に災害対策本部等を設置し、消防局その他の防災関係機関と連携して応急対策を実施する。
応急措置の実施	防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急対策を実施する。

2　県、市及びその他関係機関

緊急通報	119 番通報を受けた消防局は、その状況により常磐自動車道を管理する東日本高速道路㈱関東支社及び危機管理部並びにその他の防災関係機関に連絡する。
消防活動、応急措置の実施	事業所の責任者と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な消火活動等の応急措置を実施する。
被害の拡大防止措置及び避難	市長は、被害が拡大し当該事業所周辺の住民に影響を及ぼす恐れがあると認められる場合は、防災関係機関と協議し、災害対策基本法に基づく警戒区域を設定し、周辺住民を避難所に誘導する。
警戒活動、交通規制活動	柏警察署は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期すため、警戒活動、交通規制活動を実施する。
交通対策活動	交通の安全、緊急輸送の確保を図るため、災害現場周辺の交通対策活動を実施する。
原因の究明	県、労働基準監督署、消防局等は、災害の発生原因の究明に当たる。

資料 154　火薬類取扱事業所

施設の種類	事業所数
花火製造所	1

令和 8 年 4 月 1 日時点（消防局）

資料 155　毒物劇物災害対策における応急対策事項

1　毒物劇物営業者及び業務上取扱者等

通報	毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、健康医療部、警察署、又は消防局への通報を行う。
応急措置	毒物劇物が流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼす恐れがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講じる。

2　県、市及びその他関係機関

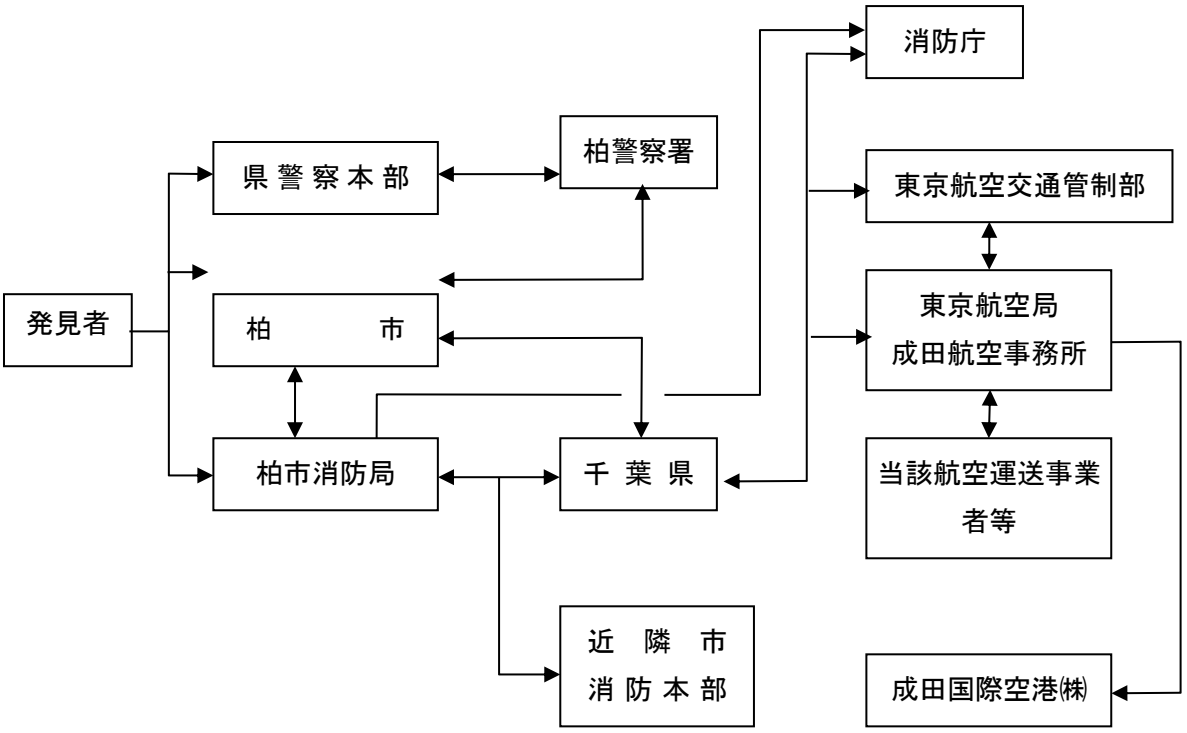
緊急通報	市消防局は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて危機管理部及び他の防災機関と連絡調整を図る。
被害の拡大防止	火災が発生した場合、施設管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。
救急医療	大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに、連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。
水源汚染防止	毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、関係機関に通報し、適切な措置を求める。
避難	市長は、県及び関係機関と協議の上、災害対策基本法に基づく警戒区域を設定し、周辺住民を避難所に誘導する。

資料 156　航空機災害対策における応急対策事項

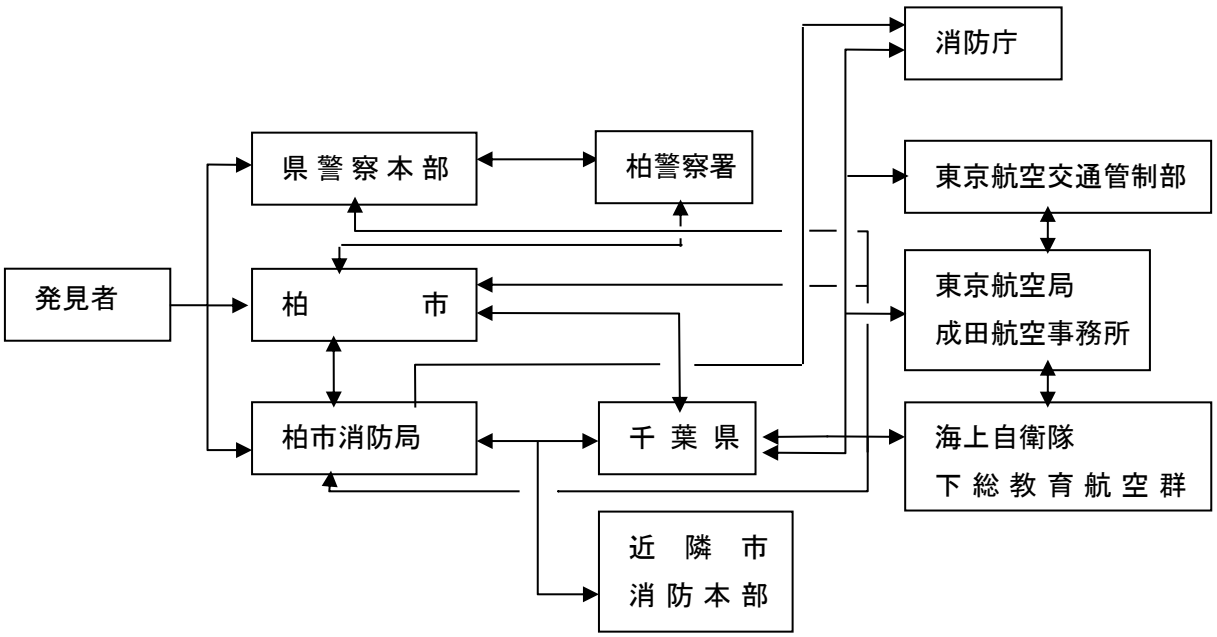
相互協力･派遣要請計画	(1) 航空機災害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。 (2) 応急措置を実施するため必要があると認めたときは、知事に対して自衛隊の派遣要請を行うものとする。
住民等への情報伝達体制	応急災害対策実施の理解を得るため、防災行政無線、広報車及び報道機関等を通じて、周辺居住者、事業所及び通行者等に対し次のとおり広報を行う。 (1) 被害の発生状況 (2) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要 (3) 避難指示等の避難情報の伝達及び避難先の指示 (4) 地域住民及び事業所への協力依頼 (5) その他必要と思われる事項 報道機関への対応は、原因者と密接な連携をもって、毎日指定する時間に広報部が設定する共同記者会見方式で報道機関への発表を行う。この記者発表は本部長が行う。 なお、自衛隊機の場合は、報道機関への対応は自衛隊が行う。この場合、市は関係機関との間で公表するべき情報の確認及び調整等を行い、上記のとおり市民等へ情報伝達を行うものとする。
災害救助法の適用	災害救助法の適用については、震災編に定めるところによる。 大規模事故時の災害救助法の適用については、災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号により、住家に被害が生じた場合のほか、第 4 号により直接多数の者の生命、身体に危害を及ぼす事故が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定や社会秩序のためにも迅速な救助の実施が求められる場合である。
消防活動の方針	航空機事故により、火災の発生又は発生するおそれのある場合は、勤務中の消防職員及び出動要請のあった消防団が初期活動又は初期活動準備にあたる。 また、大規模な火災により、消火の事象が発生した場合は、消防計画に基づき消防局長は非常配備体制をとり、消防職員及び消防団員を招集し、部隊の増強を図るとともに、必要に応じて近隣市町村等消防相互応援協定及び千葉県広域消防相互応援協定に定めるところにより、他の市町村等に消火活動等の応援要請を行う。 ただし、自衛隊機の場合は次のとおり対応するものとする。 (1) 自衛隊機において住民に被害が及ばない場合は、自衛隊が消火活動を行う。 (2) 現場からの通報により消防局が先に到着した場合は、直ちに消火活動を行い、自衛隊到着後は、消火活動の支援にあたる。 (3) 住民に被害が及ぶ場合は、消防局は自衛隊と連携しつつ、上記の消火活動を行う。
救助・救急活動	迅速な救助・救急活動を行うとともに、市は被災状況の早急な把握に努め、必要に応じ国の機関並びに他の市町村等に応援を要請するものとする。 また、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。 市内の医療機関は、負傷者に対し適切な医療活動を行うとともに、患者の急増等に対処するため、相互に緊密な情報交換を行い、他の医療機関等の協力を求めるよう努める。 ただし、自衛隊機の場合は次のとおり対応するものとする。 (1) 自衛隊機事故において住民に被害が及ばない場合は、自衛隊が乗員の救出、救護活動を行う。 (2) 現場からの通報により消防局が先に到着した場合は、直ちに救出、救護活動を開始し、自衛隊到着後は、現地で活動の調整を行う。 (3) 住民に被害が及ぶ場合は、消防局及び市は自衛隊と連携しつつ、活動分担を明確にして、上記の住民の救出、救護活動を行う。 (4) 医療機関への搬送は自衛隊及び消防局が行う。
警戒活動､交通規制活動	柏警察署は、市及び他の関係機関の協力のもとに災害現場周辺における社会秩序の維持に万全を期すため、警戒活動及び交通規制活動を実施する。
交通対策	(1) 航空機災害が発生したときは、市及び関係機関は、必要に応じて人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。この場合において、災害の状況により市長は関係機関と協議し、警戒区域の設定を行うものとする。 (2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び危険箇所等の所在並びに災害の概

	要その他避難に関する情報の提供に努めるものとする。 (3) 必要に応じて延焼の恐れのない場所に避難所を開設する。 (4) 下総航空基地またはその近隣で大規模な航空機事故等が発生したときに避難所として開設する施設は、高柳及び手賀近隣センター、学校などの指定避難所のほか、被害状況に応じて、物資の地域内輸送拠点候補施設としている沼南体育館についても避難所として開設する。 (5) その他、避難対策の実施については、震災編第 1 章応急対策計画第 9 節　避難対策に定めるところによる。
救援・医療救護・防疫活動等	震災編に定めるところによる。

資料 157　航空機災害（民間等航空機の場合）の情報伝達系統図



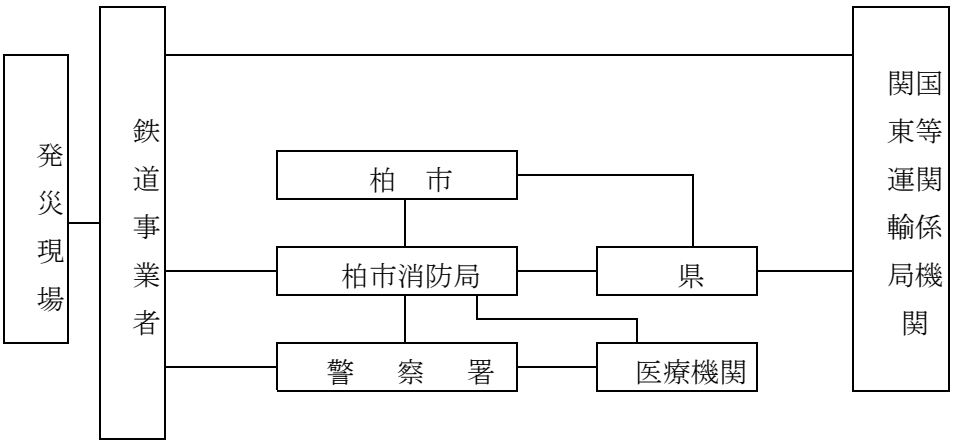
資料 158　航空機災害（自衛隊機の場合）の情報伝達系統図



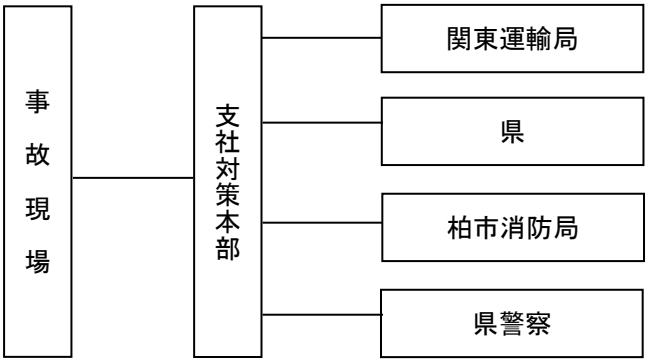
資料 159　鉄道災害対策における応急対策事項

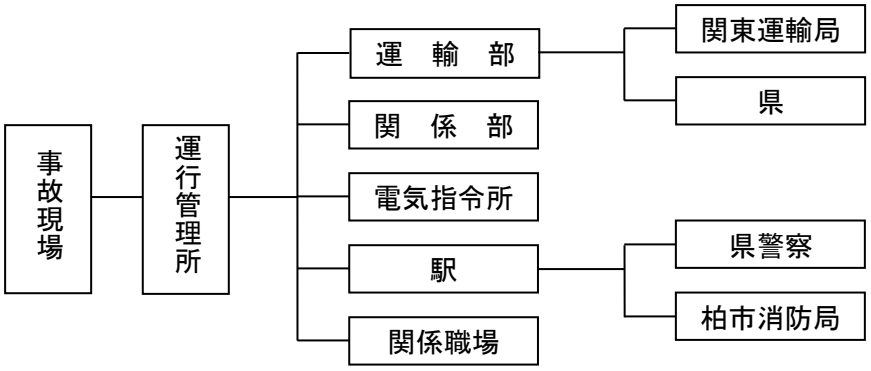
相互協力・派遣要請計画	(1) 事故の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。 (2) 応急措置を実施するため必要があると認めたときは、知事に対して自衛隊の派遣要請を行うものとする。
住民等への情報伝達体制	応急災害対策実施の理解を得るため、必要に応じて防災行政無線、広報車及び報道機関等を通じて、周辺居住者、事業所及び通行者等に対し次のとおり広報を行う。 (1) 被害の発生状況 (2) 市及び関係機関の実施する応急対策の概要 (3) 避難指示等の避難情報の伝達及び避難先の指示 (4) 地域住民及び事業所への協力依頼 (5) その他必要と思われる事項 報道機関への対応は、事故の原因者と密接な連携のもとに、毎日指定する時間に広報部が設定する共同記者会見方式で報道機関への発表を行う。この記者発表は本部長が行う。
消火活動	火災の発生を覚知したときは、速やかに消火活動を実施する。
救助・救急活動	(1) 必要に応じ民間からの協力により救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助及び救急活動を行う。 (2) 必要に応じて事故現場付近に応急救護所を開設する。医療機関は、負傷者に対して医療活動を行うとともに、相互に密接な情報交換を行い、必要に応じて他の医療機関等に協力を求める。
警戒活動、交通規制活動	柏警察署は、関係機関の協力のもとに災害現場周辺における社会秩序の維持に万全を期すため、警戒活動、交通規制活動を実施する。
交通対策活動	交通の安全、緊急輸送道路の確保を図るため、当該災害現場周辺の交通対策活動を実施する。
避難活動	(1) 事故災害が発生したときは、市及び柏警察署等は、人命の安全を第一に適切な避難誘導を行う。 (2) 必要に応じて乗客等の一時的な避難所を開設する。
医療・救護、防疫活動	震災編に定めるところによる。
代替交通手段の確保	鉄道事業者は、事故災害が発生したときは、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。

資料 160　鉄道災害時の情報伝達系統図

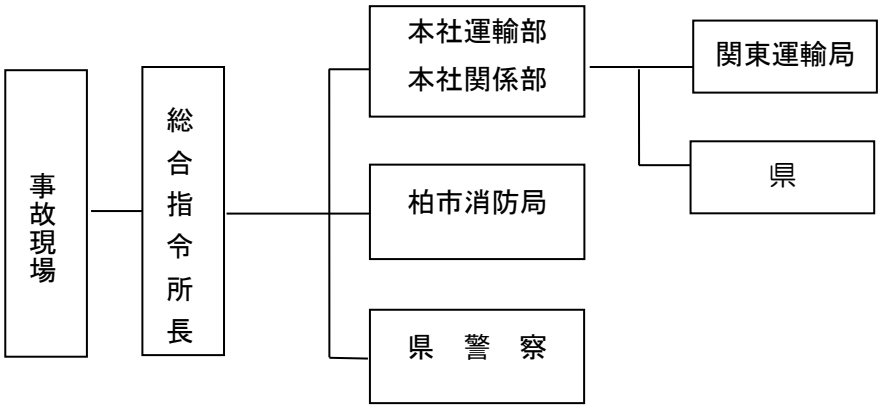


資料 161　鉄道事業者による応急・復旧対策の概要

事　業　者	応　急　・　復　旧　対　策　の　概　要
東日本旅客鉄道㈱ 千葉支社	輸送に大きな影響を及ぼす事故等が発生した場合または、災害発生の恐れが予測される場合は、「運転事故応急復旧処理手続き」に基づき、対策本部・現地対策本部を設置し、迅速・確実な復旧を行う。 事故発生時の処置 (1) 事故等が発生した場合は、併発事故の防止に努めるとともに、救助・救命を最優先に行う。 (2) 復旧に当たっては旅客の安全を第一に対処する。 (3) 事故等が発生した場合は、警察・消防等の関係機関と一致協力し対処する。 ［情報連絡体制］ 鉄道事故情報等の連絡 【鉄道の事故発生時の連絡系統図】  大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。

事　業　者	応　急　・　復　旧　対　策　の　概　要
東武鉄道㈱	列車事故により多数の死傷者が発生（発生が見込まれる）した場合、又は、社会的に影響が高い事故等の時、関係乗務員、駅係員は、「運転取扱実施基準」「災害対策規程」「鉄道事業本部事故・災害等対策規程」「鉄道事業本部防災規程」「鉄道運転事故応急処理手続」に基づき、乗客の安全確保を第一とし、負傷者が発生した場合は、協力して救出・救助等適切機敏な処置をとる。 また、災害の発生に際し、的確な処理を行うため、社内及び関係機関と密接な情報連絡をとり、情報の収集に努めるとともに復旧の迅速、適切化を図る。 ［災害時の活動組織の編成計画］ (1) 災害対策本部 大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、鉄道事業本部長を対策本部長として、本社内に災害対策本部を設置する。 (2) 現地対策本部 特に大きな災害が発生した現場には、必要により現地対策本部を設置する。 (3) 災害対策総本部 (1)の鉄道事業本部における災害対策本部によりがたい重大な事象が発生した場合等は、社長を総本部長として本社に災害対策総本部を設置する。 ［情報連絡体制］  大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び市消防局に連絡する。

資料 161 鉄道事業者による応急･復旧対策の概要

事　業　者	応　急　・　復　旧　対　策　の　概　要
首都圏新都市鉄道㈱	事故等が発生した場合には、人命の救助を最優先し、負傷者の救出及び避難誘導に最善を尽くし、敏速かつ適切な処理により併発事故を防止し早期復旧及び輸送の確保を図る。 (1) 事故対策本部の設置 事故及び輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態が発生した場合には、事故・災害対策規程に基づき事故対策本部長が本社に事故対策本部、事故発生場所に現地対策本部を設置し、社員を非常招集して応急活動を行う。 [情報の連絡体制] 

資料 162　道路災害対策における応急対策事項

1　輸送事業者

緊急通報（運転手等）	輸送事業者は、当該輸送車両から、危険物等の流出事故が発生した時は、直ちに 119 番で消防局に連絡するとともに、防除活動が適切に行われるため、流出した危険物等の名称及び措置の方法を伝達する。
拡散防止及び防除（運転手等）	輸送事業者は、消防局が到着するまでの間、事故現場周辺の安全確保、危険物等の適切な拡散防止及び防除を実施するものとする。

2　県、市及びその他関係機関

災害通報	119 番通報を受けたときは、防除活動のため現場に出動する職員等に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置について伝達する等職員の安全管理を徹底する。
連絡	市消防局は、事故発生の情報を市防災安全課及び他の防災関係機関に連絡する。
消防活動	危険物等の特性に応じた消防活動を速やかに実施する。
交通対策活動	交通の安全、緊急輸送道路の確保のため、当該事故現場周辺の交通対策活動を実施する。
警戒活動、交通規制活動	柏警察署は、当該事故現場周辺における社会秩序の維持に万全を期すため、警戒活動、交通規制活動を実施する。
避難活動	市長は、流出した危険物等の性質、流出量及び気象条件等を勘案し、被害の拡大を防止するため、災害対策基本法に基づく警戒区域の設定を行い、地域住民及び周辺の学校、事業所に対し、避難指示等の措置を講じるものとする。 (1) 災害が発生したときは、柏警察署等は、必要に応じて人命の安全を第一に速やかに適切な避難誘導を行う。 (2) 避難誘導に当たっては、避難場所、避難経路、災害の概要その他避難に関する情報の提供に努めるものとする。 (3) 必要に応じて被害の及ぶ恐れのない場所に避難所を開設する。 (4) その他避難対策の実施については、震災編に定めるところによる。
広報活動	市並びに柏警察署は、地域住民等の民心の安定のため、流出した危険物等の情報及び被害拡大の防止について、防災行政無線及び広報車両等を使用して、警戒及び安心情報を広報する。また、必要に応じて被災状況などについて、毎日指定する時間に広報部が設定する共同記者会見方式で報道機関への発表を行う。
応急医療・救護活動	多数の傷病者等が発生した場合は、直ちに震災編に定めるところにより、医療・救護活動を実施する。 医療機関は、傷病者に対して医療活動を行うとともに、相互に密接な情報交換を行い、必要に応じて他の医療機関等に協力を求める。

常磐自動車道上の消防活動	常磐自動車道における柏市地域の活動消防機関は、常磐自動車道三郷、北茨城インターチェンジ間における「茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定書」に基づき、次のとおり定めている。

方面	IC 名		担当消防機関		IC 名		担当消防機関		IC 名
下り線	流山 IC	→	流山市消防本部	→	柏 IC	→	柏市消防局	→	谷和原 IC
上り線	流山 IC	←	柏市消防局	←	柏 IC	←	常総広域組合消防	←	谷和原 IC

資料 163　水道水質事故対策における応急対策事項

情報収集・伝達	(1) 北千葉広域水道企業団は、利根川水系に水質事故が発生し、又は発生の恐れがある場合、直ちに状況を市（上下水道局）に伝達する。 (2) 市（上下水道局）は、北千葉広域水道企業団が供水・取水停止の可能性がある場合や水道施設で設備故障等が発生し、給水停止の可能性がある場合、上下水道局災害対策本部を設置し今後の事態予測を行うとともに、防災・広報担当部署に報告する。 (3) 状況に応じて、市（危機管理部）は災害対策本部を設置して、市内部の情報共有に努める。 (4) 関係機関に給水停止情報を伝達するとともに、市民への広報活動を実施する。 (5) 市（上下水道局）、市役所本庁舎にコールセンターを開設する。 (6) 情報の迅速・円滑な共有化を目指すため、市（上下水道局）と防災・広報担当部署の職員を情報連絡要員として相互に派遣する。
応急給水の準備・実施	(1) 給水所が立地する施設管理者に対し、情報伝達と協力要請を行なうとともに、柏市管工事協同組合等や地域住民に応急給水活動への協力を要請する。 (2) 応急給水箇所における給水活動については、市（上下水道局）の指示により、断水地域等の地区災害対策本部が対応することとし、耐震性井戸付貯水装置は市の応援職員、耐震性貯水槽と水源地は市（上下水道局）職員及び柏市管工事協同組合、給水タンクは市（上下水道局）職員が主に担当し、応急給水を実施する。給水にあたっては、原則として 1 人 1 日当たり 3 リットルとし、人員整理・交通整理を的確に実施する。特に、小・中学校については児童・生徒の安全を確保するため、車の通行ルートや駐車スペースを明確にする。 (3) 災害拠点病院等については、優先性を考慮し、給水車を配車の上、優先給水を行なう。 (4) 応援に駆けつけた他水道事業体の給水活動については、市（上下水道局）の指示により、優先性を考慮して行う。 (5) ペットボトル飲料水については、地域住民の協力の下、給水所での受け取りが困難な要配慮者等に配付する。
給水体制	(1) 給水拠点の整備 飲料水、生活用水については、災害用井戸や耐震性貯水槽の整備、民間協定井戸や水道施設（水源地）の活用により確保する。 また、飲料水・生活用水の一層の確保を目指し、民間事業者の保有井戸や家庭用井戸を地域の給水資源として活用できるよう推進する。 (2) 給水支援対策 ア　優先給水 人命保護に係る医療機関等に優先的に給水車を配車するため、予め各医療機関における次の事項を事前に把握し、優先性を考慮した給水体制を整える。 ■災害拠点病院及び災害医療協力病院指定の有無 ■透析医療の有無 ■産婦人科の有無 ■受水槽の容量 ■井戸水の利用状況 イ　要配慮者対策 給水所に出向くことが困難な高齢者や要配慮者に対し、平常時の備蓄徹底を促すとともに、備蓄の不足に備え、町会・自治会・区等や福祉関係団体との連携により、ペットボトル飲料水等の配給体制を構築する。
応援要請・受援体制	千葉県水政課や日本水道協会千葉県支部等に、給水車による応急給水の要請を行う。給水車の配車は災害拠点病院及び災害医療協力病院等の応急給水優先病院、給水タンクによる応急給水拠点に行う。
応急給水の終了･にごり水対策等	(1) 断水解消時間を推計し、にごり水対策を含めた情報について市民への広報活動を実施する。 (2) にごり水の解消のため、本管の排水作業を実施する。

資料 164　富士山等の噴火に伴う降灰対策の配備体制

千葉県が作成している「富士山等の噴火に伴う降灰対策に関する対応指針（令和８年３月）」に記載されている噴火発生時の配備体制に基づき、本市も配備体制をとることとする。

情報収集体制	気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された場合に、千葉県は情報収集体制配備の検討を行う。本市は震災編に定めるところにより「情報収集体制」をとる。 ・危機管理部は、各部局に情報伝達をし、被害情報の報告を依頼する。 ・危機管理部及び各部局は、被害情報の収集をする。 ・各部局は、火山灰が降る前にとるべき対応を実施する。
警戒配備（警戒本部）	気象庁から「噴火警報」が発表された場合に、千葉県は地震、風水害災害の対応に準じて、情報収集体制を配備する。本市は震災編に定めるところにより「警戒配備体制」をとり、危機管理部及び体制に必要な職員は、「警戒本部」を設置して対応する。 ・危機管理部及び各部局は、被害情報の収集をする。 ・各部局は、火山灰が降る前にとるべき対応を実施する。
非常配備（災害対策本部設置の検討）	・降灰予報（速報）情報において、千葉県内に「やや多量※」以上の降灰が予測され、広域的な被害の発生が想定された場合、本市は震災編に定めるところにより「災害対策本部」の設置を検討する。降灰予報で使用する降灰量階級については、前述の「2　火山情報　(4)降灰予報」を参照。 ※（0.1mm≦厚さ≦1mm）【注意】火山灰が降っていることが明らかになり、路面標示(白線)が見えにくくなる。 ・千葉県は、「降灰予報（速報)」で、1 時間以内に予想される降灰量が「やや多量」以上の市町村に対して、情報連絡員（リエゾン）を派遣することになっている。
富士山以外の火山への対応	富士山以外の火山（火山島含む）の噴火の場合は、気象庁から発表される「降灰予報（速報)」又は「降灰予報（詳細)」の発表で、千葉県内に降灰が「少量」の場合、千葉県は情報収集体制となり、本市は震災編に定めるところにより「情報収集体制」をとる。 また、その後の気象庁発表を参考にし、「警戒本部」又は「災害対策本部」を設置して対応する。

資料 165　富士山等の噴火に伴う降灰対策事項

1　降灰に関する情報の発信

降灰状況の周知	気象庁が、柏市内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは市内に降灰があったときには、市は降灰分布を把握するとともに、銚子地方気象台等から降灰に関する風向き・風速の情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民へ周知する。 なお、情報の発信手段は、「震災編第 1 章応急対策計画第 3 節　災害時広報」に準じる。
住民への呼びかけ、注意喚起	降灰が予測される場合、市は、降灰時にとるべき行動を住民に発信する。 【降灰時にとるべき行動（例）】 ・住宅内に火山灰が入らないようにドアや窓を閉める。洗濯物は外に干さない。 ・湿ったタオルをドアの隙間や通気口に置く。隙間風が入る窓にはテープを張る。 ・壊れやすい電化製品にカバーをして、周囲の火山灰が完全になくなるまでカバーを外さない。 ・下水がつまらないように、雨どいや配水管を排水溝からはずす。排水溝もつまらないように、火山灰と水が地面に流れるような状態にする。 ・外出時は、マスクやゴーグルを着用し、必要に応じて傘を使ったり、ハンカチ等で口元を覆ったりして、目やのどを保護する。 ・自動車の運転時は、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパー（※）を使用して、視界を確保する。また、路面が滑りやすくなるため、スリップに注意する。 ※ワイパーをいきなり作動させるとフロントガラスを傷つけることがある。走行前に火山灰を払落し、ウインドウウオッシャー液等で洗い流してからは作動させる。 【降灰中の注意喚起例】 ・パニックに陥らず、冷静に行動する。 ・外出はなるべく控え、帰宅時は、うがい、手洗い、洗顔等を行う。 ・マスクやハンカチ、もしくは衣類で鼻と口を覆う。 ・コンタクトレンズは付けない。 ・可能な限り自動車の運転は避ける。

2 医療・救護

以下に記載のない項目は、「震災編第 1 章第 6 節 医療・救護」に準じて実施する。

大気環境濃度の測定と情報提供等の実施	・火山灰の一部である浮遊粒子状物質や火山性のガスである二酸化硫黄等の大気中の濃度を県が測定した結果を受け、その状況を公表する。 ・浮遊粒子状物質や二酸化硫黄等が高濃度となった場合に、住民に注意喚起を行う。
水質汚濁への対応	・降灰や流出水により、公共用水域に異常水質が発生した際は、「千葉県異常水質対策要領」に基づき、県からの情報提供を受け、県と連絡調整を行う。
健康への影響に関する情報提供・相談対応の実施	・降灰による健康への影響に係る問合せへの対応を実施する。 ・心の健康、精神疾患及び精神科医療、依存症など精神保健福祉全般に関する電話相談等を実施する。 ・外出が困難な状況下での運動不足等について、ホームページ等で注意喚起を実施する。 ・医療機関、福祉施設等へ降灰による健康への影響に係る情報を提供する。 ・食品への影響に関する情報提供と相談業務を行う。
医療機関･福祉施設等への支援の実施	・医療機関、福祉施設等の被害状況を把握する。 ・県と連携し、被害や交通規制等の情報を収集する。 ・県から派遣される災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）等と協力して活動を行う。 ・県と連携し、停電時の電源車、給水車の派遣、非常用発電機の燃料確保及び食糧を含む物資支援を実施する。 ・県の緊急支援が必要な在宅療養患者の状況を確認する。 ・緊急に入院が必要な住民等に対し、適切な診療体制の確保に努める。（搬送手段の確保など、交通関連の支援との連携） ・県、関係団体、関係機関と連携し、医薬品及び医療資器材の需給状況について情報収集を行い、相互提供するとともに、関係機関へも提供する。

3 避難所開設・運営

堆積した降灰の荷重が原因で住宅が倒壊した住民を収容するため、避難所を開設･運営する。なお、開設・運営にあたっては、「震災編第 1 章第 9 節第 3 避難所の開設・運営」に準じる。

ただし、避難所の運営にあたっては、降灰による呼吸器、目や皮膚への影響といった被災者の健康状態に配慮するとともに、健康相談や健康診断が行える人員の配置に努める。

また、大量の降灰により浄水場の配水処理能力が低下することで、給水量の減少が予想される場合には、速やかに、避難所への給水体制を確立させる。

4 ライフライン・道路等の応急復旧

以下に記載のない項目は、「震災編第 1 章第 15 節 ライフライン応急対策」に準じて実施する。

また、過去の噴火事例にて以下のような被害が報告されているため、降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各施設の管理者が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を取る。

施設・設備	被害事例
電気設備	火山灰の荷重により、電線が切れる 雨を含んだ火山灰が、碍子に付着して絶縁不良を起こしてショートする
上水道	水道施設内のろ過池への降灰により、濁水となり取水ができなくなる 火山灰は火山ガスが付着しているため、状況によっては、水中のフッ素や塩素等の値が上昇する
下水道	火山灰が下水道管に溜まり、流れが悪くなる
道路	火山灰が側溝に溜まり、流れが悪くなる
鉄道	分岐器に火山灰が堆積し、運行に支障が出る

停電･通信障害への対応	ア 停電への対応の実施 ･電力事業者からの停電状況、被害状況及び復旧見込み等の情報収集を実施する。 ･県と連携し、重要施設への継続的な電力維持の支援（非常用発電機への燃料供給等）を実施する。 ･必要に応じて、県へ備蓄発電機の貸出を要請する。 イ 通信障害への対応の実施 ･通信事業者からの障害状況、被害状況及び復旧見込み等の情報収集を実施する。 ･県と連携し、停電エリアの基地局に対して、非常用発電機への燃料供給等を実施する。
上下水道への影響	ア 上水道における対応 ･住民に対し、問い合わせ窓口を提示する。 ･県内水道事業体からの応援要請があった場合、資機材の供出、浄水薬品や水質検査、応援給水等の調整を実施する。 ･薬品等の物資の運搬や応援給水に係る輸送経路及び、火山灰を含んだ浄水汚泥の処理について、災害対策本部と協議・調整及び情報共有を行う。 イ 下水道における対応 ･県や災害応急対策の協定締結先と連携し管渠、調整池等の降灰除去を実施する。
道路への影響	ア 通行規制の検討と実施 ･交通事故等の恐れがある場合は、警察と連携し通行規制を実施する。 イ 降灰除去の実施 ･県や協定事業者（路面清掃車、散水車保有業者）と連携し路面及び側溝の降灰の除去を実施する。 ･平時から路面清掃車等の保有状況を把握する。 ･処理能力の不足が見込まれる場合は、国土交通省や他の自治体に応援要請を行う。 ･優先路線（緊急輸送道路等）から降灰除去を実施する。 ･降灰処分候補地の事前検討を行い、道路の降灰仮置き場の確保に努める。 ウ 通行の支障となる放置車両の移動 ･放置車両を路肩等へ移動する。 ･放置車両の所有者へ移動するよう依頼する。

帰宅困難者対策	・公共交通機関の計画運休の情報、被災状況、運行情報等の収集を行う。 ・県と連携し、駅前滞留者の一時滞在施設への誘導、混乱が収束した後の帰宅支援を実施する。

5　降灰の処理

火山灰の除去	火山灰の除去は、原則として土地の所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。 道路の降灰については、緊急輸送道路等を優先して処理することとし、緊急性がある場合には、道路管理者間で調整を行うことで、速やかな除灰を行う。また、上下水道施設における降灰についても、速やかに除去を行う。 ※これまでの事例では、堆積した火山灰は、基本的には土砂として、道路やライフライン等の施設管理者（宅地から排出された火山灰は市町村）において、それぞれ処分されている。処理の方法は、土捨て場への捨土や埋立てであった。
降灰の収集	各家庭から排出された灰の回収については、市が実施するものとし、集積所の情報及び排出の方法について、広報等を通じて住民に周知する。 また、各事業者から排出された灰の処理については、各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。
処理方法等	ア　仮置き場・処分場の設置 市は、必要に応じて、火山灰の一時保管場所及び処分場所を設置する。 イ　災害廃棄物処理の支援要請 火山灰の堆積による家屋の破損・倒壊等が想定される場合は、県と連携の上、市内の災害廃棄物発生状況を把握し、県に対して助言等を求めるとともに、広域支援を依頼する。 ウ　一般廃棄物処理の支援 降灰に伴う停電等により市の一般廃棄物処理施設が停止した場合は、災害時応援協定等に基づき、他市町村や民間の施設を活用した広域処理体制の構築を検討する。 県内の広域処理体制では対応が困難な場合は、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会等を通じて、県から国・周辺都県等へ支援を要請する。 降灰に伴う道路交通障害等により市の一般廃棄物回収が困難になった場合は、各家庭でごみを保管するよう広報する。

6　被災者対策・住民生活への影響

住家が破損、倒壊した住民に対する支援	家が破損した住民に対し、損壊部分を保護するブルーシートを提供する。 住家の倒壊により居住が困難となり避難した住民に対し、県の支援も得ながら、不足する物資を支援する。 住家が倒壊し、居住が困難となった住民に対し、一時的に市営住宅の空き住戸の提供を検討する。 火山灰の積灰による家屋等の倒壊等により、災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理を行う。
生活必需品の円滑な流通の確保と正確な情報の提供	住民が落ち着いた消費行動がとれるよう、正確な情報の収集と提供及び注意喚起を行う。 また、噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されることがないよう監視や指導を行うことで、住民や事業者に冷静な行動を求める。
農業者への支援	農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成が阻害され、農

	作物の生育を妨げることから、市は、付着した火山灰をできるだけ速やかに除去するように支援する。 また、火山灰が土壌に多量に混入すると土壌の理化学性が悪化し、作物の生育に悪影響をもたらす。そのため、被害状況に応じて、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の指導を行う。
災害等に便乗した消費者被害の防止	災害後に起こり得る消費者トラブルや悪徳商法の被害等に対してホームページや広報紙の他、エックス等 SNS を通じた注意喚起を行う。
広域一時滞在	火山の噴火により、広域避難を余儀なくされる他都道府県の知事から、県を通じて避難者の受入れの要請があった場合は、必要に応じて、避難所を確保するとともに、避難者を受け入れるものとする。

資料 166　放射性物質事故の応急対策事項

1　事業者による活動

放射性物質取扱事業所における事故	放射性物質取扱事業者は、作業従事者等の安全を確保するとともに迅速に消火活動を行うものとする。 放射性物質取扱事業者は、汚染の広がりの防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講ずるものとする。
放射性物質運搬中における事故	原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託されたものは、立入制限区域の設定、汚染、漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、放射性物質事故の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行うものとする。また、上記以外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行うものとする。

2　市による活動

消火活動	市（消防局）は、事業者からの情報や専門家等の意見をもとに、消火方法を決定するとともに、被災者及び職員の安全確保に努め迅速に対応するものとする。
救助・救急活動	市（消防局）及びその他関係機関は、その役割に応じて被ばく者、負傷者への救助・救急活動を実施する。また、市は広域支援が必要と認める場合は、医療機関等に対し、患者受け入れを要請し、消防局等により傷病者等を迅速に医療機関に搬送する。
退避誘導	周辺住民等の退避が必要な事態が発生した場合は、速やかに退避施設を決定するとともに住民への周知及び退避施設への誘導を実施する。
汚染状況検査	事故現場周辺の汚染状況を迅速に検査するとともに、国・県の指示または指導・助言等に基づき、周辺住民等に対する検査を実施する。

３　緊急時における放射線モニタリング活動

県が設置しているモニタリングポストのデータ等を活用して空間放射線量率を把握するとともに、県と連携しながら専門家の指導や助言のもと、放射線測定器等による緊急時のモニタリング活動を実施する等、放射性物質による環境への影響等について把握するものとする。

４　広報活動

放射性物質事故が発生した場合、モニタリング結果等の情報を迅速かつ的確に広報するとともに、住民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

資料 167　ＯＩＬと防護措置について

原子力災害対策指針（令和 6 年 9 月 11 日修正）より

	基準の種類	基準の概要	初期設定値			防護措置の概要
緊急防護措置	ＯＩＬ1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h（地上 1m で計測した場合の空間放射線量率）			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	ＯＩＬ4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40，000 cpm（皮膚から数 cm での検出器の計数率）			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
			β線：13，000cpm【1 ヶ月後の値】（皮膚から数 cm での検出器の計数率）			
早期防護措置	ＯＩＬ2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h（地上 1m で計測した場合の空間放射線量率）			1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに 1 週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	ＯＩＬ6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h（地上 1m で計測した場合の空間放射線量率）			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	ＯＩＬ6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2，000Bq/kg	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

（単位：μSv/h＝毎時マイクロシーベルト、Bq/kg＝ベクレル）

資料 168　食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対 象	飲料水	牛乳	乳児用食品	一般食品
放射性セシウム（セシウム134及びセシウム137）	10 Bq/kg	50 Bq/kg	50 Bq/kg	100 Bq/kg



柏市地域防災計画（資料編）
令和９年３月
発行／柏市防災会議　　編集／柏市危機管理部危機管理政策課